

第五部

労働・社会政策

I 労働政策

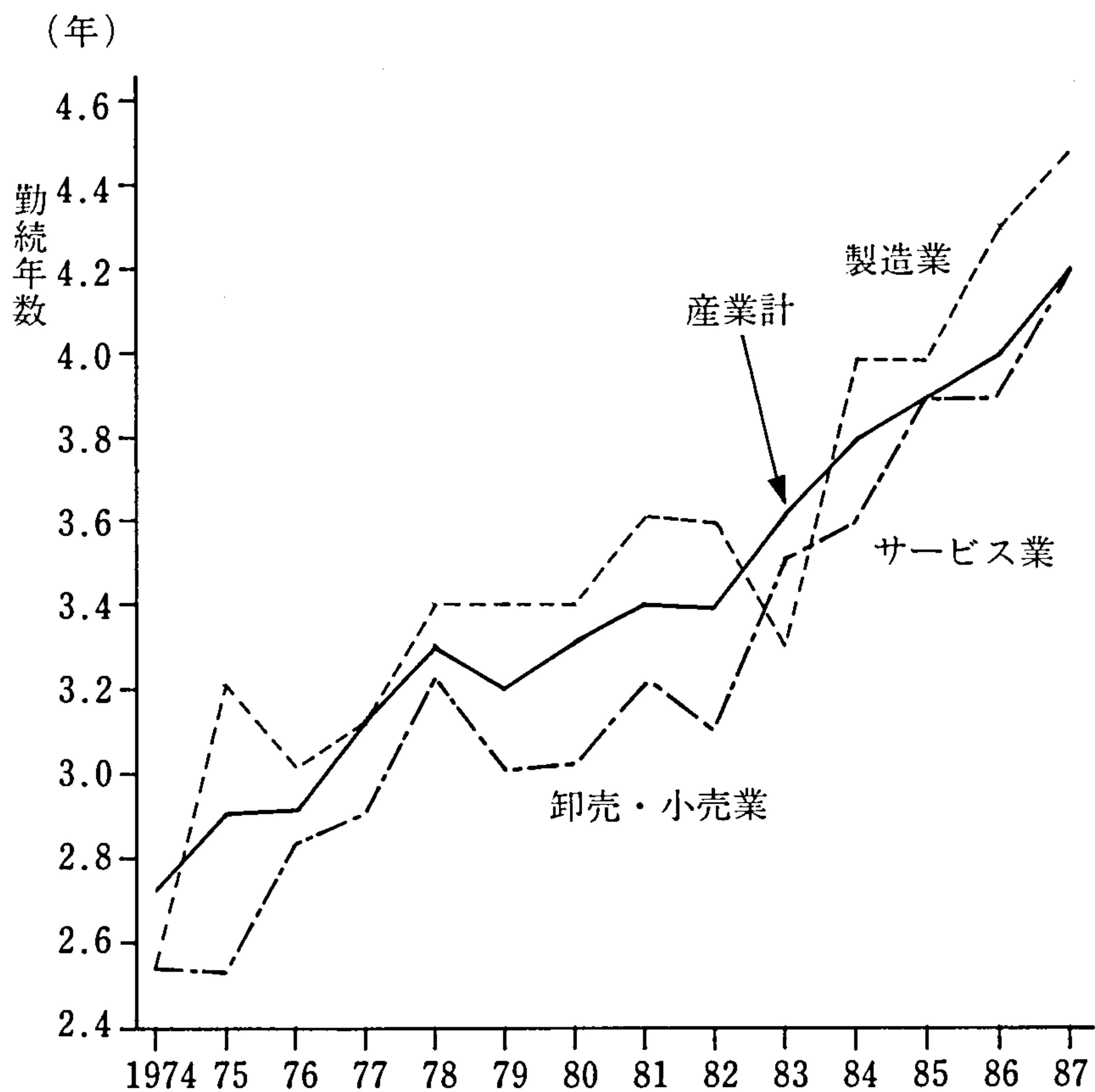
外国人労働者問題で入管法改定

単純労働者の入国認めず

増大するパートにせまられる行政上の対応

91年度週44時間制など時短スケジュール設定

女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移



〔出所〕労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）サービス業は76年以降を示している。

概況

☆ 一九八九年は、大型景気が持続したため、全体としては労働力不足が顕著となり、また、死亡災害が増えるといった事態が生じた。人材不足対策や災害防止の緊急対策も講じられたが、政策の重点は従来からの構造対策におかれた。恒例の、国会における労働大臣の所信表明は、労働政策の概要を提示する性格のものであるが、その第一の柱は、経済構造の転換と就業形態の多様化に対応する雇用対策であった。

☆ 多様な就業形態のなかで量的に最も多いパートタイム労働については、『労働白書』もテーマとしてとりあげ、強い関心を示した。その対策について、政策上の検討がおこなわれていたが、立法は見送り、従来の行政指導を改定し、告示という形式で方針を示すこととなった。

☆ 労働時間短縮は、このところ、政府として重要な政策課題となっており、政策のタイム・スケジュールも設定されている。政府は行政措置によって、計画を実現しようとしており、八九年も、コンセンサスの形成、多様な宣伝、指導などがおこなわれた。また、時間外労働の限度に関する目安指針の告示が改定され、年間の限度が新たに四五〇時間と定められた。

☆ 高齢化対策としては、公的年金の支給開始年齢が六五歳に引き上げられることが政府の目標となったことから、六〇歳台前

半層の雇用対策が問題となってきた。高齢者雇用は『労働白書』のもう一つのテーマでもあった。労働省は「長寿社会雇用ビジョン」をつくるため、研究会を設置した。研究会は予算編成と関連して、当面の対策を八月にまとめた。

☆ 労働者の安全・健康の保護の分野では、改正労働安全衛生法が健康の保持増進について新たな規定をおいたことから、その推進の努力がなされた。また、高齢化・国際化に見合って、健康診断についての規定が改定された。

☆ 外国人労働者問題については、入管法が改正されて、受け入れ職種の範囲が拡大する一方、不法就労に関し事業者にたいする罰則がおかれた。いわゆる単純労働者にたいしては、門戸は閉ざされたままである。労働省職業安定局は新たな対処基準を定めた。

☆ 第一一四国会には、雇用保険法等の改正、入管法の一部改正等、労働にかかわる四法案が提出され、そのうち三法案が成立し、入管法改正は継続審議後、第一一六国会で成立した。雇用保険法等の改正は、パートタイム労働者にたいする適用と給付に関する規定と、雇用保険の事業を再編強化する内容である。

概況

1 八九年度労働政策の概要

■ 労働大臣の所信表明

第一一四国会では、竹下内閣の丹羽兵助労働大臣が八九年五月一八日衆議院社会労働委員会で、宇野内閣の堀内光雄労働大臣が六月一六日参議院社会労働委員会で、それぞれ同内容の所信表明をおこなった。

政策は、経済構造の転換、高齢化、就業形態の多様化を意識したもので、従来と大きな変化はない。労働力不足下ではあるが、地域雇用対策をかかげたこと、リフレッシュ休暇の普及、長寿社会、ビジョン策定にふれたことなどが新しく、また、リクルート事件に労働省幹部が関与していたことに関し、労働行政の信頼を損なったことは「残念」であるが、大臣が先頭に立って対処する所存であるとした。

〔丹羽兵助労働大臣の所信表明（衆議院社会労働委員会）〕

……今日、我が国経済社会は順調な発展を遂げておりますが、一方では経済構造の転換、高齢化社会の進展、就業形態の多様化など種々の変化に直面しております。このような社会構造変化に対応し、社会の活力を維持するとともに、我が国の経済的地位にふさわしい豊かな勤労者生活を実現するため、次の事項に重点を置きつつ労働行政を積極的に推進してまいりたいと考えております。

第一は、経済構造転換と就業形態の多様化に対応した雇用対策でござ

います。

現在、雇用情勢は全国的に改善していますが、地域においてはなお改善が緩やかなものもあり、地域間格差が拡大しております。このため地域における雇用対策を強力に進めることとし、地域雇用開発プロジェクトへの援助、人材の地方還流の促進など、地域において効果的な雇用機会の開発を行うこととしております。

また、サービス経済化の進展、女子の職場進出等によりパートタイム労働者が増加していることに伴い、パートタイム労働者について雇用保険の適用を拡大するとともに、パートタイム労働に対する指導を強化するなど、総合的な対策を行うこととしております。

これらの施策を円滑に実施し、経済構造調整期における経済変動に機動的に対応するため、雇用保険四事業の再編とあわせ、パートタイム労働者への適用拡大を行うための雇用保険等の改正を内容とする法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

第二は、労働時間短縮、労働者の安全衛生対策と勤労者福祉向上対策でございます。

労働時間短縮は、ゆとりある豊かな勤労者生活を実現するため政府全体として取り組むべき課題でございます。昨年決定されました「経済運営五カ年計画」でうたわれております目標の実現に向け、中小企業に対する援助等にも十分配慮しつつ、完全週休二日制の普及等労働時間短縮に積極的に取り組むこととしております。

また、労働者の安全衛生対策は働く人々のみならずその家族にとっても欠くことのできないものでございます。安全衛生の確保、労働者の健康の保持増進のため事業主に対する指導援助を充実するとともに、特に最近の死亡災害の増加にかんがみ労働災害の防止を一層推進することとしております。

さらに、中小企業勤労者のための中小企業勤労者総合福祉推進事業を拡充するとともに、心身両面のリフレッシュを図るためのリフレッシュ休暇制度の普及促進など、勤労者福祉の向上を図ることといたしております。

勤労者財産形成促進制度についても改善を行いつつ、制度の利用促進

を進めてまいります。

第三は、本格的な高齢化社会の到来への対応でございます。

今後とも我が国が経済社会の活力を維持していくためには、六十五歳程度までの雇用就業の場の確保が極めて重要な国民的課題となっております。このため、人生八十年代時代にふさわしい雇用のあり方を示す長寿社会雇用ビジョンの策定を行うこととしているほか、継続雇用の促進、再就職の促進等の施策を積極的に行ってまいります。また、職業生活からの引退を円滑に進めるためシルバー人材センターを拡充する一方、高齢者の能力活用のため、能力開発対策についても充実を図ることとしております。

第四は、障害者等特別な配慮を必要とする人々に対する職業生活援助対策でございます。

障害の重度化、多様化等困難の度をましておる障害者の雇用問題に的確に対応するため、リハビリテーション体制を充実強化するなどの対策を推進することとしております。

また、男女の雇用機会均等の確保対策を進めるほか、育児休業制度や女子再雇用制度の普及促進等女子労働者の就業に関する援助対策を推進することとしております。

一方、今後の経済社会の変化に的確に対応していくため、総合的調査研究体制の整備を図ることとしており、長年にわたって健全な労使関係の育成に貢献してきた日本労働協会についてその機能の見直しを内容とする法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

このような労働行政の展開に加え、我が国の国際的地位にふさわしい技術協力、外国人労働者の受け入れ問題についての的確な対応、急速な技術革新・情報化の進展及び経済社会の変化に対応するための職業能力開発対策を推進するとともに、良好な労使関係の維持発展を図るための環境づくりに努めてまいりたいと考えています。……

■ 一九八九年度労働省予算

八九年度予算案は、四月二十八日、自民党単独で可決、参議院で五月二八日に自然成立した。労働省予算は雇用情勢の好転を反映して、一般会計では前年度に比し微減したが、特別会計をふくむ全体では四兆九二三一億円で、対前年度比三・七％の増であった。予算の内容は、労働大臣所信表明の重点項目と基本的に対応している。おもな項目の八九年度予算と対前年度増減率は、以下のとおりである（△はマイナス）。

- ① 経済構造転換と就業形態の多様化に対応した労働対策の推進
一兆五八一六億円（△一％）
- ② 労働時間短縮等勤労者福祉向上対策 七一五億円（△四％）
- ③ 安全衛生の確保と労働条件の向上対策
一兆八五九億円（三％）
- ④ 本格的な高齢者社会の到来への対応
一九五〇億円（△一〇％）
- ⑤ 国際化の進展と外国人労働者問題への対応
一三一億円（三五％）

2 『労働白書』の公表

■ 全体の構成

労働省は、恒例の労働白書（『平成元年度版労働経済の分析』）を、八九年七月一八日、閣議へ報告するとともに公表した。これは八八年中の労働経済の動向を分析するとともに、高年齢者の雇用・就業および女子パートタイム労働をテーマとして分析している。

二つのテーマが選ばれた理由として、『白書』は、長期的に労働力人口の増加率が著しく低下するとともに、労働力人口の高齢化が進むため、労働力供給源としても女子および高齢者の有効利用が必要であり、この層の就業意欲に適合した条件を整える必要があることをあげている。

■ 六〇歳台前半層の雇用機会の確保

むすびにおいて、日本では高齢者の就業意欲は高く、また被用者年金支給開始年齢の引き上げが不可避なので、六〇歳台前半層の雇用機会確保が緊急の課題であるとし、とるべき対策について検討している。第一に、この層について継続雇用を図ることをあげる。六〇歳台前半の雇用の必要性について社会的コンセンサスをつくり上げ、個別企業、企業グループで継続雇用を図っていくべきである。同時に、高齢者急増時代に見合う人事管理の変更と能力開発が企業

全体としておこなわれること、職務再設計や職場開発、高年齢労働者の健康保持や労働災害の防止を図ることが必要であるとしている。

第二に、六〇歳台前半層の必要に適合した短時間就業機会の確保、シルバー人材センターの拡充、企業年金の活用など、高齢者の就業をめぐる必要に対応することが必要である。

第三に、六〇歳定年を完全に定着させるとともに、早期退職優遇措置により形骸化しないようにすることをあげる。

第四に、高齢者の再就職の促進をあげている。

■ 女子パートタイム労働問題

パートタイム労働については、六月の労働省告示にともない、施策が示されていることに注意を喚起しつつ、次の課題をあげた。

第一に、雇用変動が大きく、雇用不安感をもっているので、雇用安定のための対策が必要であるとしている。内容としては、雇用保険制度の適用、解雇予告、職業情報の提供や職業紹介体制の充実などである。

第二に、パートタイム労働者の賃金、賞与、退職金が、一般労働者との比較で劣っているが、それが一般労働者との不合理な差別の結果でないようにすること等を求めている。

第三に、労働時間その他の労働条件について改善を図ることを指摘している。パートタイム労働者の労働時間が国際比較としても長いことや、採用時にはないはずの残業をしている者があること、パートタイマーの名称で一般労働者と変わらない者があること等の問題を指摘している。

3 労働市場および職業能力開発政策

■ 八九年度年次雇用計画

労働省は、一九八九年四月、例年のように雇用の見通しと職業安定行政の重点施策——年次雇用計画を策定した。八九年度の雇用の見通しとしては、全体としては求人超過の状況にあるが、一部地域、高年齢層において過剰が、他方、一部業種、地域に人手不足感がみられ、構造変化が進展するなかで労働力需給の不適合の増大も懸念されている。

職業安定行政として取り組むべき年度間の重点施策として次の項目をあげた。

- ① 本格的高齢化社会到来への対応……高年齢者の雇用安定が国民的課題であると認識し、六〇歳台前半層対策を中心に取り組む。「長寿社会雇用ビジョン」を策定する。
- ② 総合的地域対策の推進……地域間の雇用格差は依然として大きいので、地域の特性を活かした雇用機会の開発、東京一極集中のもとで人材の地方還流を図る。
- ③ 人材確保が必要とされる分野の雇用対策の推進……雇用拡大分野での人材確保、地場産業での不足に対応する、「特定業種人材確保事業」を実施する。
- ④ 雇用保険制度の改善……パートタイム労働者の特例給付と適

用拡大、雇用保険事業の再編（本年鑑三八七参照）。

- ⑤ 障害者対策の推進
 - ⑥ 外国人労働者問題への対応（本年鑑三九〇頁参照）。
- そのほか、労働力の需給調整機能の強化、関係機関・施策等との連携の強化をあげている。

■ 「長寿社会雇用ビジョン」の検討

年次雇用計画にある「長寿社会雇用ビジョン」を策定するため、労働省職業安定局長の依頼で、労使・学識経験者による「長寿社会雇用ビジョン研究会」（座長 白井泰四郎雇用職業総合研究所所長）が、八九年六月九日に初会合した。新聞発表によれば、この研究会は八九年度末を目途にビジョンをまとめる予定であるが、八月八日、「高年齢者の雇用確保のための当面の課題について」まとめた。これは、九〇年度予算編成の基礎となる考え方を示そうとしたものである。内容は以下のとおりである。

- ① 六五歳までの雇用機会の確保……事業主の努力を求めるとともに、国としても助成措置の改善を図り、地域高年齢雇用開発を推進し、職業能力開発の推進を図ることが必要である。
- ② 六〇歳定年の定着化。
- ③ 高年齢離職者の再就職の促進。
- ④ シルバー人材センターの拡充、短時間勤務や在宅勤務等の活用。
- ⑤ 六〇歳台前半で雇用労働を希望する層に機会を確保するため、法的整備も検討する。
- ⑤ については、その後、雇用審議会への諮問（一〇月二四日）に

たいし、高年齢者雇用安定法改正により六五歳までの雇用確保につき事業主に努力義務を課すること等の答申（一九九〇年三月一日）が出された。

■雇用促進をめざす助成金

年次雇用計画の重点①②③等にかかわる施策を具体化するものとして、新しい種類の助成金の導入等が、中央職業安定審議会の答申（八九年五月二一日）を得て、実施された。①「定年退職予定者等再就職援助促進助成金」（六〇歳以上で定年退職予定の者に公共職業訓練「事業主等に委託できる」を受けさせ、賃金を支払った事業主に賃金の四分の一「中小企業は三分の一」助成）の創設、②後述の「大規模雇用開発促進助成金制度」の創設。地域雇用開発助成金制度のうち一定の事業主に高率の助成。③季節労働者対策関係の制度改正。④「特定業種人材確保推進事業助成金制度」（地場産業など労働力の確保が困難となっている分野で、雇用管理改善のため各種事業をおこなう業界団体にたいして経費を助成）の創設。

②は、これまでにないタイプの大規模雇用開発事業である。都道府県の指導・推薦などのもとで、事業主が雇用機会増大の大規模プロジェクトを組み、労働大臣の計画認定を受け、一定のコントロールのもとで雇い入れ、事業開始後、直接雇用開発規模一〇〇人以上の場合二億五〇〇〇万円、二〇〇人以上の場合五億円を分割支給するものである。雇用開発の困難な地域に相当規模の雇用機会を創設することを支援する事業である。九月二〇日、労働大臣は、マウン・ト・レースイ・スキーリゾート開発計画（夕張市の国際スキー場を四季を通ずるスポーツ・リゾートとする計画）ほか三プロジェクト

を計画認定した。

■人材Ｕターンセンターの設置

年次雇用計画の重点②に述べた施策として、東京都飯田橋公共職業安定所内に「人材Ｕターンセンター」が設置され、八九年一〇月二七日から業務を開始した。このセンターは、地方出身者で首都圏に住む高度な技術・知識を有している者と、地方でこれらの人材を採用しようとしている企業に、総合的な情報提供、相談等をおこなうものである。

■建設労働者の職業生涯モデル

建設業は、就業者数は多いが、その技術的・産業組織的特徴にともなう問題も多い。このため労働省では「建設労働者の雇用改善等に関する法律」（一九七六年制定）にもとづく「第三次建設雇用改善計画」を策定して、改善にあたっている。この計画の一つの柱は、「高齢化への対応および若年労働者の確保」である。好況の持続でこの課題は深刻となっているが、計画は建設業の魅力を高めるとともに、若年者が生涯にわたる展望をもって生活設計ができるように職業生涯モデルを設定するよう求めている。

労働省は、「建設労働者の職業生涯モデルに関する研究会」（座長 川喜多喬東京外国語大学助教授）を八七年に設けた。調査研究がまとまり、八九年八月二八日、発表された。提案は総合的で、企業イメージの向上、採用にあたってのキャリア・コースの明示、職長と本社共同の雇用管理、キャリアモデルと連動した賃金制度、週休二日制の導入等をふくんでいる。中心となるキャリア・コースとし

ては、①高卒レベルでの入職↓技能者↓班長↓作業長↓工事長↓役員（技能工昇進モデル）、②技術（営業）職転身モデル、③独立開業モデルを描いた。②、③は①の途中から枝分かれするルートである。教育訓練の実施方針には、「技術深耕型」「多能工型」「職種転換」の三タイプがあるとしている。

労働省、雇用促進事業団では、若年者等に浸透を図る一方、業界団体が、これを参照して職業生涯プランをつくることを期待している。職業生涯モデルの作成は、若者にとって魅力が少なくなった分野での人材管理として、また、社会的な職歴発展計画として、その実績がどうなるか注目される。

■ 職業能力開発行政

労働省職業能力開発局は、年度初めに、「高齢化、情報化、国際化に対応した職業能力開発行政の積極的推進」という副題をもつ行政運営方針を公表した。副題の三項目が主要課題であるが、これらは従来と同じ認識に立つものである。内容は次のとおりであった。

① 高齢化、職業生涯長期化への対応……政策の対象を二〇歳から六五歳程度の層とする。八九年度は、職業能力開発推進者リーダー養成研修を実施し、職業能力開発関係情報のデータベース構築をおこなう。構造転換能力開発事業として、特定の地域の離職者、高齢者等の吸収能力ある業者団体への委託訓練をおこなってきたが、一年以内退職予定者をこれに加える。

② 技術革新、情報化への対応……ME関連、情報処理関連人材の育成が急務であり、職業訓練短期大学の増設等をおこなうほか、新法による「地域ソフトウェア供給力開発事業」（本編

8）を促進する。

③ 国際化への対応……研修生の受け入れを拡大する。このため、国際技能開発計画（世界に架ける橋計画）の受け入れ規模の拡大のほか、「外国人基礎技能研修生受入事業」を創設する。民間ベースの技能研修については、法務省等との連絡を密にする。

4 多様な働き方とパートタイム労働対策

近年、雇用形態の多様化が顕著となってきた。これは、労働者を使用する側と労働者側の必要や、経済・社会的環境条件によるものと考えられる。

多様な雇用形態で、現在数量的に重要なのはパートタイム労働や派遣労働である。パートタイム労働者の保護については、八九年には、従来の行政措置をやや強め、政策関連の調査研究をふまえて労働省告示がなされた。また、賃金制度について研究会報告が出された。派遣労働については、労働者派遣法に、施行（八六年七月）後三年経過した際この法律の規定に検討を加えることが定められており、検討がなされたが、微調整にとどまる見通しと報じられた。

多様な雇用形態がとくに関連するのは、女子および高齢者であるが、女子については、年度の重点施策として育児休業制度、再雇用

制度を労働省婦人局で推進しようとしている。また、高齢化にもなって老人介護にこのところ関心が集まっているが、労働省の委託研究の中間結果が発表された。

さらに、多様な雇用形態を、労働と余暇の弾力的組み合わせとの関連でとらえる日本のワークシェアリングの報告が公表された。

■ 総合的パートタイム労働対策

パートタイム労働者の増加にともない、その対策がここ数年来問題となっている。八九年公表の『労働白書』も、実態をテーマに取り上げている。労働省レベルでは、パートタイム労働問題専門家会議が意見をとりまとめ、パートタイム労働を良好な雇用形態として確立すること、しかし、当面は立法化ではなく、行政措置として四年の「パートタイム労働対策要綱」（事務次官通達）を強化することとしていた（本年鑑第59集三六六頁）。

これを受けて労働省は、八九年六月二三日付告示として「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」を定め、また、この定着を図り、パートタイム労働市場の円滑な需給調整を促進するため、「総合的パートタイム労働対策」という同日付事務次官通達を出した。告示という形式で、従来の行政措置の格上げを図ったわけであるが、内容としても、いくらか八年の要綱を補強している。パートタイム労働者の規定は、従来と変わらず、一日、一週間または一カ月の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短い労働者である。この定義とかかわり、従来からパートタイム名義で所定労働時間が通常の労働者とはほとんど同じ層の取り

扱いが問題となってきた。これについて告示は、当面適用対象とするが、通常の労働者としてふさわしい処遇をすることを求めている。

このほか、新たな規定としては、まず労働時間に関し、所定労働時間を超えて、または所定労働日以外に労働させないように努めることをあげている。期間の定めのある労働契約の更新により一年を超えた場合は、労働契約期間を一年を超えないできるだけ長いものとするよう努めること、賃金、賞与、退職金について、就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して定めるよう努めること、住宅等を除く福利厚生施設を通常の労働者と同様に利用させるよう努めることを定めている。また、雇い管理の適正化として教育訓練の実施とパートタイム雇い管理者の選任（パートタイム労働者一〇人以上の場合）をかかげている。

「総合的パートタイム労働対策」は、前記指針と労働基準法等労働保護法令が適用されることの周知徹底、雇入通知書のモデル様式の普及、パートタイム労働者用就業規則モデルの作成と普及、パートタイム労働者の職業紹介および雇い相談の充実強化、パートタイム労働者の職業能力の開発、中小企業団体を利用した指針の徹底などを内容とするものである。

なお、労働省は、八九年度予算に「中小企業パートタイム労働者雇い管理改善事業」のための経費を計上し、商工団体の指導援助をおこなうこととなった。

■ パートタイム労働者の賃金制度

労働省は、パートタイム労働者の賃金のあり方について「これか

らの賃金制度のあり方に関する研究会」(座長Ⅱ楠田丘日本賃金研究センター代表幹事)に調査研究を依頼していたが、この研究会の報告書が八九年七月五日に発表された。パートタイム労働者の賃金は、本年鑑第二部Ⅱ「経営労務の動向」に示されているように、一般的には単純であるが、勤続年数の長期化にともない昇給・賞与が普及し、退職金の制度化の要求も強い。また、労働態様も多様化している。報告書も、その序章において、パートタイム労働者が増加するとともに、専門パートの出現をはじめ質的变化が進展しているとしている。

報告書の「概要」の部分によれば、第一に、パートタイム労働をすぐれた特性をもつ雇用形態ととらえ、積極的にこれを戦力化することが課題であるとする。この課題に見合う賃金管理にあたっては、賃金水準の公正、処遇基準の明確化などの基本姿勢が必要であるとしている。

第二に、資格や等級、仕事や役職、賃金という三つの処遇基準を整備し公開すること、賃金については賃金体系と賃金表を設定すること、処遇は職務や熟練度によるべきこと、評価(人事考課)・育成システムを整備すべきことなどについて論じている。これらは基本的に通常の労働者をモデルとして、人事・賃金制度を整えることであるといえよう。

しかし、第三には、労働態様別の賃金制度を提案して、この報告の独自な見解を示している。ここでは次の三種類の労働態様をかかげ、これに見合った制度を提唱した。①職務内容が定型化・標準化されている労働については、難易度に応じた職務給タイプの賃金体系、②社会的に職種として認められ、採用後も職種が限定した労働

については、職種・熟練度に応じた賃金体系、③通常の労働者と同様に経験に応じ仕事や能力が高まる労働では、職能に応じた賃金体系である。賃金表は、いずれも昇給・昇格が可能なものとなっている。

第四に、賞与については、通常の労働者との均衡を考慮して、支給すべきであるとしている。退職金については、企業による役割や位置づけにより異なるが、長期勤続者について何らかの名称で支給すべきであるとした。

パートタイム労働の人事労務管理を本格化する必要がある関係者により指摘されるところから、報告が産業界に受け入れられるかどうか注目される。

■ 老親介護に関する労働者福祉対策

労働省は、働婦人少年協会に、老親介護に関する労働者福祉について、調査研究を委託していたが、同協会の「長寿社会における女子労働者等福祉に関する研究会」(座長Ⅱ高梨昌信州大学教授)の中間報告がまとめられ、八九年八月四日発表された。高齢化社会における老人介護は、近年、社会福祉の重要課題となっているが、労働者福祉との関連で本格的に取り上げられたのは初めてである。

中間報告は、人生八〇年のライフサイクルでは、多くの男女労働者が四〇～五〇歳台で介護を経験していること、また実態調査によれば、介護休業の必要が強いが、介護休業はごく一部の企業でおこなわれているにすぎないとしている。中間報告は、企業が介護問題の重要性を認識し、介護に関して企業内福祉制度として介護休業制度等により労働者が一定期間休業できるようにすること、介護のた

め離職した者の再雇用制度等を設けること、介護のため労働時間面で配慮すること、人事異動について配慮すること等が必要であると

し、公的政策としても、これらを支援する諸施策が必要であると指摘している。

■ 日本的ワークシェアリング

ヨーロッパ諸国では、失業対策の一環として、ワークシェアリング（仕事の分かち合い）が唱えられてきた。労働省では、「ワークシェアリング政策に関する研究会」（主査Ⅱ水野朝夫中央大学教授）の研究結果がまとまったとして、八九年一月に新聞発表をおこなった。この報告は、ヨーロッパ的な意味でのワークシェアリングは効果があるとはいえず、日本では導入の必要もないとしたうえで、これを労働と余暇の配分の多様な選択、または多様な働き方の選択とみなせば、勤労者福祉の重要な手段となりうるとした。

報告は、マクロ経済分析により、時間短縮はわが国では賃金コスト上昇による雇用抑制効果より、消費性向の増大などによる雇用拡大効果が大きいと、労働時間短縮の雇用効果を実証した。また、わが国のワークシェアリング政策の内容としては、青壮年世代の労働時間短縮と高齢者の多様な形態での雇用拡大、勤務制度の弾力化とパートタイム労働者等の就業環境の整備、余暇の平準化等による余暇時間の質的充実、生涯を通じての労働時間の弾力化（節目別の能力開発、育児・介護のための休暇の導入など）、余暇と労働の弾力的組み合わせによる新しいライフスタイルの実現をあげている。

現在問題となっている（または問題になりつつある）いくつかの問題をワークシェアリングの名称の政策のもとに統合する考え方を

示したものであろう。

5 外国人労働者問題への対応

■ 外国人労働者問題への当面の対応

本年鑑第59集で外国人労働者問題について特集したが、そのなかで政府の具体的施策として、「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会の最終報告」（八八年十二月九日）が労働大臣に提出されたこと、法務省の入管法改正の動きがあることを紹介した。

八九年において、後者については別項（本編8）のように、一二月に改正法案が国会を通過した。前者については、報告に沿って労働省が年末に「外国人労働者問題への当面の対応について」という文書をまとめ、中央職業安定審議会（会長Ⅱ高梨昌信州大学教授）の了承を得た（八八年十二月一六日）。その内容は、以下のとおりであった。

- ① 労働政策の観点を反映させつつ、外国人労働者の適正な受け入れおよびそのフォローアップをおこなうこと。
- ② 事業主にたいし、外国人の雇用に関する指導・援助等をおこなうこと。
- ③ 外国人労働者にたいし、労働問題に関する啓発・援護等をおこなうこと。
- ④ 不法就労の急増にたいし、実効ある対応策を講ずること。

⑤ 外国人労働者問題に関する調査等をおこなうとともに、検討の場を確保すること。

以上の項目の具体化として、外国人の受け入れ範囲、不法就労者を雇用する者の罰則等が、改正入管法に規定された。

■ 労働力需給調整の観点からの取り扱い

前記の対応を具体化するものとして、八九年七月二五日付都道府県知事宛職業安定局長通達（「職業安定行政における外国人労働者問題の対応について」）が出され、職業安定機関における、外国人労働者、不法就労者の取り扱い方針が明確となった。この通達は、国内労働市場の調整の立場で、以下のように行動することを求めている。

① 事業主等への指導……説明会などにより、外国人の雇用に関する制度、雇用管理につき啓蒙し、また不法就労者を雇わないよう要請する。文書によるキャンペーン等もおこなう。

② 不法就労に係る実効ある対応……不法就労は出入国管理当局の責任であるが、適正な労働力需給調整の観点から、就労実態を把握し、事業主の指導、出入国管理当局への情報提供（不法就労の疑いが明らかで、必要な場合）をおこなう。

③ 外国人求職者等にたいする適切な対応……合法的に就労可能な者について、公共職業安定所は求職を受理し職業紹介をおこなう。外国人が来所したときは、相談し、情報提供などをおこなう。

なお、一〇月一日以降、若干の主要公共職業安定所に外国人労働者専門官をおくこととなった。

■ 外国人基礎技能研修生受入事業

一九八九年には、外国人労働者問題に関する対応策として、研修生の受け入れシステムを創設する構想がいくつかの省から出され、新聞報道がなされたが、年内には実現していない。

労働省は、従来から職業訓練分野での国際協力の一環として在職労働者を対象とした「国際技能開発計画（世界に架ける橋）」をおこなってきたが、八九年度職業能力開発行政運営方針で、この計画の規模を拡大するとともに、発展途上国でこれから職業につく青年の技能習得を目標とした「外国人基礎技能研修生受入事業」を創設することを明らかにした。

この計画は準備が整い、年度受け入れ二〇四人の最初の人たちが九〇年二月に来日した。研修は一八歳以上二五歳以下の者で、終了後確実に帰国する等の条件に合致する者を対象とし、導入研修三ヵ月、企業における技能研修一年六ヵ月以内となっている。

■ 労働者保護の観点からの取り扱い

「平成元年度労働基準行政運営方針」では、外国人労働者の適正な労働条件を確保するため、使用者および労働者にたいする指導援助をおこなう、ひきつづき不法就労外国人をはじめとする外国人労働者に係る重大悪質な法違反については厳正に対処するとしている。

労働省は、労働条件をめぐる問題や紛争が発生しているとして、八九年十一月一日から、東京、神奈川、愛知、大阪の労働基準局に「外国人労働者相談コーナー」を設置し、外国人労働者やその雇用

主等からの相談に応ずることとした。他の地域にも順次同じものを設置していく計画であると発表された。

■ 外国人労働者問題への総合的対応

いわゆる外国人労働者問題については、多様な側面があり、労働市場に関する対応のみでは問題を覆いつくせない。政府でも、関係一七省庁連絡会議がおかれ、分野別に細分化した行政の調整をめざしている。一九八九年には、包括的政策に関連ある文書として、経済企画庁の委託調査『外国人労働者と経済社会の進路』が、六月に刊行された。これは、八八年に策定された経済運営五カ年計画で、この問題について、多面的影響を考慮しつつ慎重かつ速やかに検討をおこなうとしていたのを受けて、「労働力の国際間移動の国内労働市場等に与える影響に関する調査委員会」（座長Ⅱ島田晴雄慶応義塾大学教授）で調査研究した成果と提言である。

報告書は、労働力の国際移動の実態、要因、移動の諸影響の分析をおこなったあと、受け入れの基本的パターンとその影響を想定し、その際考慮すべき事項について考察し、最後に若干のまとめをおこなっている。

受け入れの基本的パターンとしては、「現状放置型」「閉鎖型」「出稼ぎ・コントロール型」「インテグレーション型」が、選択可能なものであるとしている。それぞれのパターンに応じて社会と経済へのインパクトは異なる。結論としては長期的インテグレーション、すなわちコミュニティの一員として外国人を「日本人化」することなく受け入れることが望ましいが、当面は「出稼ぎ・コントロール型」もやむを得ないとの立場である。

むずびでは、グローバルな関連下の日本経済・社会政策体系のなかで問題が生じており、国際的対話をふくむ広い視点で対応すべきこと、外国人労働者を人間として考えるべきこと、相手国での雇用創出や職業能力の向上が国際的貢献の本筋であること、外国人労働者の受け入れは労働力不足の基本的解決策でなく二重構造を強化する結果となることなど、基本的見解を表明している。また、入口から最後までの一連の対応を要する、利権を排除する、不法就労に厳正に対処する、雇用や仕事のシステムを日本人と外国人の間で差別のないものとしていく、といった具体的提案もおこなっている。

6 労働時間短縮対策の進展

■ 行政施策の概要

労働時間短縮は、数年来、経済・社会政策の焦点となっている。政府の政策目標は、八八年に策定された「経済運営五カ年計画」と労働省の「労働時間短縮推進計画」などにかかげられており、五年の計画期間で、年間総実労働時間を一八〇〇時間（八七年、製造業生産労働者で二一六八時間——労働白書）とするものである。

労働基準法との関連では、当面は一九九一年度を目途に、基準労働時間を週四四時間にすることを課題としている。この目標達成には、急ピッチで短縮を進めなければならず、実態に照らせば相当な努力が必要と考えられる。

労働省当局は、啓蒙宣伝、援助など多様な手段を動員して、課題に取り組んでいるといえよう。八九年を中心としてみると、まず、国民的コンセンサス形成の趣旨で、各界の代表を集めた「労働時間短縮政策会議」の提言が一月に出された（次項）。将来の展望もふくめた包括的な内容である。

労働省責任者の解説（『労働法令通信』八九年六月上旬号）によれば、これまでおこなってきた具体策は次のとおりである。

① 改正労働基準法の円滑な施行……各種集団指導など。八九年度は週四四時間未達成事業所、週四六時間制の適用が猶予されている事業所の指導を重視する。中小企業集団に時短アドバイザーを配置する等の「労働時間制度改善援助事業」をおこなっている。都道府県労働基準局に労働時間改善コンサルタントを配置している。

② 労使の自主的努力にたいする指導・援助……中小零細企業について集团的取り組みを指導・援助。業界団体と連携して調査を実施することなどにより、業界単位の活動を促進。

③ 国民的コンセンサスの形成……労働時間短縮政策会議の提言の周知、ゆとり創造月間（一二月）、ゴールデン・ウィークや夏季における連続休暇キャンペーン、地方レベルの労使・有識者等の懇談会。

④ 時間外労働協定の適正化指針の改正。

⑤ 金融機関、公務員の週休二日制……八九年二月から金融機関の完全週休二日制が、公務員については一月から国の行政機関の第二、第四土曜閉庁が実施された。

八九年度の新規施策のおもなものは以下のとおりである。

⑥ 時短診断サービス……訓練を受けた社会保険労務士等が、個別の中小企業にたいして相談・指導するもの。

⑦ 企業系列別週休二日制推進特別指導……親企業をふくむ系列企業集団にたいするもの。

⑧ 地方における積極的な気運の醸成……シンポジウムの開催など。

■ 労働時間短縮政策会議の提言

労働時間短縮は国民生活全般にかかわり、コンセンサスの形成が必要であるとの観点で、八八年八月、労働大臣が、労使のリーダーや有識者の参集を求め、「労働時間短縮政策会議」（座長 前川春雄 前日本銀行総裁）を設置した。この会議は、八九年一月二日、「労働時間短縮に関する提言」をまとめ、労働大臣に提出した。提言は、一五の原則的なテーマからなるが、会議の設置の趣旨から、考え方の転換や関連事項に及んでいる。

① 仕事とゆとりのバランスした生活。

② 労働生産性向上の成果を労働時間短縮にも配分する。

③ 効率的な働き方の工夫。

④ 週休二日制に見合う取引慣行の樹立。

⑤ 中小企業は集团的に取り組む。

⑥ 経営トップが率先して休む。

⑦ 計画的休日増と完全週休二日制の早期実現。

⑧ 労使協議による残業削減。

⑨ 計画による年休一〇〇％取得。

⑩ リフレッシュ休暇。

- ⑪ 余暇には、自己啓発、地域社会やボランティア活動もする。
 - ⑫ 公務員も能率向上して完全週休二日制に。
 - ⑬ 学校の週五日制の実現。
 - ⑭ 物価引き下げで実質所得を増やすなど労働時間短縮のしやすい環境条件を整える。
 - ⑮ 関係者の協力により国民の理解を深める。
- 以上の提言は、とくに新しいとはいえないが、取引慣行の是正、公務員の完全週休二日制、学校の週五日制、余暇の充実など、社会生活面でのかなりの変化が必要であることを示唆している。

■ 時間外労働の限度に関する目安指針

労働基準法三六条の時間外労働協定について、一九八二年の施行規則改正にあたり、一週間、一ヵ月等の一定期間について、法定労働時間を超えて延長できる労働時間を協定すべきこととし、同時に指針（労働省告示）により延長時間の限度が示されていた。これは、過長な時間外労働を規制する措置である。この制度については、労働基準法制定の過程等で改善——とくに年間限度の設定など——の必要が指摘されていた。時間外労働の実態調査がおこなわれ、中央労働基準審議会（会長Ⅱ花見忠上智大学教授）で改訂案が八九年一月三〇日了承された。

実質上の審議をおこなった同審議会の労働時間部会（部会長Ⅱ和田勝美労働福祉事業団顧問）においては、年間の上限について、労働者側は三〇〇～四〇〇時間、使用者側は一ヵ月の上限五〇時間の一二倍の六〇〇時間を主張したが、公益側見解で四五〇時間となった。一週間から四週間または一ヵ月の期間に関して協定する場合に

ついて変更はないが、それを超える期間については従来より短縮された。たとえば二ヵ月および三ヵ月については、一〇〇時間→九五時間、一五〇時間→一四〇時間に短縮された。

目安時間は第68表のとおりである。告示は、一九八九年二月九日付でおこなわれ、四月一日より施行された。

第 68 表 時間外労働協定の目安時間

一定期間		目安時間（時間）
週又は月を単位とする期間	1 週間	15 (15)
	2 週間	28 (28)
	3 週間	39 (39)
	4 週間	48 (48)
	4 週間を超え12週間以内の週を単位とする期間	48時間に4週間に1週超えるごとに11 (12) 時間を加算した時間
	1 ヲ月	50 (50)
	2 ヲ月	95 (100)
期間	3 ヲ月	140 (150)
	1 年間	450 (規定なし)

〔備考〕 右欄に掲げる時間は、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間である。
() 内は改正前。

■ 時短診断サービス

概要の⑥にある時短診断サービスが、八九年一〇月に開始された。制度の内容は以下のとおりである。

事業は、労働省から全国社会保険労務士連合会に委託しておこなわれる。連合会は、「時短カウンセラー」となるにふさわしい者に、専門知識を与えるため講習を実施し、その修了者を「時短カウンセラー」として登録する。このサービスを受けうるのは、労働時間短縮に取り組もうとする中小事業場である。これらの企業主から申し込みがあると、連合会はカウンセラーを派遣する。カウンセラー

は、事業場の労働時間等について診断、助言、指導等をおこなう。労働基準局の出先官署は、この制度を宣伝し、利用をすすめる。

■ 労働時間制度改善援助事業

八九年一〇月に、労働省は、八八年度の標記の制度が好ましい成果をあげていると発表した。この事業は、週四六時間制適用猶予事業場（製造業では一〇〇人以下）が多数を占める中小零細企業集団を対象とし、(社)全国労働基準関係団体連合会に委託して三年間、同一の集団について一年以内の期間実施するものである。内容は、集団指導や指定団体に時短アドバイザー（専門指導員）を配置し、改善会議の開催、巡回指導等の指導援助により、週四六時間以下になるよう労働時間制度の改善を図るものである。

八八年度は、対象指定集団四六五、対象事業場約二万、時短アドバイザーの配置数は四〇七であった。この事業にともない、何らかの週休制実施事業場は三四・〇％から四五・一％に増加した。平均週所定時間は〇・九％減少し、年間所定休日数は二日増加した。

■ 産業別労働時間改善委員会

概要の②にあるように、業界の自主努力を労働省が支援する形の指針づくりの活動が、労働時間のうえで問題のある業種ごとにおこなわれている。

一九八七年度、情報サービス業、印刷業、八八年度、チェーンストア業、建設業、農協、ビルメンテナンス業、八九年度、トラック、病院、小売業専門店が対象となった。これは、業界の経営者、学識経験者等が「労働時間改善研究委員会」を設け、経営管理上の

関連諸問題をふくめて調査研究し、労働時間短縮の具体策をまとめ、個別企業の指針とするものである。

チェーンストア業の場合は、日本チェーンストア協会が、労働省の要請で委員会を設け、アンケート調査をおこない、また調査研究の結果をまとめて、会員に配布するとともに、要約版多数を配布した。報告書には、この業界特有の課題と思われる、仕事の仕組みの見直し、週休三日制導入の検討、パート・アルバイトの能力開発、営業時間延長が労働時間の増加にならないようにすることなどに言及している。調査研究の結果、業界特有の条件に即して対策を提起していると思われるが、指針には強制力はない。

7 労働条件と労災補償に関する諸施策

■ 安全と健康確保対策の概要

労働基準行政当局は、毎年度初め行政運営方針を公表しているが、一九八九年度のものは、キーワードを「心身の健康とゆとり」とし、労働時間短縮と並んで、安全・健康対策を重視する姿勢を示した。

行政運営方針で、安全・健康対策の重点として、第一に死亡災害撲滅のための緊急対策をあげている。すなわち、大型景気の持続を背景として、八七年後半ごろより死亡事故の増大が起こり、労働省は、八九年二月一三日、「労働災害防止緊急対策要綱」を決定した。

要綱は、労働大臣を長とする労働災害防止緊急対策本部の設置、関係事業者団体首脳への労働大臣からの緊急要請（安全管理体制確立、新規採用者の安全教育、経営首脳による現場パトロール等）、大臣の現場視察といったキャンペーンおよび大規模な労働災害を発生させた事業者等にたいする指導、全国一斉監督指導、労災防止団体の活動の促進、安全衛生教育の推進などをうたっている。広報誌『労働基準』八九年二月号によれば、緊急対策は効果があり、死亡者は前年水準を下回ったものの、なお高水準である。

運営方針の第二は、中小規模事業場を中心とした安全衛生管理体制の確立、第三は、企業のおこなう労働者の健康保持増進対策について助成などにより、普及促進を図ることである（トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）。

高齢化、国際化等にもない、健康診断についても改善の必要が認められ、労働安全衛生法制定以来初の健康診断に関する抜本的な制度改正がおこなわれた（次項）。

労働災害の多い建設業等に関連して、労働安全衛生法関係の政令、省令の改正案が、中央労働基準審議会で承認された（八九年一月二〇日）。危険性の高い五機種を規制対象に加え構造規格等の規制をおこなうこと、災害の発生状況をふまえ、一定の移動式クレーン等の運転業務をおこなうには資格を要することとした等が、その内容である。

■ 健康診断の新方式

高齢化、技術革新などにより、労働者の疾病構造も変化し、成人病やストレス関連の病気が増えてきている。労働基準法制定当時の

一般健康診断では、結核の早期発見を主眼としており、一九七二年の労働安全衛生法のもとでは、一般的検査項目（血圧、尿）が加えられた。今回は、雇入れおよび定期健康診断にあたり、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、心電図検査を加えるものである。労働大臣が定める基準により医師が必要でないときとは省略できる。

国際化にもない、海外長期滞在者数も急増している。このため派遣前、帰国後に定期診断項目および労働大臣が定める項目（医師が必要と認めるものに限る）について、事業者は当該労働者の健康診断をおこなわなければならないこととした。

有機溶剤および鉛を扱う作業環境が改善し、有害物質の濃度が低下し、健康障害を発見される者も減少している。そこで、従来の健康障害の発見を中心とした健康診断から、健康障害の発生する前の段階で有害物質のばく露状態を把握する趣旨で、特殊健康診断の改正がおこなわれた。

関係政省令案は、中央労働基準審議会の答申（八九年五月一日）を経て決定され、六月三〇日公布、一〇月一日から施行された。

■ 労災補償審議会の建議

労災補償制度のあり方については、一九八五年一二月に審議会からひきつづき検討すべき基本問題が指摘されており、また、高齢化社会の到来により、高齢被災労働者の介護の改善などの課題を生じていた。これらについて、八八年八月五日、労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的な研究内容について発表があった。これは、

年金・一時金の年齢スライド制の導入、介護補償の充実、治癒と休業補償関係についての措置（休業補償給付は一年六ヵ月まで）、医学的認定に関し労災専門医委員会を設ける、社会保険との調整、民事損害賠償との完全調整などよりなり、抜本的改革をめざすものであった。しかし、発表後、労働運動などからの批判はかなり厳しいものがあつた。

労働者災害補償保険審議会（会長Ⅱ萩澤清彦成蹊大学教授）では、八八年八月以降、委員全員よりなる労災保険基本問題懇談会を設けて「幅広く」検討を重ねていたが、その結果を受けて、八九年一二月二五日、労働大臣に建議した。労働省は、建議をふまえ、法案の準備等をおこなうと発表した。

建議の主要内容は、①年金、一時金、休業補償給付のスライド要件を緩和し、年金、一時金については完全賃金スライド制とすること、②農業個人事業主等がおこなう危険作業をおこなう際の特別加入制度を新設すること、③長期療養者に係る休業補償の支給額に、年齢階層別に上下限を設けること、④認定基準の策定にあたり労使等の意見を反映させるよう努め、認定にあたり関係者の意見が反映されるよう検討すること、⑤被災者の早期社会復帰施策を総合的に推進することなどが、その内容である。労働基準法研究会の提起した論争的諸問題は、早期に結論を得るよう努めるべきであると、建議は述べている。

■ 労災保険財政方式の変更

労災保険の料率については、三年に一回見直しがおこなわれてきたが、一九八九年四月以降の率を認定する際に算定方式の変更等が

あつた。すなわち、従来は、年金受給者が発生した年度にその者にたいする年間給付額の六年分のみをその年度に徴収し、その後の給付に必要な費用は後の世代から徴収する「修正賦課方式」であつたが、近年、年金受給者が累増しているため、世代間負担の不公平を生じてきた。今回から、事故が発生した年度に将来の給付に必要な費用の予想額全額を賦課する「充足賦課方式」をとることとなつた。

■ 労使協定における過半数代表者に関する調査研究会報告

労働基準法は、使用者が残業を命じる場合に、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者と協定を締結することを義務づけている（いわゆる三六協定）。労働基準法が改正された際、フレックスタイム制をはじめ、勤務や年次有給休暇に関し、同様の規定が数カ所に加えられた。そのほか、就業規則の制定等についても、過半数代表者が労働者の意思を集約して表明する機能を与えられている。労働組合の組織率が低いこともあり、過半数代表者が真に代表の実質を備えているかどうかは、労働者保護の観点から重要である。

この点について、八七年九月、労働基準法改正案審議の際、労働者の意思を反映した選出がおこなわれるように指導するよう衆参両院の社会労働委員会において附帯決議があつた。労働省では、八八年度に、(社)全国労働基準関係団体連合会に調査研究を委託した。同会では、「労使協定における過半数代表者に関する調査研究会」（座長Ⅱ川口實慶応大学教授）を設置して、実態調査や法解釈についての研究をおこない、報告書をまとめた。これについて、八九年八月

三日、労働省から新聞発表があった。

実態調査によれば、危惧されたような事情が一部にみられ、代表者の選出にあたり、事業主が指名する場合が少数ながらあり、管理者が過半数代表者となっていたりすることもある。また、過半数代表者が使用者にたいして十分意見を述べることも少ない。時間外・休日労働協定の法律上の効果は、これにより使用者は法違反とならないことで、時間外労働を命ずる権限の根拠とはならない。

提言においては、①過半数代表者の選出の適正化のためには選出方法等をあらかじめ定めておくことが望ましく、適正な方法としては選挙、信任、話し合い等により労働者の意思が反映されるようにし、工場長、支店長等適格性に問題がある者が選出されないようにすること、②労使協定を締結する際、労働者の過半数代表者との間で、協定の内容等について十分話し合いをおこなうこと、過半数代表者と一般労働者の間の十分なコミュニケーションを図ること、③行政は、選出モデル例の作成、窓口における助言・指導等の啓発指導をおこなうことをあげている。提言は、過半数代表者の選出方法の適正化方策について、今後さらに制度上の措置をふくめ検討することが望まれると付言している。

以上、取り扱いによっては、労働者保護や労使関係上の重要な問題となりうるこの主題について、報告書は行政指導による改善を示唆し、より根本的な検討はその必要に言及するにとどまった。

8 第一一四、一一六国会における

労働関係法案

第一一四国会には、「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」「日本労働協会法の一部を改正する法律案」「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案」および「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が提出された。この会期は、リクルート問題で異例なものとなったが、最初の三法案は、会期末に成立した。最後の法案（入管法改正案）は継続審議となり、第一一六国会で修正可決、成立した。審議の経過は、第69表のとおりである。

■ 雇用保険法等の一部改正

パートタイム労働者にたいする失業給付の特例、雇用安定事業、雇用改善事業の統合と財政上の措置を内容とする雇用保険法等の一部改正が第一一四国会でおこなわれた。

前年における準備（本年鑑第59集三六六頁）につづき、中央職業安定審議会（会長Ⅱ高梨昌信州大学教授）の審議を経て、労働省は法案を固め、これは、八九年二月二日、閣議決定された。

法案のねらいは、国会における提案理由説明によれば、第一に、就業形態の多様化を背景に、パートタイム労働者が著しく増大する

第69表 労働関係主要法案の審議経過（第114・116国会）

法 案	先 議 院			後 議 院			公布番号
	提出	委員会 結 果	本会議 結 果	送付	委員会 結 果	本会議 結 果	
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正法案	2.23 衆	5.23 附修可	6.8 修可	6.8 参	6.21 附可	6.22 可	6.28 36
日本労働協会法の一部改正法案	2.23 衆	6.15 可	6.16 可	6.16 参	6.21 可	6.22 可	6.28 39
地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案	2.28 衆	6.14 可	6.16 可	6.16 参	6.22 可	6.22 可	6.28 60
出入国管理及び難民認定法の一部改正法案	3.28 衆	11.17 附修可	11.17 修可	11.17 参	12.1 附可	12.1 可	12.8 71

〔備考〕 衆＝衆議院，参＝参議院，附＝附帯決議，修＝修正，可＝可決。

審査委員会は，上から2つは社会労働委員会。以下，商工委員会，法務委員会。

とともに社会経済にとって不可欠な労働力となったので、雇用保険制度においても生活の安定等を図るため適切に対応する必要があること、第二に、今後の経済構造調整期には、経済変動と高齢者問題、地域問題等の雇用問題が密接に関連して生ずることが予想され、したがって雇用保険四事業の再編とその財政基盤の強化が必要であることであった。

法案の内容は、以下のとおりである。

「雇用保険法の一部改正」 ①短時間労働者（一週の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者に比し短く、かつ労働大臣の定める時間未満である者）について、失業給付の特例を設けた。すなわち、基本手当の受給資格について、賃金支払い基礎日数が一日以上の月を二分の一ヵ月として計算し、被保険者期間が六ヵ月以上あった場合に支給するものとしている。賃金日額は、離職直前の六ヵ月間に支払われた賃金総額の八〇％を原則とし、最低額は二四一〇円とする。所定給付日数は、通常の労働者に比較して再就職が容易であることなどを考慮して短めに決められ、年齢と被保険者期間等に応じ九〇日から一一〇日とした。そのほか、短時間労働被保険者に係る高年齢求職者給付金の特例を設けた。

②雇用保険四事業を再編し、雇用安定事業と雇用改善事業を統合し、新たな雇用安定事業とした。これは、従来の雇用安定事業は経済変動に対処し、雇用改善事業は高齢者問題、地域問題等に対処するためのものとされていたが、統合により各般の事業を総合的、一体的におこなおうとするものである。

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正」 現行では、雇用安定資金の残高については四事業に係る保険料収入と同額まで確保

できることとしていたが、これを統合後の三事業に係る保険料の一・五倍まで確保できることとしている。

施行日について法案は、雇用保険法の一部改正が八九年一〇月一日、労働保険料の徴収等の改正が四月一日としていた。

衆議院社会労働委員会の委員会審議において、共産党は、法案は一定の前進はあるが問題点として、パート労働者を別扱いとして差別していること、受給資格が六ヵ月から一二ヵ月に延長され、給付日数が三〇歳以上について切り縮められていることなどを指摘し、修正案を提出したが否決された。自民党、社会党等四政党も、附則に関し修正案を提出した。内容は、施行期日を四月一日から公布の日に変更すること、施行前に一般被保険者であった短時間労働者を原則としてひきつづき一般被保険者として扱うこと、政府は施行後適当な時期に短時間労働被保険者にかかわる新法の施行状況を検討し、必要があれば措置すべきこと、というものであって、これは可決された。

「附帯決議」 衆議院および参議院の社会労働委員会で附帯決議がなされた。衆議院における決議は次の九項目について政府の措置を要請するものであった。

①パートタイム労働者等の雇用の安定、労働条件の確保のため、法的整備をふくむ対策をとること、②小零細企業労働者とパートタイム労働者の雇用保険への加入促進、③パートバンクの増設、公共職業安定所機能の強化、就職情報誌の規制、④多重就労の実態把握と対応策、⑤不正受給防止、⑥法的措置をふくめ高年齢者雇用対策を強化すること、⑦中小零細企業の雇用保険三事業活用促進、⑧雇用保険三事業の制度・運用の見直し、⑨行政実施体制の強化。

参議院における附帯決議も、内容は衆議院におけるものと対応しているが、パートタイム労働者の適用拡大について労使等に周知すべきことが加えられている。

■ 日本労働協会法の一部改正

日本労働協会を雇用促進事業団の雇用職業総合研究所と合併して、「日本労働研究機構」とするための「日本労働協会法の一部を改正する法律案」が、第69表の経過により成立した。

改正の背景について、法案閣議決定の際の労働省新聞発表が次のように述べている。日本労働協会は「労使間に尖鋭な対立の見られた昭和三〇年代前半期の社会情勢を背景に……近代的労使関係を確立することを企図して」設立されたが、「近年の労使関係の安定・成熟化、労働問題の多様化の中で、協会の果たすべき役割は……大きく変容し」た。一九八六年一二月総務庁より勧告があり、「日本労働協会の在り方に関する研究会」（座長Ⅱ花見忠上智大学教授）の検討をふまえて法案が準備された。

法案の内容は、名称（法律名および機関名）を変更すること、目的、業務内容の規定、雇用職業総合研究所の施設の移管などである。目的と業務は、提案理由説明によれば、次のとおりである。

「……機構の目的としては、労働に関する総合的な調査研究並びに労働に関する内外にわたる情報及び資料の収集、整理及び提供を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する知識と理解を深めることといたしております。

……機構の業務としては、右に述べた機構の目的を達成するため、

一、労働に関する問題についての総合的な調査研究

二、労働に関する内外にわたる情報・資料の収集・整理

三、これらの成果の提供

四、労働に関する問題についての研究者及び有識者の海外からの

招へい及び海外への派遣

五、労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に対する援助等を行うことといたしております。」

従来の日本労働協会の目的の一部として単に労働問題の研究であったのを、労働全般についての総合的調査研究としたこと、情報収集・提供機能の拡充（出版事業の合理化、労働教育の重点化）、労働関係者を対象とした国際交流事業を拡充したことが変更の内容である。

また、この改正では、雇用促進事業団がおこなう職業の安定に関する調査研究業務と、そのため事業団が設置している雇用職業研究所の施設を機構に移すための必要な規定をおこなっている。また、機構の役員に理事長を一人加えるとともに、理事を五名から四名に減少している。

日本労働研究機構は、九〇年一月一日発足した。

■ 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法

この立法の背景と目標について、提案理由説明はおよそ以下のよう

に述べている。
近年、情報化社会の進展にともなうソフトウェア需要の急速な拡大と、地域におけるソフトウェア供給力の不足により、ソフトウェアの需給の不均衡が生じており、この需給の不均衡は今後拡大する

傾向にある。政府としては、これまで汎用プログラムの開発普及やソフトウェアの生産性向上のための技術開発を促進し、また、公共職業訓練施設における情報処理関連科の整備など各種の対策を講じてきたが、右の状況を打開するには地域におけるソフトウェア供給力の開発が必要である。本法律案は、通商産業省と労働省が協力して、実務にたずさわる高度の技術をもった人材の育成およびこれを支える技術基盤の普及が十分におこなわれていない地域において、ソフトウェア供給力の向上を図ろうとするものである。

法案のおもな内容としては、第一に、①ソフトウェア供給力の開発を効果的に図ることができると認められる地域を対象として、②ソフトウェア供給力開発事業に関する承認制度を設けることである。

①の地域は、政令で除外された地域以外の、ソフトウェア供給力の開発が未成熟であるが、プログラム業務従事者数、ソフトウェア業者数、プログラム作成能力等からみて、わが国のプログラム供給に資する供給力の開発が期待できる地域である。

②のソフトウェア供給力開発事業は、具体的には効率化プログラムの応用によるプログラム業務従事者の知識および技能の向上を図る事業などであるが、正確には次のとおりである。

一 電子計算機を利用してプログラムの作成を効率化するためのプログラム（二において「効率化プログラム」という）及びこれを使用するための電子計算機を備える施設等を整備して次のイ及びロの業務をおこなう事業

イ プログラム業務従事者のプログラムの作成に関して必要な知識及び技能の向上を図る業務

ロ プログラムの作成に関する高度な知識及び技能を有するプログラマー業務従事者が他のプログラマー業務従事者を統括しつつプログラムの効率的な作成方法を実践することによりプログラムの作成能力の向上を図ることを指導し、及び支援する業務

二 効率化プログラムおよびこれを使用するための電子計算機の展示、効率化プログラムに係る技術情報の提供等をおこなうことにより効率化プログラムを普及する業務

第二に、主務大臣（事業の種類により通商産業大臣と労働大臣）は、地域供給力開発事業を推進するための基本的な指針を定めなければならない。ソフトウェア供給力開発事業をおこなうとする者は、事業計画を主務大臣に提出し、その事業が適当である旨の承認を受けることができる。主務大臣は、基本指針により事業計画を承認することとなる。

第三に、情報処理振興事業協会の業務に、承認事業者にたいする出資および承認事業者がおこなう人材育成事業に必要な教材の開発および提供等の業務を追加するとともに、雇用促進事業団の業務に、承認事業者への出資に充当される資金を情報処理振興事業協会にたいして出資する業務を追加することとしている。

また、雇用促進事業団、情報処理振興事業協会を通ずる出資のほか、政府は承認計画に関し、資金の確保、融通の斡旋に努め、また雇用保険法的能力開発事業として必要な助成・援助をおこなうこととしている。

なお、この臨時措置法は一〇年以内に廃止することとしている。この法案は、第69表に示したとおり、政府原案どおり第一一四国会

会で成立した。

■ 出入国管理及び難民認定法の改正

国際化の進展にともない、多様な目的による外国人の来住があり、不法に就労する者も膨大となってきた。法務省は、現下の諸情勢をふまえて、外国人の出入国と在留資格に関する基本法である「出入国の管理及び難民認定法」（入管法）の改正を準備していたが、成案を得て、八九年三月二八日閣議決定し、第一一四国会に提出した。

この法案は、この会期では継続審議となったが、第69表のような経過で、衆議院での修正、両院で附帯決議が付されて可決成立した。法務省は、九〇年半ばころ施行を予定している。

改正の主要点は次のとおりである。

「在留資格の整備」 わが国に入国・在留する外国人の在留資格について、法律・会計業務、医療、研究、教育、人文知識・国際業務、企業内転勤、就学等の新たな在留資格を加え、現行の一八から二八とした。既存の在留資格についても活動の範囲を拡大した。これは、経済その他の活動のための在留資格を拡大するものである。ここ二、三年問題とされている「単純労働者」は、従来どおり認められない。また、在留資格の表示方法を変更し、収入をとまなう活動ができる者等の分類が明確化された。

「入国審査手続きの簡易・迅速化」 質的・量的な調整が必要となるとされる在留資格について、審査の基準を法務省令で定めることとし、基準を公開した。「在留資格認定書」を申請にもとづいて法務大臣が交付できることとし、入国手続きの簡易・迅速化を図った。

「不法就労対策のための関係規定の整備」「資格外活動」の規定により、本来、報酬または収入を得られない資格について、これらの活動は規制されることを明確化した。就労することが認められている外国人にたいし、当該就労活動を証明する「就労資格証明書」を交付することができるようにした。不法就労活動を助長する者にたいする罰則を設けた。

「その他」外国人の出入国および在留資格の管理に関する指針・施策を「出入国管理基本計画」として定めること、関係行政機関の協力のため法務省の部局から行政機関に協力を求めることができること、附則において職業安定法の一部を改正し、労働大臣は「国民の労働力の需要供給の適正な調整を図るため」、法務省側に必要な連絡・協力を求めることなどが規定された。

法案の実質審議は、八九年一月に入ってからじまった。衆議院では、法務委員会で参考人からの意見聴取があったあと、自民・社会・公明・民社四党による修正および附帯決議案が提出され、採択された。共産党は、外国人単純労働者を一定の条件のもとで受け入れるべきであるなどの理由で反対した。本会議でも法案は四党の賛成で修正可決された。

修正点は、就労資格証明書について第二項を加え、何人も外国人を雇用する等に際し、収入・報酬を得る活動ができることが明瞭な場合に、証明書の提示・提出がなくとも、不利益な取り扱いをしてはならない、と規定するものである。証明書が活動に制限のない在日韓国・朝鮮人等の就職差別にならないことを確認する趣旨のものである。

参議院法務委員会においても、参考人意見聴取などがあったの

ち、衆議院で修正された法案を可決した。ここでも附帯決議がなされた。

法案は結局一二月一日、参議院本会議で可決成立した。

「附帯決議」衆議院における附帯決議は、①多年にわたり本邦に在留している外国人の就労等に不都合が生じないようにすること、②処罰規定が濫用されないようにすること、③不法就労外国人の人権を保護すべきこと、④いわゆる単純労働者の受け入れについて十分な検討を重ねること、以上の四点であった。

参議院における附帯決議は、以下のとおりである。①出入国管理基本計画の策定にあたり、広く国民各層の意見を取り入れること、②未払い賃金等労働条件について配慮し、人権等の相談制度、法律扶助制度の拡充に努めること、③留学生、就学生、研修生が本来の目的に沿うよう適切な受け入れを図るべきこと、④在日韓国・朝鮮人等の生活に不都合・不利益が生じないようにすること、⑤処罰規定を立法の趣旨により公正に運用すべきこと、⑥退去強制手続きにつき、弁護士を選任、通訳の確保など人道的配慮をすべきこと。

【参考資料】①『労働時報』、②『職業安定広報』、③『労働能力開発ジャーナル』、④『労働基準』、⑤『婦人と年少者』、⑥『週刊労働ニュース』、⑦労働省新聞発表資料、⑧『衆議院社会労働委員会会議録』、⑨『労働法令通信』、⑩『国際人流』、その他

II 賃 金 政 策

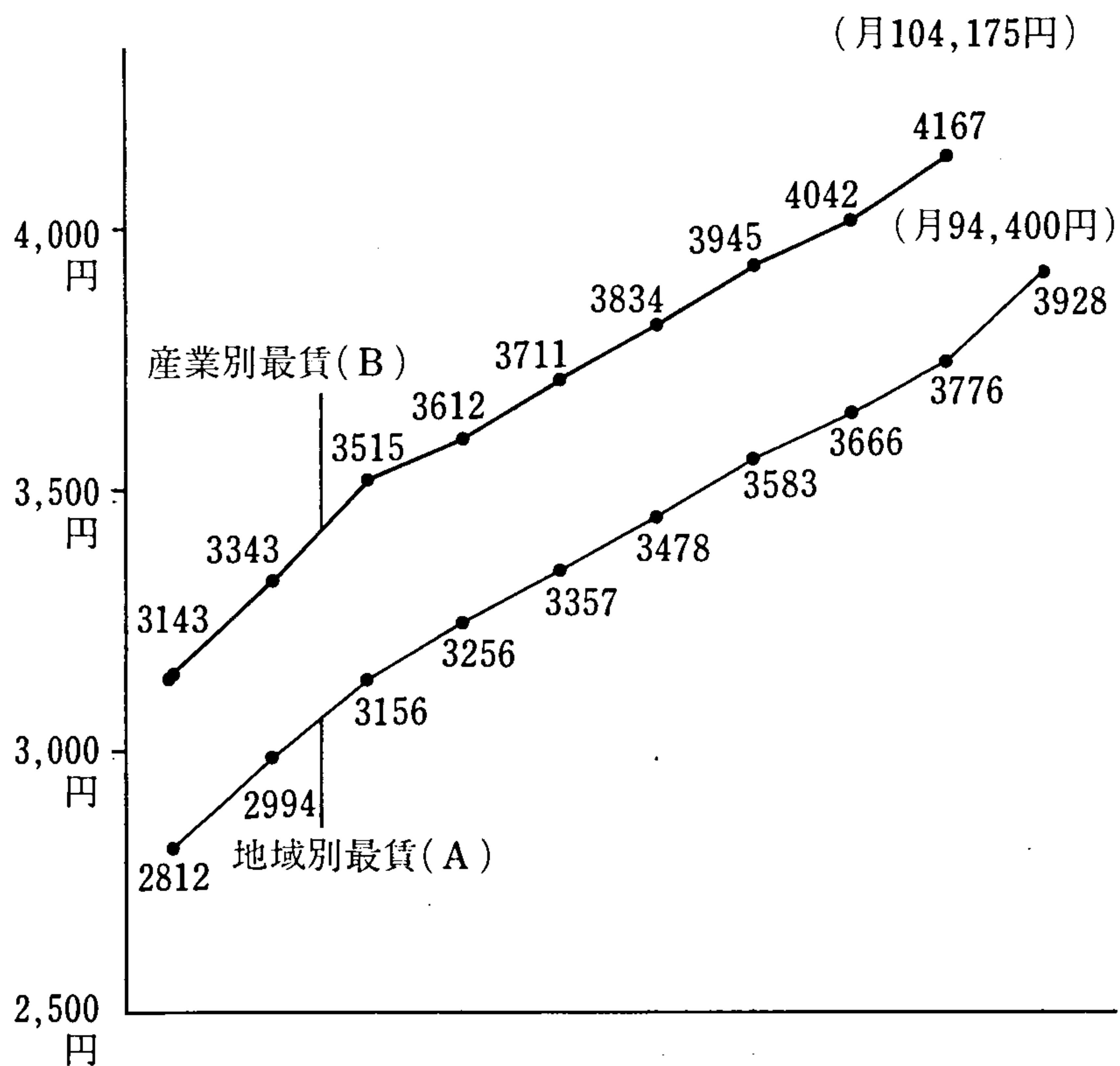
地域最賃の「目安」4.05%

最高4,160円、最低3,564円

7年ぶり大幅アップ

人勧ベア3.11%完全実施

地域別最賃と産業別最賃の金額対比



B/A	111.8	111.7	111.4	110.9	110.5	110.2	110.1	110.3	110.4	
年	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989

概 況

☆ 八八年度が最後となった現行の産業別最低賃金の改定は、三月一六日の東京都卸売業最低賃金の改正を最後に、全部で三三五件おこなわれた。全国加重平均日額は四一七三円で、単純平均で三・〇二%の引き上げ率となっている。この改定にあたって、地方最低賃金審議会では、小売業、飲食店、機械・金属製品等製造業、繊維産業などにおいて、産業小分類で九五七業種、該当者約三九三万人を産業別最低賃金からの適用除外とし、地域別最低賃金の適用対象とする措置をとった。

☆ 八八年度中に転換、改定された新産業別賃金は、都道府県においては五七件となった。電気機械器具製造関係業種は、すでに三七都府県で新産業別賃金が決定しており、その加重平均は四一七三円である。中央レベルで決められる全国一律の新産業別最低賃金としては、全国石炭鉱業最低賃金が一・六六%、九六円引き上げられ、日額五八六八円となった。また、現行の全国金属鉱業等最低賃金の新制度への転換によって、「全国金属鉱業最低賃金」が成立し、金属鉱業の坑内労働者の最低日額は、八九年五月より五五六八円となった。

☆ 中央最低賃金審議会の答申した八九年度の地域別最低賃金改定の目安額は、各ランク四・〇五%の同率引き上げで、前年よりも一・〇五ポイント高く、引き上げ率、金額ともに、最近七年間では最も高い水準であった。

☆ 目安提示を受けて改定された八九年度の地域別最低賃金の全国加重平均は、日額三九二八円（引き上げ率四・〇三%）であ

った。最高日額は、前年同様の東京、大阪、神奈川で四一六〇円、最低日額は、長崎、宮崎、鹿児島、三県で三五六四円となった。最高額を一〇〇とした最低額の指数は八五・六七で、格差はひきつづきわずかながら縮小した。

☆ 人事院は、官民給与格差が、八七七七円（三・一一%）であるとして、これに相当する額の給与改善を四月一日にさかのぼって実施するよう勧告した。この勧告引き上げ率は、四番目に低い水準である。俸給表の改定とともに、単身赴任手当が新設され、期末手当、勤勉手当の増額によって賞与等特別給に相当する年間支給額は、五・一ヵ月となった。なお、調整手当の支給地域も、実情に応じた見直しを表明している。政府は、一二月二日、給与関係閣僚会議を開き人事院勧告の完全実施を決定した。人事院の給与勧告は、八六年から四年連続して完全実施されることになった。

☆ 人事院は、八八年の報告で九二年度までに完全週休二日制を実現するよう求めていたが、八九年にも、完全週休二日制に向けて、週休二日制・勤務時間についての報告を給与勧告とあわせておこなった。報告は、「政府全体として完全週休二日制体制の整備充実に取り組む必要がある」こと、週四〇時間勤務制への移行にあたって「勤務体制等の大幅な見直しが必要」であり、「週四〇時間勤務制の試行をできる限り早期に実施する必要がある」ことなどを表明し、国会および内閣にたいして速やかな実施を求めている。

概 況

1 八八年度の産業別最低賃金

— 現行制度最後の改定と新産業別賃金の決定状況

■ 現行産業別最低賃金は最後の改定、加重平均四一七三円

八九年度より年齢・業務・業種などの適用除外をしたうえで新制度に転換される産業別最低賃金制度は、現行制度による最低賃金額の改定を八八年度までとされていた。すでに八七年度より新制度への移行が進められてきたが、現行産業別最低賃金の改定は、三月一六日の東京都卸売業最低賃金の改正を最後に終了した。現行制度での改正がおこわれたのは、全部で三三五件であり、全国加重平均は第70表のとおりであった。全国加重平均日額は四一七三円で、単純平均で三・〇二%の引き上げ率となっている。

この改定にあたって、各地方最低賃金審議会では地域別最低賃金の対象とすることが適当と認められる者について適用除外とする措置をとった。新制度への転換に対応するための措置であるが、小売業、飲食店、機械・金属製品等製造業、繊維産業などにおいて、産業小分類で九五七業種、該当者約三九三万人が産業別最低賃金からの適用除外とされ、地域別最低賃金の適用対象となった。

■ 新産業別賃金は、都道府県で五七件、中央で二件決定

地域別最低賃金よりも高い水準の最低賃金を設定する必要がある

第70表 現行産業別最低賃金の全国加重平均額及び引上げ額・引上げ率

産 業	最低賃金設定件数(件)	加重平均額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)
現行産業別最低賃金計	335	4,173	118	3.02
食料品・飲料・飼料製造業	46	3,985	114	2.99
繊維産業	37	3,887	121	3.23
木材・木製品・家具・装備品製造業	47	4,119	119	2.93
パルプ・紙・紙加工品製造業	13	4,148	112	2.82
出版・印刷・同関連産業	40	4,233	118	3.02
窯業・土石製品製造業	37	4,127	118	3.00
機械・金属製品等製造業	47	4,294	114	2.88
卸売・小売業、飲食店	47	4,131	119	3.07
自動車整備業	11	4,112	119	3.05
その他	10	4,239	135	3.13

〔備考〕 1) 加重平均額は、86年事業所統計調査の結果にもとづき算出した適用労働者による数値。

2) 『労働基準』1989年5月号

と認められるものに限って実施される新産業別最低賃金制度は、現行制度から新制度への転換に必要な必要の手続きを八九年度までに終了することとされている。八八年度中におこなわれた新産業別賃金への転換、改定の状況は、次のとおりであった。

都道府県レベルにおいては、八七年度に新産業別最低賃金に転換していた二件の改定と、新たに五五件の新制度への転換がおこなわれた。新産業別最低賃金は、あわせて五七

第71表 新産業別最低賃金の決定状況

業 種	新産業別最低賃金設定件数 (件)	加 重 平 均 額 (円)	適用労働 者数 (千人)
新 産 業 別 最 低 賃 金 計	57	4,165	1,813
織 維 関 係 業 種	5	3,921	48
木 材 関 係 業 種	2	4,083	2
電 気 機 械 器 具 製 造 業 関 係 業 種	37	4,173	1,611
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係 業 種	7	4,172	75
そ の 他 の 業 種	6	4,145	77

〔備考〕第70表と同じ。

件となったのであるが、その決定状況は、第71表のとおりである。電気機械器具製造関係業種は、すでに三七都府県で新産業別賃金が決定しており、その加重平均は四一七三円となっている。

中央レベルで決められる全国一律の新産業別最低賃金としては、全国石炭鉱業最低賃金が八八年三月より発効しているが、中央最低賃金審議会の答申により一・六六%、九六円引き上げられた。この結果、全国の石炭鉱業において坑内作業に従事する労働者の最低賃金は、日額五八六八円

となった（発効日は八九年三月二十九日）。また、労働組合からの申し出をうけ、現行の全国金属鉱業等最低賃金は新制度へ転換し、「全国金属鉱業最低賃金」が成立した。この新産業別最低賃金は、金属鉱業の坑内労働者の最低日額を五五六八円としており、八九年五月より発効することになった。

八九年度以降、現行産業別最低賃金は据え置かれ、その金額が地域別最低賃金を下回った場合廃止諮問がおこなわれる。したがって、八九年度の地域別最低賃金の決定後、多くの現行産業別最低賃

金が新制度へ転換し、新産業別賃金が決定されるものとみられている。

2 八九年度地域別最低賃金の改定

■ 中央最低賃金審議会、引き上げ率四・〇五%（目安）を答申

労働大臣の諮問をうけた中央最低賃金審議会（以下、中賃と略記）は、八九年七月二八日、「平成元年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申をおこなった。答申された目安額は、Aランク一六〇円、B一五六円、C一五〇円、D一四〇円で、各ランク四・〇五%の同率引き上げとなっている。前年度に比べて一・〇五ポイント高く、八二年の目安よりも低いものの、引き上げ率、金額ともに、最近七年間では最も高い水準であった。

中賃の目安に関する小委員会では、小委員会三回、公益委員と労働使各側委員との個別会議をそれぞれ数回にわたっておこなったが、八九年度も労使の合意に至らず、公益委員見解の提示の形で答申された。これは、一九八一年以来九年連続であり、本年度は審議経過もあわせて提示することとなった。

第一回目の小委員会では、労使それぞれから次のような主張がなされた。労働者側委員は、「組織労働者の賃金引上げ率、労働時間の短縮の動向、地域別最低賃金の位置づけの変化等を考慮し、本年度は各ランク一律五・五%の引き上げをすべきである」としたのに

第72表 1989年度地域別最低賃金改正状況
(単位：円)

事項別		日 額	時間額	発効予定 年 月 日		
都道府県名						
北海道	道	北青	3,773	472	1.	10. 1
		岩	3,565	446	1.	10. 19
		宮	3,565	446	1.	10. 12
		秋	3,647	456	1.	10. 19
		山	3,565	446	1.	10. 26
		福	3,570	447	1.	10. 5
		茨	3,602	451	1.	10. 6
		栃	3,827	479	1.	10. 5
		群	3,822	478	1.	10. 1
		埼	3,822	478	1.	10. 12
東京都	都	千	4,020	503	1.	10. 1
		東	4,019	503	1.	10. 1
		神	4,160	525	1.	11. 15
		新	4,160	520	1.	10. 1
		富	3,803	476	1.	10. 1
		石	3,831	479	1.	10. 1
		福	3,838	480	1.	10. 1
		山	3,808	476	1.	10. 1
		長	3,843	481	1.	10. 1
		岐	3,838	480	1.	10. 1
神奈川県	都	静	3,974	497	1.	10. 3
		愛	3,980	498	1.	10. 1
		三	4,053	507	1.	10. 5
		滋	3,974	497	1.	10. 4
		京	3,835	480	1.	10. 25
		(南)	4,057	508	1.	10. 4
		(北)	3,954	495	1.	10. 4
		阪	4,160	523	1.	9. 30
		庫	4,001	502	1.	9. 30
		良	3,811	477	1.	10. 28
東京都	歌	山	3,837	480	1.	10. 1
		取	3,615	452	1.	10. 4
		根	3,603	451	1.	10. 2
		山	3,777	473	1.	10. 1
		島	3,793	475	1.	12. 11
		口	3,767	471	1.	10. 1
		島	3,623	453	1.	10. 1
		川	3,623	453	1.	10. 1
		媛	3,623	453	1.	10. 1
		知	3,623	453	1.	10. 1
東京都	児	岡	3,810	477	1.	10. 1
		賀	3,565	446	1.	10. 26
		崎	3,564	446	1.	11. 2
		本	3,565	446	1.	10. 5
		分	3,565	446	1.	10. 16
		崎	3,564	446	1.	10. 28
		島	3,564	446	1.	10. 27
		縄	3,565	446	1.	9. 30
		沖				

〔備考〕 1) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている者に適用される。

2) 『労働基準』1989年11月号

■ 地域別最低賃金、四〇都道府県で目安と同額の引き上げ

中賃の目安提示を受け、地方最低賃金審議会（以下、地賃と略）は、労使各側委員とも反対せず、上述の答申の運びとなった。

その後の公労、公使の折衝を通じて引き上げ幅の歩み寄りがみられたものの、結局一致には至らず、公益委員見解が表明されることになった。公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すことについては、労使各側委員とも反対せず、上述の答申の運びとなった。

記）は、各都道府県労働基準局長の諮問により改定審議をおこなった。八九年八月八日に、神奈川県ほか一五府県が審議を終了したのをはじめとし、九月二二日には、東京を最後にすべての地賃での審議が終了した。改定された地域別最低賃金は、第72表のとおりである。

中賃の目安どおりに増額されたのが、四〇都道府県で（前年より三減）、上回ったのが七、下回ったのが一となっている。上回ったのは、奈良で九円、滋賀で三円、埼玉、宮城、秋田、青森が一円である。

なお、京都については、八七年度より南北一本化のための調整がおこなわれているが、八九年度も南部で目安より一五円下回る、北

部で三二円上回る改定をおこない、南北差は一〇三円に縮小している。

全国加重平均額は、日額三九二八円（引き上げ率四・〇三％）となっている。最高日額は、八八年同様の東京、大阪、神奈川で四一六〇円（月額二五日換算で一〇万四〇〇〇円）である。最低日額については、前年の五県のうち青森と秋田が、目安額を上回る改定をおこなったことから、長崎、宮崎、鹿児島、三県となり、三五六四円（同八万九一〇〇円）となっている。最高額を一〇〇とした最低額の指数は八五・六七（前年八五・六〇）で、格差はひきつづきわずかながら縮小した。目安制度が発足した七八年度において、この指数は八四・四五であったが、以来少しずつ継続的に縮小している。

■ 三〇周年を迎えた最低賃金制度と履行状況

八九年は、最低賃金法が制定され三〇年目にあたる。また、新産業別賃金への転換がおこなわれた年でもあり、わが国の最低賃金制度の歴史の上で、明らかに一つの節目の年であったといえよう。

労働省は、七八年以降、毎年一月二一～三〇日を最低賃金周知旬間とし、集中的な広報活動を全国的に展開してきた。しかしながら、第73表の「最低賃金の履行確保を主眼とする監督」実施結果からわかるように、違反率は決して小さくはなく、しかもその四分の三の事業場は、最低賃金制またはその金額を知らなかったという。

全労働者に適用されるようになったのは七五年からであることを考慮しても、こうした状況が、ともかくも法制定三〇年後の現在である。このことは、最低賃金額等を一層周知徹底させていく必要の

第73表 最低賃金の履行確保を主眼とする監督実施結果

年	法 違 反 の 状 況			法違反事業場の認識状況			最賃額未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数 (A)	法5条違反 事業場数 (B)	違反率 (B)/(A)	最賃額を 知っている	金額は知ら ないが適用 されること は知っている	最賃が適 用される ことは知 らなかった	監督実施 事業場の 労働者数 (C)	最賃額未 満労働者 数 (D)	最賃未満 労働者の 比 率 (D)/(C)
78	17,868件	3,306件	18.5%	29.0%	56.0%	15.0%	431,452人	15,441人	3.6%
79	25,038	4,441	17.7	29.5	55.2	15.3	543,376	19,364	3.6
80	29,148	4,796	16.5	28.1	60.0	11.9	613,300	20,977	3.4
81	29,800	5,075	17.0	28.3	59.4	12.3	595,427	21,156	3.6
82	31,849	5,729	18.0	27.9	61.0	11.1	592,181	23,577	4.0
83	31,391	6,308	20.1	28.5	61.6	9.9	593,837	27,686	4.7
84	30,223	5,711	18.9	28.4	61.5	10.1	542,123	23,352	4.3
85	29,430	5,218	17.7	25.9	63.5	10.5	505,442	21,233	4.2
86	30,943	5,331	17.2	25.3	65.8	8.9	556,056	20,796	3.7
87	34,328	5,706	16.6	22.9	68.2	8.9	677,381	24,331	3.6
88	30,987	4,575	14.8	23.7	66.8	9.5	676,890	18,434	2.7

〔備考〕 1) 各年とも1～12月の間の結果である。

2) 『労働時報』1989年11月号

あることを示していよう。今後、産業別最低賃金が新制度へ転換し、地域別最低賃金の適用労働者数が大きく増加するなど新たな状況も生じてくる。周知徹底の重要性は、従来にもまして高まってくる。予想される。

3 八九年度の人事院勧告

■ 八七七七円（三・一一％）の引き上げを勧告

人事院は、八九年八月四日、国会と内閣にたいして国家公務員の給与および週休二日制等について報告するとともに、その給与を八九年四月から三・一一％増額するように求める勧告をおこなった。

人事院の勧告は、企業規模一〇〇人以上でかつ事業所規模五〇人以上である民間事業所を対象とした職種別民間給与実態調査の結果、官民給与格差が、八七七七円（三・一一％）であるとして、これに相当する額の給与改善を四月一日にさかのぼって実施するように求めている。

この勧告引き上げ率は、八七年の一・四七％、八六年の二・三二％、八八年の二・三五％に次いで、四番目に低い水準である。

引き上げ額の給与体系上の配分は、平均で次のようになるとされている。俸給七六八八円（二・七二％）、諸手当六六七円（〇・二四％）、はねかえり分四四二円（〇・一五％）である。俸給表は九種一七表すべてについての改定をおこなうとし、各俸給表の平均引

き上げ率は三・〇〇〜三・四％となっている。また、配分の特徴として、初任給をはじめ若年層ほど厚く配分する傾向は、前年以上に強まっており、民間給与の傾向等を考慮したとしている。

諸手当の改定については、通勤手当と初任給調整手当の一部増額がおこなわれ、単身赴任手当が新設（九〇年四月より）された。また、期末手当、勤勉手当も増額され賞与等特別給に相当する年間支給額は、五・一ヵ月となった。なお、久しく問題の指摘されつづけていた調整手当の支給地域について、「地域の民間賃金、物価及び生計費等の実情に応じて適正化を図る」べく見直し、九〇年四月から実施するよう報告において表明している。

俸給表および手当などの改定内容の骨子は、次のとおりである。

【俸給表および手当などの改定内容の骨子】

1 俸給表

① 初任給

大学卒（Ⅰ種試験）一四万六六〇〇円（現行一四万一〇〇〇円）
大学卒（Ⅱ種試験）一二万六三〇〇円（現行一二万一一〇〇円）
高校卒（Ⅲ種試験）一〇万六六〇〇円（現行一〇万二二〇〇円）
② 配分傾向（初任給を中心に若年層にも配慮）

行（一）			
引上率（％）	級	1	2
4.3	1	2	3
4.0	2	3	4
3.4	3	4	5
3.1	4	5	6
3.0	5	6	7
2.9	6	7	8
2.9	7	8	9
2.9	8	9	10
2.9	9	10	11
2.9	10	11	計
3.2	11	計	

③ 各俸給表の平均引上率 三・〇〇〜三・四％（公安職及び若手研究員について配慮）

指定職俸給表

三・一％

2 手当

① 通勤手当の改定

ア 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の金額支給の限度額

二万一〇〇〇円→三万円

二分の一加算の限度額五〇〇〇円（据置き）

イ 交通用具使用者に対する支給月額

使用距離に応じ、片道五km以上一〇km未満

月額三八〇〇円→四一〇〇円

片道三〇km以上 月額五〇〇〇円（通勤不便者一万四〇〇円）

↓一万四六〇〇円

片道五km未満 月額二〇〇〇円（据置き）

なお、通勤不便者に対する手当額は一般の交通用具使用者に対

する手当額と一本化

② 医師の初任給調整手当（支給月額の限度）の改定

ア 医一の医師 二万六〇〇〇円→二万五五〇〇円

イ 医一以外の医師（医系教官等） 四万四五〇〇円→四万五五〇〇円

③ 期末・勤勉手当の改定（年間支給割合四・九月分→五・一月分）

六ヶ月 期末手当一・四月分→一・五月分

勤勉手当〇・五月分→〇・六月分

④ 単身赴任手当の新設

赴任を契機としてやむを得ず単身で生活することとなった職員等で、

赴任前の住居から官署までの距離が一定以上のものに対して支給

支給月額 基礎額を二万円とし、職員の住居から家族の住居までの

距離が一定以上の者について、その距離に応じて最高一万八〇〇〇

円を加算

⑤ 調整手当支給地域の見直し

地域の民間賃金、物価及び生計費等の実情に応じ適正化を図るよう

見直し

給与勧告は完全実施

政府は、八九年一二月一日の政府与党首脳会議での了承を得たう
えで、二日に給与関係閣僚会議を開き、人事院勧告の完全実施を決

定した。政府が国会に提出した「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律」は、八九年一二月八日、第一一六臨時国会において成立し、人事院の給与勧告は、八六年から四年連続して完全実施されることになった。この結果、国家公務員の給与は、八九年四月にさかのぼって改定された。ただし、単身赴任手当の新設および調整手当の支給地域の改定は、九〇年四月からの実施となる。

人事院、完全週休二日制と週四〇時間勤務制の試行を求める

人事院は、八七年に四週六休制の本格実施を求める勧告をおこな
い、これをうけて八八年には公務員の四週六休制が実施されてき
た。八九年一月一四日からは、土曜日閉庁がスタートし、四週六休
制が本格実施され、わが国の週休制度の慣習も大きな転換を迎えて
きた。

人事院は、八八年の報告で、公務員の週休二日制、労働時間短縮
をめぐって、「国全体の労働時間短縮の計画期間内に速やかに実現
することを目標に、そのための施策を計画的に講じる」こと、すな
わち九二年度までに完全週休二日制を実現するよう求めていたが、
八九年にも、完全週休二日制に向けて、週休二日制・勤務時間につ
いての報告を給与勧告とあわせておこなった。

報告は、民間の完全週休二日制の実施事業所が急増しており（企
業規模一〇〇人以上でかつ事業所規模五〇人以上である民間事業所
管理部門で二五・四％）、所定労働時間が週四〇時間未満の事業所
は四四・六％にのぼり、今後さらに進展するとしている。そして、
社会全体への週休二日制普及のために、公務の先導的役割を期待す

る意見が多く出されていることを指摘している。そのうえで、「国全体の労働時間短縮の計画期間内における速やかな実現にむけて」「業務執行体制についての検討を早急に進めるとともに、必要な措置についての弾力的な対応を含め、政府全体として完全週休二日制体制の整備充実に取り組む必要がある」こと、とくに交替制等の職員については、週四〇時間勤務制への移行にあたって「勤務体制等の大幅な見直しが必要であり、……実地に即した問題点の把握と対応策の検討を目的とし、週四〇時間勤務制の試行をできる限り早期に実施する必要がある」ことなどを表明し、国会および内閣にたいして速やかな実施を求めている。

【参考資料】 ①『労働時報』、②『労働基準』、③『労働基準広報』、④『賃金事情』、⑤『賃金通信』、⑥『人事院月報』、⑦労働省労働基準局賃金時間部賃金課「最低賃金法三〇年の軌跡」(『労働時報』八九年八月号)、⑧同「最低賃金法三〇年」(『労働基準』八九年八・九月号)

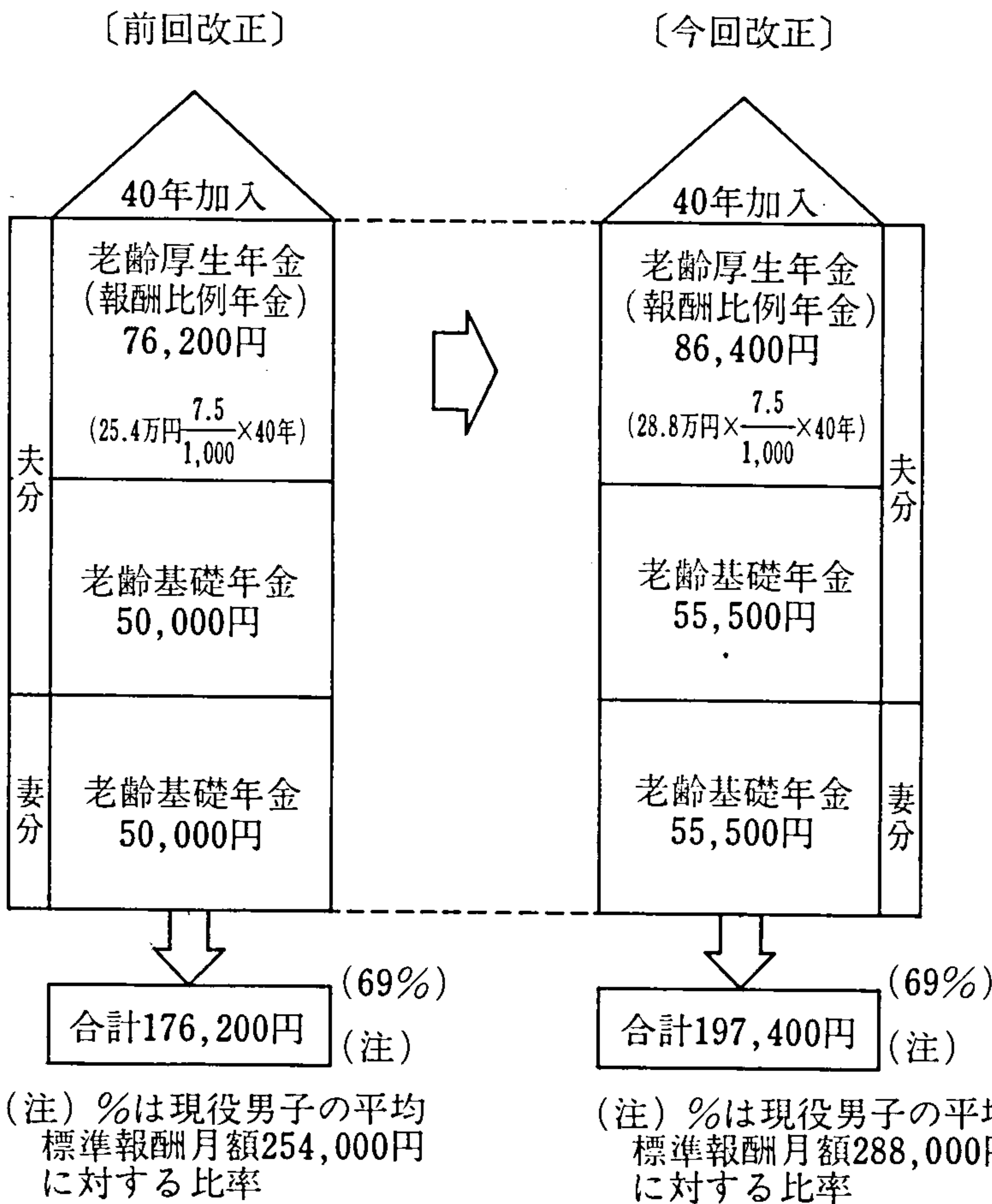
III
社会
保障
政策

年金関係法改定。先送りされた

支給開始年齢の65歳引き上げ

「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」スタート

標準的な厚生年金額（月額）（制度成熟時）



概 況

☆ 八九年四月に実施された消費税制は、来たるべき高齢化社会に備えて、財政基盤を安定させるための不可欠の制度であるとの説明が政府によってなされたが、社会保障政策とどのようにかかわるのかが議論された。

☆ 八六年の年金大改革につづく、第二段階の年金関係法改正がおこなわれた。給付改善、保険料のアップ、被用者年金制度間の財政調整などを内容としているが、年金支給開始年齢を六五歳に引き上げるスケジュールを定める政府原案は修正され、今後の検討課題となった。

☆ 医療保険についてめだった動きはみられなかったが、九〇～九一年にかけて予定されている医療法、国民健康保険法、老人保健法の見直しが検討された。医療保険制度も一元化への道を歩むこととなる。

☆ 八九年三月、「福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申」が出され、社会福祉法制全般にわたる見直しの方向が定められた。

☆ 八九年における消費税論議のなかで、政府は、確固とした高齢化社会対策を実行することを約束せざるを得なくなり、「高齢者保健福祉推進一〇ヵ年戦略（高齢者福祉一〇ヵ年ゴールドプラン）」を樹立し、予算措置（一〇年間で六兆円）がとられることとなった。

概 況

1 九〇年代の社会保障戦略

■ 二一世紀にいたる一〇年間の展望

西暦二〇〇〇年まであますところ一〇年となった。二一世紀の超高齢化社会に向けて、社会保障政策の抜本的な再編成は、いよいよ大詰めを迎えようとしている。

『昭和六三年版厚生白書』（以下、単に『厚生白書』という）は、「我が国が現在のヨーロッパの長寿国なみである一四～一五％程度の高齢化社会を迎えるのは二〇世紀末であり、それまでの間の一〇年余を活力ある長寿社会構築のために利用することができる」としている。その意味で、今後の一〇年は、二一世紀の長寿・福祉社会をめざした助走期間である。

一九八八年は、二〇世紀の最後の一〇年をどのように活かすかについての基本的な目標とビジョンを描く年であった（本年鑑第59集三八四頁参照）。八八年一〇月の「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」（厚生省・労働省）は、社会保障政策構築のよるべき考え方を示したものである。八九年はこれを受け、具体的な政策が形成されはじめる第一歩であった。

まず第一に、八九年四月に実施された消費税は、政府によれば、高齢化社会における財政需要を国民が公平に負担する制度であると説明された。だが、消費税制は、いわゆる「福祉目的税」ではな

い。したがって、税収のどれだけが社会保障の財源となるかはまったく不明である。

第二に、所得保障に関しては、「国民年金法等の一部を改正する法律」および「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が、八九年一二月の第一一六臨時国会において成立し、同月二二日に平成元年法律第八六号および第八七号として公布された。これは、八六年四月の年金制度大改革につづく第二弾の立法改定であるが、九〇年代前半におこなわれる予定の各種年金制度の統合に向けた一ステップでもあった。

第三に、医療保障については、八八年の国民健康保険法改正による財政基盤の安定化（本年鑑第59集三九三頁）にひきつづき、九〇～九一年に改革の予定されている医療法、国民健康保険法、老人保健法の見直しが検討された。したがって、医療保障に関しての大幅な立法改正はみられなかったが、九〇年代における医療システムの転換へ向けた各方面からの議論が展開された時期であったと評することができよう。

第四に、消費税の強行実施にともなう国民の反発、その反映としての八九年七月の参議院議員選挙における自民党の敗北、そして九〇年の衆議院議員総選挙を控え、八九年一二月、政府は、消費税導入の効果として高齢化対策がより一層進展するとの見通しを具体的に示さざるを得なくなった。その結果、策定されたのが、「高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略」である。時の政治情勢に左右されていることはいえ、九〇年代を迎える直前になって、保健・福祉サービスにかかわる一〇カ年のプログラムが提示されたことは、興味深い現象である。

■ 長寿社会への中長期的対応

「豊かで活力ある長寿社会」の実現のため、政府は八六年六月に「長寿社会対策大綱」を閣議決定した。国は、これに即して総合的な施策を推進することとなっているが、総務庁老人対策室は八八年一二月二七日、同対策大綱の進捗状況について、第二回長寿社会対策フォローアップ報告「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」（いわゆる『長寿白書』）をまとめた。同報告では、当面の措置に加えて中長期的対応（一九九一～二〇〇〇年）を整理しており、六五歳程度までの継続雇用の推進、公的年金の制度間調整と九五年を目途とする一元化、医療保険制度の一元化などをかかげている。ここでは、年金と医療保険についての展望をみておこう。

「公的年金」 公的年金について、九五年を目途とする公的年金制度全体の一元化に向けて、八九年度の財政再計算期に、そのための地ならしをおこない、また、年金財政基盤を強化するため、民間活力を活用した年金福祉事業団の年金財源強化事業の推進を図る。さらに、被用者年金の支給開始年齢の引き上げ問題は、「長寿社会における老後の所得保障の在り方を考える場合に長期的に避けて通れないものであり、今後高齢者雇用促進のための条件整備等を図りつつ、総合的に検討を進める」としている。加えて、職域集団または個人の自助努力による老後所得の安定をあげ、「厚生年金等公的年金を補完する企業年金を育成し、普及を図る」等の施策をも打ち出している。

「医療保障」 医療保障では、国民医療費が一貫して増大しつづけ、二〇一〇年には約八八兆円に達し、なかでも老人医療費が国民医療

費の四〇％を超えるとし、医療システムの合理化・効率化・医療費適正化対策の推進と、医療保険における給付と負担の公平化を指摘している。このための具体策として、次の五項目をあげている。

① 都道府県医療計画を基本としながら、医療機関の整備を進め、機能分担を明確にする。高額医療機器について、共同利用をうながす。

② 家庭医機能の充実によりプライマリ・ケアを進め、老人医療ガイドラインの作成や在宅医療の推進等により、長期入院の是正、投薬・検査の適正化を図る。さらに、情報提供機会の拡大、病院給食の改善などにより、患者サービスの向上に取り組む。

③ 医療費については、レセプト審査、指導監査の強化など適正化対策をひきつづきおこなうとともに、診療報酬、薬価基準の一層の合理化を図る。

④ 職域保険と地域保険からなる現行制度の基本的枠組みを維持しつつ、各制度間の給付と負担の公平化（一元化）を達成する。この場合、全体としての給付率を八割程度とするとともに負担の水準を適正なものとする。また、老人保健制度、国民健康保険制度について、九〇年度の間に制度全般を見直し、その安定化を図る。

⑤ 医療ニーズの高度化・多様化に対応し、公的医療保険を補完する立場から、民間医療保険の適切な導入を考慮する。

八九年度の社会保障政策は、以上のような中長期的対応の端緒をなしているとみることもできよう。

■ 国際化の進展

「高齢化」と並ぶ九〇年代の社会保障を方向づけるキーワードは、「国際化」であろう。『厚生白書』は、従来の白書と異なり、「国際社会と厚生行政」を第二章とし、総論的な第一章につづく位置を与えている。そのなかで白書は、国際社会への積極的貢献をうたい、

①保健・福祉の分野における国際協力の推進、②OECDその他の国際機関を通じた国際交流への積極的取り組み、③食品・医薬品等の分野における基準・認証制度、輸入手続きの改善を中心とする市場開放への努力などの展開が求められている、と指摘している。

このような国際化へ向けての体制づくりの一環として、厚生省は、八九年五月二九日付で大臣官房国際課に「国際協力室」を創設した（これまでの国際協力係を室に格上げしたもの）。この国際協力室を中軸として、当面、厚生行政分野の国際協力を推進するための、次のような具体策が実施されることとなる。

① 情報収集体制の整備をふくむ効果的なプロジェクト形成のための企画評価体制の充実

② 研修プログラムの作成、派遣専門家の選任等個別案件の処理体制の強化

③ 耐熱性ワクチンの開発等、開発途上国の自然・社会・経済条件および技術水準に適合した効果的な国際協力の推進のための技術開発の促進

④ WHOが推進している「二〇〇〇年までの世界ポリオ（小児マヒ）根絶計画」への支援等、WHOをはじめとする国際機関等との連携

また、政府部内では、国際保健医療協力の拡充に関する関係省庁間の連絡体制の強化のために、八九年一〇月二四日、厚生・外務・文部の三省による第一回連絡会議が開かれ、以後継続的に開催されることとなった。初会合では、今後の協議事項として、①国際的保健医療協力の拡充にかかる総合的対策のあり方、②わが国における人材の養成、基礎的データの整備を検討することを決めた。

さらに、児童権利宣言採択三〇周年および国際児童年一〇周年にあたる今期（日本がユニセフから援助を受けてから四〇年目でもある）、国際連合総会第四四会期において（十一月）、「児童の権利に関する条約」が全会一致で採択された。この条約は、児童の権利を包括的に保障することを目的とした法的拘束力のある国際文書であり、児童を単なる保護の対象とせず、権利行使の主体としている点に特徴がある。八一年から毎年人権委員会およびワーキンググループによって検討作業が進められ、日本もこのワーキンググループに参加してきた。わが国の児童家庭行政としても、この条約を機に、これまでの施策の見直しをふくめ、新たな施策への検討をはじめている。

なお、今期は社会保障に関連するいくつかの国際会議が東京で開催された（国際保健医療協力委員会「東京シンポジウム・国際保健医療における日本の役割」、国際社会保障協会「長期給付を中心とした社会保障財政運営に関するISSAアジア・太平洋地域会議」、WHO「予防接種に関する国際会議」など）。今後とも、この種の国際会議がわが国で頻繁に催されることとなろう。

2 所得保障システム

所得保障に関する今期の政策課題は、公的年金関連法制の改革と、児童手当制度の抜本的改革へ向けた検討作業をおこなうことにあった。

■ 公的年金制度の改革

今回の改正は、八六年四月に実施された年金大改革の枠組みを崩すものではなく、むしろ八六年改革の方向性をより一層推し進めるものとみることができる。

厚生大臣は、八八年一月に年金審議会から提出された「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」を受けて、「国民年金法等の一部を改正する法律案」および「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案」を作成し、閣議決定（前者は八九年三月二八日、後者は四月一日）を経て、第一一四国会に上程した。しかし、未審議のまま継続審査とされ、参議院選挙後の第一一五臨時国会でも継続案件となった。第一一六臨時国会においてようやく審議の対象となり、八九年一月三〇日衆議院で、二月一日参議院で、それぞれ可決され、二月二二日公布された。この結果、国民年金法はもちろん、被用者年金の根拠法である、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校

教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法も同趣旨の改正をすることとなった。

以下では、改革の内容をみておこう。

「給付内容の改善」 給付内容は、①年金額の引き上げ（八九年四月実施）、②完全自動物価スライド制の導入（九〇年度物価スライドから適用）の二点で改善された。

第一に、給付額は、前回改正後の消費支出の伸び、生活水準・賃金の向上等をふまえて実質的な改善をおこなった。具体的には、基礎年金について前回改正時の月額五万円（八四年度価額）を五万五〇〇〇円に引き上げ、一一％の上昇となっている。また、老齢厚生年金等の被用者年金の報酬比例部分については、算定基礎となる標準報酬月額を前回改正後の標準報酬の伸び等を勘案して標準報酬月

第74表 年金額の改善

	88年度月額	89年度月額
・老齢厚生年金 （35年加入、夫婦）	185,125	→ 195,492円
・国民年金		
老齢基礎年金	52,267円	→ 55,500円
23年年金	48,867円	→ 50,708円
10年年金	32,483円	→ 33,717円
5年年金	27,650円	→ 28,700円
老齢福祉年金	27,500円	→ 28,400円
障害基礎年金（1級）	65,333円	→ 69,375円
“（2級）	52,267円	→ 55,500円
遺族基礎年金（子1人）	67,942円	→ 71,500円

〔備考〕 厚生省資料

額に一定率を乗じる再評価をおこなうことにより給付額を改善した。これらの給付改善の結果、制度成熟時における標準的な厚生年金額は、老齢基礎年金と老齢厚生年金あわせて月額一九万七四〇〇円となった。このほか障害年金、

遺族年金等についても同様の改善がなされている（第74表）。

第二に、従来法規の上では、前年の消費者物価上昇率が5％を超えて変動した場合に自動物価スライドがおこなわれることになっていたが、今回の改正では、5％の基準を撤廃し、前年の消費者物価変動率に応じて政令で年金額を改定することができるよう改め（完全自動物価スライド制）、年金の実質価値が維持される措置をとった。これまで物価スライドの対象にならなかった老齢福祉年金についても、同様の措置が適用される。

「保険料の改定」 給付が改善されると同時に、五年ごとにおこなわれることになっている年金財政の再計算にもとづき、国民年金と厚生年金の保険料が引き上げられた。まず、厚生年金保険の保険料率については、男子の場合、従前の一二・四％（労使折半）を九〇年

第75表 厚生年金の保険料率

	一九九〇年一月から一二月までの月分（注1）	一九九一年一月以降の月分
一般男子	一、〇〇〇分の一四三	一、〇〇〇分の一四五
女子	一、〇〇〇分の一三八	一、〇〇〇分の一四一・五（注2）
船員・坑内員	一、〇〇〇分の一六一	一、〇〇〇分の一六三

（注1）第四種被保険者及び船員任意継続被保険者の保険料率は、一九九〇年二月分から引き上げられる。

（注2）女子の保険料率については、男子との格差をなくす方針でこれまで徐々に引き上げられてきており、九二年一月から一二月までの月分は一、〇〇〇分の一四三、九三年一月から一二月までの月分が一、〇〇〇分の一四四・五、九四年一月以降の月分が男子と同じ一、〇〇〇九の一四五となる。

〔備考〕 厚生省資料

は一四・三％、九一年以降は一四・五％に引き上げることとしている（第75表）。また、国民年金の保険料額については、八九年度には八〇〇〇円であった保険料額を九〇年度から八四〇〇円とし、九一年度以降も引き上げることとしている。

「学生の国民年金への強制加入」二〇歳以上の国民は、原則としてすべて国民年金に加入することとされているが、学生については例外的に任意加入となっていた。この結果、任意加入していない大多数の学生にとっては、学生である間に障害者になったとしても障害年金を受給することができないなどの問題があった。このため今回の改正では、二〇歳以上の学生を全員、国民年金の第一号被保険者として扱うこととなった（九一年四月実施）。

「年金基金制度の改革」年金制度については、①国民年金基金制度の改正（九一年四月実施）と、②厚生年金基金制度の改正（九〇年四月実施）の二つの改革があった。

前回の改正では、被用者年金については、基礎年金に上乗せする厚生年金と厚生年金基金とが用意されたが、自営業者等の国民年金の第一号被保険者にたいする老後の所得保障は基礎年金のみであった。そこで、被用者年金とのバランスを図り、自営業者等の老後保障を充実したものとするために、基礎年金への上乗せ年金の仕組みとして国民年金基金制度を創設した。これには、都道府県単位で組織する「地域型国民年金基金」と同種の事業または業務に従事する被保険者が全国レベルで組織する「職能型国民年金基金」の二類型があり、加入員になろうとする者の選択でどちらか一方に加入することができるとなる。

また、厚生年金基金の改正は、資産運用の方法を弾力化するもの

であり、従来信託銀行と生命保険会社にかぎられていた運用機関を拡大し、投資顧問会社にも参入を認めるとともに、一定の要件を満たす基金には自家運用の途も開くこととなった。

「雇用と年金」雇用と年金の接点に位置する問題として、①在職老齢年金制度と、②年金支給開始年齢がある。

前回の改正では、老齢年金の支給開始年齢は六五歳とすることが明文で定められた。しかし、厚生年金については、高齢者の雇用の確保の問題をも考慮し、六〇歳からの「特別支給」を認めていた。ただ、六五歳前において、就労しながら年金を受けうる仕組みとして在職老齢年金の制度があり、賃金額に応じ、特別支給される年金額が一定割合減額されることとなっていた。しかし、わずかな賃金の上昇により賃金と年金の手取り総額が落ち込むという問題が生じていた。そこで、今回の改正では、支給割合の刻みを三段階（二割、五割、八割支給）から、七段階（二割、三割、四割、五割、六割、七割、八割支給）とするともに、支給対象となる標準報酬月額の上限を二〇万円から二四万円に引き上げた（八九年一月に二二万円へ、九〇年四月に二四万円へと引き上げる）。

また、政府原案では、六〇歳からの特別支給制度を見直し、段階的に六五歳支給開始の本則に近づくことを内容としていたが、参議院における与野党逆転という事態もあって、財政対策の視点からする支給開始年齢の引き上げ案の部分は修正され、次期財政再計算の際に、厚生年金保険財政の将来の見通し、高齢者の雇用の状況、基礎年金の給付水準および費用負担のあり方等を総合的に勘案して見直しをおこなうものとし、これにもとづく所要の措置は、別に法律をもって定めることとなった。

第4図 調整対象給付部分

厚年水準超分	
60歳前給付分	
1961年度前期間分	1961年度以降期間分

〔備考〕 厚生省資料

「被用者年金制度間の財政調整」 公的年金の給付水準と負担および適用範囲の拡大が右のような形で実施されるとともに、分立している被用者年金制度間の財政調整をおこない、年金制度全体の安定性を確保し、国民の信頼を維持する措置がとられることとなった。実質的には、財政危機に瀕している「鉄道共済」と「たばこ共済」を厚生年金ほかの被用者年金が財政的な持ち出しをすることによって救済することをねらいとしている。

ただし、この事業は公的年金制度の一元化がおこなわれるまでの間の当面の措置（九二年度までの三年間）として実施されるもので、負担調整の対象となる給付は、「各制度に共通する給付部分」Ⅱ「厚生年金の給付に相当する部分」に限定されている（第4図）。具体的には、各被用者年金保険者がおのおのの加入者の標準報酬総額に応じた「調整拠出金」を拠出し、これを財源として、各制度にたいし対象となる給付部分についての「調整給付金」を交付することにより、給付の共通部分についての共同負担を実現しようとするものである。

この措置は、実質的に拠出超過となる保険者、ひいてはその被保険者

に負担を強いることとなるため、九二年度までの間に見直しが必要とされている。

■ 児童手当制度の見直し

中央児童福祉審議会・児童手当部会によって八八年九月に設置された「児童手当制度基本問題研究会」は、八九年七月、児童手当部会に「今後の児童手当制度のあり方について」と題する報告書を提出した。同報告書は、高齢化社会の到来と児童・家庭をとりまく状況を分析し、児童手当制度の抜本改革を提案している。

報告を受けた児童手当部会は、早急に制度改正の検討に入ることとしており、厚生省では、部会からの意見を受けて、九〇年度に法改正をおこなう方針である。この研究会報告は、次のようなポイントから構成されている。

「今後の児童対策の基本的方向」 これまでの児童対策は、「措置制度」にもとづく要保護児童にたいする個別対策が中心であったが、今後は以下のような観点から施策を展開することが重要である。すなわち、①要保護児童対策とあわせて一般の児童の健全育成対策を重視すること、②女性の社会進出に対応して、仕事を持ちながらも子どもを安心して生み、育てることができるよう家庭支援という観点を重視すること、③児童や家庭をトータルにとらえ、多様なニーズに対応する総合的な施策の展開を考えること、④児童対策と高齢者対策を一体的に実施すること、などである。

「現金給付と健全育成サービス」 このような観点に立ち、報告書は「現金給付（児童手当）と現物給付（健全育成サービス）を総合的に実施する制度という方向で見直しを行っていく必要がある」とし

ている。現金給付は、三歳児未満については第一子から支給することとし、三歳児以降は現物給付の対象としている。また支給額は、「経済的に価値ある額」を確保することを検討すべきであるとし、財源としては、公費負担・事業主拠出に加え、被用者本人の負担も考慮すべきとしている。また、現物給付としては、児童施設の整備、一時的保育の実施、事業所内保育施設事業の育成、育児情報の提供相談、児童関連産業の指導等をその内容としている。

3 医療保障システム

■ 二〇兆円にせまる国民医療費

厚生省の「国民医療費の動向」によれば、八九年度国民医療費は一九兆九七〇〇億円と見込まれており、わが国の医療は二〇兆円時代を迎えることとなる（第76表）。毎年一兆円ずつ増加してきた医療費は、今期も例外ではなく、対前年比の伸び率は五・七%となった。また、国民一人当たりの医療費は、八八年度の一五万四〇〇〇円より八一〇〇円多い一六万二一〇〇円（五・三%増）であった。さらに、八九年度の老人医療費総額は約五兆五〇〇〇億円であり、八八年度（約五兆一六〇〇億円）より六・八%増と見込まれている。老人一人当たりの医療費は、八八年度の五七万円から五九万円へと増加しており、老人医療費の上昇のテンポが速くなっている点が目される。

■ 先送りされた老人保健制度改革

老人医療費が五兆円を超え、国民医療費の三割近くを占めるようになるなかで、八三年にスタートした老人保健制度はその仕組みの見直しをおこなうこととなり、老人保健審議会において検討がつづけられていた。九〇年度の改正に向けて審議してきた老人保健審議会は、八九年一月一八日、「老人保健制度の見直しに関する中間報告」をまとめ厚生大臣に報告した。

審議会での議論の焦点は、財源負担問題で、①五%程度の定率制導入、②八九年度九〇%となっている加入者按分率の九〇年度一〇〇%への移行の是非、③現行三割の公費負担率（とくに国庫負担二割）の拡大などであった。しかし、検討課題を指摘し、各見解を併記するにとどめ、費用負担のあり方については、さらに論議を重ねていくこととされた。また、政府・自民党としても、九〇年二月の総選挙を前にして患者負担増の決定は見送ることとした。ただし、九〇年度予算編成にあたっては、現行制度による費用負担が維持されるとしても、九一年度以降へ向けて改革論議が再燃してくることは必至である。

■ 国民健康保険制度の改革

商工業者、農林漁業者等の自営業者のための保険制度から、サラリーマンの定年退職者の加入率がしだいに高くなりつつある国民健康保険は、年を追うごとにその財政基盤の脆さをあらわにしている。八八年六月に実施された「保険基盤安定制度」（本年鑑第59集三九三頁）も、この問題を根本的に解決するものではなく、当面の

第 76 表 国民医療費の動向

		86年 (実績)	87年 (見込)	88年 (推計)	89年 (推計)	構成比
国民医療費		億円 170,690	億円 180,300	億円 188,900	億円 199,700	% 100.0
内 訳	公費負担	11,845	10,700	10,600	10,900	5.5
	保険者等負担	94,405	99,200	103,400	108,900	54.5
	老人保健負担	43,829	46,600	49,800	53,400	26.7
	患者負担	20,611	23,800	25,100	26,500	13.3

	86年 (実績)	87年 (見込)	88年 (推計)	89年 (推計)
国民医療費	億円 170,690	億円 180,300	億円 188,900	億円 199,700
(対前年度伸び率)	(6.6%)	(5.6%)	(4.8%)	(5.7%)
国民総生産	兆円 334.6	兆円 351.2	兆円 370.3	兆円 389.7
(対前年度伸び率)	(4.1%)	(5.0%)	(5.4%)	(5.2%)
国民医療費の割合	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%
国民所得	兆円 264.5	兆円 274.1	兆円 288.8	兆円 303.3
(対前年度伸び率)	(4.0%)	(3.6%)	(5.4%)	(5.0%)
国民医療費の割合	6.5%	6.6%	6.5%	6.6%

〔備考〕「国民医療費」は、86年度は厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」、87～89年度は推計額である。

療を支える重大な任務を担うものである」と位置づけたうえで、財政問題に関する具体策として、保険料負担の公平化のための賦課基準の必要性、保険基盤安定制度などの検討・改善や財政調整機能の拡充等への配慮をあげている。

これを受けて厚生省は、八九年一月二五日、「国民健康保険制度の改正試案」を示した。この試案の骨子は左記のとおりであるが、今後この線に沿って立法改正のための政府原案が作成されることとなろう。

「国民健康保険制度の改正試案」

第一 改正の趣旨

〔趣旨〕国民健康保険制度の運営の安定化を図るため、制度の抱える構造的問題に着目し、保険基盤安定制度の拡充による低所得層に関する財政措置の強化、保険料負担の平準化と財政調整機能の強化その他所要の改正を行う。

〔基本的考え方〕国民健康保険制度に関する公費助成について、国は基礎的部分として給付費の二分の一を負担する原則を確立するとともに、低所得層に関する対策等の特別の措置については、国、都道府県、市町村が協力して助成を行う仕組みを整備する。

第二 改正の内容

一、保険基盤安定制度の拡充

保険基盤安定制度の公費助成を強化し、中堅所得層の負担軽減を図る。

二、保険料負担の平準化と財政調整機能の強化

① 応益保険料の不均衡の是正

各市町村を通じ、医療給付費の水準や年齢構成が同じであれば、ほぼ同一の額となることを基本として、各市町村間の応益保険料の不均衡の是正を図る。

② 低所得層に関する保険料軽減制度の拡大

低所得者の負担の軽減を図るため、保険料軽減制度を拡充する。

③ 財政調整機能の強化

一時的な措置であった。

そこで、社会保障制度審議会は、国民健康保険改革の基本的方向について協議を重ね、「国民健康保険制度の長期安定確保対策について（意見）」をまとめ、八九年一月一四日、厚生大臣に提出した。同意見書では改革のあり方について、「国保制度の長期的安定を保つための抜本的対策の探究が二一世紀に向けての社会保険を基盤とした医療保障全体にわたる検討の中で行われなければならない。国保制度の安定は、医療保障の計画と具体化に伴って、地域医

財政調整交付金を拡大して、保険料負担の平準化を図る。

三、高額医療費共同事業の拡充

国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業（再保険事業）を拡充強化する。

■ 医療供給体制の質的向上

医療費の増加にたいする制度的対応のほか、医療の質を高め、医療に関する国民の信頼を確保する政策もおこなわれるようになった。とりわけハード面の施設・機器の拡充よりも、人的・物的資源の機能的な活用によるソフト面の開発が進められるようになっていく。たとえば「病診連携システム」は、専門医がいて高度医療機器もそろった病院を、家庭医機能をもった開業医に開放し、患者の総合的診療にあたる医療環境を整えるためのシステムで、病院医師と開業医とが連携しながら治療にあたる病院のオープン化などが計画されている。厚生行政レベルでの具体的な作業は九〇年度から着手することとなっている。

また、医療機関の整備の進展、生活水準の向上、国民の医療にたいするニーズの多様化等により、医療をとりまく環境も大きく変化した。これに対応するため、「患者サービスの在り方に関する懇談会」「末期医療に関するケアの在り方の検討会」「在宅医療環境整備に関する検討会」「医療関連ビジネス検討委員会」「医療ソーシャルワーカー業務指針検討会」などからあいついで報告書が出され、あるべき医療の姿が追求されている。

4 保健・福祉サービス

■ 将来構想の樹立

八九年は、九〇年代に向けた政策のステップとして、保健・福祉の分野においても画期をなすような将来構想・政策提言がなされた。ここでは、「福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申」「地域保健将来構想報告書」「地域高齢者福祉システム研究会報告書」についてふれておこう。

「福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申」 来たるべき二一世紀にふさわしい長寿・福祉社会を実現するためには新たな社会福祉システムを構築する必要があるとの認識のもとに、福祉関係三審議会（中央社会福祉審議会、身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会）は、とくに合同の企画分科会を設置し、共通の基本的事項についての調査・審議・検討を、三年余にわたって進めてきた。ただし、この間緊急に対応すべき事項については、その都度次のような意見具申をおこない、所要の制度改正が図られてきた。

- ① 「社会福祉施設への入所事務等の団体委任事務化について」の審議（八六年一月三〇日）↓地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）の成立

- ② 「福祉関係者の資格制度について」の意見具申（八七年三月

二三日) ↓社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年五月二六日法律第三〇号)の成立

③ 「今後のシルバーサービスのあり方について」の意見具申(八七年十二月七日) ↓社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律(昭和六三年五月一七日法律第三六号)の成立

④ 「社会福祉施設(入所施設)における費用徴収基準の当面のあり方について」の意見具申(八七年十二月七日) ↓費用徴収基準の改定(八八年七月から実施)

今回の意見具申「今後の社会福祉のあり方について」は、これまでの審議を集約する最終的なとりまとめである。そこでは、新たな展開のための基本的な考え方として、ノーマライゼーションの理念の浸透、福祉サービスの一般化・普遍化、施策の総合化・体系化の促進、サービス利用者の選択の幅の拡大という潮流に留意しつつ、次のような視点に立って政策を形成すべきであるとしている。

- ① 市町村の役割重視
 - ② 在宅福祉の充実
 - ③ 民間福祉サービスの健全育成
 - ④ 福祉と保健・医療との連携強化・総合化
 - ⑤ 福祉の担い手の養成と確保
 - ⑥ サービスの総合化・効率化を推進するための福祉情報提供体制の整備
- こうした総論をふまえて、五つの具体的方策を示している。
- (a) 社会福祉事業の範囲の見直し
 - (b) 福祉サービス供給主体のあり方
 - (c) 在宅福祉の充実と施設福祉との連携強化

(d) 施設福祉の充実

(e) 市町村の役割重視、新たな運営実施体制の構築

今後、この方向に沿って社会福祉事業法、老人福祉法等の関連する社会福祉法令が改正されることとなる。

「地域保健将来構想報告書」 厚生省健康政策局長の私的諮問機関として八七年九月に発足した「地域保健将来構想検討会」は、八九年六月二十八日、保健所のあり方に関する報告書をまとめ、健康政策局長に提出した。この報告は、将来の保健所像を描いたもので、保健所を「特定」と「一般」の二つの類型に区分し、「特定保健所」は大都市や広域市町村圏に一カ所設置して、高齢化社会を迎える二一世紀に向けた「地域保健医療計画」の推進拠点とするとともに、「保健医療情報システム」の中核とする。他方、「一般保健所」は、地域保健活動の技術的拠点として機能充実を図るとともに、「総合相談窓口」を開設する。このようにして、保健と医療を総合した包括医療を推進し、さらに福祉サービスとの連携を図り、「地域包括保健総合戦略」の拠点となりうるよう、保健所を再編成する方向が打ち出されることとなった。

「地域高齢者福祉システム」 経済企画庁の「地域高齢者福祉システム研究会」は、八九年四月一日、研究会報告を発表した。この報告では、今後大都市圏での高齢化が進むことに着目し、①健康づくり、②生きがい・社会参加、③雇用・就業、④住宅・生活環境、⑤要介護老人対策、の五つの施策からなる総合的な福祉システムが面として機能する「まち」づくりを構想している。このような「まち」の運営には、地域コミュニティの積極的な活動、活発な世代間交流、高齢者向け情報ネットワークの整備が必要であると指摘して

いる。また、「高齢者の暮らしやすさ」が今後の地域社会の基本的価値の一つとして認識され評価されるべきだ、としている。

■ 高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略

別名「高齢者福祉一〇カ年ゴールドプラン」と称されるこの計画は、九〇年度の予算編成の途上で、九一年二月の総選挙を控え政治的判断によって急遽浮かび上がったもので、当初から厚生省の予算要求にふくまれていたものではない。総選挙の大きな争点となっていた消費税の見直しをめぐって、自民党が八九年二月一日、政府にたいして「高齢化に対応した公共サービスの充実」と題する五兆円規模の一〇カ年戦略を提示したことが契機となり、政府内閣関係省庁（大蔵、自治、厚生）の折衝が進められた。そして、予算内示直前の一月二日に三省大臣間で七項目の具体的な施策について合意がなされたものである。その概要は、左記のとおりであるが、一〇カ年の事業枠は約六兆円（九〇年度は三六〇〇億円）にのぼる大プロジェクトとなると見込まれている。

「高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略（概要）」

- (一) 市町村における在宅福祉対策の緊急整備——在宅福祉一〇カ年事業
- (二) 「ねたきり老人ゼロ作戦」の展開
- (三) 在宅福祉等充実のための「長寿社会福祉基金」の設置
- (四) 施設の緊急整備——施設対策推進一〇カ年事業
- (五) 高齢者の生きがい対策の推進
- (六) 長寿科学研究推進一〇カ年事業
- (七) 高齢者のための総合的な福祉施設の整備

■ 民間老後施設整備促進法の成立

「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」（平成元年六月三〇日法律第六四号）は、老後生活にかかわる国民の多様なニーズの増大にかんがみ、民間事業者が公的なサービスとの連携のもとに、地域において保健・福祉サービスを総合的に提供する一群の施設（特定民間施設）の整備を促進し、老人の健康・福祉の増進を図るとともに、老人が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的としている。

特定民間施設とは、①有料老人ホーム、②在宅介護サービスセンター、③健康増進施設、④総合福祉センターから構成され、民間事業者が整備するものをいう。特定民間施設の整備をおこなおうとする者は、整備計画を作成し、厚生大臣の認定を受けなければならない。認定事業者は、整備する特定民間施設について、税制上の優遇措置（機械等の特別償却、特別土地保有税の非課税）や、N T T 無利子融資の対象となる（第三セクターの場合）などの措置を受けることができる。

この法律は、厚生省が八八年一月に発表した「ウェル・エイジング・コミュニティ構想」（高齢化に対応する新しいまちづくり構想）をふまえた「ふるさと21健康長寿のまち構想——高齢者に配慮したコミュニティプラン」（八九年度の予算措置）を実現するための根拠法となるものであるが、民間活力を導入して、健康や福祉のためのサービスを展開することをめざしており、これまでの福祉法制にはみられない新しいタイプの立法である。

5 社会保障財政

社会保障研究所の推計によれば、八七年度の社会保障給付費総額は、四〇兆六五三六億円（対前年度比五・四％増）と初めて四〇兆円を超え、一世帯当たりでは約一〇六万円となっている。部門別では、全体のほぼ二分の一を占める「年金」（二〇兆一三二・一億円）の伸び（対前年度比六・六％増）が「医療」（一五兆八五七・三億円）の伸び（対前年度比五・二％増）を上回っており、今後もこの傾向がつづくものとみられている（ただし、計算方法の違いがあるため、本年鑑四二二の第76表のデータとは相違している）。

■ 消費税と社会保障

消費税は、右のように増大しつづける社会保障費をも念頭におきながら導入されたが、ここでは社会保障と消費税とのかかわりについてふれておこう。

「消費税の非課税範囲」 国税庁長官名の「消費税法取扱通達」によれば、社会保障関係で「非課税範囲」とされたのは、①医療の給付等関係、②社会福祉事業等の二項目である。

① 医療の給付等関係……社会保険医療、公費負担医療、自賠責医療、労災医療、公害医療、老人保健施設療養などは非課税であるが、差額ベッド代、歯科材料差額、給食の差額部分、予防接種、健

康診断、正常分娩、人工妊娠中絶、いわゆる自由診療などは、課税の対象となることとなった。

② 社会福祉事業等関係……福祉関係の非課税範囲は、第一種社会福祉事業が中心である。具体的には、生活保護法の救護施設、更生施設等の経営の事業および助葬の事業、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法および売春防止法上の一定の施設を経営する事業、公益質屋または授産施設を経営する事業、生計困難者にたいして無利子または低利で資金を融通する事業である。また、第二種社会福祉事業のなかでは、児童福祉法にいう助産施設または保育所を経営する事業のみが非課税範囲となった。さらに、更生緊急保護法第二条第二項の更生保護をおこなう事業も非課税範囲とされている。

「消費税創設にともなう影響への対策」 消費税法案の審議過程における自民・公明・民社三党の合意にもとづいて、八九年一月一九日、政府は「臨時福祉特別給付金支給要綱」を定め、八八年度補正予算にその必要経費を組み込むこととした。その内容は三種あり、①臨時福祉特別給付金（老齢福祉年金受給者等を対象に一万円、低所得の在宅ねたきり老人等を対象に一人五万円を支給）、②一時金（生活保護受給者、社会福祉施設入所者等を対象に支給）、③在宅介護振興事業に要する資金の社会福祉・医療事業団にたいする出資金（一〇〇億円）から構成されている。しかし、①と②の給付は、消費税の実施にたいする低所得層の反感をやわらげるための一時的な措置にすぎない。

また、診療報酬および薬価基準への消費税の影響に対処するため、中央社会保険医療協議会の意見を受け、厚生省は、八九年一月

一八日、診療報酬は〇・一二％、薬価基準は二・七％（医療費ベースで〇・七二％）の改定を四月一日から実施することを決定した。

■ 社会保障関連の八九年度税制改正

「年金税制」 八九年の年金制度改正によって「国民年金基金」が創設（本年鑑四一七頁以下を参照）されるのにもない、国民年金基金の加入員にたいする税制上の優遇措置として、国民年金基金の掛金が月額六万八〇〇〇円（夫婦で一三万六〇〇〇円）まで社会保険料控除の対象となるほか、国民年金基金から支給される給付は公的年金等控除の対象となることとなった。

「医療税制」 いわゆる医師優遇税制と呼ばれているのは、「社会保険診療報酬に係る概算経費率の特例」と「社会保険診療報酬に係る経費事業税の非課税措置」である。まず、社会保険診療報酬に係る経費算定の特例として、従来、報酬の額に応じ五段階の経費率控除（五二・七二％）が認められていたところを、消費税の導入にともなう抜本的な税制改正の名のもとに、四段階（五七・七二％）の経費率控除への見直しがおこなわれ、診療報酬が五〇〇〇万円を超える者（これまで五二％の経費率が認められていた）は、概算経費率の特例を適用できなくなった（八九年分から実施）。これにたいし、事業税の非課税措置については、高い公共性が認められるとの理由から存続することとなった。

なお、都道府県医療計画にもとづく医療機器の共同利用を促進するため、一定の医療機器について、一般の医療機器の一五％の特別償却に割増しし、一八％の特別償却が認められることとなった。

「福祉税制」 福祉に関連する税制としては、次の五つが創設ない

しは改正された。

① 健康長寿のまち構想推進税制……前項4で述べた「ふるさと21健康長寿のまち」の実現を促進するために、民間事業者が一定の健康福祉施設を一体的に整備する場合、法人税法上の特別償却、地方税法上の特別土地保有税の非課税等の優遇措置が講ぜられることとなった。

② ねたきり老人等に係る所得控除の引き上げ……八八年暮れの税制抜本改革において、ねたきり老人等に係る所得控除が、所得税で改正前の八〇万円から一二〇万円に引き上げられたことに準じて、個人住民税でも七二万円から九一万円に引き上げられることとされた。

③ 在宅療養の介護人に要する費用に係る医療費控除の適用……従来から、病院に入院中の付添看護は医療費控除の対象とされているが、在宅療養についての扱いは統一されていなかった。そこで、医療費控除の対象となる在宅療養の介護人に要する費用の範囲を明確にすることとなった。

④ 母子家庭特別控除の創設……税制抜本改革で配偶者特別控除が、所得税で一六万五〇〇〇円から三五万円に引き上げられたのにもない、一定の母子家庭について寡婦控除の特別加算制度が設けられることとなり、所得税で三五万円、住民税で三〇万円の控除が受けられることとなった。

⑤ 都道府県共同募金会にたいする寄付金に係る寄付金控除制度の創設……社会福祉に関する寄付金のうち、都道府県共同募金会への寄付金については、個人住民税にも寄付金控除が認められることとなった。なお、足切り限度額は一〇万円である。

■ 九〇年度厚生省予算案

九〇年度政府予算案は、八九年十二月二十九日、閣議決定された。政府一般会計予算額は、六六兆二七三六億円（対前年度比九・七％増）、各省庁の政策経費に充てられる一般歳出は三五兆四〇九二億円（三・九％増）となっている。

このなかで厚生省予算は一一兆五六五二億円で、対前年度比六・七％の増となった。政府全体の一般歳出の増は一兆三二八七億円であったが、厚生省予算の伸び額七二八〇億円がこの五四・八％を占めており、その結果、厚生省予算が一般歳出に占める割合は三二・七％と過去最高となった。

九〇年度厚生省予算の基本的な考え方と特色は、次のとおりである。

- ① 二一世紀の本格的な高齢化社会の到来を間近に控えて国民の福祉にたいする期待がとくに高まっていることをふまえ、今後の高齢化社会を国民が健康で生きがいをもち、安心して老後を過ごせるような明るい活力のある長寿・福祉社会とするため、「高齢者保健福祉推進一〇ヵ年戦略」に沿って、長期的視野に立ち、各種の高齢化対策の拡充強化を図る。
- ② 障害者等社会的に弱い立場にある方々にたいするきめ細かな施策の展開を図るとともに、次代を担う児童が健やかに生まれ、育つための環境づくりを推進する。
- ③ 国民健康保険、老人保健、年金や各種手当、健康づくり、国際協力など厚生行政の各分野について施策の拡充等を図る。

【参考資料】 ① 『昭和六三年版厚生白書』、② 『厚生』、③ 『健康保険』、④ 『月刊福祉』、⑤ 『週刊社会保障』、⑥ 『総合社会保障』、⑦ 『賃金と社会保障』

IV 労働判例・労働委員会命令

労働判例、最高裁で26件

労働委員会であいつぐ

国労組合員への救済命令

国労・全動労の不当労働行為救済命令

〈国労〉

	事 件 名	命令年月日	救済対象 組合員数
1	新宿車掌区担務差別	88. 3. 3	1人
2	秋田組合掲示板	88. 6.13	—
3	千葉出向差別	88. 7.29	1
4	神奈川運転士配属差別	88.10.20	196
5	神奈川活動家配属差別	88.11. 4	84
6	大阪採用差別	88.11.28	2
7	神奈川採用差別	88.12.16	9
8	北海道採用差別	89. 1.20	1,704
9	東京7電区配属配転差別	89. 1.26	308
10	中原電区配転差別	89. 2. 8	33
11	東京電気工事事務所配転差別	89. 2.10	6
12	神奈川出向差別	89. 3. 1	14
13	東京組合バッジ	89. 3.20	75
14	栃木出向差別	89. 3.22	3
15	福岡採用差別	89. 3.24	458
16	長崎採用差別	89. 3.27	151
17	佐賀採用差別	89. 3.30	257
18	富山配属配転出向差別	89. 3.30	100
19	東所沢電区配属配転差別	89. 3.31	37
20	群馬出勤停止処分	89. 4.20	4
21	茨城出向差別	89. 4.27	6
22	熊本採用差別	89. 5. 8	56
23	神奈川組合バッジ手当差別	89. 5.15	917
24	大分採用差別	89. 5.17	16
25	鹿児島採用差別	89. 5.19	74
26	宮崎採用差別	89. 5.24	66
27	浦和電区配属配転出向差別	89. 5.29	23
28	岩手出向差別	89. 5.31	22
29	京都採用差別	89. 5.31	2
30	新幹線上野第二運転所配属配 転出向差別	89. 6.13	25
31	上野・新橋出向差別	89. 6.15	7
32	新潟配属・出向差別	89. 6.22	23
33	宇都宮自動車脱退強要	89. 6.26	43
34	栃木烏山自動車脱退強要	89. 6.26	8
35	石川配属配転出向差別	89. 6.30	107
36	福井配属配転出向差別	89. 7.13	74
37	茨城配属配転差別	89. 7.14	27
38	広島配属配転差別	89. 7.19	3
39	国府津給電区脱退強要	89. 7.20	4

	事 件 名	命令年月日	救済対象 組合員数
40	東京自動車脱退強要	89. 7.20	1
41	京都配属差別	89. 8. 4	35
42	名古屋配属差別	89. 8.21	14
43	兵庫配属差別	89. 8.22	70
44	東京採用差別	89. 8.24	9
45	福知山配属差別	89. 8.29	12
46	長野配属差別	89. 8.30	221
47	大阪脱退強要	89. 8.31	179
48	大船保線区脱退強要	89. 9. 6	95
49	滋賀配属配転差別	89. 9.27	16
50	秋田出向団交拒否	89.10. 3	—
51	福岡配属差別	89.10. 4	5
52	栃木配属配転差別	89.10. 7	54
53	愛知出向差別	89.10.10	21
54	山梨脱退強要	89.10.13	6
55	福島採用差別	89.10.24	6
56	群馬出向差別	89.10.24	40
57	盛岡電力区脱退強要	89.11. 9	4
58	四国採用差別	89.11.13	2
59	奈良配属配転差別	89.11.21	4
60	新宿保線区配属差別	89.11.27	5
61	上野保線区配属・配転差別	89.12.12	32
62	兵庫鷹取配属差別	89.12.13	85
63	上野保線区脱退強要	89.12.26	42
64	静岡採用差別	89.12.27	1
65	大阪配属配転差別（西日本）	89.12.27	123
66	大阪配属配転差別（東海）	89.12.27	111
67	南近畿配属配転差別	89.12.27	31

〈全動労〉

	事 件 名	命令年月日	救済対象 組合員数
1	北海道採用拒否	89. 3.27	313
2	新潟出向、配属差別	89. 6.22	2
3	岩手組合バッジ着用手当差別	"	9
4	岩手出向差別、バッジ着用 手当差別	89. 8.11	8
5	広島出向、配属差別	89.11.29	10
6	大阪配属差別	89.12.27	91

☆ 今期（一九八九年一月～一二月）の労働関係最高裁判例は三六件であり、すべて小法廷判決である。前年に比較して件数は増加しているが、全体の傾向に変化はない。そのうち、賃上げ協定について判断した日本シェーリング事件、チェック・オフについて判断した済生会中央病院事件、退職金協定の効力について判断した香港上海銀行事件、年休の時季変更権行使の効力について判断した電電公社関東電気通信局事件などが注目される。

☆ 下級審でも重要な判決が多く出されているが、前年にひきつづき、国鉄・JR関係の判決がまとまって出されていることが特徴である。このなかで、管理職らにたいする暴行等を理由とする組合役員の懲戒免職処分について五件の判決が出されているが、その結論は分かれている。

☆ 労働協約をめぐる、朝日火災海上保険事件は、労組法一七条の拡張適用につき重要な判断を示した。

☆ 労働時間に関して、その起点・終点につき三菱重工長崎造船所事件は、注目すべき判断を示した。

☆ このほか、年休に関する六件、配転・出向に関する八件の判決が注目される。

☆ 労働委員会命令では、地労委で国鉄・JR関係の命令が二三件出されたが、いずれも組合（一件を除きすべて国労）側を救済し、不当労働行為と判断している。また、中労委命令は一九件出されている。

1 最高裁判所判例

今期（一九八九年一月～一二月）に言い渡しのあった労働関係最高裁判決は、第77表のとおり三六件、すべて小法廷判決である。前年に比べ件数が一〇件ほど増加しているが、官公労のストライキに関する判決が増えたことがその理由である。判決のすべてを紹介することはできないので、以下では重要判例にかぎって紹介する。

■ 賃上げ協定の効力——日本シェーリング事件

日本シェーリング事件は、労働者の勤務状態を賃上げの条件とする賃金協定の有効性に関する最高裁判所の判断として注目されるものであった。

事件の概要は、「賃上げは稼働率八〇％以上のものとする」旨の賃上げ協定中の条項に関し、年休、産休、育児時間、労災による休業・治療通院のための時間、団交・争議による各欠務をすべて「欠勤」として算入して、右「稼働率」を計算するとの取り扱いがなされたため、一九七六～七九年の賃金改定の際、稼働率を満たしていないとして賃上げを実施されなかった従業員らが、あるべき賃金との差額および損害賠償を求めたものである。一審（大阪地裁、八一年三月三〇日）、二審（大阪高裁、八三年八月三一日）ともに、本件賃上げ協定を無効とし、賃金の差額請求を認めていた。

第77表 最高裁労働判例一覧

集 団 的 労 働 関 係	個 別 的 労 働 関 係
△1.19 (一) 日本チバガイギー事件 (2件) [労委命令のうち、差し違え条件・掲示板貸与等を支配介入とした部分を取り消した原判決を維持] ●1.19 (一) 北九州市清掃局事件 [年末休日勤務拒否闘争を理由とする懲戒処分を有効とした原判決を維持] ●2.21 (三) 国鉄津田沼駅電車区事件 [対立する組合相互の衝突を防止しなかったこと等を理由の組合執行委員への懲戒免職は有効] ○3.3 (二) 済生会中央病院事件 [賃上げ妥結月実施に固執して交渉を拒否し、一時金を支給しなかったことは不当労働行為] ○3.28 (三) 商大八戸ノ里ドライビングスクール事件 [交渉ルールに固執して団交に応じなかったことは不当労働行為] ●4.25 (三) 北九州市事件 [市の財政再建計画に反対してなされた争議行為の企画・参加等を理由の懲戒処分は有効] ●6.20 (三) 北九州市事件 (4件) [争議行為の企画・実施等を理由の組合幹部への懲戒処分を有効とした原判決を維持] ●7.4 (三) 長崎県教組事件 [地方公務員法37条1項は合憲] ●7.14 (二) 通産省事件 [勤務時間内職場集会の指導・参加を理由とする懲戒処分は有効] ○9.8 (二) 福岡県高教組事件 [校長着任拒否闘争を理由とする懲戒免職処分は無効] ●9.14 (一) 千葉動労事件 [争議の企画・指導を理由とする組合書記長に対する公労法17条にもとづく解雇は有効] ▽10.13 (二) 東京計器労働組合事件 [規約上個人加盟方式をとっている組合でも支部組合の組織的脱退は有効] △12.11 (二) 済生会中央病院事件 [報告書の配布、チェックオフ拒否を不当労働行為とした労委命令を取り消し] △12.14 (一) 日本シェーリング事件 [労基法・労組法上の年休、スト等の権利行使を欠勤扱いとする賃上げ協定は無効] ●12.18 (一) 日教組・都教組事件 [74春闘時のストにつき、日教組・都教組委員長への懲役刑を宣告した原判決を維持] ●12.18 (一) 岩手県教組事件 [日教組本部のスト指令にもとづく県教組委員長を無罪とした原判決を破棄・差し戻し]	●1.17 (三) 兵庫県立図書館事件 [有罪判決を受けた地方公務員に対し、執行猶予期間後になした自動失職通知は適法] ●1.17 (三) 社会保険庁長官 (沢山汽船) 事件 [船員法の廃疾年金等の支給要件を満たしていなかったとした原判決を維持] ●1.17 (三) 広島労基署長 (広島防災管理) 事件 [くも膜下出血の業務起因性を否定] ●4.11 (三) 名古屋北労基署長 (東海理化電機製作所) 事件 [休業補償給付等の打ち切り通知は抗告訴訟の対象ではない] ●4.11 (三) 高田建設従業員事件 [第三者行為による労災の損害賠償額の確定は、被災労働者の過失を減額した後に労災保険給付額を控除すべき] ▽4.27 (一) 三共自動車事件 [労災民事裁判による賠償金支払後に支払われた労災保険金につき使用者の代位請求権を否認] ●4.27 (一) 小林郵便局事件 [免職処分の効力を係争中、市議会議員に立候補した局員は公選法90条によりその時点で失職] ●4.28 (二) 神戸港労働職安事件 [日雇港湾労働者登録の取消処分に対する審査請求棄却の裁決取消請求を否認] ●6.20 (三) 仙台中央電報局事件 [年休の時季指定に対する時季変更権行使を適法とした原判決を維持] ●7.4 (三) 電電公社関東電気通信局事件 [年休の時季指定に対する必要配置人員を欠くことを理由とする時季変更権行使は適法] ○9.7 (一) 香港上海銀行事件 [退職金協定が就業規則と共に労基署に届けられていれば協定失効後も従前の支給基準を適用] ●9.21 (一) 長崎生コン事件 [就労を拒否された労働者の中間収入のうち平均賃金の4割と賞与全額を使用者に償還すべき] ●9.21 (一) 工業技術院公害資源研究所事件 [昇任・昇格を求める国家公務員の行政措置要求を却下した人事院の処分は適法] ●12.7 (一) 日産自動車村山工場事件 [機械工に対する他職種への配転命令を有効とした原判決を維持] ○12.14 (一) 三井倉庫港運事件 [組合脱退後、別組合に加入した労働者に対するユニオンショップ協定にもとづく解雇は無効] ○12.21 (一) 日本鋼管鶴見製作所事件 [組合脱退後、別組合に加入した労働者に対するユニオンショップ協定にもとづく解雇は無効]

〔備考〕 ○印は労働側勝訴。●印は労働側敗訴。△は労働側一部勝訴。▽は判断なし。
(一)(二)(三)は各小法廷。〔 〕内は判断内容のポイント

これにたいして最高裁は、二審判決を破棄・差し戻したが、その判断は、次のとおりである。

「従業員の出勤率の低下防止等の観点から、稼働率の低い者につきある種の経済的利益を得られないこととする制度は、一応の経済的合理性を有しており、当該制度が、労基法又は労組法上の権利に基づくもの以外の不就労を基礎として稼働率を算定するものであれば、それを違法であるとすべきものではない。そして、当該制度が、労基法又は労組法上の権利に基づく不就労を含めて稼働率を算定するものである場合には、基準となつて稼働率の数値との関連において、当該制度が、労基法又は労組法上の権利を行使したことにより経済的利益を得られないこととすることによって権利の行使を抑制し、ひいては右各法が労働者に各権利を保障した趣旨を実質的に失わせるものと認められるときに、当該制度を定めた労働協約条項は、公序に反するものとして無効になると解するのが相当である。」

「以上によれば、本件八〇パーセント条項は、労基法又は労組法上の権利に基づくもの以外の不就労を基礎として稼働率を算定する限りにおいては、その効力を否定すべきいわれはないが、反面、同条項において、労基法又は労組法上の権利に基づく不就労を稼働率算定の基礎としている点は、労基法又は労組法上の権利を行使したことにより経済的利益を得られないこととすることによって権利の行使を抑制し、ひいては、右各法が労働者に各権利を保障した趣旨を実質的に失わせるものというべきであるから、公序に反し無効であるといわなければならない。」

「結局、本件八〇パーセント条項を全体として公序に反し無効で

あるとした点において、原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法があるものといわなければならない。右違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。」

本判決で、稼働率の低い者につき、ある種の経済的利益を得られないこととする制度が経済的合理性を有するとされた点については別に問題はない。判決の最大の意義は、年休や生休をふくむ労基法または労組法上の権利に基づく不就労を稼働率算定の基礎とする場合に、右制度を公序に反して無効と明確に指摘した点である。

■ チェック・オフの拒否——済生会中央病院事件

労基法二四条一項は、賃金全額払いの原則を定めているが、その但書で、事業場の労働者の過半数を組織する労働組合または過半数を代表する者との書面協定がある場合は賃金の一部控除が許されるとの規定をおいている。しかし、チェック・オフ（組合費控除）に関しては、右書面協定によらない場合、労基法二四条一項に抵触するとしても、団結権保障の観点から違法ではないとするのが従来の通説的見解であった。

本件済生会中央病院事件（一審・東京地裁八六年一月二九日、二審・東京高裁八八年七月二七日は労委救済命令を維持）は、このような場合、労基法二四条一項に違反するとの、以下のような判断を示した（なお、本件では、職場集会の実施にたいする警告書交付が不当労働行為にあたらないとした点も重要であるが、割愛する）。

「労基法二四条一項本文は、賃金はその全額を労働者に支払わなければならないとしているが、その趣旨は、労働者の賃金はその生活を支える重要な財源で日常必要とするものであるから、これを労

働者に確実に受領させ、その生活に不安のないようにすることが労働政策の上から極めて必要なことである、ということにある」「いわゆるチェック・オフも労働者の賃金の一部を控除するものにほかならないから、同項但書の要件を具備しない限り、これを行うことができないことは当然である。たしかに、原審のいうように、チェック・オフは労働組合の団結を維持、強化するものであるが、その組合員すなわち労働者自体は賃金の一部を控除されてその支払いを受けるのであるから、右に述べた同項但書の趣旨によれば、チェック・オフをする場合には右……要件を具備する必要がないということとはできない。」「支部組合が病院の従業員の過半数で組織されていたといえるかどうかは極めて疑わしいといわなければならないし、また、本件チェック・オフは、過去一五年余にわたってされたものであるが、これにつき書面による協定がなかったことも原審の適法に確定するところである。そうすると、本件チェック・オフの中止が労基法二四条一項違反を解消するものであることは明らかであるところ……本件チェック・オフの中止は……不当労働行為の該当しないというべきである。」

右の判断はあまりにも形式的論理主義であり、この立場を厳格に貫くかぎり、少数派組合の組合費のチェック・オフは困難となる。この点に関しては、奥野裁判官の次のような反対意見がある。

「チェック・オフは、通常当該組合員すなわち労働者の利益に合致する（使用者に対しては何らの利益をもたらずものではない。）から、これについて使用者の恣意を抑制し個々の労働者の保護を図るという必要性は存しない」「当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合」という要件を厳格に適用するときは、少数組合がチ

ェック・オフ協定を締結することができなくなる結果、その団結権の実質的保障を損なうおそれがあり、かえって妥当性を欠くこととなるといわなければならない。」「チェック・オフの場合は、毎月継続的に徴収される組合費については種類が単一でかつ控除額がおおむね一定しており、臨時に徴収される組合費についても自ずから一定の限度がある筈であるから、通常の場合、『書面による協定』を締結する必要性はないものというべきである。」「そうすると、チェック・オフについては、『当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合』との『書面による協定』という要件を満たさないものであっても、直ちに労基法二四条一項に違反するものとはいえず、本件チェック・オフも、その例外ではないと考えられる。」

■ 退職金協定の効力——香港上海銀行事件

現在、企業の定年年齢が延長されるなかで、退職金規定の不利益変更が問題とされている。これについて香港上海銀行事件は、退職金の支給に関し、会社就業規則に「支給時の退職金協定による」と規定されていたところ、組合との間の退職金協定が失効していた。この場合の退職金の算定基礎額の算定時点をめぐって争われた事案である。

一審（大阪地裁判決、八三年三月二八日）は、前記退職金協定の写しを就業規則変更届に添付して労基署に届けられていた点をふまえ、協定失効後も本件協定の退職金算定方法に関する規定が労働契約内容になっていると判断した。

また、二審（大阪高裁判決、八五年二月六日）は、一審判決とは異なり、全従業員の四分の三以上を組織する別組合の退職金協定の

一般的拘束力が及ぶとして、その算定方法にもとづく限度での退職金支払いを命じた。

最高裁は、退職金支給に関する労働協約の効力について次のような判断を示した。

「本件退職金協定はすでに失効しており、これに代わる退職金協定は締結されていないので、上告人の退職金額の決定についてよるべき退職金協定は存在しないこととなる。しかしながら、右労働契約上は、退職時に退職金の額が確定することが予定されているものというべきであり、右就業規則の規定も、被上告人が従業員に対し退職金の支払義務を負うことを前提として、もっぱらその額の算定を退職金協定に基づいて行おうとする趣旨のものであると解されるから、外銀労との間で新たな退職金協定が締結されていないからといって、上告人について退職時にその退職金額が確定せず、したがって具体的な退職金請求権も発生しないと解するのは相当でなく、労働契約、就業規則等の合理的な解釈により退職時においてその額が確定されるべきものといわなければならない。」

「被上告人は……前記退職金協定に係る協定書の写しを添付した就業規則変更届を所轄労働基準監督署長に届け出ており、したがって、右退職金協定に定められた退職金の支給基準は、就業規則に取り入れられて就業規則の一部となったものというべきである。そして、就業規則は、労働条件を統一的・画一的に定めるものとして、本来有効期間の定めのないものであり、労働協約が失効して空白となる労働契約の内容を補充する機能も有すべきものであることを考慮すれば、就業規則に取り入れられこれと一体となっている右退職金協定の支給基準は、右退職金協定が有効期間の満了により失効し

ても、当然には効力を失わず、退職金額の決定についてよるべき退職金協定のない労働者については、右の支給基準により退職金額が決定されるべきものと解するのが相当である。」

■ 年休の時季変更権行使——電電公社関東電気通信局事件

これまで最高裁は、弘前電報電話局事件（第二小法廷判決、八七年七月一〇日）、横手統制電話中継所事件（第三小法廷判決、八七年九月二二日）において、年休の時季変更権行使の適法性の判断につき、代替労働者の配置を使用者が配慮しなかったときは、たとえ必要人員を欠いても事業の正常な運営を妨げる場合に当たらないとの立場を確立してきた。電電公社関東電気通信局事件も、時季変更権行使の適法性の判断において右の立場を受け継いだ。右二判決とは異なり、次のような判断を示して時季変更権行使を適法であると認めた。

「勤務割における勤務予定日につき年次休暇の時季指定がされた場合に、使用者としての通常の配慮をすれば代替勤務者を確保して勤務割を変更することが客観的に可能な状況にあったか否かについては、当該事業場において、年次休暇の時季指定に伴う勤務割の変更が、どのような方法により、どの程度行われていたか、年次休暇の時季指定に対し使用者が従前どのような対応の仕方をしてきたか、当該労働者の作業の内容、性質、欠務補充要員の作業の繁閑などからみて、他の者による代替勤務が可能であったか、また、当該年次休暇の時季指定が、使用者が代替勤務者を確保しうるだけの時間的余裕のある時期にされたものであるか、更には、当該事業場において週休制がどのように運用されてきたかなどの諸点を考慮して

判断されるべきである。右の諸点に照らし、使用者が通常の配慮をしたとしても代替勤務者を確保して勤務割を変更することが客観的に可能な状況になかったと判断しうる場合には、使用者において代替勤務者を確保するための配慮をしたとみうる何らかの具体的行為をしなかったとしても、そのことにより、使用者がした時季変更権の行使が違法となることはないものと解するのが相当である。」

時季変更権行使の適法性の判断において、右のような使用者の代替要員配慮を要求することは当然であるが、問題は、通常の配慮で足りるのか、相当程度の配慮が要求されるのかということである。近年の企業合理化と人手不足のなかで配置要員が切り詰められている状態を考えれば、通常の配慮で足りるという本判決の立場は、時季変更権行使を緩和し、ひいては年休をとりにくい状態をもたらしかねないだけに、使用者の配慮には厳格な立場が望まれる。

2 下級審重要判例

■ 国鉄・JR関係

前年にひきつづき今期も国鉄分割・民営化を背景とした労使紛争事案が多数、下級審の判断の俎上にのぼった。

①国鉄職員小田駅第二事件（仙台地裁判決、八九年三月三日）は、町議会議員に当選したものの総裁の兼職承認が得られなかった国鉄職員の失職を、日本国有鉄道法二六条二項と公職選挙法一

〇三条一項の規定を根拠に有効と判断した。

このほか、②国鉄職員福岡県下事件（福岡高裁判決、八九年七月二〇日）、③国鉄職員能町駅・豊浦駅事件（東京地裁判決、八九年一〇月一日）なども、同様の理由により、地方議会議員選挙に当選した国鉄職員の失職扱いを相当であるとした。

次に、国労役員らの暴行等を理由とする懲戒免職処分については五つの判決が出されている。処分の効力について裁判所の結論は分かれているが、こうした事件発生背景には、国鉄当局の労務管理厳正化政策がある。

まず、④国鉄黒磯駅事件（東京高裁判決、八九年四月二〇日）は、年休不承認にたいする抗議行動中におこなわれた助役らへの暴行等を理由とする国労分会役員にたいする懲戒免職を有効と判断した。また、⑤国鉄武蔵溝ノ口駅事件（東京地裁判決、八九年一〇月二〇日）も、駅長にたいする反抗的態度等を理由とする国労分会役員にたいする懲戒免職処分を有効と判断した。

これにたいして、⑥国鉄鳥栖保線区事件（佐賀地裁判決、八九年四月二八日）は、管理職にたいする暴行等を理由とする、国労分会役員にたいする懲戒免職処分を権利濫用として無効と判断し、⑦国鉄松山電気区事件（高松高裁判決、八九年五月一七日）も、組合が掲出した組合旗を当局が撤去したことにかかわって、上司にたいし暴行に及んだ国労支部書記長にたいする懲戒免職処分を権利濫用として無効と判断した。同じく⑧国鉄長崎駅事件（長崎地裁判決、八九年九月一四日）も、職場点検作業中の助役にたいする暴言等を理由とする国労分会役員にたいする懲戒免職処分を権利濫用として無効と判断した。

さらに、国労組合員にたいする勤務替えをめぐって、いくつかの判決が出されている。

⑨国鉄鷹取工場事件（神戸地裁判決、八九年五月二五日）は、国労組合員にたいする特別安全衛生教育における自転車整備等の作業が、必要性・合理性を欠くものとはいえず、右作業は業務命令の裁量の範囲内にあり、不当労働行為とはいえないと判断した。これについては、右作業がどのような意味で安全衛生教育と結びつくのか、厳密な評価をなすべきであったと思われる。

⑩国鉄梅小路駅異議事件（大阪高裁判決、八九年九月二九日）は、いったん確定していた担当勤務の変更命令が、就業規則細則上の「やむを得ない場合」に「本人の生活設計を十分配慮して」なされたものであり、適法・有効なものであると判断し、原審（京都地裁判決、八八年九月二八日）の無効の判断をくつがえしたが、勤務変更の性質・内容につき詳細な検討が必要であったと思われる。

⑪JR東日本新宿車掌区事件（東京地裁決定、八九年七月七日）は、国労組合員にたいする内勤の運転車掌から電車乗務車掌へ担当業務の指定替えしたことを、不当労働行為であるとした救済命令に関する緊急命令の申し立てを認容した。

その他、⑫JR東海新幹線運行本部大阪保線所長事件（大阪地裁判決、八九年一〇月五日）、⑬国鉄新幹線総局大阪保線所長等事件（大阪地裁判決、八九年一〇月五日）は、ともに保線所長の国労分会との団交拒否を、不当労働行為にあたらないと判断した。

⑭勤労千葉事件（東京高裁判決、八九年七月一七日）は、指名ストの指揮・参画を理由とする組合役員にたいする公労法一八条にもとづく解雇を有効と判断した。

■ 労働協約の効力をめぐる判決

労働協約の不利益変更をめぐっては、次の二件が注目される。いずれも定年延長にかかわる労働協約の効力問題である。

①朝日火災海上保険事件（福岡地裁小倉支部判決、八九年五月三〇日）は、会社合併後もつづいていた六三歳定年制にたいし、新たな労働協約、就業規則が五七歳定年制、三年間の再雇用（給与の約四〇％ダウン）としたことの効力が争われたケースであるが、判決は新制度の適用を肯定した。本判決では、就業規則による不利益変更の合理性についても肯定しているが、重要なのは、次のような労組法一七条の拡張適用を認めて、非組合員たる管理職にたいして新労働協約を適用させた判断である。

「労働協約の適用を受けない未組織労働者が協約基準より不利な労働条件で雇用されている場合は、労働組合の組合員と未組織労働者との間に公正な競争を生じ、協約基準引下げの方向に作用することがあり得る反面、逆に未組織労働者が協約基準より有利な労働条件で雇用されている場合、有利な労働条件を求めて組合を脱退する者が生じ、団結力の維持、強化を阻害することにもなるから、これらの事態を防止して組織の動揺を防ぎ、団結を維持、強化するとともに、同一職場での統一的な労働条件の設定を趣旨として」と解される。「未組織労働者が協約基準より有利な労働条件で労働契約を締結している場合（労働条件の不利益変更の場合）においても、未組織労働者に対し新しい労働協約を適用してその労働条件を引き下げることが、右規定の趣旨に照らして著しく不当と解される特段の事情がある場合を除き、新しい労働協約の効力が未組織労働

者にも及び、その労働条件は協約基準にまで引き下げられるものと解するのが相当である。」

②光洋精工「野中」事件（大阪地裁判決、八九年一月三〇日）は、定年を五六歳から六〇歳に延長するにあたり協定された労働協約のうち、退職金条項のみの解約に関して、右条項が賃金条項と相互に密接な関連を有する場合には許されないと判断した。

■労働時間をめぐる判決

労働時間の起点・終点については、従来、判例の見解にも対立があったが、①三菱重工長崎造船所事件（長崎地裁判決、八九年二月一〇日）は、労基法上の「労働時間」とは使用者の指揮監督下に業務を提供している時間をいい、本来の作業にあたらなくとも右作業を遂行するため必要不可欠なし不可分の行為もふくまれるとしたうえ、作業服への更衣・安全衛生保護具等の着脱、更衣所から作業現場への往復、材料や消耗品等の受け出し、作業場での散水に要した時間が、右「労働時間」にあたると判断した。なお、本判決では、手洗い、洗面、入浴、入浴後の着衣に要した時間は、「労働時間」にあたらないとした。

②北陽電機事件（大阪地裁判決、八九年四月二〇日）は、営業職の労働時間管理につきタイムカードが用いられていても、右カードの記載をもって現実の労働時間と認定することはできないと判断したが、使用者の労働時間管理がルーズな場合、労働者が時間外労働手当の請求において、その算定基礎の労働時間の立証が困難とならざるをえず、こうしたときにタイムカードの記録をもって労働時間を把握してもよいのではないかとの疑問が残る。

■年次有給休暇をめぐる判例

年休に関して、①名古屋鉄道郵便局事件（名古屋高裁判決、八九年五月三〇日）は、時季変更権の行使を適法ではないと判断した。これは一連の最高裁判決（弘前電報電話局事件、第二小法廷判決、八七年七月一〇日ほか）の結論にしたがったものである。

このほか、②国鉄長崎保線区事件（長崎地裁判決、八九年四月二八日）、③鈴蘭交通事件（札幌地裁決定、八九年七月二四日）も、時季変更権の行使を違法であると判断している。

④東京市外電話局等事件（東京地裁判決、八九年三月一日）は、労働者の年休の時季指定の意思が受領権限を有する直属上司に達しさえすれば、時季指定の時期・方法が労働協約・就業規則の定めと反していたとしても、そのことから直ちに時季指定の法的効果を否定するのは妥当ではないとしたうえ、労働協約、就業規則が前々日の勤務終了時点までの時季指定を定めているにもかかわらず、前日になされた年休の時季指定にたいする時季変更権の行使が違法であると判断した。

⑤北海道開発局事件（札幌高裁判決、八九年五月三〇日）は、一斉休暇闘争につき年休権の行使とは認められないとして、右休暇闘争参加者についての賃金分等の過払いにたいする当局の不当利得返還請求を認容した。

⑥エス・ウント・エー事件（東京地裁判決、八九年九月二五日）は、祝日、土曜日、年末年始等の各休日、就業規則上労働義務のない日とされていると解すべきであり、年休権発生要件としての「出勤率」の計算に際して、右休日を「全労働日」のうちにふくま

しめるのは許されないと判断した。

■ 配転・出向をめぐる判例

配転・出向に関連して、①川崎重工業事件（神戸地裁判決、八九年六月一日）は、神戸工場から岐阜工場への配転命令拒否を理由とする通常解雇を有効と判断した。

②杉乃井ホテル事件（大分地裁決定、八九年十一月一日）は、ホテル内の「クラブ」の廃止にともなうホステスへの配転命令、配転拒否等を理由の雇い止めを、いずれも無効と判断した。

③高島屋工作所事件（大阪地裁決定、八九年八月四日）は、本社企画部から家具販売事業部大阪販売部統括課への配転命令が、本人の同意のうえなされたものと認めて適法と判断した。

④日産車体事件（横浜地裁小田原支部判決、八九年九月一九日）は、不況にともなう社用車部門の合理化に際し、社用車運転手にたいするメール部への配転命令を有効とした。

⑤武田薬品工業事件（大阪地裁判決、八九年七月一三日）は、中央研究所における開発研究補助業務から営業課への配転命令の拒否を理由とする懲戒解雇を有効とした。

⑥新日本ハイパック事件（長野地裁松本支部決定、八九年二月三日）は、仕事上のミスを理由とする出向命令につき、出向命令権の濫用であるとして、右命令拒否にたいする懲戒解雇を無効とした。

⑦佐世保重工業事件（長崎地裁佐世保支部判決、八九年七月一七日）は、造船不況下での余剰人員にたいしての出向命令にしたがわなかったことを理由とする解雇を有効とした。

⑧大阪造船所事件（大阪地裁決定、八九年六月二七日）は、雇用

調整を目的とした出向命令拒否を理由とする普通解雇につき、解雇の要件を欠き無効とした。

3 労働委員会命令

■ JR各社にたいする不当労働行為救済命令あいつぐ

今期の労働委員会命令に関しては、JR関係の不当労働行為救済命令が前年にもまして数多く出されたことが特徴である。

まず、国労組合員にたいする配転・出向命令や仕事差別につき、不当労働行為としたものとして、①JR東日本中原電車区事件（神奈川地労委、八九年二月八日）、②JR東日本浦和電車区事件（埼玉地労委、八九年五月二三日）、③JR東日本「東京・出向」事件（東京地労委、八九年六月六日）、④JR東日本東京電気工事事務所事件（東京地労委、八九年一月一〇日）、⑤JR東日本「茨城・配属」事件（茨城地労委、八九年六月二二日）、⑥JR東日本「水戸・出向」事件（茨城地労委、八九年四月一〇日）、⑦JR東日本東所沢電車区事件（埼玉地労委、八九年三月二七日）、⑧JR東日本高崎運行部事件（群馬地労委、八九年三月二三日）、⑨JR東日本「栃木・出向」事件（栃木地労委、八九年三月一六日）、⑩JR東日本「神奈川・出向」事件（神奈川地労委、八九年三月一日）などがある。

次に国労組合員にたいするJR各社への不採用につき不当労働行

為としたものには、⑪JR西日本等「福岡・不採用」事件（福岡地労委、八九年三月九日）、⑫JR西日本「宮崎・不採用」事件（宮崎地労委、八九年四月二八日）、⑬JR西日本等「長崎・不採用」事件（長崎地労委、八九年三月二二日）、⑭JR九州「大分・不採用」事件（大分地労委、八九年五月一二日）、⑮JR九州「鹿児島・不採用」事件（鹿児島地労委、八九年五月八日）、⑯JR西日本等「京都・不採用」事件（京都地労委、八九年五月三十一日）などがある。

管理職らによる国労組合員にたいする国労からの脱退勧奨を支配介入としたものとして、⑰JR東日本東京自動車営業所事件（東京地労委、八九年六月二〇日）、⑱JR東日本国府津給電区事件（神奈川地労委、八九年七月二〇日）、⑲JR東日本鳥山自動車営業所事件（栃木地労委、八九年六月一六日）、⑳JR東日本宇都宮自動車営業所事件（栃木地労委、八九年六月一六日）などがある。

組合員らにたいする組合バッジの取り外し命令および処分を不当労働行為としたものとして、㉑JR東海「バッジ」事件（東京地労委、八九年二月七日）、㉒JR東日本「神奈川・バッジ」事件（神奈川地労委、八九年五月一五日）、㉓JR貨物「全動労岩手・バッジ」事件（岩手地労委、八九年六月一七日）などがある。

■ 中央労働委員会の命令

今期における中労委命令は一九件出されている。

①エッソ石油「懲戒処分」事件（八九年四月一九日）は、組合指令による業務命令拒否を理由とする懲戒解雇・住宅ローンの解約等が不当労働行為にあたらぬ、と判断した。

②日本シェーリング事件（八九年七月一九日）は、一時金支給につき組合員を不当に低く査定して不利益に取り扱ったことが不当労働行為にあたる、と判断した。

そのほかの中労委命令として、③エッソ石油「昇格差別」事件（取消、八九年二月一五日）、④神戸弘陵学園事件（棄却、八九年二月一日）、⑤日本ケミファ事件（棄却、八九年三月一日）、⑥商大八戸ノ里ドライビングスクール事件（棄却、八九年三月一日）、⑦八雲会事件（一部変更、八九年五月二四日）、⑧東京都石油業健保事件（棄却、八九年七月五日）、⑨育宝事件（棄却、八九年七月一九日）、⑩松栄運輸事件（取消、八九年七月五日）、⑪日産ディーゼル工業事件（棄却、八九年十一月八日）、⑫中央図書出版社事件（棄却、八九年十一月八日）、⑬商大八戸ノ里ドライビングスクール事件（取消、八九年七月一九日）などが出されている。

*

なお、今期の労働判例・命令に関しては、一九九〇年三月末の時点で入手可能なものによった。したがって、この時点で未掲載のものについては割愛している。とくに地労委・中労委命令は、『別冊中央労働時報』等に掲載される命令文が大幅に遅れているため、今期の命令すべてについて把握することは困難である。今期の労働判例・命令の全容については、秋田成就監修『九〇年版重要労働判例総覧／労働判例別冊増刊号』（産業労働調査所）を参照されたい。とりあげた判例・命令の掲載誌名は省略したが、この点も同書を参照されたい。

【参考資料】 ①『労働判例』、②『労働関係民事裁判例集』、③『労働法
律旬報』、④『労働経済判例速報』、⑤『別冊中央労働時報』、⑥『判例時
報』

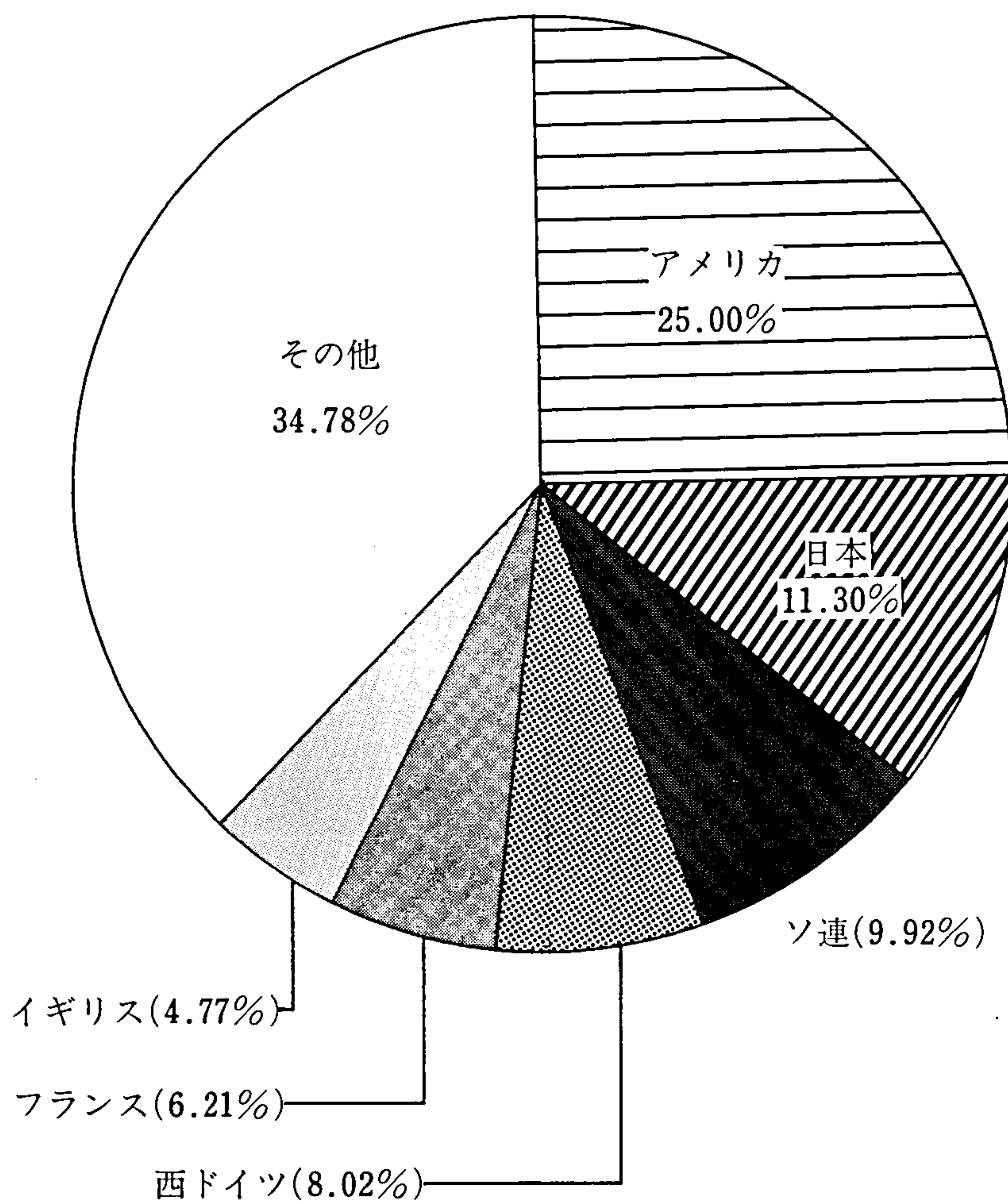
I L O 創立70周年

事務局長交代

ブランシャール氏からハンセン氏へ

ポーランド連帯も出席

I L O 分担金の比率



概況

☆ 一九八九年のILO総会（第七六回）は、この年がILO創設七〇周年にあたること、一五年間にわたって在任したブランシヤール事務局長の退任にともない、八九年二月に選出されたハンセン新事務局長のもとでの最初の総会であること、ポーランドから連帯をふくむ労働側代表団が出席したことなど、記念すべき特色をもつものであった。

☆ 同総会の主要な成果は、原住民および種族民条約（一九五七年、第一〇七号条約）の改正が成立したこと、九〇―九一年度の事業計画および予算が採択されたこと、加盟国負担金の国別分担比率が改定されたこと等をあげることができる。

☆ このほかの同総会の議題には、夜業（第一次討議）、職場における化学物質の使用上の安全（第一次討議）があった。

☆ ILO理事会は、一九八九年中に例年どおり三回（第二四二―二四四回）開催された。

☆ 産業別委員会は、プランテーション労働委員会の第九回会議が八九年四月に、ホテル・ケイタリングおよび観光事業委員会の第一回会議が同一二月に、それぞれ開催された。

☆ 日本政府（労働省）がILOを通じて発展途上国にたいしておこなう技術協力の一八九九年度（平成元年度）予算額は二億二一〇〇万円に達した。また、アフガニスタンの難民にたいして職業訓練やりハビリテーションを実施するILOのプロジェクトに、日本政府が拠出した資金枠から一〇〇万ドル（第一年度分）が国連を通じて割り当てられることとなった。

概況

1 第七六回ILO総会

■ 議 題

第七六回総会は八九年六月、ジュネーブにおいて開催された。上程された議題は、次のとおりである。

- ① 理事会および事務局長の報告
- ② 事業計画、予算およびその他の財政問題
- ③ 条約および勧告の適用に関する状況と報告
- ④ 原住民および種族民条約（一九五七年、第一〇七号条約）の一部改正（第二次討議）
- ⑤ 夜業（第一次討議）
- ⑥ 職場における化学物質の使用上の安全（第一次討議）

■ 日本代表団

日本の代表団は、政・使・労各側からの左記代表のほか、代表代理および代表顧問をふくめ総計三四名であった。

政府代表Ⅱ波多野敬雄在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使、佐藤勝美労働省総務審議官。

使用者代表Ⅱ鈴木永二日本経営者団体連盟会長。

労働者代表Ⅱ丸山康雄日本労働組合総評議会顧問。

このほか、ビジティング・ミニスターとして白井晋太郎労働事務

次官が出席、演説をおこなった。

■ ハンセン事務局長の報告

第七六回総会にたいするハンセン事務局長報告は「回復と雇用」と題され、一九九〇年代において経済的成長と社会的進歩とを両立的に達成する方途を主題としたものである。ILOは、すでに八七年一月に「雇用と構造調整に関するハイレベル会議」を開催して、将来の活動を方向づける重要な討議を展開したところであったが、本報告はその際に論ぜられた問題をさらに発展させたものとなっている。

報告は、その結語において、先進国も発展途上国も構造調整を実施することを通じて世界経済の不均衡を修復する途が存在すること、かつ、成長こそ進歩の前提であることを強調している。さらに報告は、発展途上国をはじめ上記ハイレベル会議の参加国や国際機関が保健、教育および訓練の分野に力を注ぐことが重要であることを指摘している。最後に、同報告は、人口問題や環境問題の重大化にともなって世界諸国の間に人類共同体としての連帯感が台頭してきたことに着目しつつ、環境の保全と回復ならびに増大し変化する需要にこたえることのできる経済的（交通運輸、通信、電力など）・社会的（住宅、水道、病院、学校など）インフラストラクチャーの建設に積極的に投資がなされるべきだと提言している。

■ 事業計画および予算

総会では一九九〇―一九一会計年度の事業計画および予算が採択された。事業計画は、ILOがその七〇年の歴史を通じてかか

た国際労働基準の促進および人権擁護の重視という二大テーマをひきつづき基礎にするとともに、最重点課題として、次の四項目をあげている。

——雇用と構造調整に関するハイレベル会議のフォローアップ

——女子にたいする機会・待遇の均等の促進

——環境問題と技術変化の問題

——農村およびインフォーマルセクターの条件改善

右のうち、第一の雇用と構造調整に関しては、新たな雇用機会を発生させる投資や政策の促進、人的資源開発の強化および構造調整の影響を受けやすい女子や高齢者の能力開発の促進、労働市場情報と雇用情勢調査に関する活動の展開などの方向が示されている。

次の女子の機会・待遇の均等に関しては、この課題に関連する活動を総合的に調整・推進するため、事務局次長（技術協力担当）を補佐する特別アドバイザーを新設するとともに、開発における女子の役割を高めること、農村地域の女子の条件を向上させることなどの目標をめざす活動が強調されている。

第三の環境と技術変化に関しては、化学物質、バイオテクノロジー、コンピュータなどの技術進歩にともなう大規模災害、労働安全衛生、雇用への影響、労働条件の変化等の問題に対応する活動を展開することとしている。

最後の農村およびインフォーマルセクターに関しては、地方における産業振興と雇用促進、協同組合活動の促進、都会および農村における自営業をふくむインフォーマルセクターの発展と条件改善などをかかっている。

予算の状況は、次のとおりである。

予算総額は、三億三〇四万ドルに達した。これは、前会計年度（八八―八九会計年度）の三億五七〇二万余ドルと比較すると、約二六五八万ドルの減少である。ドル建て予算であることにともなう為替変動の影響を軽減するため、九〇―九一会計年度から、各国の分担金をスイスフラン建てで定めること、ドルの先物買いをおこなうことなどの対策が講ぜられることとなった（本年鑑第59集参照）。

この対策のおかげで、前会計年度まで計上されてきた多額の為替変動調整財源が節約されたこともあり、以上のように、九〇―九一会計年度は緊縮型予算が成立した。

加盟国負担金の国別分担比率の改定が承認されたが、この結果、日本の分担比率は引き上げられ、ひきつづきアメリカに次ぐ位置にある。九〇―九一会計年度からの主要国の分担比率は、①アメリカ二五・〇％（従前は二五・〇％、以下同じ）、②日本一一・三〇％（二〇・八六％）、③ソ連九・九二％（一〇・二二％）、④西ドイツ八・〇二％（八・二七％）、⑤フランス六・二二％（六・二五％）、⑥イギリス四・七七％（四・八三％）などである。

■ 条約・勧告の適用

総会は、東側における最近の民主化などの情勢を反映して、全体としては、以前のように東西が厳しく対立する状況もめだつことなく平穏に議事が推移した。条約・勧告の適用に関する状況と報告をめぐる議事にも同様の傾向がみられた。

日本は当八九年が第八七号条約（結社の自由および団結権の保護に関する条約）の適用状況の審査を受ける番にあたった。日本に関しては、消防職員の団結権の問題がかねて論議の対象となってきた

が、審査にあたった条約勧告適用委員会の議長による集約は、国内において当事者の対話をさらに進めることによって本問題の解決にいたることを期待するとの趣旨のものであった。

■ 原住民および種族民条約の一部改正（第二次討議）

前年の総会にひきつづく第二次討議を迎えた第一〇七号条約の一部改正は当総会において成立し、「独立国における原住民および種族民に関する条約」（第一六九号条約）が採択された。改正の討議には、この条約にいう原住民・種族民にあたる人々のNGO（非政府機関）が多数、公式あるいは非公式に参加した。条約の対象となるいわゆる原住民や種族民は約三億人に達するとされている。

一九五七年に第一〇七号条約が採択された当時の原住民・種族民の待遇にたいする一般的な考え方は、保護主義ないし同化主義といわれるものであり、第一〇七号条約もその考え方を基調にもつものであった。これにたいし今回の改正は、基本的権利としての保護は尊重しながらも、従前の同化主義的な方向づけは排除し原住民・種族民がその居住する国のフレームワークのなかで独自の文化、伝統、経済などを維持していくことを尊重する立場をとっている。

新しい条約は一〇部で構成されている。すなわち、第一部「一般政策」（適用範囲、政府の責務、権益の保護、独自の価値・慣行・制度の尊重、協議と参加、国の法令の適用など全一二条）、第二部「土地」（土地の所有権と占有権、天然資源に関する権利、土地からの移転、国の農政改革との関係など全七条）、第三部「募集および雇用条件」（政府のとるべき措置など全一条）、第四部「職業訓練、手工業および農村工業」（職業訓練に関する機会の均等、職業訓練

計画への参加・協力・施設の提供、手工業、農村・地域社会を基盤とする産業等の促進など全三条)、第五部「社会保障および衛生」(社会保障制度の拡張・適用、衛生施設、健康管理制度など全二条)、第六部「教育および伝達手段」(教育の機会、教育計画およびサービスへの関与と配慮、言語教育と固有の言語の保存、政府の啓発活動など全六条)、第七部「国境を越える接触および協力」(全一条)、第八部「行政」(関係住民に影響する計画を執行するための機関の活動など全一条)、第九部「一般規定」ならびに第一〇部「最終規定」である。

このように本条約は、ILOの伝統的領域である労働雇用問題のほかに、文化的・精神的価値・慣行、土地、資源、教育、言語など広い範囲にわたる分野を包含している。

(注)新しい条約の訳語については日本ILO協会刊『世界の労働』第三九巻第八号所載の第一六九号条約仮訳に準拠した。

■ 夜業(第一次討議)

夜業に関する第一次討議は、第八九号条約(工業に使用される女子の夜業禁止を規定した一九四八年の夜業「婦人」条約)の弾力化ならびに男女を通じて適用される新基準の作成を焦点とする。

第八九号条約が採択されてからすでに久しく、これまで工業における女子の夜業禁止は広く認められてきた。しかるに、同条約のごとく女子についてのみ保護を定めた基準は、国連の女子差別撤廃条約がますます多くの国で批准されつつある今日(日本もすでに批准)、国内制度と齟齬を生ずる国も増えつつあるのが現状である。

ILO総会が夜業の問題をとりあげるにいたったのは、右の状況

がその背景をなすものである。

第一次討議を通じて労使の対立点が少なくなることが明らかになっているが、次期総会において第二次討議をおこない、新たな条約とそれを補完する勧告が採択されることを適当とする結論をみた。

■ 職場における化学物質の使用上の安全(第一次討議)

世界中で生産・使用される化学物質は、量の上でも種類の上でも膨大となっている。しかもそのうちには、危険有害なものが少なくない。ILOは、これまでもベンゼン、アスベストなど個別の危険有害物質の対策や、労働環境、職業上の安全確保などについて条約・勧告を成立させてきたが、さらに先に述べたような事態の進展に対処するためには一層の安全対策が必要と目されるにいたった。

本件第一次討議は、職場で化学物質を使用するうえで必要な安全対策について新たな国際文書を採択することをめざすものであり、次期総会において第二次討議に付されることとなった。

■ 議題外決議、採択なし

以上の議題のほかに、総会には一五件の決議案(技術議題に関連するものを除く)が提出された。これら決議案は決議委員会で討議に付されたが、採択にいたることができたものは一つもないという結果に終わった。なお、これら決議案には、環境に関するもの、累積債務に関するものが多かったことが特色である。

■ 「老後の社会保障保護」報告

ILOの条約勧告適用専門家委員会は、老齢年金給付等に関する

ILO条約・勧告の適用状況について調査を実施してきたが、その結果が「老後の社会保障保護」と題する報告にとりまとめられ、総会に提出された。

この調査は、一九五二年の社会保障（最低基準）条約（第一〇二号）、六七年の障害・老齢および遺族給付条約（第一二八号）および同勧告（第一三一号）に照らして加盟各国の老齢給付に関する法制、実情等について政府回答を求める方法でおこなわれた。報告は、これら政府回答にもとづく情報を整理分析したものである。

同報告は、その結論部分で、老齢給付制度が各国に一段と普及してきていること、老齢給付制度の確立と条約の批准にILOが積極的に各国と協力する必要があること等の指摘をおこなっている。

2 産業別委員会・専門家会議

一九八九年には、産業別委員会として第九回プランテーション労働委員会（四月）、第一回ホテル・ケイタリングおよび観光事業委員会（一二月）などが、さらに多くの専門家会議その他の会議が開催された。これらのうち、日本からの参加があったもので主要なものについて紹介する。

■ 第一回ホテル・ケイタリングおよび観光事業委員会

ホテル・ケイタリングおよび観光事業部門については、過去に三

回の三者構成技術会議の実績がある。しかし、運輸、金属、繊維、化学など他の産業部門のごとき常設の産業別委員会は組織されていなかった。八九年一二月に開催された当委員会は、産業別委員会に格上げされたその第一回会議である。

同時に、この委員会は、九〇年六月の第七七回ILO総会がホテル・レストランおよび類似施設の労働条件に関する第一次討議を予定しているのを控えているという意義をもつものであった。

第一回委員会には日本をふくむ二九カ国の政・使・労各側から総数約二〇〇名が参加した。

議題はホテル・ケイタリングおよび観光事業部門の労働事情の動向に関する一般報告のほか、次の二つの技術議題がとりあげられた。

——ホテル・ケイタリングおよび観光事業の労働時間、給与支払い方法、雇用の安定等の労働条件

——ホテル・ケイタリングおよび観光事業の生産性および訓練

会議は、各議題に関する討議のとりまとめをおこない、かつILO理事会にたいする行動要請のための決議を採択するという成果をあげて終わった。右の決議は、異なったタイプの雇用に関する決議、労働条件に関するILO総会の討議に関する決議、ILOの将来の活動に関する決議など七決議である。

■ 女子の特別な保護措置と機会・待遇の均等に関する専門家会議

この専門家会議は八九年一〇月に開催された。出席者は政・使・労各側八名ずつ、計二四名で構成され、いずれも専門家としての資

格での参加である。日本からは労働側から一名が参加した。

この会議の目的は、雇用における機会・待遇の均等を促進することとの関連において、女子労働者にたいする保護の措置のあり方を再検討することであって、とくに当専門家会議に期待された役割は、再検討のためにどのような措置をとるべきかをILO理事会および同事務局に勧告することであった。

右の趣旨に沿って、各国の保護措置の現状と動向、保護措置と機会・待遇均等原則との両立の状況、安全衛生基準、福祉施設等特定の措置についての評価、ILOの役割・行動などのテーマが討議され、その結果が報告にとりまとめられた。

■ その他の専門家会議

以上のほか、日本からの参加があった専門家会議には、鉱物性および合成繊維の使用上の安全に関する専門家会議（三月）、船舶上の労働条件の監督手続きに関する専門家会議（一〇月）があった。

3 技術協力

■ 技術協力活動の状況

ILOの技術協力活動は一九五〇年代から活発となって今日にいたっている。この間、発展途上国の開発にたいするその貢献は顕著で、ILOの多様な活動のなかでも技術協力の地位はすぐれて大か

つ重要である。第七六回総会に提出された事務局長報告によれば、経費支出面からみた一九八八年における技術協力活動の状況は次のとおりであった（同報告書付属資料一）。

八八年の技術協力活動に係る支出総額は一億二五〇六万ドル、対前年費一一・四％増である。

この支出を財源別にみると、国連開発計画（UNDP）の資金が五九八八万ドル（全体の四七・九％）、マルチ・バイラテラル・プログラムおよび受益国のトラスト・ファンドの資金が四五八二万ドル（三六・六％）、ILOの技術協力通常予算の資金が一一六四万ドル（九・三％）、そして国連人口活動基金（UNFPA）の資金が七七一万ドル（六・二％）という構成になっている。

技術協力が実施される地域別にみると、アフリカが最大で六四五六万ドル（五一・六％）、次いでアジア・太平洋三〇五七万ドル（二四・四％）、アメリカ諸国一六一二万ドル（一一・九％）、中東三〇三万ドル（二・四％）、ヨーロッパ一五三万ドル（一・二％）であるが、このほかに地域間にまたがるものが九二三万ドル（七・四％）にのぼる。

技術協力の分野別には、雇用関係が三分の一強、訓練関係が三分の一弱を占め、残りの三分の一が労使関係、労働者教育、使用者活動、労働条件、労働環境等に充てられている。

■ 日本の資金拠出

前項でみたとおり、ILOの技術協力活動をささえる資金は、その半分以上をUNDPおよびUNFPAの両国連機関に仰いでいるが、資金拠出国（ドナー国）の協力としてILOに資金が提供され

るマルチ・バイラテラル・プログラムの存在も重要である。

従前から、ILOにたいしては、北欧諸国をはじめ先進各国がドナー国となってマルチ・バイラテラルの資金を提供してきた。

日本政府も最近、ILOにたいするマルチ・バイラテラルの資金の拠出を顕著に伸ばしてきている。その所要経費は労働省予算に計上されているが、一九八九年度（平成元年度）の予算額は二億二〇〇万円であった。

■ ILO・日本のマルチ・バイラテラル・プログラム

労働省予算からの資金を得て運営されるILOのマルチ・バイラテラル・プログラムのもと、八九年度は次のようなプロジェクトが実施された。

第一は、セミナーの実施である。セミナー開催を内容とするプロジェクトはこれまで多年経験を重ねてきたタイプであって、八九年度は次の四プロジェクトが企画実施された（いずれもアジア・太平洋地域が対象）。

—— 国際労働基準関連問題に関するシンポジウム

—— 労働組合の職業安全衛生指導員のための労働者教育研修プロジェクト

—— ジェクト

—— 最低賃金行政に関するセミナー

—— 生産性向上のための健全な労使関係に関するプロジェクト

第二は、前年度に発足した雇用促進プロジェクトである。同プロジェクトは、まずタイおよびフィリピンを対象国としてとりあげ、これらの国で雇用の創出・促進を図るためにはどのような政策や措置が必要か、有効かについて調査研究し、各国政府がそれらを実施

するのを援助しようとするもので、八九年はその二年目に入った。

第三は、労働・雇用行政に関するILO・日本フェローシップである。このフェローシップは、アジア・太平洋地域諸国の労働雇用行政担当官が、日本をふくむ域内各国を訪問してその行政の実情、経験等を研究し、自国の行政の向上に役立ててもらうことを目的としている。八九年度からスタートするが、当初の一両年は実施可能性の調査と試行的実施とに充て、九一年度より本格的実施に移行する計画である。

■ アフガン難民帰国促進プログラム

アフガニスタンの戦乱は多数のアフガン難民を発生させたが、八年六月、国連事務総長は世界に向けてアピールを発表し、アフガン難民の自主的な帰国を促進するための国連の計画に各国が資金を拠出するよう呼びかけをおこなった。日本政府もこの呼びかけに応じて一億五〇〇万ドルの資金を拠出した。

右の国連の計画には多くの国連機関や国連専門機関がその役割に応じて参加しているが、ILOも人的資源開発の分野に関与して同計画のもとプロジェクトを実施することとなった。

ILOのプロジェクトは、アフガン難民の多数滞留するパキスタン国境地帯に職業訓練および職業リハビリテーションの実施基地を設け、難民が帰国して定住地の復興にあたるのに役立つ技術の訓練を機動的に実施しようとするものである。これには、日本政府の拠出した資金から、初年度分一〇〇万ドルが割り当てられることとなった。ILOは、日本からの資金にUNDP等からの資金も合わせて、九〇年二月からプロジェクトを開始することとしている。

橋)

6日 炭職協第39回定期大会
MIC・UNIONS 第28回定期総会
全電力第26回評議員会

7日 日産労連第21回定期大会
全信保労連第29回定期大会
(～8日 京都)
全商業第23回定期大会(～8日 大津)

11日 映演総連第38回定期大会
全建総連第30回定期大会
(～13日 函館)
自交総連第12回定期大会
(～13日 札幌)

12日 税関労連第30回定期大会
(～13日 湯河原)

13日 石ス労協第6年度次総会(神戸)

15日 国税労組総連合結成全国大会

16日 機産協第28回定期大会(京都)
商サ事務労第16回総会
(～17日 鬼怒川)

17日 全食品同盟第43回定期大会(～18日)
全自交労連第45回定期大会
(～19日 新潟)

19日 全国港湾第23回定期大会
(～20日 伊東)
レジャー・サービス労連第2回定期大会
全運輸第28回定期大会(～21日 郡山)

20日 航空労連第16回定期大会(～21日)
国公労協第14回定期(解散)大会
国公総連結成大会

21日 電算労第22回定期大会
全海連第52回定期大会

22日 JMIU 第2回定期全国大会
(～23日 熱海)
金属家具労協第17回定期総会(岐阜)
全ミ労第36回定期大会(鬼怒川)

23日 全機金第41回臨時大会
全国アロイ労協第12回定期総会(八戸)
地公労第30回定期総会

24日 全金連合第3回定期総会

25日 中連第3回総会
機労会議第7回総会(～26日)

26日 建労連第10回定期大会
公労協第1回共闘委員会

27日 印刷関連労協第7回定期総会

日教組第69回臨時大会(群馬)

29日 全砥労協第28回定期大会
(～30日 富山)

31日 国公労連第28回定期大会(～11月2日)

11月1日 電力総連第9回定時大会
(～2日 名古屋)

7日 海員組合第50回定期全国大会(～9日)

9日 金属機械結成大会(浦安)

11日 全大蔵労連第14回定期総会

13日 日放労第91回臨時中央大会
公務共闘結成総会

15日 全国医療結成総会
自治体労組全国連絡協第2回総会

17日 化学エネルギー労協第14回定期総会
全教結成大会(～18日)

18日 民放労連第69回臨時大会

19日 新運転第8回定期大会

20日 連合第2回定期大会
統一労組懇解散大会
日本医労連第39回臨時大会
全官公第3回全国大会

21日 総評第82回臨時(解散)大会
新連合結成大会
全労連結成大会

22日 たばこ共闘第32回定期総会

30日 石炭労協第7回定期総会

12月5日 港運同盟第3回定期大会

6日 総評民間単産会議解散大会

7日 航空労協第23回定期協議委員会
(名古屋)
自治労第57回臨時大会(～8日 新潟)

8日 車輛労協第18回定期大会(～9日 鳥羽)

9日 全労協結成大会

10日 食品労協結成大会

11日 IMF・JC第32回協議委員会

15日 日教組第70回臨時大会

19日 多国籍労組会議第17回総会

21日 化労研1989年度総会

国労第54回定期全国大会（～4日）
 3日 運輸一般第23回定期大会（～5日 西浦）
 4日 全印刷第55回定期全国大会（～6日）
 5日 全通第43回定期全国大会（～7日 大宮）
 全相銀連（銀行労連）第40回定期大会（～7日）
 6日 鉄鋼労連第80回定期大会（～8日 大津）
 全たばこ第5回定期大会（～8日 千葉県・勝浦）
 電力労連第36回定時大会（～7日 福岡）
 全港湾第55回定期全国大会（～8日 宝塚）
 日教組第68回定期大会（～9日 鳥取）
 7日 自動車総連第18回大会（～8日）
 全日本ゴム労連第25回定期大会（～8日 長浜）
 8日 全銀連合第19回定期全国大会（京都）
 民航労連第26回定期大会（～10日）
 9日 全日自労建設一般第53回定期大会（～11日 宮島）
 10日 総評・全日建運輸第6回定期大会（～11日 有馬）
 11日 電工労連第7回定期大会（～12日 丸亀）
 全倉運第44回定期大会（～12日 豊橋）
 鉄弘労第40回定期中央大会（～13日）
 全法務第44回定期全国大会（～14日 飯坂）
 12日 IMF・JC第28回定期大会
 全国ビール第41回定期大会
 13日 炭労第121回臨時大会
 全化同盟第38回年次大会（～14日 箱根）
 ゼンセン同盟第45回定期大会（～14日 広島）
 食品労連第25回定期大会（～14日）
 14日 全厚生第53回定期大会（～16日 東伊豆）
 15日 全トヨタ労連第18回定期大会（～16日 名古屋）
 全信労第34回定期全国大会（～17日 熱海）
 16日 繊維労連第52回定期大会

（～17日 米子）
 航空連第4期定期総会（～17日）
 18日 光学労協第40回定期大会
 公務員共闘第39回拡大共闘委員会
 全労働第32回定期大会（～21日 琴平）
 全電波第45回定期大会（～20日 箱根）
 19日 電保労連第10回定期大会（～20日 岐阜）
 交運労協第5回定期総会
 20日 損保労連第24回全国大会
 日林労第31回定期全国大会（～22日）
 21日 総評第81回定期大会（～22日）
 全損保第46回定期全国大会（～22日）
 日港労連第37回定期大会（～22日 豊橋）
 22日 総評センター設立総会
 23日 全銅連第40回定期大会（～24日 京都）
 全商社第26回定期代議員総会（～24日 名古屋）
 24日 全労連全国一般結成総会
 生協労連第22回定期大会（～26日 水上）
 25日 全開発第62回定期大会（～27日 札幌）
 全港建第5回定期全国大会（～27日 北九州）
 26日 厚生共闘第11回定期大会
 全気象第33回定期中央大会（～28日 伊東）
 27日 全国油労協第28回定期大会（～28日 松阪）
 交通労連第26回定期大会（～29日 鬼怒川）
 28日 全通産第53回定期大会（～30日 熱海）
 29日 化学総連第12回定期総会
 国会職連第31回定期大会
 30日 広告労協第14回定期総会（～10月1日 神戸）
 全国電力検集労連第20回定期大会（～10月1日 名古屋）
 10月1日 CEU第23回定期大会（千葉・白浜）
 2日 全山労第18回定期全国大会
 3日 森林労連結成大会（秋田）
 4日 検数労連第20回定期大会（～6日 豊

15日	全国化学第3回定期大会 (～16日 和歌山)		全国農団労第2回定期大会 (～5日 浦和)
16日	全印総連第38回定期全国大会 (～18日 宝塚)	5日	全財務第37回定期大会(～7日 栗津)
17日	日放労第90回定期中央大会(～19日)	7日	全国セメント第44回定期大会(～8日)
19日	全電線第43回定期大会 (～21日 鬼怒川) 合化労連第76回定期大会 (～20日 鬼怒川) 私鉄総連第55回定期大会 (～20日 加賀)	8日	電済労第36回定期全国大会 (～9日 水上)
20日	石油労連第4回定期大会(～21日) 出版労連第67回定期大会 (～22日 熱海)	17日	市銀連第34回大会
24日	全機金第40回定期全国大会(～25日) 全国ガス第45回定期大会 (～25日 箱根)	18日	全銀総連第33回総会
25日	総評民間単産会議第24回定例総会 漁船同盟第24回定期大会 (～26日 高知) 日高教(一ツ橋)第71回定期大会 (～27日 伊香保)	20日	アルミ労協第14回定期大会 (～21日 熱海)
26日	新聞労連第74回定期大会(～28日) 国際電電第46回全国大会(～27日) 全農林第33回定期大会 (～28日 洞爺湖) 全農協労連第57回定期大会 (～28日 塩原) 福祉保育労第4回定期大会 (～28日 熱海)	22日	生保労連第21回定期大会(～23日)
27日	観光労連第19回定期大会 住都労第36回定期大会(～28日)	23日	造船重機労連第20回年次大会 (～24日 山中) 全電通第43回定期全国大会(～25日) 自治労第56回定期大会(～26日 富山)
29日	全窯連第41年次定期大会(名古屋) 民放労連第68回定期大会 (～31日 神戸) 全司法第45回定期全国大会 (～8月1日 鬼怒川) 全駐労第44回定期全国大会(～30日)	25日	印刷労連結成大会 全国高退連第18回総会(～26日)
30日	音楽家ユニオン第8回定期全国大会 (～31日)	26日	全証労協第36回定期代表委員会 (～27日 名古屋)
31日	教職員組合全国連絡会結成集会 日本医労連第38回定期大会 (～8月3日 松島) 全国一般第43回定期大会 (～8月2日 鳥羽)	27日	全国油労協第28回定期大会 (～28日 松阪)
8月3日	日建協第66回定期大会(～4日) 政労協第63回定期大会(～6日)	28日	全日塗第29回定期大会 (～29日 片山津) 鉄産総連第4回定期大会(～29日)
4日	建設同盟第12回定期大会	29日	全金同盟第39回定期大会 (～31日 熱海) 情報通信労連第29回定期全国大会 ホテル労連第41回定期大会 (～30日 横浜) 全競労第29回定期大会(～30日 京都)
		30日	非鉄金属労連第15回定期大会(～31日) 全国金属第64回定期全国大会 (～9月1日 新潟) 全国通建第11回定期大会 チェーン労協第20期定期大会(～31日) 全林野第42回定期大会 (～9月1日 函館)
		31日	年金者組合結成大会
		9月1日	全建労第45回定期全国大会 (～3日 熱海)
		2日	全造船機械第55回定期大会 (～4日 富山)

組合大会日誌

(1989年1月～12月・組合員2000名以下の組合は除く)

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 1月19日 | 住宅労協平成元年度総会 | 23日 | 基金労組第27回定期全国大会(～24日) |
| 23日 | 商業労連第28回全国評議委員会(～24日) | 28日 | 炭労第119回臨時大会(～29日) |
| 27日 | 友愛会議第3回総会 | | |
| 29日 | 民放労連第67回臨時大会(～30日 箱根) | 4月22日 | 農村労連第25回定期大会(～23日 岐阜) |
| 30日 | 紙パ連合第3回臨時大会(～31日 熱海) | 5月14日 | 音楽家ユニオン第7回臨時大会 |
| 31日 | 新聞労連第73回臨時大会(～2月2日) | 23日 | 全国化労協解散パーティー
全民労第35回定期大会 |
| 2月1日 | チェーン労協第19期臨時大会(～2日) | 6月1日 | 全炭鉱第49回定期大会(～2日)
日高教(麴町)第67回定期大会(～2日) |
| 2日 | 総評第80回臨時大会(～3日) | 2日 | 自治労連第20回定期大会(長崎) |
| 4日 | 電算労第21回臨時大会(川崎) | 4日 | 全日教連第6回定期大会(札幌) |
| 14日 | 全国金属第63回臨時大会(～15日 熱海) | 7日 | 全郵政第25回定期全国大会(～9日 松島) |
| 16日 | 一般同盟第24回定期全国大会(～17日 焼津) | 11日 | JR総連第4回定期全国大会(～12日 伊東) |
| 21日 | たばこ共闘第31回臨時総会
全港湾第54回臨時大会(～22日 湯河原) | 17日 | 国労第53回臨時全国大会 |
| 23日 | 出版労連第66回臨時大会
国公労連第27回臨時大会(～24日)
全農協労連第56回臨時大会(～24日) | 19日 | 商業労連第29回全国評議委員会(～20日)
都労連第44回定期大会 |
| 24日 | 政労協第62回臨時大会(～25日) | 23日 | 建職組第21回定期大会(～25日 広島) |
| 25日 | 繊維労連第51回臨時大会(～26日 湯河原)
全国農協連合第1回定期大会 | 7月1日 | NHK労連第3回定期大会 |
| 27日 | 全日本金属情報機器労組結成大会(～28日)
食品同業第15回定期総会 | 3日 | 炭労第120回定期大会(～4日) |
| 28日 | 交運労協第4回臨時総会
日高教(麴町)第66回特別大会
自治労第55回臨時大会(～3月1日 横浜) | 5日 | 運輸労連第22回定期大会(～6日 松山) |
| 3月2日 | 非鉄金属労連第14回臨時大会 | 10日 | 紙パ連合第4回定期大会(～12日 芦原) |
| 6日 | 全国農団労結成大会(～7日) | 11日 | 全医労第43回定期全国大会(～14日 長島) |
| 7日 | 資源労連第25回年次全国大会
公務員共闘第38回拡大共闘委員会 | 12日 | 新化学第39回定期大会(～14日 伊豆長岡)
都市交第54回定期大会(～13日 湯沢) |
| 8日 | 日高教(一ツ橋)第70回特別大会(～9日) | | 全水道第41回定期大会(～14日 長崎) |
| 9日 | 日教組第67回臨時大会(～10日) | 13日 | 電機労連第37回定期大会(～14日 京都)
全日通第44回定期全国大会(～15日 洞爺湖) |
| 17日 | 自治体労組全国連絡協結成総会 | | |

慈（灘神戸）桑田富夫（本部），書記長 鈴木彰（本部）

245 全国山林労働組合（全山労） 公称 6983
1972年9月2日結成 「全山労」月刊
役員（1988年10月3日・第17回大会改選）
委員長 谷浴嘉瑞（高知），副委員長 吉田正信（奈良），書記長 漆原進（北海道）

246 全国農林漁業団体職員労働組合連合（全国農団労） 公称 1万8000
1989年3月6日結成 「全国農団労」月刊
役員（1989年3月7日・結成大会選出）
委員長 糸賀淳夫（島根農協労連），副委員長 安村武雄（沖農労協），書記長 岡田新一郎（長野農団労）

247 全国競走労働組合（全競労） 3万6989
1962年10月27日結成 「全競労」季刊
役員（1989年8月30日・第29回大会改選）
委員長 多賀名愛子（神奈川），副委員長 窪田貞子（平和島）天野嘉子（静岡）小池鉄子（松山）吉田しま子（愛知）佐野延子（芦屋），書記長 岸本シマ子（関西競走）

248 全国福祉保育労働組合（福祉保育労） 公称 1万0500
1986年10月26日結成 「福祉のなかま」月刊
役員（1989年7月28日・第4回大会改選）
委員長 杉本美江（本部），副委員長 桑本文幸（東京）水野洋次郎（大阪）中村東輝子（京都）小早川弘江（愛知私保労），書記長 岸田孝史（本部）

249 全日本年金者組合（年金者組合） 公称 1万5000
1989年8月31日結成
役員（1989年8月31日・結成大会選出）
委員長 引間博愛，副委員長 市川敏，宇田川次保，小西康英，谷川三枝，書記長 小島宏

250 全国高齢者退職者連絡協議会（全国高退連） 公称 46万7327
1973年11月9日結成 「全国高齢者新聞」月刊
役員（1989年8月26日・第18回大会改選）
会長 北村暢（林野），副会長 丸山四郎（自治退協）小針実（国鉄）岡木清（日退教）高田なほ子（退婦教）寺島守（全電通）萩原信浩（都市交）高橋市男（全たばこ）曾我浩侑（農水）多田幸雄（私鉄）小玉一郎（合化）大塚正立（全通）栗原嘉三（関東ブロック），事務局 長佐藤栄男（全電通）

251 農村労働組合全国連合会（農村労連） 公称 1万0000
1965年3月7日結成 「農村労働者」月刊

役員（1989年4月23日・第25回大会改選）
委員長 森田幸彦（高知）副委員長 秋川雅弘（愛媛）中川隆生（三重），書記長 丸山富治（長野）

【協議会・共闘組織】

252 統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇） 公称 150万0000
1972年12月結成
1989年11月20日解散

253 多国籍企業対策労働組合会議（多国籍労組会議） 公称 316万9833
1973年7月16日結成 「ニュース多国籍労組会議」
役員（1988年12月19日・第16回総会改選）
代表幹事 中村卓彦（IMF・JC）藁科満治（電機労連）得本輝人（自動車総連）新沼行（鉄鋼労連）有村利範（造船重機労連）藤原巖（全金連合）前川忠夫（金属機械）瀬戸一郎（IMF・JC）芦田甚之助（ゼンセン同盟）佐々木健（合化労連）本田廣市（全化同盟）柴田守（商業労連）椎名成雄（IUF-JCC）鈴木久夫（全日本ゴム労連）鈴木健二（日建協）持丸博史（石油労連），事務局 長 小島正剛（IMF・JC）

加盟組合（10組合）
金属労協，ゼンセン同盟，IUF・JCC，合化労連，全化同盟，日建協，商業労連，全日本ゴム労連，石油労連，外資系労組連絡会議

254 公益産業民間労働組合連絡会（公益民労） 公称 77万8088
1983年4月21日結成
役員（1988年2月23日・代表者会議改選）
代表幹事 黒川武（私鉄総連）片山閑（電力総連），幹事 田井二郎（運輸労連）山内一雄（交通労連）

加盟組合（11組合）
日放労，全銀連合，全電力，交通労連，航空同盟，全国ガス，運輸労連，私鉄総連，電力総連，全自交労連，基金労組

255 総評・地県評・地区労運動の継承・発展・強化をめざす全国連絡会（地県評全国連絡会） 公称 200万0000
1988年10月28日結成
役員（1988年10月28日・結成総会選出）
代表世話人 宮部民夫（都労連）大江洸（京都地評）佐藤智治（国労東京地本）服部信夫（名古屋市労連）光盛征司（愛媛・宇和島地区労），事務局 長 山崎道人（都労連）

主要な労働組合の現状

役員（1989年8月6日・第63回大会改選）

議長 滝沢幸一（DS労）、副議長 伊藤正文（鉄公労）伊藤進康（学援労）、事務局長 渡辺信久（雇用労）

加盟組合

道公労、雇用労、住都労、鉄公労、DS労、水資労、首高労、ほか18組合

231 社会保険診療報酬支払基金労働組合

（基金労組） 5344

1964年5月1日結成 「うずしお」月刊

役員（1989年3月24日・第27回大会改選）

委員長 大和田博（茨城）、副委員長 花谷祝夫（広島）、書記長 水谷弘（東京）

232 全国社会保険診療報酬支払基金労働組合

（全基労） 公称125

1950年9月25日結成 「統一列車」半月刊

役員（1989年7月27日・第46回大会改選）

委員長 渋谷精一（東京）、副委員長 宮田文雄（広島）鈴木光一（東京）、書記長 前島豊（兵庫）

233 日本育英会労働組合（育英労） 公称300

1947年5月10日結成

役員（1989年10月25日・第30回大会改選）

委員長 柳沢淳（東京）、副委員長 菅野晃平（関東）廣田治（関東）、書記長 秋山孝二（東京）

234 住宅・都市整備公団労働組合

（住都労） 公称2800

1957年6月22日結成 「ひろば」半月刊

役員（1989年7月28日・第38回大会改選）

委員長 坂庭国晴、副委員長 山田幸正、竹本寛、書記長 村川亮

235 日本原子力研究所労働組合

（原研労） 公称1000

1956年5月30日結成 「あゆみ」不定期刊

役員（1989年7月1日改選）

委員長 館野淳、副委員長 花島進、書記長 富居博行

236 全駐留軍労働組合（全駐労） 1万4485

1946年9月1日結成 「全駐労」不定期刊

役員（1989年7月30日・第44回大会改選）

委員長 入澤省三（神奈川）、副委員長 神山操（沖縄）小野圭司（神奈川）、書記長 目取真栄文（沖縄）

237 沖縄国家公務員労働組合

（沖縄国公労） 1353

1972年10月3日結成 「沖縄国公労」旬刊

役員（1989年9月14日・第25回大会改選）

委員長 喜屋武秀行（総合）、副委員長 源河

朝喜（法務）潮平浩俊（琉球大）、書記長 仲本政宏（法務）

【そ の 他】

238 総評・全国一般労働組合

（総評・全国一般） 10万9324

1955年7月25日結成 「総評全国一般」月刊

役員（1988年8月2日・第42回大会改選）

委員長 富岡郁夫（新潟一般）、副委員長 石綱和夫（栃木地本）白倉基傳（山口地本）幸宏美（大分地本）、書記長 松井保彦（東京一般）

239 全国一般労働組合同盟

（一般同盟） 11万3623

1966年2月27日結成 「月刊一般同盟」月刊

役員（1989年2月17日・第24回大会改選）

会長 前川一男（本部）、副会長 林恒夫（大阪）北尾浩（愛知）大木明石（東京）熊田慶一（愛媛）、書記長 佐藤伝（本部）

240 一般中小労組連絡会 公称3万0000

1983年8月結成

1989年9月24日解散

241 全労連・全国一般労働組合

（全労連・全国一般） 公称4万0000

1989年9月24日結成

役員（1989年9月24日・結成大会選出）

委員長 梅沢照治（東京）、副委員長 岡野修（大阪）、書記長 大木寿（本部）

242 全国農業協同組合労働組合連合会

（全農協労連） 8万8151

1956年3月18日結成 「全農協労連」月3回刊、「月刊労農のなかま」月刊

役員（1989年7月28日・第57回大会改選）

委員長 後藤英雄（岩手）、副委員長 小林茂（北海道）玉根孝子（福島）、書記長 中沢善治（新潟）

243 全日本農協職員組合連合会

（全国農協連合） 公称2456

1987年10月13日結成 「れんごう」不定期刊

役員（1987年10月13日・結成大会選出）

会長 岡田豊（姫路市農協）、副会長 湯浅修司（日南農協）米谷実（三田市農協）井上輝人（佐用郡農協）、書記長 中島利信（兵庫県農協職連）

244 全国生協労働組合連合会

（生協労連） 3万4013

1968年9月8日結成 「生協のなかま」月刊、「季刊生協労連」季刊

役員（1989年9月26日・第22回大会改選）

委員長 北村佳三（本部）、副委員長 大西憲

研) 高野利雄(本省) 加藤重徳(本部), 書記長 小松孝二(愛知県)

216 全電波労働組合(全電波) 2074
1951年3月16日結成 「全電波」旬刊
役員(1989年9月21日・第45回大会改選)
委員長 森茂生(本省), 副委員長 高部政雄(研究所) 村本邦彦(関東), 書記長 大谷啓二(九州)

217 文部職員労働組合(文労) 697
1946年10月30日結成 「文労」不定期刊
役員(1988年7月30日・第44回大会改選)
委員長 小島敏行(本省庁), 副委員長 今井敦(東京博物館), 書記長 石毛正子(本省庁)

218 会計検査院職員労働組合(会検労) 1055
1946年4月結成 「会検労」不定期刊
役員(1989年3月30日・1989年度大会改選)
委員長 山崎清(建設), 副委員長 市川啓次郎(上鉄) 山本寛二(電通), 事務局長 田中潤一(電通)

219 人事院職員組合(人職) 265
1948年12月11日結成 「人職ウィークリー」週刊
役員(1989年4月24日・第46回大会改選)
委員長 橋本国夫, 副委員長 水谷博孝, 大谷登, 森崎三津男, 書記長 野村昌充

220 国会職員組合連合会(国会職連) 公称3100
1959年10月22日結成 「国会職連」不定期刊
役員(1989年9月29日・第31回大会改選)
委員長 畠山兼悦(衆職組), 副委員長 高野浩臣(参職組) 竹内ひとみ(図職組), 事務局長 鈴木昭博(図職組)

221 総理府労働組合連合会(総理府労連) 1248
1962年2月28日結成 「総理府労連」不定期刊
役員(1989年9月10日・第30回大会改選)
委員長 滝沢実(航技研), 副委員長 石垣照夫(公取) 寺田重信(恩給), 書記長 小嶋ヤイ(統計)

222 総務庁統計局労働組合(統計労組) 1017
1962年5月21日結成 「統計労組」年2回刊
役員(1988年12月3日・第28回大会改選)
委員長 菅野哲次, 副委員長 田中明子, 小沢勝美, 書記長 鷺巣貴彦

223 全行政管理庁職員組合(全行管) 777
1968年1月20日結成 「全行管」季刊
役員(1989年7月28日・第25回大会改選)
委員長 田中卓, 副委員長 高崎清, 熊野知哲
書記長 秋山繁

224 地方公務員関係労働組合共闘会議(地公労) 公称200万9696
1951年10月2日結成 「地公労情報」不定期刊

役員(1989年10月23日・第30回大会改選)
議長 小谷喜寿(日教組), 副議長 古谷徳重(都市交) 河村弘(全水道) 矢崎峻作(日高教) 山崎道人(都労連), 事務局長 中西敬(自治労)

加盟組合(6組合)
自治労, 日教組, 都市交, 全水道, 日高教(一ツ橋), 都労連

225 全日本自治団体労働組合(自治労) 125万0211
1954年1月29日結成 「自治労」旬刊, 「自治労通信」半月刊, 「自治労賃金資料」不定期刊
役員(1987年9月1日・第52回大会改選)
委員長 高野俊栄(新潟), 副委員長 鈴木恭順(茨城) 中西敬(香川) 沼田幸彦(佐賀), 書記長 兼田和己(大阪)

226 自治体労働組合全国連絡協議会(自治体労組全国連絡協) 公称30万0000
1989年3月17日結成 「自治体の仲間」半月刊
役員(1989年3月17日・結成大会選出)
議長 大江洸(京都), 副議長 佐藤光雄(広島) 駒田富枝(愛知) 徳畑勇(大阪) 猿橋真(大阪), 事務局長 小林洋二(千葉)

227 全国自治団体労働組合連合(自治労連) 6705
1970年4月1日結成 「自治労連」月刊
役員(1989年6月2日・第20回大会改選)
委員長 船守利幸(玉野市職), 副委員長 白川良一(えびの市職) 長岡忠雄(京都市交通局労組) 秋野伸弥(釧路市職), 書記長 堺野実(全北区職員連絡協)

228 全日本水道労働組合(全水道) 3万6105
1961年3月1日結成 「全水道」(新聞)半月刊, 「全水道」(雑誌)不定期刊
役員(1989年7月14日・第41回大会改選)
委員長 斎藤親仁(東京) 副委員長 河村弘(大阪), 書記長 藤田栄治(横浜)

229 東京都労働組合連合会(都労連) 公称20万0000
1946年6月8日結成 「都労連新聞」月刊
役員(1988年6月29日・第43回大会改選)
委員長 宮部民夫(都職労), 副委員長 鹿山秀佳(都教組) 松永龍成(東交) 山崎道人(東水労) 中田俊二(都高教), 書記長 木村寛(都職労)

230 政府関係特殊法人労働組合協議会(政労協) 5万7132
1960年11月2日結成 「政労協」旬刊, 「政労協調査時報」不定期刊

主要な労働組合の現状

- (大阪), 書記長 小塚茂 (秋田)
- 201 日本林業労働組合 (日林労) 5456
1959年12月5日結成「日林労新聞」半月刊
役員 (1989年9月22日・第31回大会改選)
委員長 川本俊彦 (函館), 副委員長 池上功 (本庁), 書記長 内山啓一 (本部)
- 202 建設省労働組合総連合会
(建設総連) 公称 1万1301
1983年12月10日結成
役員 (1986年9月25日・第4回大会選出)
議長 荒川昌男 (全建労), 事務局長 西田祥文 (全建労)
加盟組合 (2組合)
全建労, 建職労
- 203 全建設省労働組合 (全建労) 1万0421
1949年7月9日結成「全建労」旬刊, 「月刊全建労」月刊
役員 (1989年9月3日・第45回大会改選)
委員長 山本守保 (東海), 副委員長 荒川昌男 (東北) 国井芳夫 (東海) 西田祥文 (筑波) 浜辺友三郎 (近畿) 小山欣司 (関東) 坂内亮 (関東), 書記長 中山幸男 (関東)
- 204 建設省職員組合 (建職組) 公称 3449
1970年2月28日結成「建職組新聞」旬刊
役員 (1989年6月25日・第21回大会改選)
委員長 伊藤宣清 (東北), 副委員長 中塚信宏 (近畿) 鷺田治道 (中国) 加藤順一 (東北), 書記長 近澤美喜男 (四国)
- 205 建設省労働組合連合会 (建労連) 公称 3501
1985年9月7日結成
役員 (1989年10月26日・第10回大会改選)
議長 伊藤宣清 (建職組), 副議長 伊藤正克 (建職労) 加藤順一 (建職組), 事務局長 近澤美喜男 (建職組)
- 206 全労働省労働組合 (全労働) 1万9715
1958年7月27日結成「全労働」旬刊, 「資料全労働」不定期刊
役員 (1989年9月21日・第32回大会改選)
委員長 原田純郎 (本部), 副委員長 福田幸雄 (本部) 島倉昌二 (東京基準), 書記長 堀口士郎 (本部)
- 207 全通商産業省労働組合 (全通産) 8783
1948年7月22日結成「全通産新聞」旬刊
役員 (1989年9月30日・第53回大会改選)
委員長 加藤瑛二 (本省), 副委員長 関谷耕司 (関信) 小泉一 (本省), 書記長 坂巻敏夫 (本省)
- 208 全司法労働組合 (全司法) 1万4756
1947年1月25日結成「全司法新聞」旬刊
役員 (1989年8月1日・第45回大会改選)
委員長 松井憲二 (広島), 副委員長 黒木紀 (福岡) 村本堅 (本部), 書記長 井塚忍男 (東地裁)
- 209 全法務労働組合 (全法務) 1万0981
1947年12月1日結成「全法務新聞」月刊
役員 (1989年9月14日・第44回大会改選)
委員長 山下好和 (大阪), 副委員長 斎藤正行 (東京) 江崎洋 (福岡), 書記長 岩波薫 (東京)
- 210 全北海道開発局労働組合 (全開発) 9422
1951年8月22日結成「全開発」旬刊, 「月刊ぜんかいのはつ」月刊
役員 (1989年9月27日・第62回大会改選)
委員長 藤原伸之, 副委員長 川染登, 書記長 三谷直樹
- 211 全運輸省労働組合 (全運輸) 1万0839
1962年6月26日結成「全運輸」半月刊, 「運輸ふおーらむ」不定期刊, 「季刊航空ふおーらむ」季刊
役員 (1989年10月21日・第28回大会改選)
委員長 松井孝治 (近畿陸運), 副委員長 田中茂富 (近畿陸運) 脇満須光 (羽田航空) 鈴木明雄 (航空管制) 小林和喜 (中部海運), 書記長 福田昭生 (本省)
- 212 全運輸省港湾建設労働組合 (全港建) 2541
1985年9月9日結成「全港建」旬刊
役員 (1989年9月27日・第5回大会改選)
委員長 高島三郎 (本部), 副委員長 後藤英輝 (二建) 斎藤富男 (一建), 書記長 岡部勘市 (三建)
- 213 全気象労働組合 (全気象) 4856
1957年10月14日結成「全気象」旬刊
役員 (1989年9月28日・第33回大会改選)
委員長 野沢実 (関中), 副委員長 島田栄二郎 (東北) 小柴厚 (東京), 書記長 黒田健司 (関西)
- 214 厚生省労働組合共闘会議
(厚生共闘) 公称 4万8423
1980年12月11日結成
役員 (1989年9月26日・第11回大会改選)
議長 遠山亨 (全医労), 副議長 大倉修二 (全厚生) 藤井昭雄 (全医労), 事務局長 松渕秀美 (全厚生)
- 215 全厚生職員組合 (全厚生) 3324
1946年4月20日結成「全厚生」旬刊
役員 (1989年9月16日・第53回大会改選)
委員長 大倉修二 (本部), 副委員長 尾崎金三郎 (愛知県) 加藤博志 (リハ) 川中正憲 (予

龍雄（全農林）
 加盟組合（5組合）
 全農林，全開発，大蔵職組，沖縄国公労，建職労
187 全大蔵関係労働組合連絡協議会
 （全大蔵労連） 公称 7万7557
 1976年11月2日結成 「大蔵統一懇」不定期刊
 役員（1989年11月11日・第14回大会改選）
 会長 高木博之（大蔵職組），副会長 椎名成雄（全たばこ）星宮文雄（全印刷）小林静次（国税会議）秋山一郎（税関労連）坊繁夫（国税大阪），事務局長 佐々木庸雄（国税会議）
 加盟組合（7組合）
 全たばこ，全印刷，全財務，国税労組，大蔵職組，全税関，全造幣
188 大蔵労働組合協議会
 （大蔵協議会） 公称 3万8657
 1965年8月16日結成
 1989年11月10日解散
189 大蔵省公務員連盟
 （大蔵連盟） 公称 3万3700
 1969年10月23日結成
 1989年11月11日解散
190 国税労働組合全国会議
 （国税会議） 2万9082
 1962年10月29日結成
 1989年10月14日解散
191 国税労働組合総連合
 （国税労組） 公称 3万7000
 1989年10月15日結成
 役員（1989年10月15日・結成大会選出）
 委員長 桑原盛一（国税東京），副委員長 緑川哲（国税東京）田村盛好（関信国税）奥村博幸（国税中国）土田芳夫（関信国税）中西正志（道国税）伊藤博一（東北国税）田原司朗（関信国税）若狭正（国税東京）鈴木保男（名古屋国税）内藤敏一（北陸国税）大久保憲二（大阪国税）都築義彦（国税中国）浜田素直（四国国税）山崎元（福岡国税）日高貞昭（熊本国税）末吉良光（沖縄国税），書記長 河口陽一（道国税）
192 全国税労働組合（全国税） 1379
 1958年12月25日結成 「全国税」旬刊
 役員（1989年8月27日・第47回大会改選）
 委員長 金子哲人（新潟県），副委員長 吉本貢（東京南）永沢晃（東京西）井ノ上繁利（東京東）加々美勝（北大阪）小田川豊作（東京東），書記長 岡田俊明（東京中）
193 全財務労働組合（全財務） 3659
 1954年10月28日結成 「全財務」旬刊

役員（1989年8月7日・第37回大会改選）
 委員長 吉家靖彦（関東），副委員長 舟橋勝（東海），書記長 亀井久明（神戸）
194 全国税関労働組合（全税関） 674
 1947年11月10日結成 「全税関」旬刊
 役員（1989年9月16日・第52回大会改選）
 委員長 小泉欣一（横浜），副委員長 伊藤栄二（東京），書記長 上山興士（東京）
195 税関労働組合全国連合会
 （税関労連） 公称 5134
 1965年9月19日結成 「税関労連」不定期刊
 役員（1989年10月13日・第30回大会改選）
 議長 秋山一郎（東京），副議長 葛田一男（函館）岡部正（東京）石井新一（横浜）世古胤明（名古屋）宇田賢市（大阪）山崎克己（神戸）福永晋（門司）原田知義（長崎）比嘉政昭（沖縄），事務局長 川久保秀和（大阪）
196 大蔵省職員組合（大蔵職組） 1465
 1945年11月30日結成 「大蔵」月刊
 役員（1989年6月27日・第61回大会改選）
 委員長 田弘益男，副委員長 畠山功市，和田肇，事務局長 加用利彦
197 全造幣労働組合（全造幣） 1368
 1952年10月7日結成 「全造幣」月刊
 役員（1989年8月31日・第38回大会改選）
 委員長 亀井勉（大阪），副委員長 大嶺敬（大阪）緒方謙健一郎（大阪），書記長 内藤春幸（広島）
198 全農林労働組合（全農林） 3万4544
 1958年8月22日結成 「農林新聞」週刊，「全農林調査時報」不定期刊，「農村と都市をむすぶ」月刊
 役員（1988年8月5日・第32回大会改選）
 委員長 藤沼清（関東），副委員長 宮木茂（九州），書記長 志摩龍雄（北海道）
199 全日本森林関連産業労働組合連合会
 （森林労連） 公称 3万4839
 1989年10月3日結成
 役員（1989年10月3日・結成大会選出）
 委員長 阿部保吉（全林野），副委員長 谷治嘉瑞（全山労）田村靖（全林野），書記長 小塚茂（全林野）
 参加組合（2組合）
 全林野，全山労
200 全林野労働組合（全林野） 3万1212
 1953年2月5日結成 「全林野新聞」週刊，「ぜんりんや」不定期刊
 役員（1989年9月1日・第42回大会改選）
 委員長 阿部保吉（帯広），副委員長 田村靖

主要な労働組合の現状

1967年7月23日結成

1989年12月10日解散，全労連全国一般労組へ統一

178 チェーンストア労働組合協議会

(チェーン労協) 4万2714

1970年11月10日結成 「チェーン労協ニュース」月刊

役員(1989年8月31日・第20回大会改選)

会長 平野俊文(全ユニー)，会長代行 増田忠男(西友)，副会長 家内孝(扇屋ジャスコ) 大西憲慈(灘神戸生協) 筒井隆昭(イズミヤ) 三宅敏雄(ライフ) 佐竹豊(全ピーコック)，事務局長 小林信行(西友)

【公 務】

179 全日本官公労働組合連合会

(全官公) 公称11万7974

1987年11月27日結成 「全官公」月刊

役員(1989年11月20日・第3回大会選出)

議長 松田義央(全郵政)，副議長 川本俊彦(日林労) 船守利幸(自治労連) 秋山一郎(税関労連) 伊藤宣清(建職組) 牧野喜蔵(全郵政) 菅野哲次(統計労組) 事務局長 石井洋一(全郵政)

加盟組合(7組合)

全郵政，国税会議，日林労，自治労連，税関労連，建職組，統計労組

180 官公労働組合連絡協議会

(官公労協) 公称245万9732

1987年12月16日結成

役員(1990年1月12日・第2回総会確認)

代表委員 高野俊栄(自治労)，須崎暁(全逓)

加盟組合(2協議会)

公務員共闘，公労協

181 日本公務員労働組合共闘会議

(公務員共闘) 公称225万7760

1960年2月29日結成「公務員共闘速報」不定期刊

役員(1989年9月18日・第39回拡大共闘委改選)

議長 高野俊栄(自治労)，副議長 福田忠義(日教組) 久保正(都市交) 斎藤親仁(全水道) 荒川昌男(国公労連) 藤沼清(国公労協)，事務局長 綾部賢(全農林)

加盟組合(14組合)

国公労連，国公労協，会検労，国会職連，沖縄国公労，自治労，日教組，都市交，全水道，日高教一ツ橋，日高教麹町，都労連，全駐労，政労協

182 国営企業等労働組合協議会

(公労協) 公称20万1932

1953年10月28日結成 「公労協時報」不定期刊，

役員(1989年10月26日・第1回共闘委員会改選)

代表幹事 伊藤基隆(全逓)，幹事 小塚茂(全林野) 片倉利夫(全印刷) 緒方謙一郎(全造幣)，事務局長 岩村寛司(全林野)

加盟組合(4組合，オブザーバー加盟1組合)

全逓，全林野，全印刷，全造幣，(オブザーバー加盟) 政労協

183 公務・公共業務労働組合共闘会議

(公務共闘) 公称86万0000

1989年11月13日結成

役員(1989年11月13日・結成大会選出)

議長 大江洸(自治体労組全国連絡協)，副議長 三上満(全教) 高島三郎(国公労連) 館博通(日高教) 坂庭国晴(住都労) 大森三千雄(郵産労)，事務局長 高松克己(国公労連)

加盟組合(12組合，オブザーバー加盟1組合)

国公労連，日高教，郵産労，医労連，福祉保育労，住都労，水資労，原研労，育英労，全基労 退共労，自治体労組全国連絡協，全日本教職員組合協議会

(オブザーバー加盟) 全国大学専教職員組合

184 日本国家公務員労働組合連合会

(国公労連) 13万8429

1975年10月1日結成 「国公労新聞」旬刊，「国公労調査時報」月刊

役員(1989年11月2日・第28回大会改選)

委員長 高島三郎(全港建)，副委員長 田村守保(全国税) 保坂次男(全建労) 荒川昌男(全建労) 野沢実(全気象) 松井憲二(全司法) 滝沢実(総理府労連)，書記長 藤田忠弘(全労働)

加盟組合(17組合，オブザーバー加盟3組合)

全労働，全司法，全商工，全運輸，全法務，全建労，全気象，全厚生，全港建，全電波，全国税，総理府労連，文労，全行管，全税関，人職，全医労

(オブザーバー加盟) 日教組大学部，国共病組 竹橋会館労組

185 日本国家公務員労働組合協議会

(国公労協) 公称5万1740

1976年10月30日結成

1989年10月20日解散

186 日本国家公務員労働組合総連合会

(国公総連) 公称4万1000

1989年10月20日結成

役員(1989年10月20日・結成大会選出)

委員長 藤沼清(全農林)，副委員長 藤原伸之(全開発) 田弘益男(大蔵職組) 喜屋武秀行(沖縄国公労) 宮木茂(全農林)，書記長 志摩

委員長 和気紀夫（栃木）、副委員長 井原忠昭（愛媛）佐藤征治（香川）、書記長 須見一士（徳島）

【医 療】

167 日本医療労働組合連合会

（日本医労連） 15万2330

1957年8月31日結成 「医療労働者」旬刊、「医療労働」月刊

役員（1989年8月3日・第38回大会改選）

委員長 松本道廣（全医労）、副委員長 堀内義信（全厚労）仲泰男（東京）大野孝吉（山形）、書記長 坂内三夫（東京）

加盟組合（7組合ほか）

全医労、全厚労、全日赤、健保労連、全労災、国共病組、公共労、他398組合

168 全日本国立医療労働組合

（全医労） 4万5099

1948年11月20日結成 「全医労新聞」週刊

役員（1989年7月14日・第43回大会改選）

委員長 遠山亨（榊原）、副委員長 松本道廣（南岡山）江尻尚子（福岡中央）田岡靖久（宇多野）西下千賀子（愛媛）、書記長 村岡忠義（本部）

169 放射線影響研究所労働組合

（放影研労組） 272

1952年7月15日結成 「労組ニュース」不定期刊

役員（1988年4月24日・第47回大会改選）

委員長 上田登（広島）、委員長代行 西村清登（広島）今道昇（長崎）、副委員長 榛葉信子（広島）水島信弘（長崎）種口達枝（長崎）書記長 大西寿（広島）

170 全国医療等関連労働組合連絡協議会

（全国医療） 公称14万8000

1989年11月15日結成

役員（1989年11月15日・結成総会選出）

代表幹事 沼田幸彦（自治労）石原喜久（全電通）寺尾英昭（日赤労組）、事務局長 朝日俊弘（自治労）

参加組合（8組合ほか）

自治労、日赤労組、全済生会労組、全電通、全通、全たばこ、全印刷、全国一般、他地方組織

【商 業】

171 全国商業サービス事務職労働組合連絡会議

（商サ事務労） 公称69万1556

1974年10月30日結成 「商サ事務労ニュース」不定期刊

役員（1989年10月17日・第16回大会改選）

代表幹事 菅沢大（生保労連）千田勲（全商社）沢田浩（ホテル労連）、事務局長 市瀬健治（観光労連）

加盟組合（16組合）

生保労連、全農協労連、全損保、生協労連、観光労連、全国一般、全商社、駅・車販労協、ホテル労連、全倉運、銀行労連、全海連、給食労連、イズミヤ労組、住宅労協、京王ストア労組

172 日本商業労働組合連合会

（商業労連） 10万1803

1969年10月25日結成 「商業労連タイムズ」隔月刊、「季刊JUC」季刊

役員（1988年6月23日・第15回大会改選）

会長 柴田守（全松坂屋）、事務局長 南雲光男（伊勢丹）

173 レジャー・サービス関連産業労働組合連絡協議会（レジャー・サービス労連）

公称4万9615

1988年12月16日結成

役員（1989年10月19日・第2回大会改選）

議長 志村光祥（ホテル労連）、副議長 中島純徳（観光労連）中川周二（食労協）沢田浩（ホテル労連）、事務局長 高橋征夫（観光労連）

加盟組合（3組合）

ホテル労連、観光労連、食労協

174 全日本ホテル労働組合連合会

（ホテル労連） 1万2600

1948年3月28日結成 「ホテル労連」季刊

役員（1989年8月30日・第41回大会改選）

委員長 志村光祥（第一）、副委員長 富永光（東京ヒルトン）京英雄（オリエンタル）小林康之（都）、書記長 沢田浩（帝国）

175 観光・航空貨物産業労働組合連合会

（観光労連） 3万2015

1966年2月19日結成 「観光労連」月刊、「観光労連調査資料」不定期刊

役員（1989年7月27日・第19回大会改選）

委員長 中島純徳（日本交通公社）、副委員長 高橋征夫（近畿日本ツーリスト）高橋均（読売旅行）、書記長 中西康夫（日本旅行）

176 全国商社労働組合連合会

（全商社） 1万5479

1964年8月16日結成 「全商社」月刊

役員（1989年9月24日・第26回大会改選）

議長 葛城由章（蝶理）、副議長 江口裕之（三共生興）、事務局長 千田勲（岡谷鋼機）

177 全日本商業労働組合（全商業） 公称3000

主要な労働組合の現状

- 委員長 亀崎俊雄（関西）、副委員長 坂野哲也（北海道）、書記長 水上賢治（日本海）
- 154 全日本港湾運輸労働組合同盟
（港運同盟） 3988
1987年11月30日結成
役員（1989年12月5日・第3回大会改選）
会長 中西昭士郎（海員）、会長代理 千歳正后（本部）、副会長 新屋義信（一般・全藤原労組）宇都一政（住井運輸労組）古郡隆男（栗林運輸労組）、事務局長 後藤正（本部）
- 155 日本港湾労働組合連合会（日港労連） 8622
1956年3月16日結成 「日港労連」旬刊
役員（1989年9月22日・第37回大会改選）
委員長 増井正行（神港労連）、副委員長 出利葉寛（東港労組）本間兼光（浜港労連）平田令治（神港労連）青木宗祐（全検労協）、書記長 大田良人（浜港労連）
- 156 全国検数労働組合連合
（検数労連） 公称3000
1973年2月1日結成 「全国検数労連」不定期刊
役員（1989年10月6日・第20回大会改選）
委員長 中村義紀（日検労神戸）、副委員長 内山精二（日検労名古屋）大森敬（全日検北陸）、書記長 黒田幸男（日検労横浜）
- 157 全日本倉庫運輸労働組合同盟
（全倉運） 7003
1947年12月10日結成 「全倉運」半月刊
役員（1989年9月12日・第44回大会改選）
委員長 大橋正義（住友）、副委員長 樺沢正樹（三菱）嘉村明彦（東洋埠頭）佐藤仁（三井）川野耕一郎（大阪共営埠頭）、書記長 川端順一郎（本部）
- 158 鉄道弘済会 KIOSK 労働組合
（鉄弘労） 1万0135
1947年9月20日結成 「スクラム」不定期刊
役員（1988年9月16日・第39回大会改選）
委員長 斎藤重雄（東京）、副委員長 西口勇雄（西日本）、書記長 藤川靖雄（北海道）
- 159 全日本航空産業労働組合総同盟
（航空同盟） 1万5612
1974年10月16日結成 「航空同盟新聞」月刊
役員（1989年10月21日・第16回大会改選）
会長 歌川勝巳（全日航）、副会長 海野耕平（日航生協）亀村明夫（AGS民労）町田宗清（南西航空）、事務局長 三浦芳裕（全日航）
- 160 日本民間航空労働組合連合会
（民航労連） 2万0149
1963年3月22日結成 「民航労連」旬刊
役員（1989年9月10日・第26回大会改選）

- 議長 藤田哲治（全日空）、副議長 丸山伸弥（IAU）松岡民生（ノースウエスト）長広尚（日航）杉山公一（全日空）、事務局長 津恵正三（日本エアシステム）
- 161 航空労組連絡会（航空連） 公称1万9822
1986年9月27日結成 「航空連ニュース」不定期刊
役員（1989年9月17日・第4回大会改選）
議長 奥平隆（全日空乗員）、副議長 藤野徹（日本エアシステム乗員）芦澤直史（日本航空乗員）牧野進（日本航空客乗）、事務局長 杉山公一（民航労連）

【教 育】

- 162 日本教職員組合（日教組） 64万7408
1947年6月8日結成 「日教組教育新聞」週刊、「教育評論」月刊
役員（1989年9月9日・第68回大会改選）
委員長 福田忠義（岡山）、副委員長 畑廣（兵庫）小谷喜富（鳥取）田中周子（三重）、書記長 大場昭寿（北海道）
- 163 全日本教職員組合協議会、
（全教） 公称18万0000
1989年11月17日結成 「新聞ほんりゅう」旬刊
役員（1989年11月17日・結成大会選出）
議長 三上満（東京都教組）、副議長 碓田登（全国私教連）宇野弘（全国組織準備会）橋本三郎（全国組織準備会）藤岡義昭（全国組織準備会）三宅良子（埼玉高教組）、事務局長 佐山滋（大阪府高教）
- 164 全日本教職員連盟（全日教連） 2万9981
1984年2月6日結成 「全日教連教育新聞」月刊、「教育創造」不定期刊
役員（1989年3月4日・改選）
委員長 山本豊（栃教連）、副委員長 境田正寛（山口県教連）安藤勝（宮教研連）飯田明生（栃教連）阪根健二（香教連）、事務局長 永井征男（栃教連）
- 165 日本高等学校教職員組合
（日高教・一ツ橋） 3万0110
1956年5月10日結成 「日高教情報」旬刊、「高教組時報」不定期刊
役員（1989年3月9日・第70回大会改選）
委員長 館博通（滋賀）、副委員長 浜島勇（長野）矢崎峻作（富山）、書記長 中ノ目新治（北海道）
- 166 日本高等学校教職員組合
（日高教・麴町） 1万7356
1950年3月10日結成 「日高教ニュース」旬刊
役員（1989年2月28日・第66回大会改選）

役員（1989年7月13日・第54回大会改選）
委員長 久保正（大阪），副委員長 古谷徳重（横浜），書記長 矢富泰正（東京）

141 全日本運輸産業労働組合連合会
（運輸労連） 11万8117

1968年11月13日結成 「運輸労連」半月刊，「月刊運輸労連」月刊

役員（1989年7月6日・第22回大会改選）
委員長 秋田哲也（全日通），副委員長 伊野武幸（ヤマト運輸）島崎邦雄（新聞輸送）成沢俊夫（西武運輸）伊屋迫雅（日本運送）鈴木輝夫（全日通）梅田修秀（全日通），書記長 尾山清（全日通）

142 全日通労働組合（全日通） 3万9193
1946年4月20日結成 「日通労働」週刊，「全日通」年2回刊，「全日通文化」年刊

役員（1989年7月15日・第44回大会改選）
委員長 小浜忠彦（四国），副委員長 鈴木輝夫（関東），書記長 鈴木一麿（関西）

143 全日本運輸一般労働組合
（運輸一般） 1万5393
1977年9月20日結成 「うんゆ一般」半月刊，「運輸一般情報ファイル」月刊

役員（1989年9月5日・第23回大会改選）
委員長 石沢賢二（本部），副委員長 平林正樹（本部）上田正吉（兵庫）佐藤達雄（北海道）坂本勇治（東京）津田和弥（大阪）垣田秀信（京滋），書記長 坂田晋作（本部）

144 全国自動車交通労働組合連合会
（全自交労連） 5万4830
1947年9月14日結成 「全自交しんぶん」半月刊，「全自交情報」月刊，「全自交調査時報」年刊

役員（1989年10月19日・第45回大会改選）
委員長 三増修（東京），副委員長 金良清一（東京）小林勉（東京）伊藤運市（東京）原田正克（愛知）横山広則（大阪），書記長 黒沢晟（東京）

145 全国自動車交通労働組合総連合会
（自交総連） 3万7006
1978年10月13日結成 「自交労働者」半月刊，「自交労働者月報」月刊

役員（1988年10月14日・第11回大会改選）
委員長 福永主計（東京），副委員長 蒲池雅徳（福岡）武内修（大阪）宇部銀哉（神奈川）中山喜一郎（東京），書記長 今村天次（山口）

146 日本自動車運転士労働組合（自運労） 1772
1958年6月14日結成 「自運労」不定期刊
役員（1989年11月12日・第32回大会改選）

委員長 金井仁（東京），副委員長 大西利治（神奈川）柳生幹雄（大阪），書記長 春原光雅（東京）

147 新産別運転者労働組合（新運転） 4614
1959年2月13日結成 「新運転」月刊

役員（1989年11月19日・第8回大会改選）
委員長 篠崎庄平（東京），副委員長 門間国雄（東京），書記長 南都幸夫（関西）

148 全日本海運労働組合連合会（全海連） 5989
1947年1月10日結成 「全海連」月刊

役員（1989年10月21日・第52回大会改選）
委員長 檜岡孝武（日本郵船），副委員長 畠山研治（川崎汽船）吉田清隆（商船三井）溝口松徳（ナビックス）斎藤嘉明（第一中央汽船）中西正裕（三光汽船）長谷川豊（スワイヤ），書記長 喜多哲正（書記局）

149 全日本海員組合（海員） 11万2000
1945年10月5日結成 「船員しんぶん」旬刊，「海員」月刊

役員（1988年11月12日・第49回大会改選）
組合長 中西昭士郎，副組合長 大沢真治，小畑哲二

150 船舶通信士労働組合
（通信士組合） 公称230
1972年1月30日結成 「通信士組合ニュース」月刊，「無線通信」季刊

役員（1989年5月23日・第20回大会改選）
委員長 石坂紀夫，書記長 牛田宣昭

151 全国漁船労働組合同盟
（漁船同盟） 公称6万
1966年7月28日結成 「漁船同盟」隔月刊

役員（1988年7月7日・第23回大会改選）
会長 土井一清（海員組合），副会長 横田弘司（波崎漁民組合）山村義和（室戸岬漁船船員組合），事務局長 和泉司（海員組合）

152 全国港湾労働組合協議会
（全国港湾） 公称4万8324
1972年11月1日結成 「全国港湾」月刊

役員（1989年10月20日・第23回大会改選）
議長 亀崎俊雄（全港湾），副議長 増井正行（日港労連）中村義紀（検数労連）大橋正義（全倉運），事務局長 酢谷俊夫（検定労連）
加盟組合（7組合，オブザーバー加盟1組合）
全海連，全港湾，日港労連，大阪港湾，全倉運
検数労連，検定労連

（オブザーバー加盟）全日通
153 全日本港湾労働組合（全港湾） 1万9610
1946年7月27日結成 「港湾労働」半月刊
役員（1988年9月9日・第53回大会改選）

加盟組合（4組合、10地方組織）

電力労連、全国電力検集労連、電工労連、電保
労連、北海道電力総連、東北電力総連、関東電
力総連、中部電力総連、北陸電力総連、関西電
力総連、中国電力総連、四国電力総連、九州電
力総連、沖縄電力総連

129 全国電力労働組合連合会

（電力労連） 12万7910

1954年5月27日結成 「電力労連」旬刊、「電力
労連月報」月刊

役員（1989年9月7日・第36回大会改選）

会長 片山閑（東京）、会長代理 片岩勘之丞
（中部）、書記長 福田裕次（関西）

130 全国電力検針集金労働組合連絡会議

（全国電力検集労連） 1万4354

1970年10月3日結成

役員（1989年10月1日・第20回大会改選）

議長 岩田鉄夫（東京電力）、事務局長 山田
艶子（東京電力）

131 全国電気保安協会労働組合連合会

（電保労連） 9822

1979年9月17日結成

役員（1989年9月20日・第10回大会改選）

会長 筒井敏男（中部）、副会長 梅原和男
（北海道）根来修（関西）中本類太郎（四国）、
書記長 小林真一（関東）

【交通運輸業】

132 全日本交通運輸産業労組協議会

（交運労協） 公称84万6266

1987年10月8日結成

役員（1989年9月19日・第5回大会改選）

議長 土井一清（海員組合）、副議長 秋田哲
也（運輸労連）歌川勝巳（航空同盟）金良清一
（全自交労連）久保正（都市交）杉山茂（J R
総連）広川一夫（交通労連）村吉勇治郎（鉄産
総連）、事務局長 菅原兼雄（私鉄総連）

加盟組合（18組合）

私鉄総連、J R総連、運輸労連、海員組合、交
通労連、全自交労連、都市交、国労、観光労連、
鉄産総連、航空同盟、全海連、総評・全日建運
輸、日通、新運輸、鉄公労、自運労、鉄道関労

133 国鉄労働組合（国労） 3万7832

1947年6月5日結成 「国鉄新聞」週刊、「国労
文化」月刊、「国労法対時報」月刊

役員（1989年9月4日・第54回大会改選）

委員長 稲田芳朗（門司）、副委員長 嶋田俊
男（北陸）相原広志（岡山）、書記長 宮坂要
（東京）

134 全日本鉄道労働組合総連合会

（J R総連） 12万5544

1987年2月2日結成 「J R総連」半月刊、「J
Rそうれん」隔月刊

役員（1989年6月12日・第4回大会改選）

委員長 杉山茂（J R東労組）、副委員長 小
田裕司（J R北海道労）松崎明（J R東労組）
佐藤政雄（J R東海労組）大松益生（J R西鉄
労）宮道義幸（四鉄労）石津兼久（九鉄労）城
石靖夫（J R貨物労組）金子清（鉄関協）、書
記長 福原福太郎（J R東労組）

135 鉄道産業労働組合総連合

（鉄産総連） 2万5050

1987年2月28日結成 「鉄産総連」半月刊

役員（1989年8月29日・第4回大会改選）

委員長 村吉勇治郎（北海道）、副委員長 桂
川慶瑞（西日本）東昌良（東日本）、書記長
秋山謙祐（東海）

136 全国鉄動力車労働組合（全動労） 1402

1974年3月31日結成 「全動労」月刊

役員（1989年9月12日・第17回大会改選）

委員長 三浦隆雄（東日本）、副委員長 日下
義男（北海道）、書記長 有福好美（西日本）

137 国鉄千葉動力車労働組合

（動労千葉） 公称750

1979年3月30日結成 「日刊動労千葉」日刊

役員（1989年10月9日・第16回大会改選）

委員長 中野洋（千葉）、副委員長 布施宇一
（千葉）、書記長 田中康宏（津田沼）

138 日本私鉄労働組合総連合会

（私鉄総連） 19万2465

1947年1月10日結成 「私鉄新聞」旬刊、「私鉄
総連調査月報」不定期刊、「私鉄文化」不定期
刊

役員（1988年7月22日・第54回大会改選）

会長 黒川武（営団）、委員長 田村誠（南
海）、副委員長 菅原兼雄（宮城）高崎典太
（西鉄）及川了介（京成）、書記長 鈴木完守

139 全国交通運輸労働組合総連合

（交通労連） 10万4949

1964年11月9日結成 「交通労連新聞」月刊

役員（1989年9月29日・第26回大会改選）

委員長 藤原基司（西濃運輸）、副委員長 中
野国保（全産交運輸）葛西豊四郎（弘南バス
全）津野勇二（全新潟タクシー）、書記長 広
川一夫（本部）

140 日本都市交通労働組合（都市交） 4万5865

1947年1月26日結成 「都市交」半月刊、「TO-
SHIKO」季刊、「活動旬報」旬刊

117 外国銀行従業員組合連合会
(外銀連) 公称1000
1956年8月31日結成 「外銀連ニュース」不定期刊
役員(1989年2月19日・第40回大会改選)
委員長 斎藤護郎(チェースマンハッタン),
副委員長 吉田實(オランダ) 西野靖男(アメリカ) 松下浩二(オランダ), 書記長 矢島一雄(コンチネンタル)

118 全国銀行労働組合連合会(銀行労連) 6362
1953年8月8日結成 「銀行のなかま」半月刊
役員(1989年9月7日・第40回大会改選)
委員長 松木静雄(殖産), 副委員長 谷口俊政(富山第一) 西弘敏(長崎), 書記長 高山隆(秋田)

119 全国銀行員組合連合会
(全銀連合) 2万8153
1972年2月16日結成 「ぜんろう」不定期刊
役員(1989年9月8日・第19回大会改選)
議長 川口俊三(福徳), 副議長 小桧山良一(福島) 寺田徹郎(東東京相和) 金児佳孝(第三) 伊藤東洋夫(近畿) 後藤哲也(香川) 川原康広(九州), 事務局長 樋下田昇(東和)

120 全国信託銀行従業員組合連合会
(全信連) 1万8407
1957年12月21日結成 「信託のなかま」不定期刊
役員(1989年9月1日・中央委員会改選)
議長 永田昇(三井), 副議長 森岡一彦(三菱) 逸見礼次郎(東洋), 書記長 若狭保弘(三井)

121 全国信用金庫信用組合労働組合連合会
(全信労) 1万3587
1954年11月20日結成 「全信労」旬刊
役員(1989年9月17日・第34回大会改選)
委員長 播磨力雄(東武信金), 副委員長 田村敏雄(岩手信組) 大塚暢昭(同栄信金) 太田龍一(福知山信金) 立林央士(米子信金), 書記長 笹本幸男(芝信金)

122 全国信用保証協会労働組合連合会
(全信保労連) 公称3390
1961年11月4日結成
役員(1989年10月8日・第29回大会改選)
委員長 嵯峨哲夫(京都), 副委員長 小川光治(東京) 村田芳裕(大阪府) 田淵博(神奈川) 斎藤利夫(埼玉) 加藤光浩(北海道), 事務局長 井上龍一(京都)

123 全国生命保険労働組合連合会
(生保労連) 40万6370
1969年10月17日 「生保労連」月刊

役員(1989年8月23日・第21回大会改選)
委員長 辻達也(安田)(1989. 11. 20死去),
委員長代行 倉知広海(朝日外), 副委員長 秋山俊彦(三井内) 菅沢大(明治) 米沢廣行(安田), 書記長 棚瀬裕明(日本)

124 全日本損害保険労働組合
(全損保) 3万6044
1949年11月5日結成 「全損保」旬刊, 「損保調査時報」月刊
役員(1989年9月22日・第46回大会改選)
委員長 金山幸晴(日産), 副委員長 常木守(千代田) 張間恵樹(日火) 佐藤肇孝(日動外勤) 榎本浩明(大正), 書記長 中埜章朗(大東京)

125 損害保険労働組合連合会
(損保労連) 3万3323
1967年2月15日結成 「損保労連」半月刊
役員(1989年9月20日・第24回大会改選)
委員長 井上修一(東海), 副委員長 安孝一(同和) 高橋篤(興亜) 帯金克巳(住友) 石井隆(東亜) 野崎拓志(東海) 山内一昌(安田), 書記長 芦澤仁志(住友)

126 全国証券労働組合協議会
(全証労協) 公称2500
1955年2月20日結成 「全証労協」月刊
役員(1989年8月27日・第36回大会改選)
議長 山本正毅(東証), 副議長 井上巖(大証), 書記長 池田有三(野村)

【電気産業】

127 全日本電力労働組合協議会(全電力) 2287
1965年10月27日結成 「全電力」不定期刊
役員(1989年10月6日・第26回評議員会改選)
議長 前田利輔(全九電), 副議長 大島武康(全北電) 浜崎忠晃(電産中国) 生駒勝司(九電検集労) 白崎仁(四国電工), 事務局長 前田博治(全九電)

加盟組合(5組合)
全九電, 九電検集労, 電産中国, 全北電, 四国電工

128 全国電力関連産業労働組合総連合
(電力総連) 21万8113
1981年3月26日結成
役員(1989年11月2日・第9回大会改選)
会長 片山閑(電力労連), 副会長 片岩勘之丞(電力労連) 大河原鎮雄(電工労連) 岩田鉄夫(検集労連) 筒井敏男(電保労連), ほかに構成総連代表の副委員長12名, 事務局長 福田裕次(電力労連)

主要な労働組合の現状

(東亜建設) 川内正 (東亜道路) 永井武義 (東海興業) 寺沢正保 (大木建設), 書記長 河瀬義則 (東亜建設)

104 総評・全日本建設運輸連帯労働組合
(総評・全日建運輸) 5600
1984年11月18日結成 「連帯」月刊
役員 (1989年9月11日・第6回大会選出)
委員長 長谷川武久 (建設), 副委員長 前島登 (静岡生コン), 書記長 谷岡洋 (関西生コン)

105 総評・全日本建設産業労働組合
(総評・全日建) 5100
1971年4月18日結成
役員 (1990年1月15日・第19回大会改選)
委員長 藤島栄, 副委員長 菊地幸治, 書記長 金子敏夫

106 日本建設産業職員労働組合協議会
(日建協) 5万8891
1954年12月12日結成 「COMPASS」月刊, 「日建協調査時報」不定期刊, 「季刊日建協」不定期刊
役員 (1989年8月4日・第66回大会改選)
議長 鈴木健二 (清水), 副議長 森井伸正 (五洋) 橋野義雄 (住友), 事務局長 入江雅幸 (三井)

107 電工労連 3万6753
1983年9月22日結成 「電工労連」月刊
役員 (1989年9月12日・第7回大会改選)
会長 大河原鎮雄 (関電工), 会長代理 森山泰正 (東海), 副会長 石塚祐治 (北海) ほか11名, 書記長 徳市正昭 (中国)

108 全日自労建設一般労働組合
(建設一般全日自労) 4万7046
1947年6月30日結成 「じかたび」旬刊, 「学習」不定期刊
役員 (1989年9月11日・第53回大会改選)
委員長 初田一夫 (福島), 副委員長 国崎茂之 (福岡), 書記長 酒井謙弥 (書記局)

109 全国民主自由労働組合 (全民労) 2243
1955年10月22日結成
役員 (1989年5月23日・第35回大会改選)
委員長 新田仁臣 (福岡), 副委員長 佐藤光明 (福島) 小柳文男 (神奈川), 書記長 馬場大静 (東京)

110 全国自由労働組合連合会
(全国自労連) 1207
1966年9月24日結成 「全国自労」旬刊
役員 (1989年6月4日・第24回大会改選)
委員長 中村一 (鹿児島), 副委員長 杉島健

市 (熊本), 事務局長 鈴岡教廣 (広島)

111 全国自由労働組合
(全国自労・《佐賀》) 1242
1966年9月24日結成
役員 (1989年11月23日・第22回大会改選)
委員長 大門忠夫 (飯塚), 副委員長 三上文一 (小樽), 中口実 (松阪), 事務局長 中島忠 (本部)

112 住宅産業労働組合連絡協議会
(住宅労協) 公称2500
1969年10月1日結成
役員 (1989年1月19日・元年度総会改選)
議長 川崎哲司 (日本電建), 副議長 山崎達也 (三和建物), 事務局長 疋田吉夫 (日本電建)

【金融業】

113 全国金融労働組合共闘会議
(金融共闘) 公称7万3583
1961年11月10日結成 「金融のなかま」旬刊
役員 (1989年10月31日・第2回幹事会改選)
議長 金山幸晴 (全損保), 副議長 高山隆 (全相銀連), 笹本幸男 (全信労), 事務局長 下山元 (全証労協)

加盟組合 (9組合)
地銀連, 外銀連, 全相銀連, 全信労, 全信保労連, 全損保, 全証労協, 全労金, 日本信託労組

114 全国銀行従業員組合総連合
(全銀総連) 公称16万4405
1957年5月25日結成
役員 (1989年8月18日・第33回総会改選)
議長 山内直樹 (市銀連), 副議長 永田昇 (全信連), 事務局長 長沢隆也 (市銀連)

加盟組合 (4組合)
市銀連, 地銀連, 外銀連, 全信連

115 市中銀行従業員組合連合会
(市銀連) 14万4405
1956年7月28日結成 「市銀連ニュース」月刊
役員 (1989年8月17日・第34回大会改選)
委員長 山内直樹 (大和), 副委員長 長沢隆也 (富士) 原仁 (三和), 事務局長 竹尾克美 (住友)

116 全国地方銀行従業員組合連合会
(地銀連) 公称600
1956年7月27日結成 「ちぎん」半月刊
役員 (1989年10月19日・第44回大会改選)
委員長 石杜則一 (岩手), 副委員長 山崎治彦 (四国) 御嶽友彦 (本部), 書記長 竹下史朗 (青森)

調査時報」不定期刊,「全通文学」不定期刊
 役員(1988年7月8日・第42回大会補選)
 委員長 河須崎暁(東京中部),副委員長 木村実(秋田)中西英雄(岡山),書記長 伊藤基隆(群馬)

92 全日本郵政労働組合(全郵政) 6万8386
 1965年10月17日結成 「全郵政新聞」週刊,「全郵政ジャーナル」月刊
 役員(1988年6月18日・第24回大会改選)
 委員長 松田義央(東京),副委員長 牧野喜蔵(東海)森蔭八郎(近畿),書記長 蜂須兼次(東京)

93 郵政産業労働組合(郵産労) 公称1700
 1982年6月12日結成 「郵産労新聞」月刊
 役員(1989年8月8日・第10回大会改選)
 委員長 大森三千雄(京橋),副委員長 松本弘(東京中郵)清水録良(大阪中郵),書記長 太田英雄(石神井)

94 電気通信情報産業労働組合連合(情報通信労連) 30万0087
 1962年10月8日結成「情報通信労連」半月刊,「情報通信労連レポート」月刊
 役員(1988年7月25日・第28回大会改選)
 委員長 山岸章(全電通),副委員長 戸崎義弘(全電通)松尾修治(国際電電)岡本義夫(電済労)福田武志(全国通建)田村誠造(全電印)高井進作(都築電気)植木勝美(全統一),書記長 森川正紀(全国通建)
 加盟組合(5組合ほか)全電通,国際電電労組,電済労,全国通建,全電印,その他

95 全国電気通信労働組合(全電通) 25万9110
 1950年9月29日結成 「全電通」週刊,「あけぼの」月刊,「ZENDENTSU MONTHLY TOPICS」月刊(日本語版,英語版)
 役員(1988年7月15日・第42回大会改選)
 委員長 山岸章(大阪中央),副委員長 園木久治(徳島),書記長 小森正夫(横浜)

96 通信産業労働組合(通信労組) 公称800
 1981年4月26日結成 「通信労組」月刊
 役員(1989年6月4日・第12回大会改選)
 委員長 岡竹武(東大阪),副委員長 木本良(西大阪)岡村康正(北大阪)丹羽伍郎(東京)陶山孟(東京),書記長 岩崎俊(中大阪)

97 国際電信電話労働組合(国際電電労組) 5564
 1953年4月1日結成 「国際電電」月刊
 役員(1988年7月20日・第45大会改選)
 委員長 松尾修治,副委員長 石川繁,高田三郎(近畿駐在),書記長 松下正治(東京電信)

98 全国電気通信共済会労働組合(電済労) 1万0578
 1954年6月26日結成 「電済労」月刊
 役員(1989年8月9日・第36回大会改選)
 委員長 岡本義夫(東海),副委員長 樽本訓佳(四国),書記長 高屋友一(近畿)

99 全国通信建設労働組合(全国通建) 1万7148
 1979年10月3日結成 「全国通建」不定期
 役員(1989年8月30日・第11回大会改選)
 委員長 福田武志(中通地本),副委員長 園田勝義(東京地本),書記長 五十嵐哲雄(中通地本)

100 電算機関連労働組合協議会(電算労) 公称4000
 1972年5月1日結成 「こんぴゅうた」月刊
 役員(1989年10月21日・第22回大会改選)
 議長 松本泰(JBA),副議長 石村健一(NC-S)佐藤廣志(CCOM),事務局長 林丘(本部)

【建設業】

101 全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会(建設労連) 公称64万4169
 1971年6月3日結成
 役員
 代表幹事 加藤忠由(全建総連)高田和勇(建設一般全日自労)
 加盟組合(18組合)
 全建総連,全国一般,建設一般全日自労,全国セメント,建設関連労連,総評・全日建運輸,全国自労,住都労,総評・全日建,国労建協,住宅労協,水資労,首高労,農地労,全水道,全開発,全建労,全港建

102 全国建設労働組合総連合(全建総連) 41万6303
 1960年11月24日結成 「全建総連」旬刊
 役員(1989年10月13日・第30回大会改選)
 委員長 加藤忠由(東京),副委員長 新妻忠(福島)矢部正(東京)唐沢平治(長野)宮原富治(三重)後藤薫(大阪)川崎美澄(広島)東耕夫(全徳島)平川二男(福建労),書記長 矢田忠昭(東京)

103 建設産業労働組合同盟(建設同盟) 1万1083
 1978年10月28日結成
 役員(1989年8月4日・第12回大会改選)
 会長 鈴木芳雄(不動建設),委員長 西村正信(東亜道路),委員長代理 牛田光(東亜建設),副委員長 伊藤清(不動建設)深田和彦

主要な労働組合の現状

ニメればーと」不定期刊,「ふきゅー・ニュース」不定期刊

役員(1989年4月8日・第17回大会改選)

委員長 高橋佑次,副委員長 有原誠治,熊谷正志,書記長 藤岡純

79 全印刷局労働組合(全印刷) 5977

1947年4月1日結成 「全印刷」旬刊

役員(1989年9月6日・第55回大会改選)

委員長 星宮文雄(本局),副委員長 橋田和夫(虎ノ門),書記長 片倉利夫(滝野川)

80 全国印刷出版産業労働組合総連合会
(全印総連) 9873

1953年4月25日結成「印総出版労働者」月刊,
「印刷出版フォーラム」不定期刊

役員(1989年7月18日・第38回大会改選)

委員長 鴨川孝司(共同印刷),副委員長 徳山重次(高速オフ),書記長 白戸由郎(印書館)

81 全日本印刷産業労働組合協議会
(印刷労協) 公称2万1000

1983年12月10日結成

1989年8月新組織に移行

82 印刷情報メディア産業労働組合連合会
(印刷労連) 公称2万0785

1989年8月25日結成「印刷労連 NETWORK」月刊

役員(1989年8月25日・結成大会選出)

委員長 加藤勇(凸版労連),副委員長 池田善晴(コクヨ)足利宏(全トッパン・ムーア)徳武善勝(大日本法令印刷),書記長 石塚康夫(共同印刷)

83 全国印刷関連労働組合協議会
(印刷関連労協) 公称1万4560

1984年2月26日結成

役員(1989年10月27日・第7回大会改選)

議長 住吉善吉(大日本印刷),副議長 横沢章七(光村原色版)八木保男(日本写真)加藤勇(東海大日本)高橋盛雄(第一印刷)佐藤喜一(東北大日本),事務局長 関口章男(図書印刷)

84 日本出版労働組合連合会
(出版労連) 1万0196

1958年3月15日結成「出版労連」旬刊,「出版レポート」年刊

役員(1989年7月22日・第67回大会改選)

委員長 折田直昭(岩波書店),副委員長 今井一雄(主婦と生活社)竹川正訓(新興出版社啓林館)松原邦夫(三省堂)渡辺起造(東京出版合同),書記長 間島弘(小学館)

85 日本新聞労働組合連合(新聞労連) 4万0781
1950年6月30日結成 「新聞労連」半月刊

役員(1989年7月28日・第74回大会改選)

委員長 未定(読売),副委員長 植上孝志(全徳島)山本卓(道新)川原勇(毎日),書記長 斉藤哲成(日経)

86 NHK関連労働組合連合会
(NHK労連) 公称1万3584

1988年7月1日結成

役員(1989年7月1日・第3回大会改選)

議長 須藤安三(日放労),副議長 黒沢義幸(N学教組)五十嵐文博(全日テレ労組)平下国盛(N集労)奥田良胤(日放労)永山訓(SC労組)大久保道男(放済労)清家義大(N集労),事務局長 新田豊作(日放労)

87 日本放送労働組合(日放労) 1万1884

1948年3月2日結成「日放労」月刊

役員(1989年7月15日・第90回大会改選)

委員長 奥田良胤(放送系列),副委員長 新田豊作(関西支部)佐々木隆(技術系列),書記長 年田嗣郎(管理地域系列)

88 日本民間放送労働組合連合会
(民放労連) 1万0007

1953年7月12日結成「民放労連」月刊,「放送レポート」隔月刊

役員(1989年7月31日・第68回大会改選)

委員長 鈴木孝夫(東京放送),副委員長 桜井俊明(テレビ朝日)田比良敏夫(近畿地区)中川満(日本テレビ)萩原啓司(フジテレビ)書記長 磯崎弘幸(南海放送)

89 日本音楽家ユニオン
(音楽ユニオン) 公称6000

1983年10月30日結成「音楽ユニオン」月刊,
「季刊オーケストラ」季刊

役員(1989年7月31日・第8回大会選出)

代表運営委員 松本伸二(本部),事務局長 安並克磨(城西)

90 全国広告関連労働組合協議会
(広告労協) 公称7500

1976年1月21日結成

役員(1989年10月1日・第14回大会改選)

議長 荒川恒行(電通),副議長 和田哲郎(アイアンドエス)中谷賢二(大広)西村恒彦(万年社)山竹広志(西広),事務局長 大島秀五(万年社)

【通信業】

91 全通信労働組合(全通) 16万3375
1946年5月31日結成「全通新聞」週刊,「全通

委員長 中島道治（本部）、副委員長 酒井勝吉（長野）、書記長 渡辺輝男（本部）

【食品産業】

67 たばこ産業労働組合共闘会議

（たばこ共闘） 2万7324

1974年11月15日結成

役員（1989年11月22日・第32回大会改選）

議長 椎名成雄（全たばこ）、副議長 紺野豊（A T S）松浦篤義（全フィルター）、事務局長 諸星富夫（全たばこ）

加盟組合（3組合）

全たばこ、A T S、全フィルター

68 全日本たばこ産業労働組合

（全たばこ） 2万3648

1985年4月1日結成 「全たばこ新聞」週刊、「オルグ手帳」不定期刊

役員（1988年9月9日・第4回大会改選）

委員長 椎名成雄（東京）、副委員長 林与一（関西）、書記長 次六弘（札幌）

69 アルコール専売労働組合（アル専） 416

1952年12月19日結成 「アル専週報」週刊

役員（1989年10月13日・第38回大会改選）

委員長 荻谷孝一（東京）、副委員長 中村一昭（九州）水谷勝紀（東京）、書記長 伊集院智史（九州）

70 全国食品産業労働組合同盟

（全食品同盟） 3万8465

1947年10月6日結成 「全食品同盟」月刊、「調査資料食品労働」不定期刊

役員（1989年10月18日・第43回大会改選）

委員長 今井鐘七（敷島製パン）、副委員長 北林英二（宝酒造）河本志郎（木村屋）中村好秀（ヤマサ醤油）黒田典明（伊藤ハム）東慎哉（本部）串畑平（本部）、書記長 藤田稔（本部）

71 全日本食品労働組合連合会

（食品労連） 6万0269

1965年9月29日結成 「食品労連」月刊、「食品労連時報」不定期刊

役員（1989年9月14日・第25回大会改選）

委員長 田村憲一（雪印乳業）、副委員長 増田滋（サッポロビール）福田謙一（明治製菓）天野克美（キッコーマン）神保愼一（全森永）白須邦夫（日本水産）、書記長 高田英治（不二家）

72 食品産業労働組合協議会

（食品労協） 公称1万3500

1989年12月10日結成

役員（1989年12月10日・結成総会選出）

会長 城島正光（味の素）、会長代理 山本享（サントリー）、副会長 小野瀬進（日清製粉）石井保美（ホーネン）川原義喜（不二製油）、事務局長 宮沢博（日清製油）

73 全国麦酒労働組合連合会

（全国ビール） 1万3291

1949年5月19日結成 「全国ビール」不定期刊

役員（1989年9月12日・第41回大会改選）

委員長 向正和（アサヒ）、副委員長 増田滋（サッポロ）衛藤和彦（麒麟）、書記長 田中希幸（麒麟）

74 食品同業労組連絡会議（SDR） 公称6050

1974年8月29日結成 「食品同業タイムス」年刊

役員（1989年2月27日・第15回大会改選）

議長 阿部芳紀（アートコーヒー）、副議長 塩田次郎（コロンバン）、事務局長 嶋田隆（日本橋文明堂）

【文化産業】

75 日本マスコミ文化情報労組会議

（MIC-UNIONS） 公称10万4041

1963年11月9日結成「マスコミ・文化情報」月刊

役員（1989年10月6日・第28回総会改選）

議長 鈴木孝夫（民放）、副議長 植山孝志（新聞）未定（全印）折田直昭（出版）堀江毅（映演）安並克麿（音楽）、事務局長 荒川恒行（広告）

加盟組合（9組合）

映演共闘、全印総連、出版労連、新聞労連、日放労、民放労連、音楽ユニオン、広告労協、電算労

76 全国映画演劇労働組合（全映演） 710

1947年5月7日結成 「教宣ニュース」不定期刊

役員（1989年10月19日・第46回大会改選）

委員長 井上英之（東宝）、副委員長 綿貫正己（東宝）大沢暉男（東宝）小野実（東宝）貝谷真二（東宝）犬飼審司（東宝）徳永伸一（九州興行）、事務局長 堀孝之（東宝）

77 映画演劇労働組合総連合（映演総連） 2306

1952年3月25日結成 「総連ニュース」不定期刊

役員（1989年10月11日・第38回大会改選）

議長 堀江毅（全東映）、副議長 杉崎光俊（松竹）小林義明（全東映）久保田久吉（舞芸）小畑良治（大映）、事務局長 原田由一（共同映画）

78 日本映画放送産業労働組合

（映産労） 公称60

1951年5月1日結成 「映産労」不定期刊、「ア

主要な労働組合の現状

方正和（アサヒ）和田時典（三ツ星ベルト）、
書記長 松谷栄（東洋ゴム）

54 全国油脂産業労働組合協議会

（全国油労協） 9467

1962年8月1日結成 「油労協通信」旬刊

役員（1989年8月28日・第28回大会改選）

議長 渡辺正美（日本油脂）、副議長 榊原繁
（第一工業）宮沢博（日清製油）、事務局長 近
藤昇（旭電化）

55 全日本塗料労働組合協議会（全日塗） 9303

1956年1月23日結成 「全日塗」月刊

役員（1989年8月29日・第29回大会改選）

委員長 中本賢（日油）、副委員長 魚座征一
郎（関ペ）伊藤康博（日ペ）松永博（大日本）
永井一徳（水谷ペ）、書記長 山下嘉昭（本部）

56 日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会

（紙パ連合） 5万3835

1988年2月5日結成 「紙パ連合」旬刊

役員（1988年7月13日・第2回大会改選）

委員長 細川英香（王子製紙）、副委員長 武
田秀美（十條製紙）角五泰弘（王子製紙）高木
幸一（本州製紙）鈴木登（大昭和製紙）八田宏
（山陽国策パルプ）、書記長 土居有臣（十條製
紙）

57 化学産業労組調査研究会（化労研） 4万6951

1970年7月30日結成

役員（1988年12月1日・昭和63年度総会改選）

常任幹事 小林一夫（ブリジストン）、事務局
長 藤原勝（武全協）

58 全国石油産業労働組合連合会

（石油労連） 3万1371

1986年10月24日結成 「石油労連」月刊

役員（1989年7月21日・第4回大会改選）

委員長 持丸博史（日石）、副委員長 諏訪稔
（コスモ）細井富蔵（全昭シェル）堀内達夫
（東燃）小泉中成（共石）、書記長 上村章三
（共石）

59 全国ガス労働組合連合会

（全国ガス） 2万6334

1946年7月2日結成 「全国ガス労働」旬刊

役員（1989年7月25日・第45回大会改選）

委員長 高橋武夫（東京）、副委員長 川口進
（北海道）浜中芳彦（東京）丹羽満（東邦）田
中文明（広島）前田健治（西部）、書記長 秋
山裕司（東京）

60 全国セメント労働組合連合会

（全国セメント） 1万3282

1946年7月25日結成 「全国セメント」半月刊、

「月刊全国セメント」不定期刊

役員（1989年8月8日・第44回大会改選）

委員長 伊東晃一（日本セ）、副委員長 浦川
清紀（住友セ）小野勝（大同コン）、書記長
海老塚彰（大阪セ）

61 全国窯業労働組合連合会（全窯連） 2万3297

1949年4月27日結成 「ぜんようれん」不定期刊

役員（1988年8月31日・第40回大会改選）

委員長 大島新司（日本ガイシ）、副委員長
石川敏男（鳴海製陶）山本嘉成（黒崎窯業）大
竹研至（INAX）、書記長 間瀬裕（本部）

62 全国砥石産業労働組合連絡協議会

（全砥労協） 公称2915

1962年10月13日結成 「全砥労協ニュース」不定
期刊

役員（1989年10月30日・第28期大会改選）

議長 沖本光朗（クレノートン）、副議長 井
上慶一（東邦窯業）木村敏雄（瑞穂研磨）、事
務局長 大矢昌弘（ノリタケカンパニー）

63 全国皮革産業労働組合連合会

（全皮労連） 公称1790

1962年10月6日結成 「全皮労連」旬刊

役員（1988年10月1日・第28回大会改選）

委員長 山本政雄（山陽）、副委員長 石田定
三（ニッタ）松村善也（明治）、事務局長 浅
見弘夫（ニッピ）

64 全国石綿スレート労働組合協議会

（石ス労協） 公称2000

1984年10月1日結成

役員（1989年10月13日・6年度次総会改選）

議長 瀬川勇（浅野労組）、副議長 山田吉雄
（アスク労組）、事務局長 田中勉（ノザワ労
組）

【繊維産業】

65 ゼンセン同盟 51万1704

1946年7月31日結成 「ゼンセン新聞」週刊、
「月刊ゼンセン」月刊、「友愛」月刊、「ゼンセ
ン・ニュースレター」不定期刊

役員（1988年9月14日・第44回大会改選）

会長 芦田甚之助（本部）、副会長 中村弘
（本部）野付利之（本部）花崎堇（東洋紡）住
森通禮（全東レ）島田安親（日本毛織）船野英
男（本部）太田喜明（イトーヨーカドー）岩崎
幸男（本部）、書記長 高木剛（旭化成労連）

66 日本繊維産業労働組合連合会

（繊維労連） 6435

1947年2月12日結成 「繊維労連」月刊、「調査
時報」年刊

役員（1989年9月17日・第52回大会改選）

工)

42 全国金属家具産業労働組合協議会

(金属家具労協) 8964

1973年10月20日結成 「金属家具労協ニュース」
年2回刊

役員(1989年10月22日・第17回大会改選)

議長 桜井武(岡村), 副議長 金子雅彦(全
内田洋行) 植田紀夫(イトーキ) 元木一晶(全
プラス) 笥田治夫(コクヨ), 事務局長 田中
光男(岡村)

43 全国ミシン労働組合協議会

(全ミ労) 公称1万5000

1952年3月結成 「全ミ労情報」不定期刊

役員(1989年10月22日・第36回大会改選)

議長 魚谷昇一(ペガサスミシン), 副議長
松藤邦武(シンガー日鋼) 小林勝広(広瀬製作
所), 事務局長 川口一志(蛇の目ミシン)

【化学産業】

44 全国化学産業労働組合協議会

(全国化労協) 不祥

1953年9月20日結成

1989年5月23日解散

45 日本化学エネルギー労働組合協議会

(化学エネルギー労協) 公称64万5771

1977年9月21日結成 「JAFニュース」月刊

役員(1989年11月17日・第14回総会選出)

議長 本田廣市(全化同盟), 副議長 片山閑
(電力労連) 佐々木健(合化労連) 住森通禮
(ゼンセン同盟) 高部正彦(化学総連), 事務局
長 岩田哲哉(電力労連)

加盟組合(11組合)

合化労連, 全化同盟, 化学総連, 新化学, 全日
本ゴム労連, 紙パ連合, 石油労連, 全国ガス,
化労研, ゼンセン同盟, 電力労連

46 化学単産連絡協議会

(化学連協) 公称32万4183

1982年2月12日結成

役員(1989年2月改選)

議長 佐々木健(合化労連), 副議長 高部正
彦(化学総連) 山美寿美(新化学), 事務局長
上野嘉一(全化同盟)

加盟組合(5組合)

全化同盟, 合化労連, 化学総連, 化労研, 新化
学

47 合成化学産業労働組合連合

(合化労連) 8万9578

1950年12月8日結成「合成化学」半月刊, 「合化
労連資料」不定期刊

役員(1988年7月21日・第75回大会改選)

委員長 佐々木健(藤沢薬品), 副委員長 佐
野猛(日本カーボン), 書記長 南利和(富士
フィルム)

48 全国化学一般労働組合同盟

(全化同盟) 10万0026

1951年11月18日結成 「全化同盟」半月刊

役員(1988年9月14日・第37回大会改選)

会長 本田廣市(大阪ガス), 副会長・会長代
理 黒部正也(薬粧), 副会長 大山隆二(関
東労組) 山本克二(一般化学) 近藤攻(コニ
カ), 書記長 上野嘉一(本部)

49 全国化学労働組合総連合

(化学総連) 7万7668

1978年9月30日結成 「化学総連」不定期刊

役員(1989年9月29日・第12回総会改選)

会長 高部正彦(ダイセル化学), 会長代理
北川雅一(積水化学), 副会長 三浦義男(旭
硝子) 頼末明夫(大日本インキ) 羽多野憲一
(住友化学) 碓洋介(全三井東圧化学), 事務局
長 和志田直(旭硝子)

50 全国化学労働組合協議会

(全国化学) 1万8643

1987年10月20日結成「全国化学」月刊

役員(1988年7月1日・第2回大会改選)

議長 石川二郎(日研化学), 副議長 高原和
雄(保土谷化学) 吉田安博(三菱瓦斯化学) 入
村勝司(日本曹達), 事務局長 井手征男(住
友スリーエム)

51 全国フェロアロイ産業労働組合協議会

(全国アロイ労協) 5145

1978年10月31日結成

役員(1988年11月15日・第11回総会改選)

議長 窪田松雄(日本重化学), 副議長 柳森
哲雄(日本電工) 岡田清(中央電気), 事務局
長 伊藤茂雄(日本重化学)

52 全化学産業労働組合連合(新化学) 9947

1950年9月29日結成 「新化学」年3回刊

役員(1988年7月13日・第38回大会改選)

委員長 山美寿美(呉羽化学), 副委員長 渡
部綱雄(東芝セラミックス) 安井久士(徳山曹
達), 書記長 竹田立一(本部)

53 全日本ゴム産業労働組合総連合

(全日本ゴム労連) 4万4654

1974年1月30日結成 「全日本ゴム労連」月刊,
「ゴム労働情報」不定期刊

役員(1988年9月8日・第24回大会改選)

委員長 鈴木久夫(横浜ゴム), 副委員長 伊
藤澄世(バンドー化学) 石引晃(横浜ゴム) 緒

30 全日本光学工業労働組合協議会

(光学労協) 公称 4 万 3785

1953年 7 月 22 日 結成 「光学労協」 年 3 回刊

役員 (1989年 9 月 18 日・第 40 回大会選)

議長 桑村邦男 (ミノルタ), 副議長 近藤攻
(コニカ) 林盛彦 (オリンパス), 事務局長 太
田孝一 (キャノン)

31 全日本電機機器労働組合連合会

(電機労連) 67 万 7968

1953年 6 月 1 日 結成 「電機労連」 半月刊, 「調
査時報」 不定期刊, 「電機ジャーナル」 隔月刊,
「賃金資料」 不定期刊, 「政策資料情報」 月刊

役員 (1988年 7 月 8 日・第 36 回大会改選)

委員長 藁科満治 (富士通), 副委員長 藤田
三男 (日立) 野沢雄三 (松下), 書記長 鈴木
勝利 (東芝)

32 電機産業関連労組連絡会議

(電関連) 公称 77 万 4201

1984年 11 月 27 日 結成

役員 (1988年 11 月 30 日・拡大運営委員会)

議長 藁科満治 (電機労連), 副議長 前川朋
久 (松労協) 丸山清 (全東芝労協), 事務局長
木下功 (電機労連)

加盟組合 (19 組合)

電機労連, 全日立, 松労協, 全富士通労連, 全
東芝労連, 日電系列労協, 菱関労連, 三労協,
全松下電工労連, 富士電機系労協, 沖労連, シ
ャープ関連, 立石関連労組, パイオニア系労
協, 全日無労協, 安川関連労組, 明電関連協,
岩通関連協, ヤマハ労協

33 全日本電線工業労働組合 (全電線) 4 万 1121

1946年 7 月 2 日 結成 「全電線」 月刊

役員 (1989年 7 月 21 日・第 43 回大会改選)

委員長 市原道博 (住友), 副委員長 山崎哲
夫 (古河) 水砂数人 (三菱), 書記長 横山勝
利 (藤倉)

34 全日本造船機械労働組合 (全造船機械) 4247

1946年 9 月 1 日 結成 「全造船機械」 月刊

役員 (1988年 9 月 6 日・第 54 回大会改選)

委員長 船津義海 (三菱長船), 副委員長 副
島一男 (本部書記局), 書記長 木谷正 (函館
室蘭)

35 全国造船重機械労働組合連合会

(造船重機労連) 12 万 1338

1972年 2 月 2 日 結成 「造船重機」 (新聞) 半月
刊, 「造船重機」 (雑誌) 隔月刊, 「調査季報」
年 2 回刊

役員 (1988年 8 月 26 日・第 19 回大会改選)

委員長 有村利範 (三菱), 副委員長 小島昭

男 (川重), 書記長 伊藤祐禎 (住重)

36 全日本自動車産業労働組合総連合

(自動車総連) 70 万 4338

1972年 10 月 3 日 結成 「自動車総連」 月刊, 「自
動車総連調査季報」 不定期刊

役員 (1988年 9 月 9 日・第 17 回大会改選)

会長 得本輝人 (全トヨタ労連), 副会長 清
水春樹 (日産労連) 片桐清高 (全トヨタ労連)
榎原功 (全本田労連) 西田大作 (全国マツダ労
連) 笠井晃 (三菱自動車労連) 安部尚道 (ダイ
ハツ労連) 寺崎昭久 (日産労連), 事務局長
草野忠義 (日産労連)

37 全日産・一般業種労働組合連合会

(日産労連) 20 万 7508

1955年 1 月 23 日 結成 「ネットワーク」 月刊, 「ゆ
う Life」 月刊

役員 (1988年 10 月 1 日・第 20 回大会改選)

会長 清水春樹 (日産), 副会長 高坂弘巳
(日産) 石川忠男 (販労) 寺崎昭久 (日産), 事
務局長 秋田捷成 (日産)

38 全トヨタ労働組合連合会

(全トヨタ労連) 公称 22 万 0000

1972年 9 月 11 日 結成 「全トヨタ労連」 月刊

役員 (1988年 9 月 17 日・第 17 回大会改選)

委員長 片桐清高 (トヨタ自動車), 副委員長
仲村幸造 (アイシン) 河村松茂 (日本電装)
小田桐勝巳 (トヨタ自動車) 近藤宣昭 (愛知ト
ヨタ), 事務局長 植本俊一 (トヨタ自動車)

39 全国機械産業労働組合協議会

(機産協) 公称 1 万 9043

1951年 10 月 結成 「機産協」 年 1 回刊

役員 (1989年 10 月 16 日・第 28 回大会改選)

議長 千田修 (牧野フライス), 事務局長 有
泉彰 (東芝機械)

40 車輛産業労働組合協議会 (車輛労協) 9678

1972年 12 月 20 日 結成 「車輛労協」 不定期刊

役員 (1989年 12 月 9 日・第 18 回大会改選)

議長 竹之越秀弘 (日車名古屋), 副議長 友
井川紘一 (川崎重工) 米田治 (近畿車輛) 清水
昭夫 (東急車輛), 事務局長 中下恵司 (日本
エヤーブレイキー)

41 航空機産業労働組合協議会

(航空労協) 4 万 0982

1967年 10 月 25 日 結成 「航空労協ニュース」 不定
期刊

役員 (1989年 12 月 7 日・第 23 回協議委員会改選)

議長 井高康博 (三菱重工), 副議長 羽太雅
彦 (富士重工) 中西光彦 (全日本航空) 藤田信
一郎 (石播重工), 事務局長 高橋正 (川崎重

17 日本鉄鋼産業労働組合連合会

(鉄鋼労連) 20万1490

1951年3月1日結成 「鉄鋼労連」半月刊,「調査時報」不定期刊

役員(1988年9月15日・第79回大会改選)

会長 中村卓彦(新日鉄), 委員長 新沼行(新日鉄), 副委員長 斎藤安正(住友金属) 林田賢二(川崎製鉄) 千葉登(日本鋼管), 書記長 鷺尾悦也(新日鉄)

18 機械金属労働組合会議

(機労会議) 公称11万4000

1983年10月21日結成 「機労会議」年3回刊

役員(1989年10月26日・第7回総会選出)

議長 北裏昌興(東洋ベアリング), 副議長 三田十三雄(精工舎) 大田安紀(小松製作所), 事務局長 平井孝之(日本精工)

19 全日本エンジニアリング産業労働組合協議会
(CEU) 公称7370

1968年1月20日結成 「エン労協」不定期刊

役員(1989年10月1日・第23回大会改選)

会長 上野高志(東洋エンジニアリング), 副会長 加藤享(千代田化工建設), 事務局長 常松正靖(月島機械)

20 全国金属労働組合(全国金属) 14万5429

1950年10月8日結成

1989年11月9日新組織に移行

21 全国機械金属労働組合(全機金) 3万1364

1950年2月8日結成

1989年11月9日新組織に移行

22 全国金属機械労働組合

(金属機械) 公称21万2350

1989年11月9日結成 「金属機械」旬刊

役員(1989年11月9日・結成大会選出)

委員長 池田明和(京滋), 委員長代理 前川忠夫(全機金) 橋村良夫(全金), 副委員長 北裏昌興(中立) 鈴木公市(全金) 米田實(全機金) 屋敷英雄(全金) 竹内徹(全金), 書記長 嶋田一夫(全金)

23 全日本金属産業労働組合連合

(全金連合) 31万1439

1988年2月9日結成

役員(1989年10月24日・第3回大会改選)

会長 藤原巖(全金同盟), 副会長 服部光朗(全金同盟) 菅沼喜久次(全金同盟) 藤森辰之(小松製作所労組) 勝又白俊(全矢崎労組), 事務局長 中條蔵實(全金同盟)

加盟組合(4組合, 1協議会)

全金同盟, 全矢崎労組, 小松製作所労組, 村田機械労組, 部品中立労協

24 全国金属産業労働組合同盟

(全金同盟) 29万4366

1951年3月18日結成 「全金同盟」旬刊,「全金同盟調査時報」不定期刊

役員(1989年8月31日・第38回大会改選)

組合長 江口享(久保田鉄工), 副組合長 坂勝(ダイキン工業) 中津清次(セイコー電子工) 野崎満夫(トキコ) 服部光朗(ヂーデル機器) 折田旭(セイコー) 菅沼喜久次(日本ビクター), 書記長 今泉昭(本部)

25 全日本金属情報機器労働組合

(JMIU) 公称1万2000

1989年2月28日結成

役員(1989年2月28日・結成大会選出)

委員長 中里忠仁(本部), 副委員長 高石近夫(本部) 畔上正雄(埼玉) 梶田茂(東京) 小川敬之(大阪), 書記長 生井宇平(本部)

26 全日本アルミニウム産業労働組合協議会

(全日アルミ労協) 公称4万5665

1977年9月19日結成「全日アルミニウム」不定期刊

役員(1989年10月31日・幹事会改選)

会長 西川孝一(昭和アルミ), 副会長 伊藤勉(住友軽金属) 小山和夫(日本軽金属), 事務局長 井上智生(三菱アルミ)

加盟組合(2協議会)

アルミ労協, 軽圧労協

27 全国アルミ産業労働組合協議会

(アルミ労協) 3万3665

1976年11月22日結成「アルミ労協」旬刊

役員(1989年8月21日・第14回大会改選)

会長 西川孝一(昭和アルミ), 副会長 南信弘(三協アルミ) 管晟(不二サッシ) 吉田守(トヨーサッシ) 片桐尚治(日本アルミ) 石黒哲夫(立山アルミ), 事務局長 柳沢昭(不二サッシ)

28 軽金属圧延労働組合協議会

(軽圧労協) 公称1万2000

1979年10月15日結成 「軽圧ニュース」不定期刊

役員(1989年10月12日・第10回拡大幹事会改選)

代表幹事 伊藤勉(住友軽金属), 事務局長 井上智生(三菱アルミ)

29 全国伸銅労働組合連合会(全銅連) 5465

1950年9月1日結成 「全銅連」不定期刊

役員(1989年9月24日・第40回大会改選)

会長 秋口稔(三宝伸銅), 副会長 伊藤勉(住友軽金属) 小山昌治(三谷伸銅) 鈴木孝順(日東金属), 書記長 穴見貞夫(日本伸銅)

主要な労働組合の現状

労、全水道、政労協、全駐労、沖縄国公労、全国一般、全山労、全競労、全国農団労

7 友愛会議 公称197万4317

1987年10月22日結成

役員（1989年1月27日・第3回総会改選）

議長 宇佐美忠信（ゼンセン同盟）、副議長 田中良一（全化同盟）姫野良明（海員組合）本田広市（全化同盟）藤原巖（全金同盟）有村利範（造船重機労連）清水春樹（日産労連）松田義央（全郵政）片山閑（電力労連）瀬藤功（鉄労友愛会議）藤原基司（交通労連）前川一男（一般同盟）今井鐘七（全食品同盟）芦田甚之助（ゼンセン同盟）、事務局長 山口義男（日産労連）

加盟組合（26組合）

全炭鉱、資源労連、全金同盟、造船重機労連、日産労連、三菱自工労組、全化同盟、ゼンセン同盟、全食品同盟、全映演、凸版労組、全郵政、建設同盟、電力労連、全国電力検集労連、鉄労友愛会、交通労連、海員、航空同盟、日林労、国税会議、統計労組、自治労連、基金労組、一般同盟、全国農協連合

8 中立労組連絡会（中連） 公称166万7250

1987年10月28日結成

役員（1989年10月25日・第3回総会改選）

議長 藁科満治（電機労連）、副議長 未定（生保労連）加藤忠由（全建総連）田村憲一（食品労連）市原道博（全電線）高橋武夫（全国ガス）伊東晃一（全国セメント）、事務局長 横山樹（電機労連）

加盟組合（9組合）

電機労連、全電線、全国ガス、全国セメント、全窯連、食品労連、映演総連、全建総連、生保労連

【炭 業】

9 石炭労働組合協議会

（石炭労協） 公称1万3381

1984年11月15日結成

役員（1989年11月30日・第7回大会改選）

会長 藤原福夫（炭労）、副会長 安永嗣（全炭鉱）野口徹（炭職協）、事務局長 安永嗣（全炭鉱）

加盟組合（3組合）炭労、全炭鉱、炭職協

10 日本炭鉱労働組合（炭労） 5921

1950年4月23日結成 「炭労新聞」不定期刊

役員（1989年7月4日・第120回大会改選）

委員長 藤原福夫（太平洋）、事務局長 高橋

由紀雄（赤平）

11 全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱） 3678

1954年4月21日結成 「全炭鉱」不定期刊

役員（1989年6月30日・第48回大会改選）

委員長 安永嗣（三池）、副委員長 塚田勉（松島）、書記長 小山和衛（三池）

12 全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協） 3789

1957年10月25日結成

役員（1989年10月6日・第39回大会改選）

中央議長 野口徹（三井石炭）、地方議長 小林悦郎（三菱鉱業セメント）奥藺誠一（三井石炭）、事務局長 藤原徹（三井石炭）

13 日本非鉄金属産業労働組合連合会

（非鉄金属労連） 1万3814

1982年9月29日結成 「非鉄金属労連」半月刊、「調査報告」不定期刊

役員（1988年8月30日・第13回大会改選）

委員長 姫野庄三（三菱）、事務局長 藤原順孚（住友）

14 全日本資源産業労働組合連合会

（資源労連） 6969

1965年3月5日結成 「資源労連」半月刊

役員（1988年3月9日・第24回大会改選）

委員長 中西敬一郎（倉見）、副委員長 久間木巖（日鉱）吉田茂（東邦）、書記長 伊藤誠亨（佐賀関）

【金属産業】

15 全日本金属産業労働組合協議会

（IMF・JC） 公称207万1795

1964年5月16日結成 「IMF・JC金属」月刊、「IMF・JC」月刊、「IMF国際労働ニュース」不定期刊

役員（1988年9月6日・第27回大会改選）

議長 中村卓彦（鉄鋼労連）、副議長 藁科満治（電機労連）得本輝人（自動車総連）新沼行（鉄鋼労連）有村利範（造船重機労連）藤原巖（全金連合）前川忠夫（全機金）瀬戸一郎（本部）、事務局長 梅原志朗（電機労連）

加盟組合（14組合）

鉄鋼労連、全金連合、電機労連、造船重機労連、自動車総連、全機金、キャノン労組、キャタピラー三菱労組、コニカ労組、三協労組、全岡村労連、日本オーチス労組、小松メック労組、NCR労組

16 金属共闘全国連絡会議

（金属共闘） 公称14万9676

1953年12月21日結成

1989年11月19日解散

【中央組織】

1 全日本民間労組連合会（連合） 532万3150
1987年11月20日結成

1989年11月21日《新》連合へ移行

2 日本労働組合総連合会

（《新》連合） 公称798万2398

1989年11月21日結成 「WEEKLYれんごう」
週刊,「連合」月刊,「れんごう政策資料」不定
期刊

役員（1989年11月21日・統一大会選出）

会長 山岸章（情報通信労連）、会長代行 藁
科満治（電機労連）、副会長 高野俊栄（自治
労）得本輝人（自動車総連）藤田三男（電機労
連）福田忠義（日教組）芦田甚之助（ゼンセン
同盟）辻達也（生保労連）藤原巖（全金連合）
園木久治（情報通信労連）片山閑（電力総連）
新沼行（鉄鋼労連）池田明和（金属機械）田村
誠（私鉄総連）河須崎暁（全通）福原福太郎
（JR総連）有村利範（造船重機労連）前川一
男（一般同盟）中西昭士郎（海員組合）藤原基
司（交通労連）柴田守（商業労連）田中良一
（全化同盟）松田義央（全郵政）田村憲一（食
品労連）、事務局長 山田精吾（ゼンセン同盟）

加盟組合（78組合）

炭労、全炭鉱、非鉄金属労連、資源労連、鉄鋼
労連、全金連合、金属機械、電機労連、全電
線、造船重機労連、全造船機械、自動車総連、
車輛労協、全化同盟、合化労連、化学総連、化
労研、新化学、全国アロイ労協、ゴム労連、紙
パ連合、石油労連、全窯連、全国ガス、全国セ
メント、ゼンセン同盟、繊維労連、たばこ共
闘、食品労連、全食品同盟、全映演、全印刷、
印刷労連、日放労、NHK労連、情報通信労
連、全通、全郵政、日建協、建設同盟、全銀連
合、生保労連、電力総連、全電力、JR総連、
鉄産総連、私鉄総連、交通労連、都市交、運輸
労連、全日通、全自交労連、新運転、全海連、
航空同盟、海員組合、港運同盟、日教組、商業
労連、ホテル労連、チェーン労協、国公総連、
国税労組、税関労連、全造幣、森林労連、日林
労、建職組、統計労組、自治労、自治労連、全
水道、政労協、基金労組、全駐労、一般同盟、
全国一般、全国農協連合

3 全国労働組合総連合（全労連） 公称140万
1989年11月21日結成 「全労連」半月刊

役員（1989年11月21日・結成大会選出）

議長 松本道廣（日本医労連）、副議長 梅沢
照治（全国一般）猿橋真（自治体連絡協）杉本

美江（福祉保育労）館博通（日高教）福永主計
（自交総連）一法真澄（大阪府連）未定（JMI
U）未定（東京）、事務局長 熊谷金道（国
公労連）

加盟組合（27組合）

JMIU、映産労、全印総連、通信労組、郵産
労、建設一般・全日自労、地銀連、全信労、運
輸一般、全動労、自交総連、検数労連、全教、
日高教、日本医労連、全商業、国公労連、自治
体労組全国連絡協、育英労、住都労、全基労、
原研労、全労連全国一般、生協労連、福祉保育
労、農村労連、年金者組合

4 全国労働組合連絡協議会

（全労協） 公称50万

1989年12月9日結成 「全労協」月刊

役員（1989年12月9日・結成大会選出）

議長 宮部民夫（都労連）、副議長 佐藤智治
（国労）、事務局長 宮坂要（国労）

加盟組合（6組合）

都労連、国労、全日本金属、全国一般全労協準
備会、金属一般準備会、京都総評

5 日本労働組合総評議会（総評） 397万7091

1950年7月12日結成

1989年11月21日解散

付 総評民間単産会議 公称180万

1966年12月17日結成

1989年12月6日解散

6 総評センター 公称356万8800

1989年9月22日結成

役員（1989年9月22日・設立総会選出）

理事長 真柄栄吉（自治労）、副理事長 高野
俊栄（自治労）福田忠義（日教組）河須崎暁
（全通）久保正（都市交）斎藤親仁（全水道）
藤沼清（全農林）阿部保吉（全林野）斎藤安正
（鉄鋼労連）橋村良夫（全国金属）田村誠（私
鉄総連）佐々木健（合化労連）富岡郁夫（全国
一般）小浜忠彦（全日通）園木久治（情報通信
労連）亀山栄一（全通）、理事 大川昭雄（情
報通信労連）飯田功（全国金属）小川淳（書記
局）、監事 橋田和夫（全印刷）林与一（たば
こ共闘）

加盟組合（38組合）

炭労、非鉄金属労連、鉄鋼労連、全国金属、全
造船機械、合化労連、繊維労連、たばこ共闘、
アルコール専売、全印刷、日放労、全通、情報
通信労連、総評全日建運輸、全電力、鉄産総
連、私鉄総連、都市交、全日通、全自交労連、
自運労、全海連、全港湾、日教組、ホテル労
連、全造幣、全農林、全林野、全開発、自治

144. 全自交労連		198. 全農林	229. 都労連
145. 自交総連		199. 森林労連	230. 政労協
146. 自運労		200. 全林野	231. 基金労組
147. 新運転		201. 日林労	232. 全基労
148. 全海連		202. 建設総連	233. 育英労
149. 海 員		203. 全建労	234. 住都労
150. 通信士組合		204. 建職組	235. 原研労
151. 漁船同盟		205. 建労連	236. 全駐労
152. 全国港湾		206. 全労働	237. 沖縄国公労
153. 全港湾		207. 全通産	
154. 港運同盟		208. 全司法	そ の 他
155. 日港労連		209. 全法務	238. 総評・全国一般
156. 検数労連		210. 全開発	239. 一般同盟
157. 全倉運		211. 全運輸	240. 一般中小労組連絡会
158. 鉄弘労		212. 全港建	241. 全労連・全国一般
159. 航空同盟		213. 全気象	242. 全農協労連
160. 民航労連		214. 厚生共闘	243. 全国農協連合
161. 航空連		215. 全厚生	244. 生協労連
教 育		216. 全電波	245. 全山労
162. 日教組		217. 文労	246. 全国農団労
163. 全 教		218. 会検労	247. 全競労
164. 全日教連		219. 人職	248. 福祉保育労
165. 日高教（一ツ橋）		220. 国会職連	249. 年金者組合
166. 日高教（麹町）		221. 総理府労連	250. 全国高退連
医 療		222. 統計労組	251. 農村労連
167. 日本医労連		223. 全行管	協議会・共闘会議
168. 全医労		224. 地公労	252. 統一労組懇
169. 放影研労組		225. 自治労	253. 多国籍労組会議
170. 全国医療		226. 自治体労組全国連絡協	254. 公益民労
		227. 自治労連	255. 地県評全国連絡会
		228. 全水道	
	商 業		
	171. 商サ事務労		
	172. 商業労連		
	173. レジャー・サービス 労連		
	174. ホテル労連		
	175. 観光労連		
	176. 全商社		
	177. 全商業		
	178. チェーン労協		
	公 務		
	179. 全官公		
	180. 官公労協		
	181. 公務員共闘		
	182. 公労協		
	183. 公務共闘		
	184. 国公労連		
	185. 国公労協		
	186. 国公総連		
	187. 全大蔵労連		
	188. 大蔵協議会		
	189. 大蔵連盟		
	190. 国税会議		
	191. 国税労組		
	192. 全国税		
	193. 全財務		
	194. 全税関		
	195. 税関労連		
	196. 大蔵職組		
	197. 全造幣		

主要な労働組合 の現状

(1989年12月末)

労働組合名(略称)、結成年月日、組合員数(1988年6月末現在労働組合基本調査、または公称)「機関紙・誌」(刊行頻度)
役員(改選年月日・改選機関)三役役職員氏名(出身組合)
加盟組合(この項は中央組織、協議会、共闘会議のみ)

中央組織

1. 連 合
2. 《新》連合
3. 全労連
4. 全労協
5. 総 評
- 付 総評民間単産会議
6. 総評センター
7. 友愛会議
8. 中 連

鉱 業

9. 石炭労協
10. 炭 労
11. 全炭鉱
12. 炭職協
13. 非鉄金属労連
14. 資源労連

金属産業

15. IMF・JC
16. 金属共闘
17. 鉄鋼労連
18. 機労会議
19. CEU
20. 全国金属
21. 全機金
22. 金属機械
23. 全金連合
24. 全金同盟
25. JM IU
26. 全日アルミ労協
27. アルミ労協
28. 軽圧労協
29. 全銅連
30. 光学労協
31. 電機労連
32. 電関連
33. 全電線
34. 全造船機械
35. 造船重機労連

36. 自動車総連
37. 日産労連
38. 全トヨタ労連
39. 機産協
40. 車輛労協
41. 航空労協
42. 金属家具労協
43. 全ミ労

化学産業

44. 全国化労協
45. 化学エネルギー労協
46. 化学連協
47. 合化労連
48. 全化同盟
49. 化学総連
50. 全国化学
51. 全国アロイ労協
52. 新化学
53. 全日本ゴム労連
54. 全国油労協
55. 全日塗
56. 紙パ連合
57. 化労研
58. 石油労連
59. 全国ガス
60. 全国セメント
61. 全窯連
62. 全砥労協
63. 全皮労連
64. 石ス労協

繊維産業

65. ゼンセン同盟
66. 繊維労連

食品産業

67. たばこ共闘
68. 全たばこ
69. アル専
70. 全食品同盟
71. 食品労連

72. 食品労協
73. 全国ビール
74. 食品同業

文化産業

75. ミック・ユニオン
76. 全映演
77. 映演総連
78. 映産労
79. 全印刷
80. 全印総連
81. 印刷労協
82. 印刷労連
83. 印刷関連労協
84. 出版労連
85. 新聞労連
86. NHK労連
87. 日放労
88. 民放労連
89. 音楽ユニオン
90. 広告労協

通 信 業

91. 全 通
92. 全郵政
93. 郵産労
94. 情報通信労連
95. 全電通
96. 通信労組
97. 国際電電労組
98. 電済労
99. 全国通建
100. 電算労

建 設 業

101. 建設労連
102. 全建総連
103. 建設同盟
104. 総評・全日建運輸
105. 総評・全日建
106. 日建協
107. 電工労連

108. 建設一般全日自労
109. 全民労
110. 全国自労連
111. 全国自労・《佐賀》
112. 住宅労協

金 融 業

113. 金融共闘
114. 全銀総連
115. 市銀連
116. 地銀連
117. 外銀連
118. 銀行労連
119. 全銀連合
120. 全信連
121. 全信労
122. 全信保労連
123. 生保労連
124. 全損保
125. 損保労連
126. 全証労協

電気産業

127. 全電力
128. 電力総連
129. 電力労連
130. 全国電力検集労連
131. 電保労連

交通運輸産業

132. 交運労協
133. 国 労
134. JR総連
135. 鉄産総連
136. 全動労
137. 動労千葉
138. 私鉄総連
139. 交通労連
140. 都市交
141. 運輸労連
142. 全日通
143. 運輸一般

労働組合名簿

岡山県友愛会議	岡山市春日町 5 — 5	0862—24—8227
広島友愛同盟	広島市南区金屋町 1 — 17	0822—61—4207
山口県友愛会議	山口市下湯田大橋	0839—22—3202
香川県友愛会議	高松市番町 3 — 5 — 15	0878—34—4045
徳島友愛会議	徳島市昭和町 3 — 35 — 1	0886—25—1801
高知友愛会議	高知市本町 4 — 1 — 32	0888—23—0585
愛媛友愛会議	松山市宮田町 132	0899—31—7313
福岡県友愛会議	福岡市中央区大名 2 — 9 — 29 第 2 プリンスビル	092—715—9556
佐賀友愛会議	佐賀市神野東 2 — 3 — 6 九州電労佐賀支部内	0952—33—2706
長崎県同盟友愛会議	長崎市元船町 10 — 7	0958—27—4300
熊本県友愛会議	熊本市新屋敷 1 — 2 — 1	096—364—1328
大分県友愛会議	大分市寿町 1 — 3	0975—36—2468
宮崎県友愛会議	宮崎市別府町 3 — 9	0985—28—5151
鹿児島県友愛会議	鹿児島市鴨池新町 5 — 7 — 301 (移転予定)	0992—58—7731
沖縄県友愛会議	那覇市旭町 28 沖縄電工ビル	0988—61—2272
【在日国際労働組織連絡事務所】		
世界労連 (WFTU) 東京事務所	北区滝野川 3 — 3 — 1 ユニオン・コーポ	915—9486
国際自由労連日本加盟組織連絡協議会 (ICFTU-LC)	港区新橋 2 — 12 — 18 及川ビル	508—1351
国際労働組合連合 (WCL) 東京事務所	豊島区目白 3 — 7 — 4	953—5930
国際金属労連 (IMF) 東アジア事務所	中央区八重洲 2 — 6 — 21 三徳八重洲ビル	274—2461
国際化学エネルギー一般労連 (ICEF) 東京事務所	港区芝 2 — 20 — 12 三田会館	454—6259
国際繊維被服皮革労組同盟アジア地域組織 (ITGLWF・ARO-TWARO)	千代田区富士見 2 — 10 — 28 フジボウ会館	221—0041
国際食品労連 (IUF) 日本事務所	中央区八丁堀 3 — 8 — 7 瑞穂ビル	522—9143
国際郵便電信電話労連 (PTTI) 東京事務所	千代田区神田駿河台 3 — 6 全電通会館	251—3371
国際運輸労連 (ITF) 日本事務所	港区芝浦 3 — 1 — 35 東交会館	798—2770
FIET 日本加盟組織連絡協議会 (FIET-JLC)	渋谷区代々木 2 — 23 — 1 ニューステートメナー 商業労連内	370—4121
国際公務員労組連盟 (PSI) 日本事務所	千代田区六番町 1 自治労会館	263—0264

山口県評センター

香川県総評

徳島県労働組合評議会地域活動センター

愛媛地評センター

高知県総評センター

福岡県評センター

佐賀県総評センター

長崎県労評

大分県評センター

熊本県総評センター

宮崎県労評

鹿児島県総評

沖縄県労協センター

山口市駅通り 2—5—11 住宅生協第10ビル

0839—22—1841

1990年3月2日設立予定

徳島市昭和町 3—35—1 労働福祉会館 0886—23—2108

松山市宮田町132 勤労会館 0899—41—4500

高知市本町 4—1—32 労働会館 0888—75—7274

福岡市博多区千代 4—29—50 LBビル 092—633—3320

佐賀市神野東 2—6—10 労働会館 0952—32—2211

1990年春設立予定

大分市寿町 1—3 労働福祉会館 0975—34—3300

熊本市九品寺 1—17—9 労働会館 096—371—6226

1990年3月10日設立予定

1990年2月24日設立予定

那覇市旭町34 官公労共済会館 0988—62—3888

【友愛会議系地方組織】

北海道同盟友愛会議

青森県友愛会議

岩手友愛会議

秋田県友愛会議

山形県友愛会議

宮城友愛会議

福島県友愛会議

群馬同盟友愛会議

栃木県友愛会議

茨城県友愛会議

同盟埼玉友愛会議

千葉県友愛会議

東京友愛会議

神奈川労働総同盟

山梨県友愛会議

新潟同盟友愛会議

富山友愛会議

石川友愛会議

福井友愛会議

長野友愛会議

静岡県友愛会議

愛知友愛会議

岐阜県友愛会議

三重友愛会議

滋賀友愛同盟

京都労働総同盟

奈良友愛同盟

和歌山友愛会議

大阪友愛同盟

兵庫友愛会議

鳥取県友愛会議

島根友愛会議

(1990年3月20日現在)

札幌市中央区南大通り西16—1—19 011—641—4621

青森市本町 3—3—11 0177—23—1999

盛岡市紺屋町 1—25 東北電労岩手支部内

0196—24—4310

秋田市川尻御休町 9—33 0188—64—8511

山形市香澄町 2—9—40 0236—31—7740

仙台市上杉 1—5—13 022—261—4202

福島市太田町25—27 0245—36—3381

前橋市野中町361—2 勤労福祉センター 0272—61—1120

宇都宮市中央 3—1—2 0286—35—9511

水戸市新荘 3—5—6 0292—26—0534

浦和市常磐 9—24—13 0488—33—9137

千葉市千葉港 4—4 0472—47—5505

渋谷区千駄ヶ谷 1—7—4 (移転予定) 03—403—0711

横浜市磯子区中原 1—1—17 045—774—3011

甲府市相生 2—7—17 0552—37—2269

新潟市花園 2—1—7 0252—41—2166

富山市奥田新町81 ボルファートとやま 0764—32—9828

金沢市駅西本町 2—6—27 0762—23—5468

福井市宝永 2—1—24 0776—24—4284

長野市栗田801

信越郵政局内全郵政信越地方本部 0262—23—2462

静岡市春日 2—3—10 0542—54—8344

名古屋市中区大井町 6—26 052—322—6111

岐阜市曙町 4—19—1 0582—47—8169

津市栄町 1—147—5 0592—28—6108

大津市馬場町 3—13—28 0775—23—2701

京都市中京区壬生仙念町30—2 075—811—3361

奈良市西木辻町93—6 0742—23—4851

和歌山市畑屋敷中の丁 9—1 0734—31—7546

大阪市西区土佐堀 1—6—3 06—448—0151

神戸市中央区下山手通 5—9—3 078—341—1555

鳥取市戎町110 0857—26—2481

松江市御手船場町567 0852—26—6050

労働組合名簿

熊本県労働組合総連合
長崎県LC準備会
大分県労働組合総連合
宮崎県労働組合総連合
鹿児島県LC準備会
沖縄県LC準備会

熊本市神水 1—15—32 096—384—2942
長崎市桜町 5—7 宮崎ビル 0958—28—6176
大分市東浜 1—4—10 東浜ビル 0975—56—3420
宮崎市川原町 5—12 0985—22—6829
鹿児島市真砂町 86—9 辻ビル 0992—59—0321
那覇市首里石嶺町 2—46—1 0988—85—5621

【総評センター系地方組織】

(1990年2月20日現在)

全道労協センター
青森県労センター
秋田県労働センター
岩手県労センター

札幌市中央区北4条西12丁目 北労ビル 011—231—3290
青森市本町 3—3—11 0177—75—2401
秋田市中通 6—7—36 0188—33—8354
盛岡市大沢川原 2—2—32 労働福祉会館
0196—23—9201

山形県労評センター

山形市香澄町 2—9—40 勤労者福祉会館
0236—41—5515

宮城県評センター

仙台市青葉区上杉 1—5—13 労働福祉会館
022—222—9181

福島県労協
群馬地評センター
栃木県労センター
茨城県労センター
埼玉県労評センター
千葉県労連センター

1990年2月28日設立予定
前橋市野中町 361—2 勤労福祉センター 0272—61—3333
宇都宮市中戸祭町 821 0286—22—0567
水戸市梅香 2—1—39 労働福祉会館 0292—21—7178
浦和市高砂町 4—3—5 048—863—1561
千葉市千葉港 4—4 労働者福祉センター
0472—41—7141

総評・東京地評センター
神奈川県評
山梨県労連センター
新潟県評センター

千代田区神田駿河台 3—2—11 総評会館 03—251—7106
1990年3月22日設立予定
甲府市相生 2—7—17 0552—35—3161
新潟市花園 2—1—7 第2総合生協会館
025—241—2227

富山県労協センター
石川県評センター
福井県評センター
長野県評センター
岐阜県評センター
静岡県評センター
愛労評センター
県労協センター(三重)
総評滋賀地評

富山市奥田新町 81 ボルファートとやま 0764—31—8756
金沢市昭和町 5—23 0762—33—2170
福井市宝永 2—1—24 労働福祉会館 0776—21—5321
長野市県町 532—3 労働会館 0262—34—2116
岐阜市西駒爪町 14 0582—65—4678
静岡市南町 11—22 0542—82—4121
名古屋市昭和区鶴舞 3—8—10 052—741—2266
津市栄町 1—147—5 0592—27—0154

京都総評センター
大阪総評センター
奈良総評センター
和歌山県総評センター
兵庫県総評センター
鳥取県総評センター
岡山県総評センター

1990年2月28日設立予定
京都市下京区四条大宮下ル 新三虎ビル 075—821—1006
大阪市北区天神橋 3—9—27 P L P 会館 06—358—0281
奈良市西木辻町 93—6 労働会館 0742—26—3983
和歌山市雑賀屋町 30 共済会館 0734—25—4180
神戸市中央区琴緒町 1—5—9 078—221—7777
鳥取市戎町 110 0857—23—2391
岡山市春日町 5—5 勤労者福祉センター
0862—25—1441

島根県評センター

松江市御手船場 557—7 労働福祉センター
0852—27—8543

広島県労働センター

広島市南区金屋町 1—17 082—261—9255

青森県労働組合総連合	青森市中央 2—4—6	0177—35—3249
秋田県労働組合総連合	秋田市山王 4—4—32	
	秋田県開拓振興協会ビル	0188—23—1165
岩手県労働組合連合会	盛岡市本町通り 1—36 浅沼ビル	0196—25—9191
山形県労働組合総連合	山形市城西町 4—20—31 船山ビル	0236—43—0289
宮城県労働組合総連合	仙台市青葉区立町 2—7 パレス立町佐正	
		022—211—7002
福島県労働組合総連合	福島市太田町 14—42 尾形ビル	0245—31—2188
茨城県労働組合総連合	水戸市見川 5—127—281 茨城平和会館	0292—54—1866
栃木県 LC 準備懇談会	宇都宮市材木町 3—13	0286—37—7247
群馬県労働組合会議	前橋市本町 3—10—7 群馬県労働センター	
		0272—21—2093
埼玉県労働組合総連合	浦和市高砂 3—10—11 第 1 木村ビル	0488—38—0771
千葉県労働組合連合会	千葉市長洲 1—23—5 石渡ビル	0472—25—5576
東京労連準備会	豊島区南大塚 2—34—4	
	SKY 南大塚 JMIU 東京地本内気付	03—942—2945
神奈川県労働組合総連合	横浜市中区桜木町 3—9 平和と労働会館	
		045—212—5855
山梨県労働組合総連合	甲府市朝日 5—7—2 山梨県医労連気付	
		0552—52—3807
長野県労働組合連合会	長野市岡田町 41—2 大栄長野ビル	0262—23—1683
新潟県 LC 準備会	新潟市西堀通 3—799 カメリア	0252—29—0559
富山県労働組合総連合	富山市大手町 5—12 野口ビル	0764—93—7630
石川県労働組合総連合	金沢市昭和町 5—13 国労会館	0762—31—3199
福井県 LC 準備会	福井市勝見町 3—16—9	
	労働運動再構築共同センター	0776—27—3660
岐阜県労働組合総連合	岐阜市西野町 6—25 早川ビル	0582—52—3013
静岡県労働組合評議会	静岡市稲川 2—1—33 清水起業ビル	0542—87—1293
愛知県労働組合総連合	名古屋市中区新栄 1—22—18	052—262—1377
三重県労働組合総連合	津市本町 23—2	0592—23—2615
滋賀県労働組合総連合	大津市梅林 2—3—18 山中第 2 ビル	0775—21—2536
京都総評	京都市中京区壬生仙念町 30—2	
	京都労働者総合会館	075—801—2308
全大阪労働組合総連合	大阪市北区錦町 2—2 大阪国労会館	06—353—6421
兵庫県労働組合総連合	神戸市中央区中町通り 2—2—9	078—371—4560
奈良県労働組合総連合	奈良市西木辻町 200—62 ナカタニビル	0742—26—7135
和歌山県地評連絡会	和歌山市小松通り 3—1 教育会館	0734—36—3520
鳥取県 LC 準備会	鳥取市湖山 1126 運輸一般山陰支部気付	0857—28—4614
島根県労働組合総連合	松江市西嫁島 3—2—16 宅和ビル	0852—31—3396
岡山県労働組合会議	岡山市春日町 5—5 勤労者福祉センター	
		0862—21—0133
広島県労働組合総連合	広島市東区光町 2—9—24 国労会館	082—262—1550
山口県労働組合総連合	山口市下堅小路 62 八坂ビル	0839—32—0465
徳島県 LC 準備会	徳島市川内町鶴島 115 黄金ビル	0886—65—2117
香川県労働組合総連合	高松市松島町 1—17—10 瀬戸内ビル	0878—61—2876
愛媛地方労働組合連合会	松山市三番町 8—10—2 愛媛自治労会館	
		0899—45—4526
高知県労働組合総連合	高知市本町 5—3—8 ヒカリビル	0888—72—3406
福岡県労働組合総連合	福岡市南区清水 1—22—9 福健労会館	092—551—5390
佐賀県統一労組懇	佐賀市東高木瀬町 1—2—1	0952—30—7626

労働組合名簿

連合東京	千代田区神田駿河台 3-2-11 総評会館	03-5256-0510
連合神奈川	横浜市中区北仲通り 6-66 海員組合京浜支部会館	045-211-1133
連合山梨	甲府市相生 2-7-17 労農福祉センター	0552-28-0050
連合長野	長野市県町532-3 労働会館	0262-34-1626
連合静岡	静岡市鷹匠 1-14-5 増伸ビル	0542-51-0105
連合愛知	名古屋市中区大井町 6-26	052-323-0005
連合岐阜	岐阜市西駒爪町14	0582-66-8805
連合三重	津市栄町 1-147-5 勤労者福祉会館	0592-24-6152
連合新潟	新潟市花園 2-1-7 第2総合生協会館	025-245-7377
連合富山	富山市奥田新町81 ボルファートとやま	0764-31-2525
連合石川	金沢市駅西本町 2-6-27	0762-65-5505
連合福井	福井市宝永 2-1-24 勤労福祉会館	0776-27-1975
連合滋賀	大津市におの浜 4-5-1 全労済別館	0775-23-0500
連合京都	京都市中京区壬生仙念町30-2 労働者総合会館	075-822-0050
連合奈良	奈良市西木辻町93-6 労働会館	0742-25-0500
連合和歌山	和歌山市広道 4 田中ビル	0734-36-0501
連合大阪	大阪市中央区北浜東 3-14 府立労働センター	06-949-1105
連合兵庫	神戸市中央区下山手通 6-3-28 中央労働センター	078-361-0505
連合鳥取	鳥取市戎町110 労働会館	0857-26-6605
連合島根	松江市御手船場557-7 労働福祉センター	0852-21-8105
連合岡山	岡山市津島西坂 1-4-18 労金ビル	0862-55-8555
連合広島	広島市南区金屋町 1-17 労働会館	082-262-8777
連合山口	山口市駅緑町 3-29 労福協会館	0839-32-1123
連合香川	高松市天神前 6-34	0878-35-0815
連合徳島	徳島市昭和町 3-35-1 労働福祉会館	0886-55-4105
連合高知	高知市本町 4-1-32 労働会館	0888-24-5111
連合愛媛	松山市宮田町132 勤労会館	0899-41-0500
連合福岡	福岡市中央区大手門 3-3-3 大手門会館	092-761-5529
連合佐賀	佐賀市神野東 2-5-37 資源社佐賀ビル	0952-33-3705
連合長崎	長崎市元船町10-7 友愛会館	0958-28-8905
連合熊本	熊本市上京塚82 村田ビル	096-385-3811
連合大分	大分市寿町 1-3 労働福祉会館	0975-35-2255
連合宮崎	宮崎市別府町 3-9 労働福祉会館	0985-26-4649
連合鹿児島	鹿児島市鴨池新町 5-7 労働者福祉会館	0992-50-5757
連合沖縄	那覇市東町 1-1 東町会館	0988-66-8905

【全労連系地方組織】

北海道労働組合総連合

(1990年3月10日現在)
札幌市中央区大通り東 4-4 アビアビル
011-210-5432

全労連・全国一般労働組合（全労連・全国一般）	港区芝浦 3-18-15 全国一般東京地本内	5476-6996
全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）	渋谷区代々木 2-5-5 新宿農協会館	370-8327
全日本農協職員組合連合（全国農協連合）	兵庫県養父郡八鹿町八鹿山本343-3 ホワイトビル	0796-62-5985
全国生協労働組合連合会（生協労連）	渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13 生協会館	408-0067
全国山林労働組合（全山労）	文京区大塚 3-28-7 全林野会館	945-6385
全国農林漁業団体職員労働組合連合 （全国農団労）	文京区大塚 3-28-7 全林野会館	943-2555
全国競走労働組合（全競労）	千代田区神田駿河台 3-2-11 総評会館	253-9309
全国福祉保育労働組合（福祉保育労）	台東区蔵前 4-6-8 東京ウインドビル	5687-2901
全日本年金者組合（年金者組合）	新宿区百人町 4-7-2 全日自労内	364-3646
全国高齢者退職者連絡協議会（全国高退連）	千代田区神田駿河台 3-2-11 総評会館	251-0311
農村労働組合全国連合会（農村労連）	渋谷区千駄ヶ谷 4-28-6 石塚ビル	423-2558

協議会・共闘組織

多国籍企業対策労働組合会議（多国籍労組会議）	中央区八重洲 2-6-21 三徳八重洲ビル	274-2288
公益産業民間労働組合連絡会（公益民労）	港区三田 2-7-15 電力労働会館	454-0231
総評・地県評・地区労運動の継承・発展・強化 をめざす全国連絡会（地県評全国連絡会）	千代田区丸の内 3-8-1 都労連内	212-6931

地方組織

【連合系地方組織】

（1990年3月20日現在）

北海道ブロック連絡会	札幌市中央区北 4 西12 ほくろうビル	011-210-0050
東北ブロック連絡会	仙台市青葉区立町20-1 東北電労内	022-261-3264
関東ブロック連絡会	千代田区神田駿河台 3-2-11 総評会館	03-5256-0510
東海ブロック連絡会	名古屋市中区大井町 6-26	052-323-0005
北陸ブロック連絡会	金沢市駅西本町 2-6-27	0762-65-5505
近畿ブロック連絡会	大阪市中央区北浜東 3-14 府立労働センター	06-949-1105
中国ブロック連絡会	広島市南区金屋町 1-17 労働会館	082-262-8777
四国ブロック連絡会	高松市多賀町 2-12-5 四国電力総連内	0878-61-4726
九州ブロック連絡会	北九州市八幡東区平野 1-11-1 新日鐵八幡労働会館	093-681-5140
連合北海道	札幌市中央区北 4 西12 ほくろうビル	011-210-0050
連合青森	青森市本町 3-3-11 労働福祉会館	0177-35-0551
連合岩手	盛岡市大沢川原 2-2-32 労働福祉会館	0196-25-5505
連合秋田	秋田市川尻御休町 9-33 同盟会館	0188-23-0505
連合山形	山形市香澄町 2-9-40 福祉センター	0236-25-0555
連合宮城	仙台市青葉区上杉 1-5-13 ろうふく会館	022-263-9762
連合福島	福島市宮町 3-14 労働福祉会館	0245-22-0500
連合群馬	前橋市野中町361-2 勤労福祉センター	0272-63-0555
連合栃木	宇都宮市東宿郷 1-7-7 小堀ビル	0286-32-5505
連合茨城	水戸市梅香 2-1-39 労働福祉会館	0292-31-2020
連合埼玉	浦和市岸町 7-5-19 あけぼのビル	048-834-2300
連合千葉	千葉市千葉港 4-4 労働者福祉センター	0472-44-2911

労働組合名簿

税関労働組合全国連絡協議会（税関労連）	千代田区霞ガ関 3－1－1 大蔵省内	593－1788
大蔵省職員組合（大蔵職組）	千代田区霞ガ関 3－1－1 大蔵省内	581－3725
全造幣労働組合（全造幣）	大阪市北区天満 1－1－79 造幣局内	06－351－5361
全農林労働組合（全農林）	千代田区霞ガ関 1－2－1 農林省内	508－1395
全日本森林関連産業労働組合連合会（森林労連）	文京区大塚 3－28－7 全林野会館	945－6385
全林野労働組合（全林野）	文京区大塚 3－28－7 全林野会館	945－6385
日本林業労働組合（日林労）	千代田区霞ガ関 1－2－1 林野庁内	580－8891
建設省労働組合総連合会（建設総連）	北区堀船 1－12－19 現業労協会館 全建労内	919－7901
全建設省労働組合（全建労）	北区堀船 1－12－19 現業労協会館	919－7901
建設省職員組合（建職組）	港区芝 2－20－12 友愛会館	455－3005
建設省労働組合連合会（建労連）	港区芝 2－20－12 友愛会館 建職組内	455－3005
全労働省労働組合（全労働）	千代田区霞ガ関 1－2－2 労働省内	593－1211
全通商産業省労働組合（全通産）	千代田区霞ガ関 1－3－1 通産省内	580－5707
全司法労働組合（全司法）	千代田区隼町 4－2 最高裁内	264－8111
全法務労働組合（全法務）	千代田区霞ガ関 1－1－2 法務省内	580－0584
全北海道開発局労働組合（全開発）	札幌市中央区北八条西二丁目 第1合同庁舎	011－709－2150
全運輸省労働組合（全運輸）	千代田区霞ガ関 2－1－3 運輸省内	580－4244
全運輸省港湾建設労働組合（全港建）	千代田区霞ガ関 2－1－3 運輸省内	580－3111
全気象労働組合（全気象）	千代田区大手町 1－3－4 気象庁内	212－4008
厚生省労働組合共闘会議（厚生共闘）	千代田区霞ヶ関 1－2－2 厚生省内	580－4782
全厚生職員労働組合（全厚生）	千代田区霞ガ関 1－2－2 厚生省内	501－4881
全電波労働組合（全電波）	港区麻布台 1－6－19 郵政省飯倉分館	585－2777
文部職員労働組合（文労）	千代田区霞ガ関 3－2－2 文部省内	581－4211
会計検査院職員労働組合（会検労）	千代田区霞ガ関 3－2－1 会計検査院内	581－8195
人事院職員組合（人職）	千代田区霞ガ関 2－1－2 人事院内	581－5311
国会職員組合連合会（国会職連）	千代田区永田町 1－7－1 参議院内	581－3111
総理府労働組合連合会（総理府労連）	新宿区若松町19－1 総務庁第2庁舎	202－1111
総務庁統計局労働組合（統計労組）	新宿区若松町19－1 総務庁統計局内	202－1111
全行政管理庁職員組合（全行管）	千代田区霞ガ関 3－1－1 総務庁内	581－6361
地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）	千代田区六番町 1 自治労会館	262－1576
全日本自治団体労働組合（自治労）	千代田区六番町 1 自治労会館	263－0262
自治体労働組合全国連絡協議会 （自治体労組全国連絡協）	中央区八丁堀 1－2－2 大場ビル	555－9035
全国自治団体労働組合連合（自治労連）	北区王子本町 1－15 北区役所 全連協内	907－1584
全日本水道労働組合（全水道）	文京区本郷 1－4－1 全水道会館	816－4132
東京都労働組合連合会（都労連）	千代田区丸の内 3－8－1 都庁内	212－6931
政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）	千代田区神田駿河台 3－2－11 総評会館	251－6621
社会保険診療報酬支払基金労働組合（基金労組）	港区西新橋 1－23－9 河野ビル	501－0323
全国社会保険診療報酬支払基金労働組合 （全基労）	豊島区東池袋 2－21－12 楡原ビル	988－3464
日本育英会労働組合（育英労）	新宿区市ヶ谷本村町10－7	269－4261
住宅・都市整備公団労働組合（住都労）	千代田区九段北 1－14－6	263－8881
日本原子力研究所労働組合（原研労）	茨城県那珂郡東海村白根 2－4	0292－82－5413
全駐留軍労働組合（全駐労）	港区芝 3－41－8	455－5971
沖縄国家公務員労働組合（沖縄国公労）	那覇市旭町34 官公労共済会館	0988－63－2414
そ の 他		
総評・全国一般労働組合（総評・全国一般）	千代田区三崎町 3－5－6 造船会館	230－4071
全国一般労働組合同盟（一般同盟）	港区芝 2－20－12 友愛会館	453－5969

全日本港湾運輸労働組合同盟（港運同盟）	大田区蒲田 5—10—2 日港福会館	733—5285
日本港湾労働組合連合会（日港労連）	大田区蒲田 5—10—2 日港福会館	732—5504
全国検数労働組合連合（検数労連）	大田区蒲田 5—10—2 日港福会館	733—5621
全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）	大田区蒲田 5—10—2 日港福会館	732—7651
鉄道弘済会 KIOSK 労働組合（鉄弘労）	千代田区麹町 6—1—18 麹町共栄ビル	262—9709
全日本航空産業労働組合総同盟（航空同盟）	大田区羽田空港 1—6—3 日本航空機装ビル	747—7642
日本民間航空労働組合連合会（民航労連）	大田区羽田空港 1—6—6 全日空労組内	747—5742
航空労組連絡会（航空連）	大田区羽田空港 2—2—3 全日空乗員組合内	747—0776

教 育

日本教職員組合（日教組）	千代田区一ツ橋 2—6—2 日本教育会館	265—2181
全日本教職員組合協議会（全教）	中央区日本橋浜町 3—5—2 日本橋教育・共済会館	666—3611
全日本教職員連盟（全日教連）	千代田区麹町 2—7—3 西川ビル	264—3861
日本高等学校教職員組合（日高教）（一ツ橋）	千代田区一ツ橋 2—6—2 日本教育会館	230—0284
日本高等学校教職員組合（日高教）（麹町）	千代田区九段北 1—9—12 谷内ビル	261—0422

医 療

日本医療労働組合連合会（日本医労連）	台東区入谷 1—9—5 日本医療労働会館	875—5871
全日本国立医療労働組合（全医労）	新宿区四谷 4—10—3	355—0601
放射線影響研究所労働組合（放影研労組）	広島市南区比治山公園 5—2	082—261—1873
全国医療等関連労働組合連絡協議会（全国医療）	千代田区神田駿河台 3—2—11 総評会館	255—9350

商 業

全国商業・サービス・事務職労働組合連絡会議 （商サ事務労）	千代田区三崎町 3—5—6 造船会館	230—1721
日本商業労働組合連合会（商業労連）	渋谷区代々木 2—23—1 ニューステートメナー	370—4121
レジャー・サービス関連産業労働組合連絡協議会 （レジャー・サービス労連）	千代田区三崎町 3—5—6 造船会館	230—1724
全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）	千代田区三崎町 3—5—6 造船会館	230—1381
観光・航空貨物産業労働組合連合会（観光労連）	千代田区三崎町 3—5—6 造船会館	230—1721
全国商社労働組合連合会（全商社）	大阪府中央区東心斎橋 1—3—5—201	06—244—9201
チェーンストア労働組合協議会（チェーン労協）	豊島区南池袋 2—41—12 池袋セントラルマンション	985—8588

公 務

全日本官公職労協議会（全官公）	港区芝 2—20—12 友愛会館	451—7963
官公労働組合連絡協議会（官公労協）	千代田区神田駿河台 3—2—11 総評会館	251—7471
日本公務員労働組合共闘会議（公務員共闘）	千代田区神田駿河台 3—2—11 総評会館	251—6263
国営企業体等労働組合協議会（公労協）	千代田区神田駿河台 3—2—11 総評会館	251—7471
公務・公共業務労働組合共闘会議（公務共闘）	千代田区神田神保町 2—5—11 神保町センタービル	234—0025
日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）	港区西新橋 3—6—2 ツカサビル	436—1261
日本国家公務員労働組合総連合会（国公総連）	千代田区霞ガ関 1—2—1 農林省内	508—1395
全大蔵労働組合連絡協議会（全大蔵労連）	千代田区霞ガ関 3—1—1 大蔵省内	593—0300
国税労働組合総連合（国税労組）	千代田区霞ガ関 3—1—1 国税庁内	581—2573
全国税労働組合（全国税）	千代田区霞ガ関 3—1—1 大蔵省内	581—3678
全財務労働組合（全財務）	千代田区霞ガ関 3—1—1 大蔵省内	581—4882
全国税関労働組合（全税関）	千代田区霞ガ関 3—1—1 大蔵省内	581—4111

労働組合名簿

住宅産業労働組合連絡協議会（住宅労協）

豊島区池袋本町1-34-8 日本電建労組内 988-5420

金融業

全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	400-4295
全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）	中央区八重洲1-3-8 井田ビル	271-6971
市中銀行従業員組合連合会（市銀連）	中央区八重洲1-3-8 井田ビル	274-5611
全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-0441
外国銀行従業員組合連合会（外銀連）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-0444
全国銀行労働組合連合会（銀行労連）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-0447
全国銀行員組合連合会（全銀連合）	中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル	661-4886
全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）	中央区日本橋3-3-5 新日東ビル	281-2595
全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）	港区南青山5-3-2 全銀総連会館	409-8512
全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）	京都市右京区西院東中水町17 京都信用保証協会従組内	075-314-7221
全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	文京区湯島3-19-5 田中ビル	837-2031
全日本損害保険労働組合（全損保）	中央区京橋2-7-19 守随ビル	535-6491
損害保険労働組合連合会（損保労連）	中央区八重洲2-7-9 相模ビル	273-7874
全国証券労働組合協議会（全証労協）	中央区日本橋茅場町2-1-1 第2証券会館	666-5450

電気産業

全日本電力労働組合協議会（全電力）	練馬区関町北4-4-15 全九電東京会館	929-4197
全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）	港区三田2-7-15 電力労働会館	454-5478
全国電力労働組合連合会（電力労連）	港区三田2-7-15 電力労働会館	454-0231
全国電力検針集金労働組合連絡協議会 （全国電力検集労連）	港区芝浦3-1-43 礎会館	455-5921
全国電気保安協会労働組合連合会（電保労連）	豊島区西池袋3-29-3 梅本ビル	988-2038

交通運輸業

全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）	港区芝浦3-1-35 東交会館	769-6571
国鉄労働組合（国労）	千代田区丸の内1-11-4 国労会館	231-4651
全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）	品川区西五反田3-2-13 目黒さつき会館	491-7191
日本鉄道産業労働組合総連合（鉄産総連）	千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館	5256-5252
全国鉄動力車労働組合（全動労）	北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ303	940-2671
国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）	千葉市要町2-8 動力車会館	0472-22-7207
日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）	港区高輪4-3-5 私鉄会館	473-0166
全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-7243
日本都市交通労働組合（都市交）	港区芝浦3-1-35 東交会館	451-5221
全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）	千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル	503-2171
全日通労働組合（全日通）	千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル	581-2261
全日本運輸一般労働組合（運輸一般）	北区滝野川3-3-1	910-1536
全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）	渋谷区千駄ヶ谷3-7-9	408-0875
全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）	台東区根岸2-18-2-201	875-8071
日本自動車運転士労働組合（自運労）	目黒区中目黒2-3-12	711-9387
新産別運転者労働組合（新運転）	新宿区西早稲田3-29-20	202-3501
全日本海運労働組合連合会（全海連）	港区新橋2-20-15 駅前ビル	573-2401
全日本海員組合（海員）	港区六本木7-15-26	403-6251
船舶通信士労働組合（通信士組合）	港区芝浦1-14-8	451-0464
全国漁船労働組合同盟（漁船同盟）	港区六本木7-15-26	479-1621
全国港湾労働組合協議会（全国港湾）	大田区蒲田5-10-2 日港福会館	733-2561
全日本港湾労働組合（全港湾）	大田区蒲田5-10-2 日港福会館	733-8821

食品同業労組連絡会議（食品同業）	渋谷区笹塚 1-47-111 全中村屋労組内	256-4430
------------------	------------------------	----------

文化産業

日本マスコミ文化情報労組会議 （MIC・UNIONS）	新宿区四谷 2-8 ワンアンドワンビル	353-2691
全国映画演劇労働組合（全映演）	千代田区有楽町 1-8-1 日比谷パークビル	201-4476
映画演劇労働組合総連合（映演総連）	港区新橋 2-10-9 ダイワビル	591-3039
日本映画放送産業労働組合（映産労）	練馬区富士見台 2-30-5 虫プロダクション内	999-4329
全印刷局労働組合（全印刷）	北区西ヶ原 3-59-12 全印刷会館	910-7131
全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）	文京区本駒込 4-43-2 フィールドビル	5685-1976
印刷情報メディア産業労働組合連合会 （印刷労連）	千代田区神田佐久間町 1-21 鳥山ビル	5256-1081
全国印刷関連労働組合協議会（印刷関連労協）	新宿区納戸町26 納戸町ハイデンス	268-2812
日本出版労働組合連合会（出版労連）	千代田区神田駿河台 1-8 お茶の水ビル	294-2478
日本新聞労働組合連合（新聞労連）	千代田区三崎町 3-5-6 造船会館	265-8641
NHK関連労働組合連合会（NHK労連）	渋谷区神南 2-2-1 放送センター	485-6007
日本放送労働組合（日放労）	渋谷区神南 2-2-1 放送センター	465-1647
日本民間放送労働組合連合会（民放労連）	新宿区三栄町17 木原ビル	355-0461
日本音楽家ユニオン（音楽ユニオン）	渋谷区宇田川町 4-8 昭和ビル	464-8027
全国広告関連労働組合協議会（広告労協）	中央区銀座 2-11-6 竹田ビル	545-6279

通 信 業

全逓信労働組合（全逓）	文京区後楽 1-2-7 全逓会館	812-4261
全日本郵政労働組合（全郵政）	渋谷区千駄ヶ谷 1-20-6	478-7101
郵政産業労働組合（郵産労）	新宿区下落合 1-12-1-503	360-2561
電気通信情報産業労働組合連合（情報通信労連）	千代田区神田駿河台 3-6 全電通労働会館	219-2231
全国電気通信労働組合（全電通）	千代田区神田駿河台 3-6 全電通労働会館	219-2111
通信産業労働組合（通信労組）	大阪市中央区天満橋京町 1-27 大洋第一ビル	06-941-9090
国際電信電話労働組合（国際電電労組）	新宿区西新宿 2-3-2 KDDビル	347-6868
全国電気通信共済会労働組合（電済労）	港区虎ノ門 1-23-10 山県ビル	502-0531
全国通信建設労働組合（全国通建）	千代田区神田駿河台 3-6 全電通労働会館	255-2865
電算機関連労働組合協議会（電算労）	千代田区三崎町 3-5-6 造船会館	265-0992

建 設 業

全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会 （建設労連）	千代田区神田駿河台 3-2-11 総評会館	251-0311
全国建設労働組合総連合（全建総連）	新宿区高田馬場 2-7-15	200-6221
建設産業労働組合同盟（建設同盟）	港区芝 2-20-12 友愛会館	454-0951
総評・全日本建設運輸連帯労働組合 （総評・全日建運輸）	港区東新橋 2-10-2 中銀マンション	431-4680
総評・全日本建設産業労働組合（総評・全日建）	台東区東 1-11-2 鈴木ビル	835-7066
日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）	渋谷区千駄ヶ谷 1-30-8 千駄ヶ谷第7大京ビル	403-7976
電工労連	文京区本郷 3-39-5 武内ビル	816-3021
全日自労建設一般労働組合（建設一般全日自労）	新宿区百人町 4-7-2	360-8021
全国民主自由労働組合（全民労）	港区海岸 3-2-1	452-0547
全国自由労働組合連合会（全国自労連）	広島市南区旭 1-15-2	082-251-6491
全国自由労働組合（全国自労・《佐賀》）	佐賀市駅前中央 3-3-30	0952-31-2220

労働組合名簿

航空産業労働組合協議会（航空労協）

各務原市川崎町 1

川崎重工労組岐阜支部内

0583—82—5711

全国金属家具産業労働組合協議会

横浜市中区弁天通 2—25

（金属家具労協）

関内キャピタルビル

045—212—1071

全国ミシン労働組合協議会（全ミ労）

小金井市本町 1—14—25

蛇の目ミシン労組内

0423—83—1212

化学産業

日本化学エネルギー労働組合協議会

港区三田 2—7—15 電力労働会館

454—8521

（化学エネルギー労協）

化学単産連絡協議会（化学連協）

港区芝 2—20—12 友愛会館 全化同盟内

453—3801

合成化学産業労働組合連合（合化労連）

港区芝 5—26—30 専売ビル

452—5591

全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）

港区芝 2—20—12 友愛会館

453—3801

全国化学労働組合総連合（化学総連）

港区芝 4—7—7 田町アネックスビル

454—2491

全国化学労働組合協議会（全国化学）

千代田区神田岩本町 3—3—2 神田パークビル

865—4313

全国フェロアロイ産業労働組合協議会

中央区日本橋小網町 8—3 日重化別館

668—5628

（全国アロイ労協）

全化学産業労働組合連合（新化学）

港区新橋 6—5—4 D I K 新橋ビル

433—6486

全日本ゴム産業労働組合総連合

豊島区目白 2—3—3 ゴム産業会館

984—5656

（全日本ゴム労連）

全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）

中央区日本橋室町 2—3—14 古河ビル

241—0392

全日本塗料労働組合協議会（全日塗）

大阪市淀川区西中島 4—5—9 浅井ビル

06—304—7756

日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会

港区北青山 2—12—4 紙パルプ労働会館

402—7656

（紙パ連合）

化学産業労組調査研究会（化労研）

大阪市西区南堀江 1—20—9 武田薬品労組内

06—533—1491

全国石油産業労働組合連合会（石油労連）

港区西新橋 2—18—2 N K K ビル

578—1315

全国ガス労働組合連合会（全国ガス）

墨田区緑 2—13—7

632—1238

全国セメント労働組合連合会（全国セメント）

港区新橋 5—29—2

436—3666

全国窯業労働組合連合会（全窯連）

名古屋市瑞穂区平郷町 3—11 窯連会館

052—882—4562

全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）

名古屋市西区則武新町 3—1—36

ノリタケカンパニー労組内

052—571—2309

全国皮革産業労働組合連合会（全皮労連）

足立区千住緑町 1—1 ニッピ労組内

888—5111

全国石綿スレート労働組合協議会（石ス労協）

神戸市中央区浪花町 15 ノザワ労組内

078—391—3340

繊維産業

ゼンセン同盟

千代田区岩本町 1—5—13 秀和第 2 岩本町ビル

865—9051

日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）

中央区京橋 3—1—2 片倉ビル

281—4806

食品産業

たばこ産業労働組合共闘会議（たばこ共闘）

港区芝 5—26—30 専売ビル

453—2191

全日本たばこ産業労働組合（全たばこ）

港区芝 5—26—30 専売ビル

453—2191

アルコール専売労働組合（アル専）

港区虎ノ門 3—5—1 虎ノ門 37 森ビル

433—7126

全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）

港区芝 2—20—12 友愛会館

451—3486

全日本食品労働組合連合会（食品労連）

渋谷区広尾 1—3—18 広尾オフィスビル

446—2082

食品産業労働組合協議会（食品労協）

中央区八丁堀 2—1—9 川名ビル 味の素労組内

297—2912

全国麦酒労働組合連合会（全国ビール）

港区南青山 3—18—4

408—6241

労働組合名簿

(1990年3月末日現在)

中央組織

日本労働組合総連合会（連合）	港区三田1-10-3	456-3061
全国労働組合総連合（全労連）	港区新橋6-19-23 平和と労働会館	5472-5841
全国労働組合連絡協議会（全労協）	千代田区丸の内1-11-4 国労会館	215-4303
総評センター	千代田区神田駿河台3-2-11	251-0311
友愛会議	港区芝2-20-12 友愛会館	451-8585
中立労組連絡会（中連）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6801

鉱業

石炭労働組合協議会（石炭労協）	港区芝2-20-12 友愛会館 全炭鉱内	454-5633
日本炭鉱労働組合（炭労）	中野区中央3-9-2 炭労会館	371-9151
全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-4721
全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）	中央区日本橋室町2-1-1 三井ビル	241-6838
日本非鉄金属産業労働組合連合会 （非鉄金属労連）	品川区大崎1-3-4 大成ビル	492-7481
全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）	港区西麻布1-3-8 六本木アゼリアビル	402-6666

金属産業

全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）	中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル	274-2461
日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）	江東区佐賀1-3-7 永代東急ビル	555-0401
機械金属労働組合会議（機労会議）	品川区大崎1-6-3 日本精工労組内	779-7496
全日本エンジニアリング産業労働組合協議会 （CEU）	中央区佃2-17-15 月島機械労組内	533-4111
全国金属機械労働組合（金属機械）	渋谷区桜ヶ丘6-2	463-4231
全日本金属産業労働組合連合（全金連合）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-2141
全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-2141
全日本金属情報機器労働組合（JMIU）	豊島区南大塚2-34-4 SKY南大塚	944-7880
全日本アルミニウム産業労働組合協議会 （全日アルミ労協）	裾野市平松85 三菱アルミ労組内	0559-92-4302
全国アルミ産業労働組合協議会（アルミ労協）	堺市海山町5-200-1 昭和アルミ労組内	0722-29-2079
軽金属圧延労働組合協議会（軽圧労協）	裾野市平松85 三菱アルミ労組内	0559-92-4302
全国伸銅労働組合連合会（全銅連）	堺市南島町4-12 日本伸銅労組内	0722-29-0343
全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）	大田区下丸子3-25-4 キャノン労組内	758-3266
全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6911
電機産業関連労組連絡会議（電関連）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6911
全日本電線工業労働組合（全電線）	品川区旗の台1-11-6	785-2991
全日本造船機械労働組合（全造船機械）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	265-1921
全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-6783
全日本自動車産業労働組合総連合会 （自動車総連）	港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル	434-7641
全日産・一般業種労働組合連合会（日産労連）	港区海岸1-4-26	434-4721
全トヨタ労働組合連合会（全トヨタ労連）	豊田市トヨタ町2	0565-28-2411
全国機械産業労働組合協議会（機産協）	沼津市大岡2063-3 東芝機械労組内	0559-21-4824
車輛産業労働組合協議会（車輛労協）	神戸市中央区脇浜海岸通り1-46 日本エヤーブレーキ労組内	078-231-6278

第56表	全労済評議員選出産別	284
第57表	全労済ねんきん共済取り組み状況	285
第58表	総合契約件数・口数の推移	286
第59表	1989年度全国会員生協の総合概況	288

第4部 労働組合と政治・社会運動

第60表	メーデー開催状況	320
第61表	第114国会の勢力分野	336
第62表	第115国会の勢力分野	337
第63表	首相指名投票結果	338
第64表	第15回参議院選挙党派別当選者数	343
第65表	知事選の政党対決形態	344
第66表	市長選における連合パターン	345
第67表	都議会議員選挙結果	346

第5部 労働・社会政策

第68表	時間外労働協定の目安時間	394
第69表	労働関係主要法案の審議経過（第114, 116国会）	399
第70表	現行産業別最低賃金の全国加重平均額および引上げ率	406
第71表	新産業別最低賃金の決定状況	407
第72表	1989年度地域別最低賃金改定状況	408
第73表	最低賃金の履行確保を主眼とする監督実施結果	409
第74表	年金額の改善	418
第75表	厚生年金の保険料率	418
第76表	国民医療費の動向	422
第77表	最高裁労働判例一覧	431

図 関 係

第1図	社会保障関係数値対前年比伸び率	71
第2図	新「連合」の組織機構	211
第3図	総評センターの組織機構	239
第4図	調整対象給付部分	420

項目扉の図

第1部	労働経済と労働者生活	
I	春季賃上げ（名目）と労働分配率の推移	84

II	下水道普及率の国際比較	96
----	-------------	----

第2部 経営・労務と労使関係

I	日経連タイムス	110
II	今後の採用・人事の基本的考え方（企業割合）	120
III	製造業および商業・サービス業の就業者数の変化	136
IV	日本自動車メーカーの欧州生産拠点	147
V	学校給食調理員にみられる指曲がり症	164

第3部 労働組合の組織現状

I	「連合」加盟組合	174
II	全労連・全労協の加盟組合	200
III	春闘賃上げの軌跡	242
IV	産業別の労働時間	266
V	生協数および組合員数の推移	279
VI	主要国の労働組合組織率の現状	296

第4部 労働組合と政治・社会運動

I	1人当たり平均退職年金額	310
II	原子力発電所の立地点	317
III	各党の絶対得票率	334

第5部 労働・社会政策

I	女子パートタイマー労働者の平均勤続年数	380
II	地域別最賃と産業別最賃の金額対比	404
III	標準的な厚生年金額（制度成熟時）	413
IV	国労・全動労の不当労働行為救済命令	429
V	ILO分担金の比率	440

統計図・表索引

表 関 係			
第 1 部	労働経済と労働者生活		
第 1 表	一般職業紹介状況	86	
第 2 表	産業別常用雇用指数	88	
第 3 表	労働力状態	88	
第 4 表	雇用保険業務取扱状況	89	
第 5 表	非農林業従業者の従業上の地位別構成	90	
第 6 表	雇用者の産業別推移	91	
第 7 表	名目賃金および実質賃金指数の推移	91	
第 8 表	産業別平均月間現金給与支給	91	
第 9 表	製造業規模別賃金格差	92	
第10表	都道府県別賃金格差	93	
第11表	労働時間の推移	94	
第12表	製造業規模別にみた月平均労働時間数と格差	94	
第13表	全国消費者物価指数	98	
第14表	消費者物価の費目別対前年上昇率	98	
第15表	小売価格の国際比較	99	
第16表	公共料金の内外格差の水準	100	
第17表	勤労者世帯の家計所得動向	102	
第18表	可処分所得・非消費支出の実収入に占める割合および対前年増加率の推移	102	
第19表	勤労者世帯の家計消費動向	103	
第20表	勤労者世帯の家計黒字の動向	104	
第21表	費目別・世帯人員別標準生計費	106	
第 2 部	経営・労務と労使関係		
第22表	労働条件（賃金、賞与など）の決定方法	138	
第23表	「社員会」がこの1年間におこなった主な活動	139	
第24表	従業員の意見の反映方法	139	
第25表	労働組合の与える影響についての会社へのアンケート	141	
第26表	労働組合にたいする会社側の考え	141	
第27表	種類別労働争議の推移	143	
第28表	産業別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数	144	
第29表	企業規模別争議行為を伴う争議の企業数、行為参加人員および労働損失日数（民営企業）	145	
第30表	主要要求事項別労働争議件数	145	
第31表	欧州自動車市場のシェア分布	152	
第32表	脳血管疾患及び虚血性心疾患等の補償状況	167	
第33表	V D T 作業の労働衛生対策の内容、対象労働者の種類別事業数の割合	171	
第34表	外国人労働者の被災状況の例	172	
第 3 部	労働組合の組織現状		
第35表	労働組合数・組合員数および推定組織率の推移	176	
第36表	産業別労働組合員数の推移（単一労働組合員数）	176	
第37表	企業規模別民営企業の労働組合員数（単一労働組合員数）	178	
第38表	新設・解散労働組合数および組合員数（単位労働組合）	178	
第39表	産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（単位労働組合）	179	
第40表	企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（単位労働組合）	179	
第41表	主要団体別労働組合員数の推移（単一労働組合員数）	182	
第42表	主要団体・適用法規別労働組合員数（単一労働組合員数）	182	
第43表	新「連合」の構成組織	213	
第44表	新「連合」の官民別・男女別構成人員	213	
第45表	新「連合」都道府県別組織人員	213	
第46表	新「連合」の組織内議員数	218	
第47表	1989年民間主要企業春季賃上げ妥結状況	255	
第48表	連合春季生活闘争集計状況	255	
第49表	1989年賃金闘争妥結状況（労働団体共同集計）	256	
第50表	統一労組懇1989年賃上げ状況	257	
第51表	「連合」労働時間短縮闘争妥結状況	259	
第52表	1989年民間主要企業年末一時金妥結状況（加重平均）	264	
第53表	労働金庫会員数	281	
第54表	財形貯蓄実施状況	282	
第55表	全労済協会役員	284	

事項索引

労働分配率	92	労働力需給	86
労働法制	36	労働力人口	89
——の形成	37	六ヶ所村の核燃料サイクル施設建設問	
——の見直し	38	題	330
労働法の再編（低成長期の）	46		

連合（新）加盟組織の国際産業別組		労働災害保険財政方式の変更	397
織（ITS）への加盟	219	労働災害補償に関する施策	395
連合（新）と野党四党との会談	342	労働時間	95
連合3.25総決起集会	250	規模別——	95
連合型選挙	343	労働時間制度	126
連合参議院	207,218	労働時間制度改善援助事業	395
連合政権協議会	22,341	労働時間短縮政策会議提言	393
連合総合生活開発研究所	206,211	労働時間短縮対策	114,392
連合組織内議員懇談会	207,218	労働時間短縮闘争	274
連合中央婦人集会	206	労働時間短縮要求	247
「連合の進路」	214	労働時間法の改正	58
連帯	11	労働市場政策	385
労使関係とニューモデル	140	労働者家計	101
労使協定における過半数代表者に関する調査研究会報告	397	労働者共済運動	283
老親介護に関する労働者福祉対策	389	労働者災害補償保険審議会建議	397
老人保健制度改革	117,421	労働者災害補償保険法	44,67,72
老人保健法	74	労働者住宅運動	291
労働・社会政策の動向	27	労働者派遣事業	57,135
労働委員会命令	438	労働者保護法	42
労働運動総合研究所	229	——の改正と制定	44
労働関係調整法		80年代における——	55
——の改正	38	高度成長期の——	46
——の制定	37	労働条件に関する施策	395
労働基準法の改正	42,55	労働省予算	383
労働基準法施行規則の改正	42	労働政策の概要	382
労働基本権の保障	37	労働生産性	92
労働金庫運動	280	労働戦線統一	
労働金庫総合事務センター	283	——官民統一へ向けての首脳会議	184
労働金庫ビジョン	281	——統一案起草委員会	186
労働組合		——と地方組織の取り扱い	188
——主要連合体の産業別組織状況	181	——と日教組問題	185
——主要連合体の適用法規別組織状況	183	——についての総評の総括	223
——適用法規別組織状況	181	——の作業委員会の延期	185
経営者の——観	138	労働争議	143
労働組合員数	175	——解決状況	147
——の企業規模別構成	177	企業規模別——	146
——増減の要因	177	産業別——	144
企業規模別——	177	主要団体別——	146
企業規模別実質的新設・解散——	180	要求別——	146
産業別——	177	『労働白書』	384
主要連合体の都道府県別——	183	労働判例	
都道府県別——	183	下級審重要——	435
労働組合組織率	33,175	最高裁判所——	430
産業別——	177	企業内労使関係をめぐる——	48
労働組合法の改正	38	年次有給休暇をめぐる——	437
労働災害	165	配転・出向をめぐる——	438
外国人労働者の——	171	労働協約の効力をめぐる——	436
		労働契約に関する——	45
		労働時間をめぐる——	437

事項索引

——第34回全国大会	373	——と自民党との関係	207
——塚本委員長退陣	370	——の「白書」	245
——定期刊行物	372	——の運動方針	205
——党員数	372	——の機関紙誌	204
——永末ビジョン	371	——の国際活動	207
——の「政党にたいする公費補助法案」要綱	376	——の雇用闘争方針	267
——の「農業先進国ビジョン」	376	——の財政	204
——の行財政改革5ヵ年計画	377	——の産業労働懇話会への参加	204
——の国際活動	378	——の事務局体制	203
——の政策・方針	375	——の春季賃金要求	244
——の政治倫理規範	371	——の春闘総括	258
——の年金改革案	376	——の春闘ヤマ場論議	249
——の労働組合との関係	377	——の制度・政策闘争	205
——役員	374	——の政府省庁との定期協議	204
参議院選挙における——の後退	343	——の政府の審議会・懇談会への参加	205
民社党政経刷新パーティー	372	——の組織状況と機構	201
民族運動	10	——の組織勢力	203
メーデー（第60回）	318	——の組織方針	203
——中央会場をめぐる紛糾	319	——の大衆行動	249
分裂——	320	——の年金改定反対闘争	311
や 行		——の役員と出身単産	202
野党四党首会談	340	——の労働時間短縮方針	274
野党四党書記長会談	341	連合、北方領土返還全国集会	262
野党四党と経済界との会談	342	連合・経団連首脳会談	262
野党四党と新「連合」との会談	342	連合・総評・友愛会議共催「11.8 総決起集会」	263
野党間の政権協議	340	連合・日経連会談	249
友愛会議	236	連合（新）（日本労働組合総連合会）	209
——加盟組織	237	——都道府県別組織人員	213
——第3回総会	237	——の運動方針	214
——と選挙	238	——の会費	211
——の基本的役割	236	——の機関紙誌	212
——の国民運動・政策活動方針	238	——の基本文書	188
——の財政	237	——の経営者団体との関係	212
——の新「連合」への対応	237	——の結成	184
——の組織状況	236	——の構成組織	213
——の役員と出身単産	237	——の国際活動	218
——の政党との関係	238	——の国際自由労連加盟	219
指曲がり症	168	——の財政	212
ら 行		——の事務局体制	211
リクルート疑獄	20	——の自民党との関係	212
リクルート疑惑	337,370	——の政治路線	218
離職率	87	——の政府との関係	212
連合（全日本民間労働組合連合会）	201	——の総選挙対策	218
——加盟組織	203	——の組織機構	212
——と経営者団体	204	——の組織勢力	211
——と参議院選挙	207	——の発足	29,189
		——の役員と出身単産	210

日経連		は 行	
——「企業年金などの税制に関する要望」	118	パートタイム労働指針	29
——「児童手当制度の見直し問題に関する見解」	117	パートタイム労働者	134,163
——「新連合の発足について」	118	——の賃金制度	388
——「老人保健制度見直し問題に関する意見」	117	パートタイム労働対策	387
——「労働問題研究委員会報告」	111,122,248	パグウオッシュ・東京シンポジウム	328
——高齢化問題研究委員会「中間報告」	115	爆発事故（船舶修理作業中の）	169
——地域経済活性化特別委員会	116	パチンコ疑惑	340
——地域別最賃目安制見直し案	113	「発言」型労使関係	138
——の高齢者再雇用計画	124	反核運動	325
——の総評解散についてのコメント	118	P S I（国際公務員労連）	303
——の労働時間対策	114	P T T I（国際郵便電信電話労連）	301
日経連・連合「共同社宅構想」	118	非核3原則法制化運動	326
日経連国際協力センター	119	非核自治体	327
日本共産党	363	非鉄金属労連の工場移転条件闘争	272
——委員長の交替	363	被爆44周年原水爆禁止世界大会	325
——機関紙	365	被爆者援護法の参議院可決	329
——財政	366	標準生計費	107
——中央委員会総会	366	V D T労働と健康	170
——定期刊行物	365	福祉関係3審議会合同企画分科会意見	
——党員数	365	具申	423
——の国際活動	370	ブッシュ政権	10
——の呼称は「日本共産党」	364	プラハの春の再評価	12
——の社会党にたいする態度の微調整	363	ブレイディ構想	19
——の政策・方針	367	フレックスタイム制	128
——の盗聴問題での賠償請求	364	米ソ首脳会談	13
——の労働組合との関係	368	平和運動	331
——宮本議長の議員引退	364	「平和の波」	328
参議院選挙における——後退	343	ベルリンの壁	12
日本シェーリング事件判決	430	ペレストロイカ	10
日本社会党→社会党		保育福祉労	314
日本生産性本部「労使関係白書」	113	包括貿易法スーパー301条	23
日本的ワークシェアリング	390	保健・福祉サービス	423
日本労働協会法の一部改正	400	北方領土返還要求運動	206
日本戦没学生記念会（わだつみ会）	322	幌内炭鉱の閉山	273
日本婦人会議	322	香港上海銀行事件判決	433
日本労働組合総連合会→連合（新）			
日本労働組合総連合会準備会	188	ま 行	
入職率	87	マルタ会談	13
年金改定反対運動	311	三宅島N L P基地建設問題	331
年金制度	69,75	民社党	370
年金制度改革	417	——89年度運動方針	375
年次雇用計画	385	——89年度政策大綱	376
		——春日元委員長の死去	371
		——機関紙	372
		——財政	373
		——佐々木元委員長の引退	371
		——第24回中央委員会	375

事項索引

——と参議院選挙	223
——の機関紙誌	221
——の国際活動	224
——の財政	221
——の春闘総括	260
——の審議会・委員会委員・理事	222
——の総選挙闘争方針	223
——の役員と出身単産	221
——の労働時間短縮闘争	275
——の労働戦線統一問題総括	223
総評加盟組織の国際労働組合組織への	
加盟状況	225
総評春闘中央行動	250
総評センター	189,239
——加盟単産	240
——の活動内容	239
——の財政	240
——の組織機構	240
——の組織人員	240
——の目的	239
——の役員と出身単産	240
総評反主流派四単産の機関会議不参加	221
ソ連・東欧諸国の経済停滞	18

た 行

大規模小売店舗法の運用基準緩和	162
「大嘗祭・即位の礼」をめぐる運動	323
「大喪の礼」反対運動	321
対米鉄鋼自主規制	149
竹下首相の辞任	21,337
「たたかうナショナルセンター」	190
たたかうナショナルセンター結成準備会	191
たたかうナショナルセンターづくりに 向けての円卓会議	191
脱原発法全国ネットワーク	330
WCOTP（世界教職員団体総連合）	306
男女雇用機会均等法の制定	55
団体的労働関係法	47
——の課題	61
地域高齢者福祉システム	424
地域ソフトウェア供給力開発事業推進 臨時措置法	401
地域別最低賃金の目安にたいする日経 連の反対	113
地域保健将来構想報告書	424
知事選挙	344
地方選挙（中間）	344
地方連合会	203,211

チャウシェスク政権の崩壊	12
TUAC	299
中央最低賃金審議会目安	407
中央社会保障推進協議会	315
中央労働委員会の命令	439
中国の民主化運動	14
中ソの和解	14
「長寿社会雇用ビジョン」	385
長寿社会対策大綱	415
賃上げ・時短セット論	113,248
賃金	
実質——	92
名目——	92
賃金格差	
規模別——	93
産業別——	93
地域別——	95
賃金確保法	53
定年制（60歳）	28
定年退職予定者等再就職援助促進助成 金	386
鉄鋼労連の「第2次時短指針」	277
天安門事件	14
電機労連	
——「ME技術が雇用と労働に与え る影響」	155
——「電気産業の営業マン白書」	156
——の「時短5ヵ年計画」	276
電電公社関東電気通信局事件判決	434
天皇制をめぐる運動	321
電力労連の「原子力コミュニケーショ ン活動」キャンペーン	272
統一労組懇	
——「89年国民春闘白書」	246
——春闘統一スト	252
——の春闘総括	261
——の春闘賃金要求	244
——解散	226
——全国代表者会議	226
統一労組懇、10.11中央総決起集会	263
都議選	346
特定業種人材確保推進事業助成金	386
都労連	319

な 行

NIES	19
日米経済摩擦	23
日米構造協議	23
日教組の分裂	31,193

——における国営企業の賃上げ	253	設備・研究開発投資	154
——における中小組合のとりくみ	254	全教（全日本教職員組合協議会）	193
——における労働争議	143	全国医療	199
——の賃金要求	244	全国金属日本抵抗器支部解雇撤回闘争	271
——の本格的展開	249	全国労働組合総連合→全労連	
公務員の——	252	全国労働組合連絡協議会→全労協	
春季闘争連絡会	253	全国労務管理者大会	122
春闘相場	32	全住連（全国住宅生活協同組合連合会）	293
春闘懇決起集会(3.30)	251	全信労の時間外手当闘争	274
春闘懇(89)の賃上げ要求	245	全生連	313
春闘白書	245	ゼンセン同盟の時短闘争	277
障全協	314	全造船トキワ分会会社解散反対闘争	270
消費者物価	97	全電通のNTT分割・分離反対の取り 組み	271
——の国際比較	100	全日本金属情報機器労組（JMIU）	197
消費税	24	全日本年金者組合	314
——と社会保障	426	全日本民間労働組合連合会→連合 全労協	30,233
——廃止・見直し問題	22,339	——の運動方針	235
消費税廃止法案	324	——の結成	193
消費税反対運動	289,323	——の事業	234
常用雇用指数	88	——の組織の性格と目的	233
常用女子の管理	132	——の役員	234
昭和天皇の死去	321	全労済協会	283
職業安定法の改正	44	全労連	30,226
職業能力開発行政	387	——加盟組織	227
職業能力開発促進法	52	——春闘方針（90年）	231
職業病	166	——組織人員	227
女子雇用管理	132	——の運動方針	231
女子の能力活用	133	——の会費	228
所得保障システム	417	——の結成	192
新規学卒者の需給状況	87	——の国際活動	232
人材Uターンセンター	386	——の国際連帯の方針	233
人事院勧告	410	——の財政	228
人事院の完全週休二日制と週40時間勤 務制の試行要求	411	——の事業目的	227
水爆水没事故	326	——の事務局体制	228
スト規制法	39	——の消費税廃止中央集会	265
スト権スト	50	——の政党との関係	232
生活協同組合	286	——の総選挙方針	232
——の「21世紀を展望する90年代 構想」	290	——の組織機構	228
——の平和・福祉・生活運動	290	——の役員と出身組織	229
生活保護基準	107	全労連行動綱領「希望に輝く未来のため に」	229
生活保護法	67,72	全労連全国一般	198
生協総合研究所	290	総評	
政治改革をめぐる動き	340	——解散	189,220
政労協の分裂	197	——国際自由労連加盟決定	224
世界婦人労働者会議（第5回）	305	——第81回定期大会	223
世界平和連帯都市市長会議（第2回）	327	——第82回臨時（解散）大会	223
世界労連	305		

事項索引

第115臨時——	337
第116臨時——	338
第116臨時——で成立した法律	339
国公総連	196
個別的労働関係法	52
——の課題	63
雇用・失業の動向	26
雇用者の産業別構成	90
雇用対策法	44
雇用調整をめぐる裁判所の判断	54
雇用不安（石油危機による）	52
雇用保険受給資格決定者数	89
雇用保険法	52,68,73,398
ゴルバチョフ	10
さ 行	
「サービス経済化」と労使の課題	137
最高裁判決（官公労の争議行為に関する）	41,50
済生会中央病院事件判決	432
最低賃金	
産業別——	406
地域別——	407
最低賃金制度履行状況	409
最低賃金法	
——の改正	45
——の制定	43
参議院選挙（第15回通常）	342
——と連合の取り組み	207
——での与野党逆転	21
参議院本会議の土井首相指名	338
産業別組織の動向	193
産業労働懇話会	204
C G I L	299
J R各社の不当労働行為救済命令	438
J Rと国労の紛争	161,235
時間外労働の限度に関する目安指針	394
四国森永乳業の企業閉鎖	274
時短診断サービス	394
自治体労働組合全国連絡協議会	195
市長選挙	345
自治労の分裂	30,195
自治労都本部	274
失業保険法	68,73
私鉄総連岡山電軌争議	271
自動車総連の「時短中期計画」	277
児童手当制度の見直し	117,420
資本主義世界経済	16
自民党の参議院選挙におけるの激減	343

社員会	138
社会・民社両党委員長会談	341
社会党	347
——89年度運動方針	352
——機関紙	349
——財政	350
——女性パワーの勝利	348
——第54回定期大会	351
——第67回中央委員会	352
——定期刊行物	350
——党員数	349
——と連合との首脳会談	355
——のアメリカ大使との第1回定期協議	348
——の外国人労働者問題にたいする態度	353
——の国際活動	355
——の世代交替	349
——の総選挙対策	348
——の中国共産党との交流凍結	355
——の朝鮮半島政策の転換	355
——の土井提言	353
——の労働組合との関係	354
——役員	349
参議院選挙における——の大躍進	343,347
都議選における——の躍進	347
社会党・総評センター定期協議	354
社会党・総評定期協議	354
社会党を支持し強める会	355
社会保障	
——の課題	79
——の国際化	77
——関連の税制改正	427
——財政	426
社会保障法制	
低成長下の——	70
敗戦から石油ショックまでの——	65
秋季年末闘争	262
就業・雇用構造	89
就業者の従業上の地位別構成	90
就職協定	116
出産・育児の社会保障	69,77
出入国管理及び難民認定法	27,402
春季闘争	32,244
——総括	258
——妥結状況	254
——におけるN T T・電力回答	252
——における金属労協への集中回答	251

勤労者世帯		公明党「女性の地位向上をはかる7つ	
——の家計	103	のパスポート」	361
——の実収入	101	公明党倫理規範要綱	362
——の消費支出	101	合理化	
草の実会	322	交通・運輸業の——	160
来島グループの解体・再編	158	自動車産業の——	151
経営者団体と連合	204	商業・流通業の——	162
経営者の労働組合観	138	造船・重機産業の——	157
経営戦略と労働力配置	125	鉄鋼業の——	149
経済・産業構造の変動	25	電子・電機産業の——	153
経済同友会「これからの外国人雇用の		合理化反対闘争	268
あり方について」	115	高齢者雇用安定法	60
健康診断の新方式	396	高齢者雇用対策	28
健康保険法の改正	74,75	高齢者集会	315
原水禁の新方向	325	高齢者保健福祉推進10ヵ年計画	415,425
原水爆禁止89年世界大会	325	コース別人事	126
建設労働者の職業生涯モデル	386	国際印刷産業労組常設委員会	306
原爆ドーム保存募金	329	国際化への企業の対応	129
原発反対運動	330	国際化要員	130
県評における対立	221	国際産業別組織→I T S	
公職選挙法改正	340	国際自由労連	301
厚生行政分野の国際協力	416	国際平和東京フォーラム	328
厚生省予算案（90年度）	428	国際労働組合組織	297
厚生年金法の改定	28	国際労働財団	208,220
購買生協	287	国際労連	299
公務員の争議権剥奪	40	——第22回大会	306
公務共闘	196	国鉄清算事業団	161
公明・民社両党委員長会談	341	国内経済の動向	23
公明党	356	国内政治の動向	20
——石田見解	357	国民医療費	421
——石田副委員長の委員長昇格	357	国民医療を守る運動	312
——機関紙	358	国民健康保険制度改革	421
——結党25周年記念集会	358	国民春闘勝利3.26大集会	250
——財政	359	国民春闘連絡会	
——第27回臨時全国大会	359	——の「国民春闘白書」	246
——中央委員会	360	——の春闘賃金要求	244
——定期刊行物	358	国民生活白書（平成元年版）	104
——党員数	358	国民年金法の改定	28
——の89年度予算案への要求	361	国民健康保健法の改正	75
——の国際関係	363	国連軍縮京都会議	328
——の女性の年金権確立の提言	362	国連軍縮週間（第12回）	328
——の新福祉政策	361	国労	161,319
——の政策方針	361	——にたいする地労委の不当労働行	
——役員	360	為救済命令	33,268,438
——矢野委員長辞任	357	国会	
参議院選挙における——の現状維		第114,116——における労働関	
持	343,356	係法案	398
都議選における——の停滞	356	第114通常——	336
		第114通常——で成立した法律	336

事 項 索 引

あ 行

I F F T U (国際自由教育連盟)	303
I F B W W (国際建設・林産労連)	305
I M F (国際金属労連)	301
I L O	
——アフガン難民帰国促進プログラム	447
——原住民および種族民条約の一部改正	443
——条約・勧告の適用状況	443
——職場における化学物質の使用上の安全についての第一次討議	444
——女子の特別な保護措置と機会・待遇の均等に関する専門家会議	445
——総会(第76回)	441
——総会(第76回)におけるハンセン事務局長報告	441
——第1回ホテル・ケイタリングおよび観光事業委員会	445
——の技術協力	446
——の新「連合」統一大会へのメッセージ	220
——の全労連結成大会へのメッセージ	233
——への提訴と関係国内法の改正	40
——夜業についての一次討議	444
——「老後の社会保障保護」報告	444
I L O・日本のマルチ・バイラテラル・プログラム	447
I C F T U→国際自由労連	
I T S	219,225,301
I T F (国際運輸労連)	303
I T G L W F (国際繊維被服皮革労連)	304
I U F (国際食品労連)	304
朝日新聞の合理化	270
アジア交運セミナー	307
アスベスト災害	168
アメリカ経済	17
アルシュ・サミット	15
E C 統合	18
育児休業制度の普及運動	29
池子米軍住宅建設問題	332
池田克也議員起訴	357
一般職業紹介	86

医療供給体制	423
医療保険	74
医療保障	68,421
印刷労連	31,199
宇野首相の辞任	338
宇野内閣の成立	337
F I E T (国際商業事務専門職技術労連)	300
——の会議	304
F I S T A V (国際映画放送労連)	306
F I M (国際音楽家連盟)	307
大型景気	24
沖縄県国頭村のハリヤー飛行場建設問題	332

か 行

カーダール	11
海員組合	237
——のマルシップ混乗合意	272
外国人基礎技能研修生受入事業	391
外国人労働者問題	27,115,171,353,390
海部内閣の成立	338
夏季連続休暇	129
核戦争防止国際医師会議世界大会	327
家内労働法	45
過労死	166
官公労働法制	40
——の再編	50
完全失業者	88
企業グループ労協	142
基地反対運動	331
技能労働者需給状況	87
90年代の社会保障戦略	414
旧労組法	
——の改正	38
——の制定	37
行政改革	
——と官公労法制の再編	50
——と民営化路線	50
勤住協(日本勤労者住宅協会)	293
金属機械(全国金属機械労働組合)	198
金属労協の春闘方針	246
金属労協・化学エネルギー労協連絡会議	262

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
和東京フォーラム〉開催。329 11.14 国連NGO組織〈民族の権利と解放のための国際同盟〉の日本支部結成総会。前野良・原水禁代表委員ら4人を共同代表に選出。 11.15 ウルグアイ・ラウンド非公式閣僚会合の初日に合わせて、コメの自由化反対などを掲げて集会・デモ。農民運動全国連絡会（3,000人）、全日農・中央労農会議（1,000人）。 11.16 原水禁全国委員会、総評解散に伴う新しい運動方針を決定。個人加盟促進、市民運動との連帯など。326 11.17 アイヌの最大組織である北海道ウタリ協会、東京で〈アイヌ民族の新法制定を考える集い〉。500人。同協会による初の大規模な道外集会。 11.18 第1回日本ネットワークーズ会議（代表・栗原彬立教大教授）。大阪。反原発や障害者福祉、女性の地位向上などに取り組む全国各地の市民グループ約100団体、250人が参加。 11.22 太田堯日本教育学会会長の呼びかけで、統一した教研集会を求める集会。 11.26 〈池子の森を守る全国大会〉。神奈川県逗子市、5,000人。 11.26 〈脱原発・東京電力意見株主の会〉結成。日市連を中心に反原発の新戦術。 12. 2 即位の礼と大嘗祭を控え、全国48団体と個人300人の呼びかけで〈象徴天皇制を問う全国フォーラム〉。 12. 6 〈日本を守る会〉や神社本庁、神道政治連盟の代表、即位の礼・大嘗祭を国家行事にと首相に申し入れ。 12. 7 長良川河口堰建設に反対する県民の会結成総会。 12.10 アムネスティ・インタナショナル日本支部主催〈89いま死刑廃止のとき〉。東京・家の光ビル、140人。	訟で消費者側逆転敗訴決定。 12. 8 香川県で犯歴データが信販会社に流れていたことが判明。 12. 9 開高健没、58歳。 12.10 青森県六ヶ所村長選で、核燃料凍結派候補当選。 12.14 福岡地裁、九州靖国訴訟で、権利侵害は認められないとして棄却。 12.15 妊娠中絶の時期短縮に対し母体を考え審議を慎重にと、女性団体要請。 12.18 最高裁、千葉県議選定数訴訟で住民側逆転敗訴。 12.19 慢性毒性が確認されている船底・網塗料T B T O、全面禁止。 12.21 最高裁、4.52倍格差の87年4月兵庫県議選は違法状態と認定。但し請求は棄却。 12.25 凍結受精卵で国内初の女の双子誕生。 12. 一 『現代の理論』12月号で休刊。30年間継続。 〈この年〉 O A 化で事務用紙、大量消費。電算機用前年25%増、コピー用53%増。 〈この年の学会〉 89年度労使関係研究会議（3.14～15、神田学士会館）〈国際化の進展とキャリア形成〉。日本労働法学会（10.8、神戸大学）〈国際化の中の労働法〉。社会政策学会（早稲田大学、5.27～28）〈日本の企業と外国人労働者〉（関西学院大学、10.21～22）〈戦後社会政策の軌跡〉。日本労務学会（6.1～3）〈情報化・国際化と就業形態の多様化〉。	11.24 チェコスロヴァキア共産党緊急中央委総会で新指導部選出。書記長にウルバーネク。12 11.29 チェコスロヴァキア連邦議会、憲法改正案可決。共産党一党独裁廃止など。 12. 1 ゴルバチョフ・ソ連最高会議議長、パチカンを公式訪問。ローマ法王ヨハネ・パウロ2世と会談。外交関係樹立で合意。 12. 1 フィリピン、マニラで国軍将兵の反乱。 12. 2 米ソ首脳会談（～12.3、地中海マルタ沖）。冷戦時代の終了を確認。13 12. 3 東独社会主義統一党、ホーネカー前書記長ら幹部12人の除名とクレンツ書記長以下中央委員・政治局員全員の辞任を決定。12 12. 4 ワルシャワ条約機構5ヵ国、チェコへの軍事介入を自己批判。 12. 7 チェコスロヴァキアのアダメッツ首相辞任。12.10 チェコスロヴァキア、チャルファール内閣発足。非共産党員閣僚過半数。12 12.17 ルーマニア、ティミショアラでハンガリー系牧師の連行に住民の抗議デモ。チャウシェスク体制打倒デモに発展。12.22 政権崩壊。12.24 新政権、全土を掌握。13 12.18 西独社会民主党大会（～12.20、西ベルリン）。新党綱領を採択。 12.20 米軍、パナマに軍事侵攻開始。 12.29 チェコスロヴァキア連邦議会、大統領に〈市民フォーラム〉指導者ハベルを選出。12

政 治 ・ 法 律	経 済 ・ 経 営	労 働 運 動
11.24 リクルート事件〈労働省ルート〉の初公判，東京地裁で開始。 11.25 新行革審の〈国と地方の関係等に関する小委員会〉，国から地方への権限委譲を盛った124項目の改善策を決定。 11.29 自民党政治改革推進本部，中選挙区制の改革など〈政治改革推進重点項目〉をまとめ提出。 12. 1 出入国管理・難民認定法改正案成立。402 12. 1 自民党，消費税見直し法案を発表。飲食料品や入学金などは非課税に。23, 339 12.11 野党4会派提出の消費税廃止関連9法案，参院税特委と本会議で可決。12.12 衆院本会議で主旨説明。12.14 期限切れ廃案が確定。22 12.11 リクルート裁判の〈文部省，N T T ルート〉。12.13 〈N T T ルート〉。12.15 〈政界ルート〉いずれも東京地裁，初公判。 12.14 土地基本法成立。具体的な措置や罰則なし。12.15 国民年金・厚生年金法改正案成立。28, 339, 417 12.14 勝間田清一（元社会党委員長）死去，81歳。349 12.21 社会党初の韓国公式訪問団（団長・山口書記長）訪韓（～12.23）。日韓基本条約維持を声明。356 12.29 政府，90年度の〈行政改革大綱〉決定。国家公務員の定員を3,140人純減。110ヵ所の支所・出張所を整理統合。	げ案発表。但し104有料化。 12. — 住友ゴム，英11組合と統一労使会議設置。 12. 3 労働省ワークシェアリング政策研，高齢者雇用へ時短進めるとの報告書発表。390 12. 5 住友電工，希望者全員65歳まで再雇用する〈エルダースタッフ制度〉創設。 12.14 東商，外国人単純労働者の秩序ある受け入れを提言。 12.17 三重野康日銀新総裁就任。 12.20 同友会〈新しい個の育成—世界に信頼される日本人をめざして〉発表。 12.26 都区部の消費者物価前年比2.7％上昇。過去7年間で最高（総務庁発表）。 12.29 90年度予算政府案決定。一般会計9.7％増の66兆2,736億円。 12.29 東証平均株価終値3万8,915円87銭，29.0％上昇。 12. — 日本企業の対米工場進出，1,000ヵ所突破，20万人を雇用（ジェットロ・ニューヨーク集計）。 〈この年〉卸売物価2.5％上昇，9年ぶりの高い伸び。消費者物価2.3％上昇，5年ぶりの高い伸び。企業倒産7,234件，72年に次ぐ低水準。失業率2.1％8年ぶりの低水準，有効求人倍率1.25倍，16年ぶりの高水準。年間総労働時間23時間減の2,088時間。出超額，最大131億ドル減644億3,400万ドル。経常黒字28.5％減，569億7,500万ドル。粗鋼生産80年以来最高の1億791万トン。	11.22 国労など，〈お父さんを鉄道にかえして，J Rに労働委員会命令の完全履行を求める中央集会〉。3万2,000人。 11.24 新連合初の地方組織〈連合岐阜〉発足。 11.26 和歌山県地評第38回定期大会，全労連との〈連絡，提携〉の方針を決定。地評の存続は京都に続いて2番目。 11.28 〈全国労働者福祉・共済協会〉（全労済協会），設立総会。283 11.30 国労，全面解決要求で1～2時間の第1波全国統一スト。3,829人。 12. 1 新連合，初の三役会議。90春季生活闘争の基本方針，総選挙への対応などを論議。 12. 4 プロ野球選手会労組臨時大会，年金・最低年俸増額要求決定。 12. 6 全労連，消費税廃止を求める中央集会。初の行動。265 12. 7 自治労第57回臨時大会（～12.8），11万5,325人の離脱を確認。 12. 9 国労などが共闘組織〈全国労働組合連絡協議会〉（全労協）結成。約50万人。29, 193, 233 12.10 〈食品産業労働組合協議会〉（食品労協）結成大会。産業別組織の不参加の大手6単組で。 12.11 全労連系のシンクタンク〈労働運動総合研究所〉（労働総研）発足。 12.14 新連合第1回中央執行委員会。賃上げ要求目標，〈8ないし9％中心〉，4野党間の総選挙協力に取り組むと決定。 12.15 日教組第70回臨時大会。全教に加盟した組織の離脱を確認。 12.18 東京地評第41回臨時大会，地評の財産問題を確認。その後，反連合派が第42回定期大会を開催。 12.20 新連合最大の地方組織〈連合東京〉結成。 12.20 〈全日本金属情報機器労組日産自動車支部支援共闘会議〉結成。 〈この年〉組合組織率，25.9％。175

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
8.14 日本キリスト教協議会など〈政教分離の侵害を監視する全国会議〉、大嘗祭反対署名運動を9月から始めることを決定。323 9.7 〈地球環境と大気汚染を考える国際市民シンポジウム〉(～9.8, 京都, 大阪)。9.8 〈地球環境と日本の役割を問う国際市民会議〉(～9.10, 東京)。10ヵ国延べ1500人。地球環境保全東京会議(9.11～9.13)に参加が認められなかった18のNGOや学者・市民が共催。 9.16 〈科学と世界問題に関するパグウォッシュ会議〉の東京シンポジウム(～9.19)。国内から15人, 海外11ヵ国16人が参加。328 10.7 〈アジア人労働者問題懇談会〉など14団体と個人, 難民の人権に政府の配慮を求める緊急声明発表。 10.7 核戦争防止国際医師会議(IRPNW)の第9回大会(～10.10, 広島)に76ヵ国3,000人。10.11～12〈長崎プログラム〉には50ヵ国500人。327 10.9 地球環境保全国際議員フォーラム(～10.10, 東京)。16ヵ国と台湾からの海外代表19人, 日本の超党派国会議員38人が参加し〈政治宣言〉発表。 10.11 〈ただちに消費税の廃止を求める消費者・市民中央集会〉。東京・日比谷公園, 2,500人。主婦連などの実行委員会主催。11.17 3,000人で集会。 10.17 日本住宅会議・都市政策を考える会・都市を考える法律家と建築家の会, 政府, 野党の土地基本法についての代案を発表。 10.23 長良川河口堰建設に反対する会など6団体, シンポジウム開催。11.5 2回目のカヌーイストミーティング。1,000艇3,000人の大水上デモ。 11.11 核兵器廃絶運動連帯・原水禁・核禁会議・連合・創価学会平和委などで構成する実行委員会, 〈国際平	10.22 日赤, 献血で作った血液製剤を超安値(8割引)で販売していることが判明。 10.24 JR常盤線, 補修工事ミスで貨物列車脱線・転覆。この頃ミスによる列車事故多発。 10.30 インド航空, 日本人女性客室乗務員の定年を引き上げ。 10.31 〈大気汚染と気候変動に関するオランダ会議〉のCO₂削減の目標値設定に, 日本, 反対を決定。 11.1 大手コンピュータメーカーによる電算システム設計の超安値落札問題化。 11.6 燃糸工連事件で稲村, 横手前代議員に有罪判決。 11.8 パート収入, 100万円まで非課税に。 11.10 84年1月の有明鉦火災訴訟で5遺族, 1億1,000万円で和解。 11.13 島根医大で父から子へ日本初の生体肝移植。 11.14 88年夏30人の犠牲者をだした衝突事故の〈なだしお〉航海日誌の改ざん発覚。 11.15 横浜市の坂本堤弁護士一家行方不明。11.21 〈救う会〉結成。 11.18 朝鮮人生徒いじめ急増(18日現在48件64人)。朝鮮総連, 政府に防止要請。 11.22 前橋地検, 520人死亡の85年8月の日航機事故で全員を不起訴。遺族会など抗議。 11.下 日本生態学会, 〈リゾート法〉は自然破壊につながると, 関係省庁に要請書を提出。 12.8 最高裁, 鶴岡灯油訴	モ。 10.2 英労働党大会(～10.6)。核政策を転換。一方的核廃棄方針を撤回。 10.7 ハンガリー社会主義労働者党大会。ハンガリー社会党結成を宣言。11 10.18 東独, ホーネカー社会主義統一党書記長・国家評議会議長辞任。後任書記長にクレンツ政治局員。12 10.25 ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長, フィンランドのコイビスト大統領と会談。東欧不介入を言明。 11.3 ソ連リトアニア共和国最高会議, 独自の国籍法と国民投票法を採択。 11.7 ナミビア制憲議会選挙(～11.11)。南西アフリカ人民機構(SWAPO)勝利。16 11.8 東独, クレンツ社会主義統一党書記長, 自由選挙導入などの制度改革を提案。 11.9 東独, 市民の西側旅行と出入国を自由化。ベルリンの壁事実上崩壊。11.10 壁の撤去作業, 一部で開始。 11.10 ブルガリア共産党中央委総会, ジフコフ書記長辞任。後任にムラデノフ外相。 11.13 東独人民議会, 首相に改革派のモドロウを選出。 11.18 EC緊急首脳会議, 東欧民主化支援のための経済援助で合意。 11.20 チェコスロヴァキア, プラハなどで民主化要求デモ。20万人参加。 11.23 ギリシア, 挙国一致内閣成立。 11.24 伊共産党中央委総会, 新政治組織結成決議を採択。

政治・法律	経済・経営	労働運動
提出。22, 338 10. 6 自民党総裁選告示。海部首相無投票で再任。 10.11 衆院予算委員会開会。パチンコ業界から、海部首相ら与野党102人への政治献金が問題化。10.13 社会党、独自の調査結果を公表。340 10.14 田中角栄元首相、政界引退を表明。10.29 鈴木元首相も。 10.16 民社党、連合政権協議に臨む構想〈永末ビジョン〉を公表。371 10.20 社会党中央委員会、〈政治的、経済的には西側の一員に立つ〉ことを明言した党務報告を了承。352 10.20 政府閣僚懇談会、外国人のいわゆる単純労働者の受け入れをこれまで通り認めない方針確認。 10.20 海部首相と7閣僚がパチンコ業界から資金供与を受けていたことが自主調査で判明。公明・民社も献金受領を公表。340 10.26 社会・公明・民社・社民連と連合参議院、税制改革関連5法案を土屋参院議長に提出。339 10.30 公明党石田委員長、連合政権協議に臨む〈石田見解〉を発表。357 11. 6 新行革審の〈公的規制のあり方に関する小委員会〉、内外価格差の縮小などを提言した報告書を提出。 11. 8 参院野党4会派提出の消費税廃止関連9法案審議、参院本会議で開始。野党が主旨説明。11.13 野党4会派共同提出の消費税廃止関連法案にミスが判明。実質審議入り持ち越し。339	10. 8 I J P C, 清算に合意。日本側完全撤去。 10. 9 幕張メッセ開業。 10.11 郷司浩平日本生産性本部名誉会長死去, 88歳。 10.13 ニューヨーク株, 史上2位190ドル暴落。10.16 東京, 今年最大647円安。 10.14 韓国スミダ電機, 労組に倒産通知。日本企業の韓国からの撤去あいつぐ。 10.26 富士通広島支店の1円落札問題表面化。11.24 公取委, 1円入札問題で富士通と日電に嚴重注意。 10.26 ワコール, 年間総労働時間を92年に1,800時間に短縮する計画発表。 10.27 英ポリー・ペック社山水電気買収に調印。 10.31 三菱地所, ロックフェラー・グループ社を買収すると発表。 11. 8 海部首相の私的諮問機関〈21世紀へ向けて目指すべき社会を考える懇談会〉(梅原猛座長) 初会合。 11. 9 関西経済5団体と連合大阪, 初の懇談会。 11.10 国民生活白書〈人生70万時間, ゆたかさの創造〉世代間ワークシェアリング提唱。 11.20 農水省, 減反目標面積の現状凍結決定。 11.21 リコー, 秋休みを加えた〈フォーシーズン休暇〉制導入を決定。 11.28 89年度世界経済白書米の保護主義に懸念表明。 11. — ソニー, 16日連続の長期休暇制度〈フレックスホリデー〉導入へ。長期休暇制導入企業あいつぐ。 12. 1 N T T通信料金値下	11. 4 独立左派系の〈連合反対・全労協推進, 明日の労働運動を担う全国労働者討論集会〉(〜11.5)。922人。 11. 7 海員組合第50回定期大会(〜11.9), 友愛会議からの脱退決定。 11. 7 〈食品関連労働組合統一準備会〉発足。食品労連・全食品同盟・全たばこの3単産。12万5,000人。 11. 7 〈国鉄闘争支援中央共闘会議〉結成集会。35単産・団体が加盟。集会には5,000人。 11. 9 〈全国金属機械労働組合〉(金属機械) 結成大会。全国金属, 全機金など21万2,000人。J C加盟を決定。31, 198 11.10 連合, 総評・官公労, 友愛会議・全官公第18回(最終) 合同会談。 11.13 〈公務・公共業務労働組合共闘会議〉(公務共闘) 結成。32, 196 11.15 日本医労連, 看護婦増員要求などでストを含む統一行動。 11.15 連合系医療労組, 〈全国医療関連労働組合連絡協議会〉(全国医療) 結成。8単産・単組と9地方組織。31, 199 11.15 韓国スミダ電機労組代表ら, 解雇撤回求め来日。12.26 本社前でハンスト突入 11.17 連合不参加の〈全日本教職員組合協議会〉(全教) 結成大会(〜11.18)。18万人。194 11.20 連合, 第2回定期大会。官公労組との統一大会に対する方針を確認。 11.20 統一労組懇解散総会。15年の歴史に幕。226 11.21 総評第82回臨時大会, 組織解散を決定。39年の歴史に幕。189, 220 11.21 〈日本労働組合総連合会〉(連合) 結成大会。官民の74単産・4友好組織。約798万人。日本労働組合運動史上, 最大のナショナルセンターに。29, 189, 209 11.21 〈全国労働組合総連合〉(全労連) 結成大会。27単産・41地方組織。140万人。29, 192, 226

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
7.16 広島 of 市民16人が呼びかけて〈被爆建造物を考える会〉結成。330 7.18 〈「買春」首相に退陣を求める女たちの集会〉。 7.25 沖縄本島北部・恩納村の米軍キャンプハンセン演習場ゲートで、都市ゲリラ訓練施設建設反対で村民250人が座り込み。県警が強制排除。 7.29 核禁会議全国集会。長崎、700人。7.31 広島地方集会。300人。326 7.31 〈核軍縮を求める22人委員会〉の呼びかけで、〈非核法〉構想をテーマにシンポジウム。東京・日仏会館。500人。 7.31 原水禁主催、被爆44周年原水爆禁止世界大会国際会議（～8.2、東京）。8.4 広島大会（～8.6）。8.7 長崎大会（～8.9）。ポーランド〈連帯〉初参加。325 7.ー 全国部落解放運動連合会（全解連）など、部落問題を海外に訴えるため〈国際問題合同委員会〉設立。 8. 1 連合主催、〈平和コンサート〉（～8.3）。東京・新宿駅東口。 8. 3 原水協主催、原水爆禁止世界大会国際会議（～8.5、広島）。8.6 広島大会。8.7 世界大会（～8.9、長崎）。325 8. 4 非核都市宣言自治体全国大会。広島。99自治体首長ら200人。327 8. 4 申楽乃座（さるがくのぞ）、〈反核・平和のための能と狂言の会〉東京公演（～8.5）。8.6 長崎公演。長崎での反核能公演は初めて。326 8. 5 第2回世界平和連帯都市市長会議（～8.6広島、8.8～8.9長崎）。30ヵ国130自治体1,200人。非核自治体は世界で4,300を超えたことが明らかに。327 8. 7 世界先住民族会議（～8.14）。札幌など道内各地で16ヵ国・地域の少数・先住民族の代表が参加。 8.12 〈日本の森と生活を考える・知床全国シンポジウム〉（～8.13、北海道斜里町）。	9. 1 文部省、改正・大学院設置基準、公布・施行。 9. 5 西武バス、深夜バス運行開始。〈都市の24時間化〉 9.12 天皇家の次男・礼宮（23歳）婚約。 9.19 最高裁、〈自販機ポルノ訴訟〉で有害図書規制は合憲と判決。 9.19 横浜防衛施設局、米軍住宅建設で逗子市池子の森伐採を強行。12.13 本訴訟。332 9.19 静岡の鈴木自動車工業でロボットに胸をはさまれ1人死亡。12.13 滋賀のダイハツ工業でも1人死亡。 9.22 国立予防衛生研究所の研究者と米軍との共同研究が発覚。 9.27 東京地裁、反戦運動で懲戒免職になった元自衛官2人の処分は適法と判決。 9.27 国会図書館、明治期の16万冊全面マイクロ化開始。 9.30 関東弁護士会連合会定期大会、〈外国人労働者の人権保障、権済制度の確立〉を宣言。 9.末 全国の映画館数2,000以下に（1,912館）。最高時（60年7,450館）の4分の1。 10. 3 〈第3次教科書訴訟〉で家永側一部勝訴。 10. 7 第2東京弁護士会、セクシャル・ハラスメントについての一日電話相談開催。 10.16 日本ペンクラブ（大岡信会長）、新学習指導要領の〈日の丸〉〈君が代〉強制に反対声明。 10.16 常盤炭砒・井田じん肺訴訟、遺族7人に2,250万円で和解。	党第一書記を大統領に選出。 7.29 イラン大統領選でラフサンジャニ候補圧勝。8.3 大統領就任。 7.30 ソ連人民代議員大会の革新派代議員、〈左翼・急進グループ〉を結成。綱領を採択。 8. 4 ニカラグアの全野党、コントラ解体に合意。 8.14 南アのボタ大統領、辞任表明。8.15 与党国民党のデクラーク党首、大統領代行に就任。 8.19 東独市民約500人、ハンガリーからオーストリアへ脱出。 8.24 ポーランド国民議会上院、〈連帯〉のマゾビエツキ首相を圧倒的多数で承認。9.12 〈連帯〉主導の連立内閣成立。11 9. 4 第9回非同盟諸国首脳会議（～9.8、ベオグラード）。新ベオグラード宣言など採択。 9.10 ハンガリー政府、東独市民の西側出国を承認。9.11 東独市民1万人以上、西独へ出国。12 9.19 ソ連共産党中央委員会総会（～9.20）。保守派の2政治局員などを解任。 9.20 ソ連共産党中央委総会、民族綱領草案承認。共和国の独立採算制移行など。11 9.21 カンボジア駐留ベトナム軍、最終撤兵開始。9.26 撤兵完了。16 9.27 ユーゴスラビア、スロベニア共和国国会、連邦離脱権明記の共和国憲法改正案を可決。 10. 2 東独、ライブチヒで改革要求の市民1万人のデ

政治・法律	経済・経営	労働運動
給与を4月1日にさかのぼって平均3.11%引き上げを勧告。410 8. 8 自民党両院議員総会, 海部俊樹第14代総裁を選出。22, 338 8. 9 参院, 社会党の土井委員長を首相指名。41年ぶりに両院協議会開催。衆院優先で, 海部首相就任。338 8. 9 海部内閣組閣。民間からの高原須美子経済企画庁長官ら女性2人が入閣。338 8.21 社会党土井委員長, 全国選対責任者・書記長会議で安保・自衛隊の存続を明示。総選挙で180人以上の擁立方針を決定。348 8.23 野党4党と連合参議院, 税制改革協議会を開催。消費税廃止法案骨子と税制再改革基本法大綱を策定。 8.24 山下徳夫官房長官, 女性問題で辞任。8.25後任に森山真弓環境庁長官。初の女性官房長官。338 9. 6 社会党土井委員長, アマコスト米大使と第1回定期協議開催。348 9.10 社会党土井委員長, 第5回全国政策研究集会で, 長期政策目標〈新しい政治への挑戦〉(土井構想)を発表。353 9.11 政府〈インドシナ難民対策連絡調整会議〉, 〈経済難民〉の締め出し方針決定。 9.11 政府, 国連環境計画と共催で〈地球環境保全に関する東京会議〉開催(〜9.13)。議長報告〈地球がとるべき行動への提言〉を採択。 9.28 第116臨時国会召集。会期は80日間。社会・公明・民社と連合参議院, 参院に消費税廃止法案など関連4法案	的に取りあげる。 7.27 米国日産の従業員投票, UAW加盟否決。 7.31 同友会石原代表幹事, 5項目の反省盛り込む〈経営者の責務〉発表。 8. 1 トヨタ, 課長・係長など中間管理職なくす組織人事制度改革実施。 8. 7 リニアカー新実験線山梨に決定。 8. 8 経済白書〈平成経済の門出と日本経済の新しい潮流〉発表。 8.16 八百半デパート完全週休3日制スタート。 8.23 日経連, 自民・社会両党による2大政党論を批判する緊急提言。 8.29 三井銀行と太陽神戸銀行, 90年4月合併を発表。 8.30 北炭, 幌内炭鉱閉山を提案。9.29 閉山。 9. 4 日米構造協議スタート(〜9.5) 11.6 第2回協議。米, 土地改革で18項目の提案(〜11.7)。23 9. 7 大阪圏の基準地価, 37.3%急上昇。東京圏は横ばい(国土庁, 7月1日時点)。 9.18 大和銀行, 英ロイズ銀行の米国内15拠点2億ドルで買収に調印。 9.22 前川春雄前日銀総裁死去, 78歳。 9.25 東京の物価, ニューヨーク, ハンブルクの1.4倍(経企庁〈物価レポート〉)。 9.27 ソニー, 米映画配給会社コロビアを46億ドルで買収に合意。 10. 1 村田製作所八日市工場, 5直3交代制導入。 10. 2 電通審, NTT分割が最善との中間答申。271	9.22 〈総評センター〉設立総会。38単産で構成。239 9.24 反連合系の〈全国一般労働組合〉結成。14地方組織, 4万人。31, 198 9.27 連合とAFL・CIOの第2回首脳会談(〜9.28)。 9.29 新連合の結成大会の準備・運営にあたる〈統一準備会〉が発足総会。188 10. 3 全林野と全山労が合同, 〈全日本森林関連産業労働組合連合会〉(森林労連)を結成。3万4,000人。 10. 8 第1回コミュニティユニオン全国交流大会。23ユニオン, 約80人。 10.11 全建総連第30回定期大会(〜10.13)。〈連合〉〈新連合〉に加入せず〈中立を堅持〉を決定。 10.16 国労, 〈反失業・国鉄清算事業団闘争勝利・JRに労働委員会命令完全履行を求めるキャラバン〉開始。 10.16 全建総連など〈労災補償制度改革阻止中央総決起集会〉。1,100人。 10.19 連合第20回中央委員会。民間連合として最後の中央委員会。 10.19 京都総評(10万2,000人)第36回定期大会(〜10.20)。〈全労連〉加盟を決定。 10.20 〈日本国家公務員労働組合総連合会〉(国公総連)結成。全農林など5組合, 4万6,000人。32, 196 10.26 連合とDGBの第2回首脳会談。EC統合などで協議。 10.27 国労・出版労連・新聞労連など, 〈90春闘懇〉結成。 10.27 日教組第69回臨時大会, 反主流派中執委員など32人を除名。194 10.28 日教組大学部, 日教組を離れ〈全国大学高専教職員組合〉(全大教)を結成(〜10.29)。4万人。 10.31 国公労連第28回定期大会(〜11.2), 全労連への参加決定。 10.31 〈JRの安全とサービス確保, 国鉄労働者の雇用と権利を守る中央行動〉。2,000人。

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
がシンポジウム（～5.4, 岐阜県郡上八幡町）。5.5 カヌー300艇で水上デモ。 5. 9 沖縄県の〈沖縄県慰霊の日〉の休日廃止条例法提出に反対し, 21の市民団体が那覇市内で集会。 5.14 福井県と関西の反原発グループの1,000人, 関西電力美浜原発前で若狭地方で初の〈人間の鎖〉。331 5.26 社会党・総評・護憲連合など, 水爆水没事故に対する抗議集会。神奈川・横須賀臨海公園, 2,800人。326 5.29 沖縄県市長会・町村長会・議会議長会の合同会議, 水爆水没事故の真相究明, 核関連部隊撤去, 非核3原則厳守などを決議。326 6. 1 日本書店商業組合連合会, 傘下の全国1万3,000店で消費税反対署名運動開始。目標100万人。324 6. 1 〈国際非核自治体デー記念シンポジウム—今, 海の非核化を考える〉。非核宣言自治体の首長を含む400人が参加。327 6. 4 中国政府の民主化運動への武力弾圧に抗議して, 在日中国人留学生らデモ。1万2,000人。 6.13 中国当局の武力弾圧, 虐殺糾弾青年学生緊急大集会。全学連・青学連など。日比谷野音, 3,000人。 6.17 全国218ヵ所に〈過労死110番〉設置。この日1日で309件の新規相談。〈カローシ〉国際語に。167 6.26 全中主催〈コメを守るシンポジウム〉。ガッツ石松, バーバラ寺岡らパネリストと農民1,500人, 消費者団体500人。6.30 消団連, ワシントンポスト紙に意見広告掲載。 7. 2 神奈川県横須賀市で, NEPA（米国家環境政策法）をもとに核疑惑艦の入港差し止めを求める裁判を米連邦裁に起こすための原告団〈NEPAの会〉の発足集会。327 7.14 外国人労働者を救援する民間団体〈カラバオの会〉, 入管法改正反対署名6,000人分を谷川法相に提出。	6.20 最高裁, 百里基地訴訟で憲法判断回避, 平和生存権不承認, 自衛隊黙認の上告審判決。住民の上告棄却。 6.24 美空ひばり没, 52歳。 6.27 東京高裁, 家永第2次教科書訴訟で一審判決取り消しの判決。 6.30 横浜の廃棄物処理業者が解体中の耐火金庫から1億7,000万円発見。7.3 創価学会関係者のものと判明。 7. 6 外国人労働者200人を違法に派遣し, 3億円をピンハネしていた神奈川県の人材派遣会社社長逮捕。 7. 7 堀之内農水相, 〈女性に政治は無理〉と発言, 問題化。7.8 撤回し, 陳謝。 7. 9 伊豆半島群発地震。18人負傷。 7. 9 昭和天皇の課税遺産18億円, 〈私財〉所有を明確化。 7.20 筋拘縮症訴訟（山梨グループ589人）, 12年ぶりに和解。製薬7社, 計29億円を支払う。 7.25 88年7月の〈なだしお事故〉海難審判で, 自衛隊に組織責任ありとの裁決。 8. 5 福岡市内の元出版社勤務の女性, 〈性的いやがらせ〉で退職させられたと, 会社と上司を提訴。〈セクシャル・ハラスメント〉問題化。 8. 7 伊藤律没, 76歳。 8.11 幼女連続誘拐殺人事件で宮崎勤（26歳）を逮捕。〈おたく族〉〈Mの世代〉流行語に。 8.14 環境庁, 酸性雨, 日本全域で検出と調査結果公表。酸性霧も各地で発生。	貿易法スーパー301条の〈不公正貿易国〉と特定。23 5.28 韓国, 全国教職員労働組合結成。1万5,000人参加。28年ぶりの教員労組。 6. 4 中国, 戒厳部隊, 北京天安門広場に突入。民主化運動の武力弾圧始まる。 6. 4 イラン最高指導者ホメイニ師死去。 6. 7 ILO第76回総会（～6.28）。441 6.16 ハンガリー, イムレ・ナジ元首相の正式葬儀。30万人参加。 6.18 ポーランド上下両院選挙第2回投票。戦後初の自由選挙で〈連帯〉圧勝。与党大敗。11 6.23 中国共産党13期4中全会（～6.24）。趙紫陽総書記を解任。新総書記に江沢民政政局員を選出。15 6.24 ハンガリー社会主義労働者党中央委総会, 党議長に急進改革派のニエルシュを選出。11 6.30 スーダンで軍事クーデター。マハディ政権崩壊。 7.10 ソ連, 西シベリアのクズネツク炭田で炭鉱スト。 7.14 ケメロボ州9市に拡大。参加者8万人に。7.17 ウクライナ共和国ドネツク炭田地帯へ拡大。7.19 ロシア, ウクライナ, カザスの各共和国の4地区に拡大。7.20 クズネツク炭田でスト委員会と党・政府合意。炭田の独立採算制, 夜間割増賃金導入など。7.25 職場復帰開始。7.26 コミ共和国内のストほぼ収束。10 7.19 ポーランド国民議会, ヤルゼルスキ統一労働者

政治・法律	経済・経営	労働運動
8 自民党離党を表明。5.31 中曽根派会長も辞任。20 5.27 1989年度予算, 35年ぶり自然成立。 5.28 自民党, 25日間の会期延長を単独可決。 6. 1 原健三郎衆議院議長, 辞表提出。 6. 2 自民党両院議員総会, 宇野宗佑外相を第13代総裁に選出。同夜組閣完了。337 6. 3 宇野内閣, 初閣議で①閣僚は在任中派閥を離党する, ②閣僚の資産公開を家族まで広げる, ③閣僚の株取引禁止を申し合わせ。340 6. 3 共産党宮本顕治議長, 議員引退を表明。6.8 中央委員会総会で村上弘委員長の辞職を認め, 不破副議長を後任に選出。363, 364 6.17 野党4党, 政治献金規正法改正共同要綱を発表。企業献金は3年をメドに廃止する方針。341 6.20 自民党伊東正義前総務会長, 党政治改革推進本部就任を受諾。本部長代理に後藤田元官房長官。 6.25 参院新潟補選で社会党大淵絹子候補, 自民党候補に大差で当選。 7. 2 都議選投票。社会党, 3倍増の大躍進, 自民党は惨敗。21, 346 7. 5 第15回参院選公示。比例区に40政党385人, 選挙区に285人が立候補。342 7.23 参院選投票。自民党惨敗, 過半数を大きく割る。社会党大躍進, <連合> は11人当選。21, 342 7.24 宇野首相, 参院選惨敗で退陣を表明。338 8. 4 人事院, 国家公務員	5.17 日経連総会, 政治改革断行求める緊急提言。 5.19 4月の卸売物価1.7%前月比上昇。80年以来の大幅上昇(日銀発表)。 5.23 経団連総会, 企業倫理確立へ決議。<虚礼廃止懇> 作る。9.13 <虚礼自粛に関する申し合わせ> 決定。 5.31 公定歩合0.75%引上げ。10.11 第2次引上げ。12.25 第3次引上げ4.25%に。 6. 1 山下新日本汽船とジャパンライン合併, ナビックスラインに。 6. 7 社会経済国民会議, <豊かさの実感をめざして> 改革推進へ政治臨調設置を提起。 6. 8 大阪地裁, 新和観光開発に破産宣告。負債総額, 戦後最大の3,090億円。 6. 9 通産省審議会 <90年代流通ビジョン> まとめる。大店法の運用緩和など。 6.15 円安進行。ドル終値151円30銭。 6.17 生産性本部 <労働新時代の賃金と成果配分> 発表。30~40代重視を提起。 6.19 経済5団体, 全政治資金の公開など政治改革で自民党に提言。 6.27 NTT, INSネット1500サービス開始。 7. 4 政府・自民党, 生産者米価据え置きで政治決着。米審は2.55%引下げ答申。 7. 4 同友会 <外国人との共生を目指して> 発表。 7.13 JR東日本, 地裁命令に従い国労組合員を原職復帰。 7.18 《労働白書》高齢者雇用, 女子パート問題を集中	7.28), 新連合不参加を決定。 7.31 日教組の反主流派, <教職員組合全国連絡会> を結成。31, 193 8. 3 政労協第63回定期大会 (~8.6), 新連合への一括加盟を可決。197 8. 4 <たたかうナショナルセンター結成準備会> 発足総会。191 8.17 連合第19回中央委員会, 消費税廃止を初めて明確に打ち出した <臨時国会に連合の望む態度> 決定。 8.23 自治労第56回定期大会 (~8.26), 新連合への加盟を決定。195 8.25 凸版印刷労組など, <印刷情報メディア産業労働組合連合会> (印刷労連) 結成。2万785人。31, 199 8.30 全国金属第64回定期大会 (~9.1), 全機金などとの組織合同決定。 8.30 年金受給者の個人加盟全国単一組織 <全日本年金者組合> 結成大会。314 9. 2 国労第54回定期大会 (~9.4)。<全労協結成に参加> の方針決定。 9. 6 日教組第68回定期大会 (~9.9)。新連合加盟方針決定。反主流派の23県教組・高教組と私学部欠席。31, 194 9. 6 全港湾第55回定期大会 (~9.8), 新連合への加盟の可否は引き続き検討と決定。 9. 6 国労, <清算事業団闘争勝利・不当労働行為を許さない総決起集会>。4,500人。 9. 7 炭労, 北炭幌内炭鉱の閉鎖提案に全国7支部が抗議の24時間スト。 9. 9 <全労協の結成をめざす準備会> 結成大会。 9.12 金属労協 (IMF・JC) 第28回定期大会。中村議長, 消費税廃止せず <EC型の付加価値税に転換> すべきと表明。 9.14 連合と経団連, 第2回首脳会談。税制改革などで協議。 9.21 総評第81回定期大会 (~9.22), 11月解散と国際自由労連加盟を決定。189, 220, 223

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
ト全国懇談会〉設立。 2.22 〈文部省の弔意表明の強制は人権侵害〉と、全国の弁護士有志448人が西岡文相に申し入れ。 2.23 大阪・箕面忠魂碑違憲訴訟など全国7つの靖国関係訴訟の原告・弁護団ら17団体、〈大喪の礼〉への国費支出は違憲とする共同声明を発表。 2.24 〈大喪の礼〉に反対・抗議する集会が全国各地で開催。321 2.26 沖縄・国頭村で米軍ハリアー基地建設反対村民大会。3,000人。3.3 宜野湾市で県民集会。6,000人。332 3.22 婦人有権者同盟、竹下内閣退陣と政治改革を求める要望書提出。 4. 9 青森県六ヶ所村で〈反核燃の日全国集会〉。社会党・総評と全国約80の市民団体が呼びかけで1万900人が参加。同県史上最大の集会に。330 4.12 〈リクルート疑惑を徹底究明し、政治に常識を取り戻す国民会議〉、中曽根喚問・内閣総辞職・国会解散などの要望書を官房長官に手渡す。 4.20 サラリーマン新党代表ら20人、竹下首相と国を相手どり、消費税額などの損害賠償請求を提訴。 4.23 〈原発とめよう4.23大行動〉。東京・多摩川に3,000人など全国各地に5000人。330 4.26 消団連・税制会議・各界連など6団体主催〈消費税廃止、リクルート疑惑徹底究明集会〉。東京・日比谷野音、7,000人。323 4.27 〈日本の森林復元を求める1千万署名推進委員会〉(代表・大石武一元環境庁長官ら6人)、800万人の署名を衆参両議長に提出。 4.29 〈ゴルフ場問題全国連絡会議〉初の全国交流集会(〜4.30)。ゴルフ場の規制緩和に反対する決議採択。 4.29 〈みどりの日〉。天皇制の賛美・強化に反対し全国各地で集会とデモ。〈日本を守る国民会議〉、大嘗祭の国家行事化を求めてシンポジウム。 5. 3 〈長良川河口堰に反対する会〉	こえ〉代表) 没, 88歳。 3. 8 最高裁, 法廷傍聴メモ原則自由の初判断。 3.15 東京地裁八王子支部, 横田基地3次訴訟で爆音被害に3億3,000万円の賠償命令。 3.17 愛媛訴訟で松山地裁, 玉ぐし料支出に違憲判決, 知事(当時)に公費返還命令。 3.24 鳥屋野潟訴訟で, 新潟地裁, 湖底売買契約無効を判決。 4.18 福岡地裁, 予防接種禍訴訟で被害者全面勝訴。 4.20 朝日新聞カメラマン, サンゴを故意に損傷し記事を捏造する事件発覚。 5. 7 米誌ニューズウィーク誌, 1965年に水爆積んだ米攻撃機, 沖縄近海に水没, 未回収と発表。326 5.12 大津市で遊説中の山口社党書記長ら, 右翼に襲われる。 5.12 東京電力, 原発稼働分の電気料金未払の丸木美術館の電気を止める。 5.27 千葉市, 処理しきれないごみを青森・田子町の民間処理場に移送していたことが判明, 問題化。5.27 市中止を決定。 5.29 ベトナム難民ら107人, 長崎県五島列島の美良島に上陸。以来難民船の漂着続出。10月28日現在2,804人(法務省調べ)。うち1,660人は中国人の偽装難民と判明。 6. 9 《サンデー毎日》, 宇野首相の〈買春〉を報道。女性団体, あいつぎ抗議。 6.19 風早八十二没, 89歳。	減, 91年以降大幅削減へ。4.8 合意文書採択。 4.15 胡耀邦前中国共産党総書記死去。4.17 北京天安門広場で学生1,000人による胡耀邦追悼行進。〈封建・独裁主義打倒〉を訴え。14 4.17 ポーランド, ワルシャワ地裁, 自主労組〈連帯〉の登録を承認。〈連帯〉, 6年半ぶり合法化。 4.22 中国, 胡耀邦・前党総書記の追悼大会。北京の天安門広場に20万人集結。 4.28 米通商代表部, 各国別貿易障壁報告を公表。日本の電気通信分野に報復関税の制裁実施を決定。 5. 2 ハンガリー政府, オーストリア国境の鉄条網撤去作業を開始。12 5. 3 米通商代表部, 電気通信分野での市場開放に関する対日制裁候補リストを公表。 5. 8 ハンガリー社会主義労働者党中央委総会, カール議長を解任。11 5.12 ブッシュ米大統領, テキサス農工大で演説。対ソ封じ込め政策転換を表明。 5.13 中国, 北京天安門広場で学生2,000人, 無期限ハンスト突入。5.20 北京中心部ほぼ全域に戒厳令。 5.15 ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長, 中国公式訪問。5.16 鄧小平中央軍事委主席と会談。国家・党関係正常化を確認。 5.25 ソ連人民代議員大会, 初代最高会議議長(国家元首)にゴルバチョフ書記長を選出。 5.25 米政府, 日本を包括

1989 (昭和64, 平成元) 年

政治・法律	経済・経営	労働運動
一ケタ台まで低下。337 4. 7 社会・公明・民社・社民連4野党党首会談。連合政権協議会結成で合意。4.19 初会合。340 4.11 竹下首相, 予算委員会で, リクルート社からの政治献金について釈明。 4.14 リ社が安倍自民党幹事長夫人へ顧問料名目で毎月30万円を支払っていたことが判明。 4.17 青木環境庁長官, フロンガスの〈今世紀末までに全廃〉を初めて表明。 4.24 文相の諮問機関・中央教育審議会, 第14期の審議をスタート。 4.25 竹下首相, 退陣を表明。21, 337 4.27 自民党, 衆院予算委員会を単独開会し89年度予算案を強行可決。4.28 衆院本会議でも自民単独採決。383 4.28 青島幸男参院議員, 強行裁決に抗議して辞表提出。繰り上げで, いずみたく (今泉隆雄) 候補が当選。 5. 2 春日一幸元民社党委員長死去, 79歳。 5.16 公明党池田克也衆院議員, 辞職, 離党届提出。 5.17 矢野公明党委員長, 緊急三役会議で辞任。 5.19 自民党政治改革委員会 (後藤田正晴会長), 政治改革大綱答申。 5.21 公明党第27回臨時大会開催。石田幸四郎委員長, 市川雄一書記長を選出。359 5.22 藤波孝生元官房長官, 池田克也代議士, 受託収賄罪で在宅起訴。20, 337 5.25 中曽根前首相, 衆院予算委員会で証人喚問。5.2	3.17 88年のGNP実質成長5.7%, 15年ぶりの高成長 (経企庁発表)。 3.20 五島昇日商名誉会頭死去, 72歳。 3.25 日本の近代製鉄発祥の地, 釜石の高炉休止。 3.27 通産省, 2000年目標の新工場再配置計画。新工場の4分の3を地方に誘導。 3.28 同友会, 外国人単純労働者の条件つき受け入れを提言。115 4. 1 消費税導入。25, 323 4. 4 生産性本部, 労使関係白書〈サービス経済化と新たな労使の課題〉円高の賃上げ時短への効果指摘。 4. 6 金属大手賃上げ回答。4年ぶり5%乗せ, 時短年1~3日休日増。32, 251 4.12 公取委, 消費税便乗値上げで理容業など7業種を一斉調査。 4.12 富士通, 英で半導体一貫生産を発表。 4.21 中小企業白書〈円高定着下で進展する構造転換と新たな課題〉発表。 4.21 石原同友会代表幹事内閣退陣勧告。 4.27 松下幸之助死去, 94歳。 4.28 FSX協議決着。米生産分担40%確認。 4月末 外貨準備高1,000億ドル突破。 5. 1 同友会〈望まれる企業市民像〉, 海外進出企業に地域密着の文化交流促す。 5. 2 経企庁〈外国人労働力に関する研究会〉, 単純労働者の受け入れ, 条件つき容認を提起。	談, 統一準備作業委員会への日教組の参加資格問題で協議。 4.11 〈連合への吸収・合併に反対する大都市職労連絡会〉, 89春闘交流大集会。3,000人。 4.14 89春闘共同行動実行委員会・東京春闘懇・首都労組連の共催で集会。1万7,000人。252 4.21 連合の統一対策委員会。予定していた〈統一準備作業委員会〉の設置断念。かわって〈統一案起草委員会〉を設置するなど決定。 5. 1 第60回メーデー。中央メーデーは連合系 (19万6,000人), 統一労組懇系 (23万人), 都労連系 (3万1,000人) の3つに分裂開催。190, 318 5. 8 民放労連・出版労連・広告労協の呼びかけによる〈ナショナルセンターに関する情報交換会〉。反・非〈連合〉の42単産・組織。190 5.11 連合と総評・官公労, 友愛会議・全官公の初の合同首脳会談 (第14回首脳会談)。〈統一案起草委員会〉〈実務者委員会〉〈官民統一推進会〉の設置を決める。5.11 〈統一案起草委員会〉〈官民統一推進会〉発足。5.15 〈実務者委員会〉発足。 5.20 労働者協同組合などが〈いま「協同」を問う5月集会〉 (〜5.21)。 5.24 連合が中心となった財団法人〈国際労働財団〉正式発足。208 6.11 鉄道労連第4回定期大会 (〜6.12), 略称を〈JR総連〉に変更。 6.19 都労連第44回大会, 〈全労協結成に向けて奮闘〉を決定。 6.23 〈たたかうナショナルセンターづくりに向けての円卓会議〉第1回会議。190 6.27 京都総評第35回臨時大会, 〈自主的な独立したローカルセンター〉として存続することを決定。 7.25 私大教職員の産別組織〈日本私立大学教職員組合連合〉 (私大教連) 結成。2万人。 7.26 新聞労連第74回定期大会 (〜

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
1. 7 昭和天皇死去で、わだつみの会、日本キリスト教協議会など〈天皇賛美に抗議の声を！緊急市民集会〉。各党・労働組合・市民団体・民主団体などが声明を一斉に発表。7日から9日まで全国26ヵ所で天皇への弔意強制に反対する取り組み（日本キリスト教団・天皇代替わりに関する情報センターの調査）。321 1.11 国連NGOの登録申請中の〈反差別国際運動〉、全解連と全国自由同和会に加入要請。1.19 全解連、拒否。2.4 国連NGO、登録の決定延期。 1.13 歴史学研究会など4学会、〈朝見の儀〉など〈憲法のワクをこえた現代天皇制の構築〉に反対する共同声明発表。 1.22 〈脱原発法全国ネットワーク〉、法制定を求める署名運動を開始。330 1.24 〈農民運動全国連絡会〉（農民連）結成大会（～1.26）。47都道府県4万人の全国中央組織。 2. 1 広島市、原爆ドームの永久保存のための1億円募金よびかけ。12.25 募金締切り。総額3億7,085万円。329 2. 6 指紋押捺を拒否し外登法違反の罪に問われている34被告、大赦を拒否する連名の声明。6.1 うち13被告、損害賠償請求を大阪地裁に提訴。 2.11 平成初の〈建国記念日〉に各地で反対集会。推進派の式典は〈自粛〉中止。 2.11 文部省の新学習指導要領に、歴史教育者協議会が〈抜本的再検討〉を求める要望書提出。家庭科教育研究者連名も。2.21 日本歴史学協会も。 2.17 日本青年団協議会主催〈平和な世界をつくる各界懇談会〉。原水禁・平和事務所・有権者同盟・地婦連などの代表40人。 2.19 〈琵琶湖を守る万民会議〉らの呼びかけで〈琵琶湖復活プロジェクト	1. 7 天皇死去。文部省、弔意表明を各都道府県教委に通達。全国の2割の公立校で黙とう。 1. 7 天皇死去に伴う異常報道に苦情続出（7, 8両日のNHKだけで1万5,700件）。 1.11 朝日新聞、故入江相政侍従長日記に〈天皇がアメリカの沖縄占領を望んだ〉との記録ありと発表。 1.18 防衛庁と在日米軍、厚木基地の米軍夜間発着訓練の硫黄島移転で合意。331 1.26 都労委、国労組合員308人の差別配属につき不当労働行為として、JRに原職復帰を命令。以後全国地労委で国労側勝利命令続出。268 1.31 静岡地域、54年の島田事件の赤堀政夫死刑囚に無罪。 2. 1 新聞値上げ、1ヵ月2800→3100円に。 2. 9 手塚治虫没、62歳。 2.10 〈遠州じん肺〉控訴審、3億6,000万円で和解。 2.10 文部省、小中高校の〈学習指導要領〉改訂案を公表。日の丸・君が代義務づけ。 2.10 宇都宮市大谷町の大谷石採石場で大陥没。 2.15 〈大喪の礼〉の2月24日を休日、4月29日を〈みどりの日〉、12月23日を〈天皇誕生日〉とする法改正、成立。 2.22 佐賀県の吉野ヶ里で弥生時代の環濠遺跡発見。 2.24 昭和天皇〈大喪の礼〉に164ヵ国28国際機関の弔問代表ら9,800人参列。東京・新宿御苑。 3. 6 志賀義雄（〈日本の	1.20 ブッシュ米大統領就任。10 2. 1 韓国、ハンガリーと国交樹立。貿易・経済協定調印。 2. 3 先進7ヵ国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）。〈インフレ再燃防止が当面の最大課題〉で一致。 2. 7 ECの半導体に関する原産地規則発効。 2.10 ハンガリー社会主義労働者党中央委総会（～2.11）複数政党制移行を決定。11 2.15 ソ連軍、アフガニスタン撤退完了。 3. 5 中国・チベット自治区のラサで独立要求のデモ隊と警官隊の衝突。11人死亡、100人以上負傷。3.8 中国政府、ラサに戒厳令を発動。 3.10 ブレイディ米國務長官、累積債務問題の新戦略を発表。IMF・世銀の利払保証の承認など。20 3.16 ユーゴスラビア、マルコビッチ内閣成立。市場経済政策の大幅導入を表明。12 3.18 伊共産党第18回大会（～3.22、ローマ）。民主集中制を放棄。 3.21 ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長、2年間で兵力50万人削減などの最高会議幹部会令に署名。 3.25 韓国、在野勢力指導者文牧師、朝鮮民主主義人民共和国に入国。3.27 金主席と会談。4.13 韓国公安当局、文牧師逮捕。 3.26 ソ連人民代議員大会選挙。党員候補の2割落選。 4. 7 ガットのウルグアイ・ラウンド事務レベル交渉合意。農業保護策の短期削

政治・法律	経済・経営	労働運動
1. 7 昭和天皇死去，87歳。皇太子明仁即位。新元号〈平成〉，8日から改元。 1.23 社会党第54回党大会開催（～1.25）。351 1.24 原田経企庁長官，リクルートコスモス社からの献金問題で辞任。337 1.27 政治改革に関する有識者会議（賢人会議）初会合。340 2. 7 民社党塚本委員長，リクルートコスモス未公開株譲渡問題で辞意表明。370 2.10 第114通常国会再開。 2.12 参院福岡選挙区補選で社会党淵上貞雄候補が自民党候補に大差をつけ当選。21，348 2.13 江副リクルート前会長ら4人逮捕。3.6 真藤NTT前会長逮捕。 2.17 共産党，村上委員長の入院で，金子書記局長を委員長代行に。363 2.22 民社党第34回定期党大会開催（～23日）。永末委員長，米沢書記長を選出。373 2.27 中曽根前首相，リクルート問題で記者会見。疑惑を全面否定。3.1 訪米計画を断念。 2.27 年金審，厚生年金65歳繰り上げを答申。 3.19 千葉県知事選で自公民推薦の現職・沼田武氏3選。共産党推薦候補が19万票差に迫る78万票を獲得。 3.22 自民党，厚生年金支給開始年齢65歳繰り延べ問題棚上げを決定。 3.23 超党派の国会議員OBによる政治浄化連盟結成。 3.29 毎日新聞の世論調査で，内閣支持率9％と初めて	1. 4 同友会年頭見解〈21世紀に向けての日本の役割と経営者の責務〉，企業・経営者の倫理訴え。 1.14 国の行政機関の土曜閉庁制度スタート。411 1.17 政府・自民党，整備新幹線着工決定。 1.18 日経連労問研報告〈真の豊かさの実現のために〉賃上げより物価引下げをと主張。111，248 1.24 89年度予算政府案決定。6.6％増60兆4,142億円。防衛費3年連続GNP1％枠突破。ODA大幅増。 1.25 関西同友会〈外国人労働者問題への提言〉，国際化へ原則受け入れ提起。116 1.27 トヨタ，英に単独工場建設と発表。152 2. 1 相互銀行52行，普通銀行に転換。 2. 1 韓国製ニット，ダンピング提訴問題，韓国側の自主規制で決着。 2. 3 米国日産，黒人・女性などへの差別問題で和解金支払いに同意。 2. 4 金融機関完全週休2日制スタート。 2.10 新日鉄広畑4号高炉休止を年末まで延期。鉄鋼各社で休止延期あいつぐ。 2.15 労働省，白ろう病労災打ち切りに手続きミスがあったとして補償再開を決定。 2.25 労働省の労働保険審査会，徳島の家具製造会社工場長の死を過労死と逆転労災認定。 3. 7 日本初の民間衛星〈JCSAT1〉打ち上げ。 3. 8 日電と松下，2000年目標にフロンガス全廃決定。	1.25 統一労組懇全国代表者会議。〈総評解体前に階級的ナショナルセンター結成を〉と表明。 1.27 〈89春闘共同行動実行委員会〉結成。統一労組懇・89春闘懇・純中立労組懇の36組合による。190 1.27 友愛会議第3回総会。官民統一への方針決定。 1.30 連合と日経連の第5回首脳会談，共同社宅構想の検討で意見一致。118，249 2. 1 相銀全労，〈全国銀行員組合連合会議〉（全銀連合）へ改称。 2. 3 国公労連など4単産，第60回メーデー実行委員会に〈運営要綱〉改正の撤回申し入れ。 2.16 国労，〈反失業・1人の首切りも許さない！国鉄清算事業団闘争2周年総決起集会〉。5,500人。 2.17 〈京都総評の強化・発展をめざす決起集会〉。1,200人。 2.27 連合と日経連，第6回首脳会談。賃上げと労働時間短縮で，時短については意見一致。 2.27 連合不参加の新産業別組織〈全日本金属情報機器労働組合〉（JMIU）結成。1万2,000人。31，197 2.28 自治労第55回臨時大会（～3.1）。反主流派7府県本部は欠席。 3. 9 日教組第67回臨時大会（～3.10），〈統一準備作業委員会〉への参加を決定。31，185，193 3.17 自治労反主流派，新自治体産別へむけ〈自治体労働組合全国連絡協議会〉（全国連絡協）発足。約30万人。30，195 3.25 連合と総評，賃上げ・時短などで総決起集会，5万人。 3.26 統一労組懇系の諸団体，国民春闘勝利大集会，7万人。250 3.30 89春闘懇，春闘勝利総決起集会，3,300人。251 4. 1 連合・総評共催，〈男女雇用均等法施行3周年記念集会〉。150人。 4. 4 連合5人委員会と日教組が会

社会・労働運動年表

1989.1.1～1989.12.31

* 〈政治・法律〉〈経済・経営〉〈労働運動〉〈社会運動〉〈社会・文化〉〈国際〉の6欄からなっている。

* 各項目の末尾に付してある数字は本文の掲載頁を示す。

例： 9. 6 日教組第68回定期大会（～9.9）。

新連合への加盟方針を決定。反主流派
の23県教組・高教組と私学部が欠席。

31, 194

は日教組に関する記述が、本文の31頁、194頁にあることを示す。
当該項目についてさらに詳しく知りたいときは、本文を参照されたい。

第60集執筆者名一覧（50音順）

相田利雄	青木俊昭	浅野富美枝
浅見和彦	五十嵐仁	今井邦明
大曾根寛	金子和夫	上林千恵子
木下武男	櫛田豊	佐伯哲朗
酒井一博	庄司博一	高田一夫
高橋友雄	高藤昭	谷口朗子
手島繁一	中野邦夫	中村和夫
西尾賢一	二村一夫	橋元秀一
長谷川義和	早川征一郎	平井陽一
松崎義	嶺学	山下幸司
八島靖夫	由井格	

検印省略

日本労働年鑑 第60集／1990年版

発行	1990年7月5日
編著	法政大学 大原社会問題研究所
発行者	柳沢明朗
発行所	労働旬報社 東京都文京区目白台2-14-13 電話 (03) 943-9911 振替 東京 0-180374
印刷所	真珠社

—Contents—

Introductory: Political and Economic Trends: Focus of the Labor Problem / 9
Special Topic: The problems of the Labor Laws and the Social Security Laws in the Post-War Japan / 35

Part1 Labor Economy and Worker Livelihood

- I *Labor Economy* / 84
- II *Worker Livelihood* / 96

Part2 Labor Management and Labor Relations

- I *Management Organizations* / 110
- II *Labor Management* / 120
- III *Collective Bargaining and Labor Disputes* / 136
- IV *The Condition and "Rationalization" of Industry* / 147
- V *Industrial Accidents and Occupational Disease* / 164

Part3 Trade Unions and the Labor Movement

- I *Trade Union Organizations* / 174
- II *Nationwide Trade Union Organizations* / 200
- III *Wage Demands and Disputes* / 242
- IV *The Trade Union Response to "Rationalization"* / 266
- V *Movement for Workers' Welfare* / 279
- VI *Japan in the International Trade Union Movement* / 296

Part4 Trade Unions and the Social and Political Movements

- I *Social Security Issues* / 310
- II *Social Movements* / 317
- III *Political Parties* / 334

Part5 Labor Policy and Social Welfare Policy

- I *Labor Policy* / 380
- II *Wage Policy* / 404
- III *Social Security Policy* / 413
- IV *Labor Relations Commission and Labor Precedents* / 429
- V *I. L. O.* / 440

Appendix (a) Diary of Trade Union Conferences / 451
(b) List of Trade Unions / 474
(c) Directory of Trade Unions / 486
(d) List of Statistical Tables / 488
(e) Index / 497

Labor Diary January-December 1989 / 510